

令和2年度
浄化槽の指導普及に関する調査結果

令和3年2月

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

令和2年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果

目次

	頁
1 浄化槽行政組織	1
2. 浄化槽行政担当職員	5
3. 浄化槽新設基数	8
(1) 令和元年度に新設された浄化槽基数(処理方式別)	8
(2) 令和元年度に新設された浄化槽基数(人槽区分別)	9
4. 浄化槽設置基数	10
(1) 処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの)	10
(2) 人槽区分別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの)	11
(3) 処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの)	12
(4) 人槽区分別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの)	13
(5) 処理方式別浄化槽全設置基数	14
(6) 人槽区分別浄化槽全設置基数	15
(7) 建築用途別浄化槽設置基数	16
(8) 浄化槽設置基数の推移(全国)	17
5. 浄化槽廃止基数	18
(1) 浄化槽法第11条の2により廃止が確認された基数	18
(2) 浄化槽法第11条の2以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数	19
(3) 浄化槽法第11条の2以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数	20
6. 行政処分等の件数及び根拠	21
(1) 行政処分等の件数	21
(2) 行政処分等を行った根拠	26
7. 浄化槽関係業者数	29
8. 浄化槽法第7条検査関係	32
(1) 浄化槽法第7条検査結果	32
(2) 不適正の内容と件数	33
9. 浄化槽法第11条検査関係	35
(1) 浄化槽法第11条検査結果	35
(2) 不適正の内容と件数	36
10. 浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	38

11. 指定検査機関関係	39
(1) 指定検査機関の検査体制	39
(2) 水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況	40
(3) BOD 検査導入状況一覧	42
(4) 効率化検査導入状況一覧	43
12. 浄化槽設置整備事業の実施状況	44
13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	47
14. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	51
15. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	52
16. 国庫助成による浄化槽整備実績	55
17. 既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況	57
(1) 都道府県による補助制度の概要	57
(2) 補助制度がある市町村	60
18. 浄化槽(国庫助成による設置)の法定検査実施状況を把握している市町村	62
19. 浄化槽台帳の整備状況	64
(1) 都道府県の台帳整備状況	64
(2) 市町村の台帳整備状況	68
20. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況	69
(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基数	69
(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途	70
(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分	72
21. 法定協議会の整備状況	74
22. 一括契約(浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等)の実施状況	75
(1) 一括契約の推進に向けた取組状況	75
(2) 一括契約の概要(参考事例)	76
23. 放流水域に対する規制について	83
(1) 規制の概要	83
(2) ①公共用水域に放流する場合の規制の詳細	84
(2) ②農業用水路に放流する場合の規制の詳細	92
(2) ③道路側溝に放流する場合の規制の詳細	99
(2) ④その他水域に放流する場合の規制の詳細	106
24. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況	112

(1)浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体.....	112
(2)浄化槽の休止に関する取り扱い状況.....	113
25. NPO 等との連携の状況.....	121
26. 浄化槽処理促進区域の指定状況.....	122
27. 浄化槽管理士に対する研修機会の確保.....	123

1. 浄化槽行政組織(令和2年4月現在)

都道府県名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先 機関数
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	一般廃棄物係	011-231-4111 (24-315)	011-204-5198	011-232-4970	0	14
青森県	環境生活部	環境保全課	水・大気環境グループ	017-722-1111(6466)	017-734-9242	017-734-8081	0	4
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	資源循環担当	019-651-3111(5380)	019-629-5380	019-629-5369	9	13
宮城県	環境生活部	下水環境課	下水管理担当	019-651-3111(5896)	019-629-5896	019-629-9130	5	1
秋田県	生活環境部	環境整備課	調整・循環型社会推進班	018-860-1111(1622)	018-860-1622	018-860-3835	8	0
	建設部	下水道マネジメント推進課	調整・環境整備班	018-860-1111(2461)	018-860-2461	018-860-3813		
山形県	環境エネルギー部	水大気環境課	水環境担当	023-630-2211(2338)	023-630-2338	023-625-7991	0	4
福島県	生活環境部	一般廃棄物課		024-521-1111(2783)	024-521-7249	024-521-7984	0	7
茨城県	県民生活環境部	環境対策課水環境室	水質保全グループ	029-301-1111(2965)	029-301-2966	029-301-2997	0	5
栃木県	環境森林部	環境保全課	水環境担当	028-623-2323(3189)	028-623-3189	028-623-3138	0	5
群馬県	県土整備部(交付金)	下水環境課	農集排・浄化槽係	027-223-1111(3689)	027-226-3689	027-223-1214	0	5
	環境森林部(法令)	廃棄物・リサイクル課	一般廃棄物係	027-223-1111(2854)	027-226-2853	027-223-7292		
埼玉県	環境部	水環境課	浄化槽・川の国応援団担当	048-824-2111(3083)	048-830-3083	048-830-4773	0	7
千葉県	環境生活部	水質保全課	浄化槽班	043-223-2110(3813)	043-223-3813	043-222-5991	0	10
東京都	環境局 資源循環推進部	一般廃棄物対策課	生活排水対策担当	03-5321-1111 (42-844)	03-5388-3583	03-5388-1381	0	1
神奈川県	健康医療局生活衛生部	生活衛生課	環境衛生・海水浴場たばこ 対策グループ	045-210-1111(4951)	045-210-4950	045-210-8864	0	8
	環境農政局緑政部	水源環境保全課	調整グループ	045-210-1111(4354)	045-210-4352	045-210-8855		
新潟県	県民生活・環境部	廃棄物対策課	資源循環推進係	025-285-5511 (2502, 2503, 2507)	025-280-5160	025-280-5740	0	12
富山県	生活環境文化部	環境政策課	廃棄物対策班	076-431-4111(2685)	076-444-3140	076-444-3480	7	0
石川県	土木部	都市計画課 生活排水対策室	地域排水グループ	076-225-1111(5236)	076-225-1493	076-225-1760	4	0
福井県	健康福祉部	医薬食品・衛生課	生活衛生G	0776-21-1111(2646)	0776-20-0355	0776-20-0630	6	0
山梨県	森林環境部	大気水質保全課	大気水質担当	055-237-1111(6412)	055-223-1511	055-223-1512	0	4
長野県	環境部	生活排水課	生活排水係	026-232-0111(3379)	026-235-7299	026-235-7399	0	10
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	一般廃棄物係	058-272-1111(2716)	058-272-8219	058-278-2607	0	7
静岡県	くらし・環境部環境局	生活環境課	大気水質班	054-221-2258(2258)	054-221-2258	054-221-3665	0	4
愛知県	環境局環境政策部	水大気環境課生活環境地盤 対策室	生活環境グループ	052-961-2111(3054)	052-954-6219	052-953-5716	0	7
三重県	環境生活部	大気・水環境課	生活排水・水道班	059-224-3070(3145)	059-224-3145	059-229-1016	0	9
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	循環調整係		077-528-3471	077-528-4845	0	6
京都府	建設交通部	水環境対策課	計画係	075-451-8111(5209)	075-414-5209	075-414-5470	7	0
大阪府	健康医療部	生活衛生室環境衛生課	衛生指導グループ	06-6941-0351(2577)	06-6944-9180	06-6944-6707	8	0
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	循環型社会推進班	078-341-7711(3350)	078-362-3279	078-362-4189	0	7
奈良県	水循環・森林・景観環境部	環境政策課	水環境係	0742-22-1101(3398)	0742-27-8737	0742-22-1668	0	1
和歌山県	県土整備部 河川・下水道 局	下水道課	管理班	073-432-4111(3203)	073-441-3203	073-436-2940	8	0
鳥取県	生活環境部くらしの安心局	水環境保全課	上下水道担当	0857-26-7111(7401)	0857-26-7400	0857-26-8194	0	2
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	指導グループ	0852-22-6151(6790)	0852-22-6790	0852-22-6738	7	0
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	一般廃棄物班	086-224-2111(2688)	086-226-7307	086-224-2271	0	3
広島県	環境県民局	循環型社会課	一般廃棄物G	082-228-2111(2958)	082-513-2958	082-211-5374	0	7
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	ゼロエミッション推進班	083-922-3111	083-933-2992	083-933-2999	7	0
徳島県	県土整備部	水・環境課	浄化槽担当	088-621-2500(2279)	088-621-2279	088-621-2896	0	4
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	総務・廃棄物政策グループ	087-831-1111(2914)	087-832-3224	087-831-1273	3	1
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	一般廃棄物係	089-941-2111(2357)	089-912-2355	089-912-2354	6	0
高知県	土木部	公園下水道課	環境施設担当	088-823-1111(9851)	088-823-9851	088-823-9036	5	0
福岡県	環境部	廃棄物対策課	施設第一係	092-651-1111(3458)	092-643-3398	092-643-3365	6	0
佐賀県	県土整備部	下水道課	浄化槽担当	0952-24-2111(2854)	0952-25-7185	0952-25-7275	5	0
長崎県	県民生活環境部	水環境対策課	生活排水班	095-824-1111(2664)	095-895-2664	095-895-2568	8	0
熊本県	土木部道路都市局	下水環境課	経営班	096-383-1111(6198)	096-333-2529	096-385-7398	10	0
大分県	生活環境部	循環社会推進課	資源化推進班	097-536-1111(3125)	097-506-3125	097-506-1748	9	0
宮崎県	環境森林部	環境管理課	水保全対策担当	0985-26-7111(2382)	0985-26-7085	0985-38-6210	8	0
鹿児島県	土木部	都市計画課生活排水対策室	生活排水係	099-286-2111(3684)	099-286-3685	099-286-5633	9	0
沖縄県	環境部	環境整備課	一般廃棄物班	098-866-2333(2659)	098-866-2231	098-866-2235	5	0
合計							150	168

(保健所設置市)

保健所設置市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
札幌市	環境局 環境事業部	事業廃棄物課	一般廃棄物係	011-211-2111(2927)	011-211-2927	011-218-5105	0	0
函館市	環境部	環境推進課	ごみ減量・美化啓発担当	0138-51-0798(437)	0138-51-0798	0138-51-3498	0	0
小樽市	生活環境部	管理課	業務係	0134-32-4111(464)	代表と同じ	0134-32-5032	0	0
旭川市	環境部	廃棄物処理課	浄化管理係	0166-26-1111 (5221-5222)	0166-25-6356	0166-29-3977	0	0
青森市	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策チーム		017-718-1086	017-718-1166	0	0
八戸市	環境部	環境保全課	調査指導グループ	0178-43-2111 (5712-202)	0178-43-9107	0178-47-0722	0	2
盛岡市	上下水道局	給排水課	排水設備係	019-623-1411(6144)	019-623-1426	019-623-1410	0	0
仙台市	建設局下水道事業部	下水道調整課	施設係	022-261-1111(4228)	022-214-8233	022-214-8273	0	0
秋田市	環境部	環境保全課	浄化槽担当	018-863-2222 (27308)	018-888-5711	018-888-5712	0	0
山形市	環境部	廃棄物指導課	一般廃棄物係	023-641-1212(687)		023-624-9928	0	0
福島市	都市政策部	下水道室 下水道総務課	普及推進係	024-535-1111(4515)	024-525-3768	024-534-8228	0	0
郡山市	上下水道局	お客様サービス課	浄化槽係	024-932-7666	024-932-7666	024-939-5821	0	0
いわき市	生活環境部	生活排水対策室 経営企画課	業務係	0246-22-1111(3389)	0246-22-7519	0246-22-7572	0	0
水戸市	生活環境部	衛生事業課	収納係	029-224-1111(2344)	029-232-9160	029-232-9261	0	0
宇都宮市	宇都宮市上下水道局	生活排水課	管理グループ	028-633-2001	028-633-2001	028-633-3394	0	0
前橋市	環境部	ごみ減量課	西部清掃事務所	027-224-1111(6061)	027-253-1009	027-254-3396	0	1
高崎市	環境部	一般廃棄物対策課	管理担当	027-321-1111(3322)	027-321-1253	027-321-1161	0	0
さいたま市	環境局 環境共生部	環境対策課	水質土壌係	048-829-1111(3140)	048-829-1331	048-829-1991	0	0
川越市	環境部	環境対策課	水質・浄化槽担当	049-224-8811(2627)	049-224-5894	049-225-9800	0	0
川口市	環境部	環境保全課	水質係	048-228-5389	048-228-5389	048-228-5311	0	0
越谷市	環境経済部	環境政策課	環境対策担当	048-964-2111(4418)	048-963-9186	048-963-9175	0	0
千葉市	環境局 資源循環部	収集業務課	浄化槽班	043-245-5111(2947)	043-245-5252	043-245-5477	0	0
船橋市	環境部	廃棄物指導課	審査係	047-436-2111(3813)	047-436-3813	047-436-2448	0	0
柏市	環境部	環境政策課	大気・水質・放射線監視担当	04-7167-1111(668)	04-7167-1695	04-7163-3728	0	0
八王子市	水循環部	水再生施設課	浄化槽担当	042-626-3111(4911)	042-656-2282	042-644-2411	0	0
町田市	下水道部	下水道整備課	浄化槽係	042-722-3111(4251)	042-724-4306	050-3161-6537	0	0
横浜市	資源循環局	一般廃棄物対策課		045-664-2525	045-671-2547	045-663-0125	0	0
川崎市	環境局生活環境部	収集計画課	し尿・浄化槽担当	044-200-2111 (31221)	044-200-2585	044-200-3923	0	2
相模原市	都市建設局下水道部	下水道料金課	総務指導班	042-754-1111(3332)	042-707-1829	042-754-1068	0	1
横須賀市	資源循環部	資源循環推進課	浄化槽指導係	046-822-4000 (2333, 2337)	046-822-8271	046-823-0865	0	0
藤沢市	下水道部	下水道総務課	排水設備担当	0466-25-1111(4512)	0466-50-8246	0466-50-8388	0	0
茅ヶ崎市	下水道河川部	下水道河川建設課	水環境担当	0467-82-1111(1381)		0467-89-2916	0	0
新潟市	環境部	環境保全課	環境保全担当	0467-82-1111(1233)		0467-57-8388	0	0
新潟市	環境部	環境対策課	水質係	025-228-1000(31372)	025-226-1371	025-230-0467	0	8
富山市	福祉保健部	保健所生活衛生課	衛生指導係	076-428-1155 (88-908)	076-428-1154	076-428-1157	0	0
金沢市	環境局	環境政策課	環境保全係	076-220-2508(2508)	076-220-2508	076-220-7193	0	0
福井市	企業局上下水道経営部	上下水道サービス課	浄化槽係	0776-20-5111	0776-20-5632	0776-20-5637	0	1
甲府市	環境部	環境総室環境保全課	公害係	055-241-4311	055-241-4312	055-241-6190	0	1
長野市	環境部	環境保全温暖化対策課	環境保全担当	026-226-4911(3019)	026-224-8034	026-224-5108	1	0
岐阜市	環境部	環境保全課	浄化槽係	058-265-4141(6443)	058-214-2154	058-267-1374	0	0
静岡市	環境局	廃棄物対策課	浄化槽推進係	054-254-2111 (81-2813)	054-221-1264	054-221-1564	0	0
浜松市	上下水道部	お客様サービス課	生活排水グループ	053-474-7915	053-474-7915	053-474-8009	0	7
名古屋	健康福祉局健康部	環境業務課	環境衛生係	052-961-1111(2644)	052-972-2644	052-972-4153	0	4
豊橋市	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策グループ	0532-51-2410	代表と同じ	0532-56-0566	0	0
岡崎市	環境部	廃棄物対策課	汚水管理係	0564-23-6000(6871)	0564-23-6871	0564-23-6536	0	0
豊田市	上下水道局	下水道施設課	浄化槽担当	0565-31-1212 (2-6713)	0565-34-6964	0565-32-3171	0	0
四日市市	上下水道局管理部	生活排水課	浄化槽指導係	059-354-8350	059-354-8402	059-354-8375	0	0
大津市	環境部	廃棄物減量推進課	生活排水係	077-528-2802(3642)	077-528-2802	077-523-2423	0	0
京都市	環境政策局環境企画部	環境指導課	環境調査担当	075-222-3111(3955)	075-222-3955	075-213-0922	0	2
大阪市	健康局健康推進部	生活衛生課	環境衛生グループ	06-6208-8181(9982)	06-6208-9982	06-6202-6967	1	0
堺市	健康福祉局健康部保健所	環境業務課	設備指導係	072-233-1101 (3458, 3459)	072-222-9940	072-222-9876	0	0

(保健所設置市)

保健所設置市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数	
豊中市	健康医療部	衛生管理課	生活衛生係	06-6152-7307	06-6152-7321	06-6152-7328	0	0	
吹田市	環境部	事業課	業務グループ	06-6384-1231(2956)	06-6381-8500	06-6381-8500	0	1	
高槻市	市民生活環境部	清掃業務課	業務チーム	072-669-1153	072-669-1164	072-669-1009	0	0	
枚方市	健康福祉部 保健所	保健衛生課	環境衛生課グループ	072-841-1221(3260)	072-807-7624	072-845-0685	0	0	
八尾市	経済環境部	環境保全課	環境保全係	072-991-3881(2981)	072-994-3760	072-924-0182	0	0	
寝屋川市	健康部	保健衛生課		072-824-1181 (74217)	072-829-7721	072-838-1152	0	0	
東大阪市	健康部	環境業務課(浄化槽保守点検)		06-4309-3000(2914)	072-960-3804	072-960-3807	0	0	
	環境部	環境企画課(浄化槽清掃)			06-4309-3198	06-4309-3829			
神戸市	環境局環境全部	環境保全指導課	水・土壌環境係	078-331-8181 (955-3755)	078-595-6226	078-595-6256	0	0	
姫路市	環境局	環境政策室	水質担当	079-221-2111(2466)	079-221-2466	079-221-2469	0	0	
尼崎市	保健部	生活衛生課	衛生管理担当	06-4869-3017	06-4869-3017	06-4869-3049	0	0	
明石市	市民生活局	環境室環境保全課	水質係	078-918-5030	078-918-5740	078-918-5107	0	0	
西宮市	環境局環境事業部	美化第3課	作業第3チーム	0798-35-3151(3966)	0798-33-0779	0798-35-9169	0	0	
奈良市	健康医療部 保健所	保健・環境検査課	環境衛生係		0742-93-8477	0742-34-2483	0	0	
和歌山市	市民環境局 環境部	浄化衛生課	管理班	073-432-0001(2748)	073-435-1067	073-435-1357	0	0	
鳥取市	下水道部	下水道経営課	普及係	0857-30-8392(4186)	0857-30-8392	0857-20-3319	0	0	
松江市	環境保全部	廃棄物対策課	指導係	0852-55-5555 (IP:39-341)	0852-55-5679	0852-55-5497	0	0	
岡山市	環境局環境部	環境保全課	浄化槽対策室	086-803-1000(3993)	086-803-1294	086-803-1887	0	0	
倉敷市	環境政策部	環境衛生課	合併浄化槽設置推進室	086-426-3030(3583)	086-426-3583	086-426-6050	0	0	
広島市	環境局業務部	業務第二課	浄化槽係	082-245-2111(3296)	082-504-2223	082-504-2229	0	0	
呉市	環境部	環境政策課 環境試験センター	環境調査グループ	0823-25-3551	0823-25-3551	0823-25-9752	0	0	
福山市	経済環境局環境部	環境保全課	芦田川・水環境担当	084-921-2111(2560)	084-928-1072	084-927-7021	0	0	
下関市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽指導係		083-252-0978	083-252-1329	0	4	
高松市	都市整備局 下水道部	下水道業務課	生活排水係	087-839-2717(3264)	087-839-2720	087-839-2776	0	0	
松山市	環境部	環境指導課	浄化槽担当	089-948-6439	089-948-6439	089-934-1812	1	0	
高知市	環境部	環境保全課	生活排水係	088-822-8111 (9511)	088-823-9471	088-823-2057	0	0	
北九州市	環境局循環社会推進部	業務課	第一係 生活排水担当	093-582-4894(2180)	093-582-2180	093-582-2196	0	0	
福岡市	保健福祉局	生活衛生部生活衛生課	墓地・葬祭場管理係	092-711-4111(2254)	092-711-4273	092-733-5588	0	7	
久留米市	企業局上下水道部	給排水設備課	排水設備・浄化槽チーム	0942-30-8500(248)	0942-30-9237	0942-38-2694	0	1	
長崎市	環境部	環境政策課	監視指導係	095-822-8888(3126)	095-829-1156	095-829-1218	0	0	
佐世保市	環境部	環境保全課	環境指導係	0956-24-1111 (7210-32)	0956-26-1787	0956-34-4477	0	0	
熊本市	環境局 資源循環部	浄化対策課	指導班	096-328-2111(2366)	096-328-2366	096-359-9945	0	0	
大分市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽担当班	097-534-6111(1575)	097-540-5850	097-534-6252	0	0	
宮崎市	環境部	廃棄物対策課	生活排水係	0985-25-2111(3407)	0985-21-1763	0985-28-2235	0	0	
鹿児島市	環境部	環境保全課	環境保全係	099-224-1111(5844)	099-216-1291	099-216-1292	0	0	
那覇市	環境部	環境保全課	水質保全グループ	098-867-0111(2403)	098-951-3229	098-951-3230	0	0	
(注)「保健所数」「他出先事務所数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先事務所の数である。							合計	3	42

(東京都特別区)

特別区名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
千代田区	環境まちづくり部	千代田清掃事務所	ごみ減量指導係	03-3251-0566(2885)		03-3251-4627	0	1
中央区	環境土木部	中央清掃事務所	排出指導係	03-3562-1521	03-3562-1524	03-3562-1504	0	0
港区	環境リサイクル支援部	みなとリサイクル清掃事務所	許可指導担当、ごみ減量・資源化推進係	03-3578-2111(3911)	03-3450-8025	03-3450-8063	0	1
新宿区	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	事業系ごみ減量係	03-3209-1111(4752)	03-5273-4363	03-5273-4070	0	0
文京区	資源環境部	リサイクル清掃課	清掃事業係	03-3812-7111(2563)	03-5803-1182	03-5803-1362	0	0
台東区	環境清掃部	清掃リサイクル課		03-5246-1018(2124)	03-5246-1018	03-5246-1159	0	0
墨田区	都市整備部環境担当	すみだ清掃事務所	啓発指導係	03-3613-2228	03-3613-2229	03-3613-2350	0	0
江東区	環境清掃部	清掃リサイクル課	清掃リサイクル係	03-3647-9111(6345)	03-3647-9181	03-5617-5737	0	0
品川区	都市環境部	品川区清掃事務所	許可指導係	03-3777-1111(3087)	03-3490-7034	03-3490-7041	0	0
目黒区	環境清掃部	清掃リサイクル課	管理調整係	03-3715-1111(3811)	03-5722-9397	03-5722-9573	0	0

(保健所設置市)

保健所設置市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先 事務所数	
大田区	環境清掃部	清掃事業課	許可指導係	03-5744-1111(3467)	03-5744-1629	03-5744-1550	1	0	
世田谷区	清掃・リサイクル部	事業課	指導許可担当	03-6304-3263(215)	03-6304-3263	03-6304-3341	0	1	
渋谷区	環境政策部	清掃リサイクル課	渋谷区清掃事務所	03-5467-4300	03-5467-4300	03-5467-4301	0	0	
中野区	環境部	ごみゼロ推進課	ごみ減量推進係	03-3389-1111(5061)	03-3228-8257	03-3228-5634	0	1	
杉並区	環境部	ごみ減量対策課	管理係	03-3312-2111(3723)	03-5307-0668	03-3312-2306	0	1	
豊島区	環境清掃部	ごみ減量推進課	計画調整グループ	03-3981-1111(2622)	03-3981-1320	03-3987-8449	0	0	
北区	生活環境部	北区清掃事務所	事業管理係	03-3908-1111(3561)	03-3913-3077	03-3913-3741	0	0	
荒川区	環境清掃部	清掃リサイクル推進課	管理計画係	03-3802-3111(470)	03-5692-6690	03-5692-6699	0	0	
板橋区	資源環境部	資源循環推進課	管理係	03-3964-1111(2217)	03-3579-2217	03-3579-2249	0	0	
練馬区	環境部	清掃リサイクル課	清掃事業係	03-3993-1111(8846)	03-5984-1059	03-5984-1227	0	0	
足立区	環境部	ごみ減量推進課	業務係	03-3880-5111(3182)	03-3880-5302	03-3880-5604	0	0	
葛飾区	環境部	清掃事務所	作業係	03-3695-1111(2931)	03-3693-6113	03-3691-1797	0	1	
江戸川区	環境部	清掃課	清掃事業係	03-3652-1151(3013)	03-5662-8434	03-5678-6741	0	0	
							合計	1	6

(注)「保健所数」「他出先事務所数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先事務所の数である。

2. 浄化槽行政担当職員(令和2年4月現在)

都道府県名	本庁						出先						合計					
	専任	兼任		合計		専任	兼任		合計		専任	兼任		合計				
		うち 指導員		うち 指導員			うち 指導員		うち 指導員			うち 指導員		うち 指導員		うち 指導員		
北海道	0	0	6	5	6	5	0	0	68	25	68	25	0	0	74	30	74	30
青森県	0	0	4	4	4	4	0	0	16	16	16	16	0	0	20	20	20	20
岩手県	0	0	4	0	4	0	0	0	35	22	35	22	0	0	39	22	39	22
宮城県	0	0	6	4	6	4	0	0	56	47	56	47	0	0	62	51	62	51
秋田県	0	0	5	0	5	0	0	0	35	27	35	27	0	0	40	27	40	27
山形県	0	0	4	2	4	2	0	0	17	11	17	11	0	0	21	13	21	13
福島県	1	0	3	2	4	2	0	0	16	9	16	9	1	0	19	11	20	11
茨城県	3	0	4	0	7	0	1	0	14	5	15	5	4	0	18	5	22	5
栃木県	0	0	5	0	5	0	0	0	10	0	10	0	0	0	15	0	15	0
群馬県	1	0	5	1	6	1	0	0	13	4	13	4	1	0	18	5	19	5
埼玉県	6	3	3	1	9	4	3	3	65	50	68	53	9	6	68	51	77	57
千葉県	4	1	3	0	7	1	6	5	37	23	43	28	10	6	40	23	50	29
東京都	4	2	0	0	4	2	4	1	1	0	5	1	8	3	1	0	9	3
神奈川県	0	0	9	7	9	7	0	0	52	52	52	52	0	0	61	59	61	59
新潟県	0	0	7	3	7	3	0	0	40	28	40	28	0	0	47	31	47	31
富山県	0	0	12	10	12	10	0	0	38	38	38	38	0	0	50	48	50	48
石川県	0	0	6	0	6	0	0	0	4	4	4	4	0	0	10	4	10	4
福井県	0	0	4	2	4	2	0	0	17	14	17	14	0	0	21	16	21	16
山梨県	0	0	4	0	4	0	0	0	28	0	28	0	0	0	32	0	32	0
長野県	0	0	3	0	3	0	0	0	22	0	22	0	0	0	25	0	25	0
岐阜県	0	0	14	8	14	8	0	0	42	19	42	19	0	0	56	27	56	27
静岡県	1	0	10	0	11	0	0	0	23	5	23	5	1	0	33	5	34	5
愛知県	2	2	5	2	7	4	2	0	69	15	71	15	4	2	74	17	78	19
三重県	0	0	6	6	6	6	0	0	59	59	59	59	0	0	65	65	65	65
滋賀県	0	0	6	1	6	1	0	0	6	3	6	3	0	0	12	4	12	4
京都府	0	0	5	3	5	3	0	0	35	34	35	34	0	0	40	37	40	37
大阪府	4	4	3	3	7	7	0	0	38	38	38	38	4	4	41	41	45	45
兵庫県	0	0	4	4	4	4	0	0	26	20	26	20	0	0	30	24	30	24
奈良県	0	0	6	0	6	0	0	0	4	1	4	1	0	0	10	1	10	1
和歌山県	0	0	3	0	3	0	0	0	24	0	24	0	0	0	27	0	27	0
鳥取県	0	0	4	0	4	0	0	0	8	8	8	8	0	0	12	8	12	8
島根県	0	0	10	0	10	0	0	0	22	15	22	15	0	0	32	15	32	15
岡山県	0	0	3	3	3	3	0	0	26	22	26	22	0	0	29	25	29	25
広島県	0	0	5	3	5	3	0	0	52	33	52	33	0	0	57	36	57	36
山口県	0	0	6	6	6	6	0	0	38	38	38	38	0	0	44	44	44	44
徳島県	3	0	2	0	5	0	1	1	13	10	14	11	4	1	15	10	19	11
香川県	1	1	4	2	5	3	0	0	21	12	21	12	1	1	25	14	26	15
愛媛県	0	0	6	2	6	2	0	0	35	17	35	17	0	0	41	19	41	19
高知県	1	0	3	0	4	0	0	0	21	11	21	11	1	0	24	11	25	11
福岡県	0	0	3	0	3	0	3	3	16	7	19	10	3	3	19	7	22	10
佐賀県	1	1	3	0	4	1	0	0	19	12	19	12	1	1	22	12	23	13
長崎県	1	1	5	1	6	2	0	0	40	16	40	16	1	1	45	17	46	18
熊本県	0	0	4	0	4	0	0	0	55	33	55	33	0	0	59	33	59	33
大分県	1	1	4	1	5	2	0	0	36	36	36	36	1	1	40	37	41	38
宮崎県	0	0	8	0	8	0	0	0	30	25	30	25	0	0	38	25	38	25
鹿児島県	0	0	6	0	6	0	0	0	27	0	27	0	0	0	33	0	33	0
沖縄県	0	0	3	0	3	0	0	0	10	10	10	10	0	0	13	10	13	10
小計	34	16	238	86	272	102	20	13	1,379	874	1,399	887	54	29	1,617	960	1,671	989
保健所設置市計	128	38	344	93	472	131	5	1	287	119	292	120	133	39	631	212	764	251
特別区計	0	0	77	35	77	35	0	0	29	10	29	10	0	0	106	45	106	45
合計	162	54	659	214	821	268	25	14	1,695	1,003	1,720	1,017	187	68	2,354	1,217	2,541	1,285

(注)「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

(注)各都道府県の値には保健所設置市や特別区の担当職員数を含まない。

(保健所設置市)

保健所設置市名	本庁					出先					合計				
	専任	うち 指導員	兼任	うち 指導員	合計	専任	うち 指導員	兼任	うち 指導員	合計	専任	うち 指導員	兼任	うち 指導員	合計
札幌市	0	0	5	4	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	0	3	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	1	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	0	6	2	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八戸市	0	0	0	0	0	0	3	0	1	1	4	1	3	0	1
盛岡市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
仙台市	4	0	4	0	8	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
秋田市	1	0	7	5	8	5	0	0	0	0	0	1	0	7	5
山形市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
福島市	2	0	3	0	5	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0
郡山市	3	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0
いわき市	3	0	6	0	9	0	0	0	0	0	0	3	0	6	0
水戸市	2	0	3	0	5	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0
宇都宮市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	8	0
高崎市	0	0	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0
さいたま市	0	0	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4
川越市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
越谷市	0	0	8	7	8	7	0	0	0	0	0	0	0	8	7
千葉市	2	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0
船橋市	3	2	1	0	4	2	0	0	0	0	0	3	2	1	0
柏市	0	0	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3
八王子市	0	0	6	5	6	5	0	0	0	0	0	0	0	6	5
町田市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
横浜市	6	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0
川崎市	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	7	7
相模原市	0	0	4	3	4	3	0	0	9	6	9	6	0	13	9
横須賀市	0	0	4	2	4	2	0	0	7	6	7	6	0	11	8
藤沢市	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2
新富山	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
金沢市	0	0	7	0	7	0	0	0	55	0	55	0	0	62	0
福井市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0
甲府市	0	0	10	8	10	8	0	0	0	0	0	0	0	10	8
長野市	2	0	0	0	2	0	0	0	3	3	3	3	2	0	3
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	6	0
静岡市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
浜松市	4	4	1	1	5	5	0	0	0	0	0	4	4	1	1
名古屋市	5	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0
豊橋市	8	0	7	0	15	0	0	0	22	0	22	0	8	0	37
岡崎市	0	0	5	5	5	5	0	0	57	57	57	57	0	62	62
豊田市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
四日市市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
大津市	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0
京都市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
大阪市	0	0	6	0	6	0	0	0	34	0	34	0	0	40	0
堺市	0	0	6	0	6	0	0	0	6	0	6	0	0	12	0
豊中市	0	0	12	4	12	4	0	0	0	0	0	0	0	12	4
吹田市	0	0	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6
高槻市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	5	2	0	5	2
枚方市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
八尾市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
寝屋川市	0	0	5	0	5	0	0	0	5	0	5	0	0	10	0
東大阪市	6	6	6	6	12	12	0	0	0	0	0	6	6	6	12
神戸市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
姫路市	0	0	11	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0
尼崎市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
堺市	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6	6	6	6	6

(保健所設置市)

保健所設置市名	本庁						出先						合計					
	専任	兼任		合計		専任	兼任		合計		専任	兼任		合計				
		うち指導員	うち指導員	うち指導員	うち指導員		うち指導員	うち指導員	うち指導員	うち指導員		うち指導員	うち指導員	うち指導員				
明石市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	
西宮市	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	4	1	2	1	2	0	4	1
奈良市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	
和歌山市	7	6	0	0	7	6	0	0	0	0	0	0	7	6	0	0	7	6
鳥取市	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
松江市	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	
岡山市	4	4	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	4	4
倉敷市	6	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	6	0	2	0	8	0
広島市	7	6	0	0	7	6	0	0	0	0	0	0	7	6	0	0	7	6
呉市	2	2	4	4	6	6	0	0	0	0	0	0	2	2	4	4	6	6
福山市	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	
下関市	3	0	2	0	5	0	0	0	15	0	15	0	3	0	17	0	20	0
高松市	5	0	2	0	7	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	0	7	0
高山市	5	0	6	3	11	3	0	0	2	0	2	0	5	0	8	3	13	3
高知市	4	0	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0	4	0	3	0	7	0
北九州市	2	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	4	0
福岡市	0	0	4	4	4	4	0	0	41	38	41	38	0	0	45	42	45	42
久留米市	4	0	2	0	6	0	0	0	2	0	2	0	4	0	4	0	8	0
長崎市	1	1	5	3	6	4	0	0	0	0	0	0	1	1	5	3	6	4
佐世保市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
熊本市	4	4	4	2	8	6	0	0	0	0	0	0	4	4	4	2	8	6
大分市	3	3	1	1	4	4	0	0	0	0	0	0	3	3	1	1	4	4
宮崎市	4	0	4	0	8	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	8	0
鹿児島市	0	0	17	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17	0
那覇市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
小計	128	38	344	93	472	131	5	1	287	119	292	120	133	39	631	212	764	251

(注)「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

(東京都特別区)

特別区名	本庁						出先						合計					
	専任	兼任		合計		専任	兼任		合計		専任	兼任		合計				
		うち指導員	うち指導員	うち指導員	うち指導員		うち指導員	うち指導員	うち指導員	うち指導員		うち指導員	うち指導員	うち指導員				
千代田区	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	6	0	6	0
中央区	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7
港区	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0
新宿区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
文京区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
台東区	0	0	4	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	4	1
墨田区	0	0	10	5	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	10	5	10	5
江東区	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2
品川区	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0
目黒区	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
大田区	0	0	3	0	3	0	0	0	5	0	5	0	0	0	8	0	8	0
世田谷区	0	0	6	6	6	6	0	0	10	9	10	9	0	0	16	15	16	15
渋谷区	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	0	0	2	1	2	1
中野区	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	4	0	4	0
杉並区	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
豊島区	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
北川区	0	0	7	6	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	7	6
荒川区	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
板橋区	0	0	7	3	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	7	3
練馬区	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
足立区	0	0	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5
葛飾区	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
江戸川区	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
小計	0	0	77	35	77	35	0	0	29	10	29	10	0	0	106	45	106	45

(注)「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

3. 浄化槽新設基數
(1)令和元年度に新設された浄化槽基數(処理方式別)

都道府県名	構造例示型										大臣認定型				合計			
	分離接触 ばつ気	嫌気ろ床 接触ばつ 気	脱窒ろ床 接触ばつ 気	回転板 接触	接触 ばつ気	散水 ろ床	長時間 ばつ気	標準 活性汚泥	接触 ばつ気 ・砂ろ過	凝集 分離	接触 ばつ気 ・活性炭	凝集 分離 ・活性炭	硝化液 循環	三次処 理脱窒 ・脱磷		小計	うち窒素 又は 磷除去型 高度処理	うち窒素 及び 磷除去型 高度処理
北海道	6	148	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,360	1,034	9	31	1,519
青森県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,576	0	0	0	1,577
岩手県	12	81	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,408	1,104	0	1	1,505
宮城県	95	24	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,593	792	3	9	1,715
秋田県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	874	743	0	0	877
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	652	449	0	0	652
福島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,529	3,411	20	1	3,530
茨城県	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4,216	4,032	151	1	4,219
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,408	2,175	0	0	2,408
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,650	4,594	0	4	4,650
埼玉県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,553	5,879	2	8	6,556
千葉県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,375	6,315	10	6	6,377
東京都	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142	140	0	0	143
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,087	946	104	4	1,088
新潟県	0	248	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,364	1,172	0	6	1,616
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	261	248	0	0	261
石川県	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	449	414	1	0	465
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	287	273	0	0	287
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,279	1,237	21	0	1,279
長野県	1	41	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1,137	382	0	0	1,180
岐阜県	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,650	1,627	5	0	1,655
静岡県	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7,234	1,958	0	0	7,238
愛知県	9	3	0	0	15	0	2	0	0	0	0	1	0	8,298	3,919	3	23	8,328
三重県	1	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	2,224	1,894	6	0	2,231
滋賀県	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	224	51	2	2	235
京都府	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	318	228	1	10	347
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	924	858	3	2	924
兵庫県	4	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	580	311	1	0	596
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	766	747	0	1	766
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,146	2,134	0	15	3,146
鳥取県	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	318	297	1	0	325
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,071	1,042	0	0	1,071
岡山県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,661	2,214	5	30	2,663
広島県	0	28	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2,867	2,291	68	105	2,896
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,506	1,491	0	10	1,506
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,512	2,442	3	0	2,512
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,019	2,980	0	0	3,019
愛媛県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2,061	2,049	1	0	2,063
高知県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,691	1,576	0	4	1,692
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,761	3,366	1	0	3,761
佐賀県	3	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,338	1,139	2	0	1,389
長崎県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,943	1,918	1	0	1,946
熊本県	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,493	2,268	28	24	2,509
大分県	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,640	1,188	1	0	2,650
宮崎県	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,314	1,742	0	4	2,326
鹿児島県	0	16	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5,775	5,095	0	0	5,793
沖縄県	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,849	1,578	18	7	1,870
合計	154	768	5	3	41	0	4	2	0	0	0	1	0	106,383	83,743	471	308	107,361

3. 浄化槽新設基數

(2) 令和元年度に新設された浄化槽基數 (人槽区分別)

都道府県名	5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~	合計
北海道	1,368	66	49	17	7	5	5	1	1	0	0	0	0	0	1,519
青森県	1,474	37	47	10	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1,577
岩手県	1,431	29	32	7	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1,505
宮城県	1,572	41	73	14	11	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1,715
秋田県	819	24	27	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	877
山形県	608	14	29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	652
福島県	3,245	105	141	20	12	5	1	0	0	1	0	0	0	0	3,530
茨城県	3,982	58	134	17	23	2	2	1	0	0	0	0	0	0	4,219
栃木県	2,263	48	75	13	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2,408
群馬県	4,326	88	177	36	16	3	2	1	0	0	1	0	0	0	4,650
埼玉県	6,182	91	198	45	26	6	4	2	2	0	0	0	0	0	6,556
千葉県	5,943	129	246	31	21	4	1	2	0	0	0	0	0	0	6,377
東京都	121	7	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	143
神奈川県	1,003	21	43	8	6	2	3	2	0	0	0	0	0	0	1,088
新潟県	1,465	50	80	12	6	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1,616
富山県	231	12	13	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	261
石川県	410	16	34	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	465
福井県	246	10	20	9	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	287
山梨県	1,180	27	58	9	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,279
長野県	1,091	31	36	11	8	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1,180
岐阜県	1,521	49	66	11	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,655
静岡県	6,797	132	250	32	14	6	5	2	0	0	0	0	0	0	7,238
愛知県	7,597	227	368	79	30	6	8	8	0	0	0	2	2	1	8,328
三重県	1,993	70	119	33	8	4	2	1	0	0	0	0	1	0	2,231
滋賀県	207	7	16	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	235
京都府	323	12	10	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	347
大阪府	810	32	60	13	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	924
兵庫県	528	29	27	6	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	596
奈良県	704	18	31	10	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	766
和歌山県	2,936	55	112	25	7	6	5	0	0	0	0	0	0	0	3,146
鳥取県	303	11	8	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	325
島根県	958	34	59	12	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,071
岡山県	2,528	52	67	11	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2,663
広島県	2,704	49	104	16	15	5	2	1	0	0	0	0	0	0	2,896
山口県	1,378	31	77	14	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1,506
徳島県	2,281	65	124	23	13	2	2	0	2	0	0	0	0	0	2,512
香川県	2,845	51	92	22	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3,019
愛媛県	1,897	65	72	16	6	2	4	1	0	0	0	0	0	0	2,063
高知県	1,573	32	57	20	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1,692
福岡県	3,444	96	151	39	19	4	5	3	0	0	0	0	0	0	3,761
佐賀県	1,268	36	73	7	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1,389
長崎県	1,758	82	81	11	7	3	2	0	2	0	0	0	0	0	1,946
熊本県	2,374	37	69	21	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2,509
大分県	2,480	40	95	22	10	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2,650
宮崎県	2,186	48	73	12	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2,326
鹿児島県	5,493	111	139	29	13	4	2	2	0	0	0	0	0	0	5,793
沖縄県	1,469	133	166	54	28	7	5	7	1	0	0	0	0	0	1,870
合計	99,315	2,508	4,092	812	397	106	74	38	9	2	2	2	4	1	107,361

4. 浄化槽設置基数

(1)処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの)(令和元年度末現在)

都道府県名	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合計	
	腐敗型		ばっ気型		小計		その他			小計
	腐敗型	ばっ気型	その他	小計	散水ろ床	活性汚泥	その他			
北海道	468	2,863	138	3,469	40	306	58	404	3,873	
青森県	538	4,676	6,161	11,375	1	35	226	262	11,637	
岩手県	334	749	21	1,104	4	29	370	403	1,507	
宮城県	644	3,725	306	4,675	0	55	198	253	4,928	
秋田県	707	5,154	132	5,993	0	60	372	372	6,365	
山形県	654	6,977	71	7,702	2	13	22	37	7,739	
福島県	8,485	27,244	2,360	38,089	0	201	2	203	38,292	
茨城県	550	2,984	188	3,722	4	0	0	4	3,726	
栃木県	168	2,426	142	2,736	0	139	0	139	2,875	
群馬県	5,138	24,376	864	30,378	0	126	2	128	30,506	
埼玉県	2,529	23,031	23,783	49,343	0	2	1,771	1,773	51,116	
千葉県	2,218	60,209	26,446	88,873	1	859	17	877	89,750	
東京都	861	2,003	108	2,972	0	20	6	26	2,998	
神奈川県	18,760	20,835	1,167	40,762	17	165	251	433	41,195	
新潟県	3,956	19,605	2,255	25,816	2	84	65	151	25,967	
富山県	1,762	6,072	0	7,834	0	26	1	27	7,861	
石川県	633	4,946	2,747	8,326	1	0	95	96	8,422	
福井県	590	4,359	2,771	7,720	2	35	2,226	2,263	9,983	
山梨県	6,229	11,160	1,300	18,689	0	75	658	733	19,422	
長野県	3,005	1,234	573	4,812	18	50	197	265	5,077	
岐阜県	7,818	16,767	209	24,794	0	222	0	222	25,016	
静岡県	3,756	17,820	230	21,806	0	541	15	556	22,362	
愛知県	44,349	57,045	1,904	103,298	13	67	732	812	104,110	
三重県	403	17,642	7,218	25,263	10	25	428	463	25,726	
滋賀県	659	3,419	341	4,419	8	96	608	712	5,131	
京都府	269	2,727	291	3,287	20	36	61	117	3,404	
大阪府	4,217	25,942	3,041	33,200	21	143	42	206	33,406	
兵庫県	1,986	10,466	1,190	13,642	11	154	811	976	14,618	
奈良県	5,261	16,546	363	22,170	9	20	12	41	22,211	
和歌山県	5,926	18,154	10,974	35,054	2	82	121	205	35,259	
鳥取県	541	2,047	898	3,486	0	3	145	148	3,634	
島根県	809	3,312	738	4,859	0	0	3	3	4,862	
岡山県	2,369	14,418	708	17,495	9	166	37	212	17,707	
広島県	3,395	12,670	3,760	19,825	2	286	914	1,202	21,027	
山口県	8,895	7,190	152	16,237	0	189	40	229	16,466	
徳島県	17,071	19,801	727	37,599	1	70	7	78	37,677	
香川県	3,937	11,804	212	15,953	0	86	6	92	16,045	
愛媛県	3,622	14,163	70	17,855	0	170	4	174	18,029	
高知県	1,120	4,848	335	6,303	0	101	280	381	6,684	
福岡県	4,162	11,485	974	16,621	5	81	138	224	16,845	
佐賀県	1,511	2,430	313	4,254	0	13	2	15	4,269	
長崎県	1,171	3,076	77	4,324	0	82	15	97	4,421	
熊本県	5,538	7,927	184	13,649	6	61	5	72	13,721	
大分県	6,052	17,213	156	23,421	0	106	12	118	23,539	
宮崎県	2,566	6,630	4,938	14,134	0	1	578	579	14,713	
鹿児島県	1,984	11,821	50	13,855	0	106	7	113	13,968	
沖縄県	1,111	7,164	3,282	11,557	0	5	682	687	12,244	
合計	198,727	579,155	114,868	892,750	209	5,192	12,182	17,583	910,333	

4. 浄化槽設置基数
 (2)人槽区分別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの)(令和元年度末現在)

都道府県名	5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~	合計
北海道	2,369	1,125	219	77	55	23	3	2	0	0	0	0	3,873
青森県	8,259	2,685	417	137	91	25	11	8	2	1	0	1	11,637
岩手県	905	431	95	36	28	9	1	0	0	2	0	0	1,507
宮城県	3,877	858	113	29	38	6	6	0	0	0	1	0	4,928
秋田県	4,594	1,473	192	52	38	8	4	4	0	0	0	0	6,365
山形県	6,768	853	83	21	11	3	0	0	0	0	0	0	7,739
福島県	34,816	3,060	260	75	56	12	11	1	0	1	0	0	38,292
茨城県	2,908	715	69	26	8	0	0	0	0	0	0	0	3,726
栃木県	1,533	1,112	72	67	52	33	4	2	0	0	0	0	2,875
群馬県	28,310	1,914	125	65	63	17	8	2	2	0	0	0	30,506
埼玉県	48,097	2,633	244	86	47	8	1	0	0	0	0	0	51,116
千葉県	73,704	13,125	1,683	545	504	122	46	11	3	0	5	2	89,750
東京都	2,454	493	32	11	5	2	1	0	0	0	0	0	2,998
神奈川県	35,772	4,440	604	210	146	15	6	0	0	1	1	0	41,195
新潟県	23,269	2,399	149	55	42	19	19	12	2	1	0	0	25,967
富山県	7,140	631	42	23	17	4	3	0	0	1	0	0	7,861
石川県	7,471	843	64	28	10	5	0	0	0	1	0	0	8,422
福井県	8,692	1,081	112	41	32	16	4	2	1	1	1	0	9,983
山梨県	16,775	2,183	254	107	68	27	5	2	0	0	0	0	19,422
長野県	3,717	1,138	135	33	21	14	7	7	3	1	1	0	5,077
岐阜県	22,397	2,242	184	81	89	16	4	4	0	0	0	0	25,016
静岡県	19,108	2,347	298	216	189	94	55	30	7	9	0	0	22,362
愛知県	89,230	12,970	1,305	253	237	69	27	8	6	0	4	1	104,110
三重県	21,368	3,725	319	110	89	69	28	8	6	0	2	2	25,726
滋賀県	3,990	959	103	40	24	8	4	0	0	0	2	0	5,131
京都府	2,697	608	66	13	14	2	2	1	1	0	0	0	3,404
大阪府	28,364	4,404	320	133	138	28	12	3	2	0	2	0	33,406
兵庫県	11,117	2,779	453	165	83	12	4	4	1	0	0	0	14,618
奈良県	18,722	3,160	222	59	38	5	3	0	2	0	0	0	22,211
和歌山県	29,057	5,227	583	158	123	70	28	9	2	2	1	0	35,259
鳥取県	3,001	581	20	13	12	2	2	1	2	0	0	0	3,634
島根県	3,738	1,062	42	15	5	0	0	0	0	0	0	0	4,862
岡山県	14,469	2,799	234	80	87	24	9	0	2	0	2	1	17,707
広島県	18,039	2,528	278	84	75	14	3	3	2	1	0	0	21,027
山口県	12,881	3,229	252	53	38	6	6	0	1	0	0	0	16,466
徳島県	32,943	3,999	554	91	51	18	15	2	3	0	1	0	37,677
香川県	14,748	1,190	51	23	22	6	5	0	0	0	0	0	16,045
愛媛県	15,967	1,718	224	62	28	16	6	4	1	1	2	0	18,029
高知県	5,253	1,198	130	63	32	7	0	0	0	0	0	0	6,684
福岡県	11,447	4,440	616	178	146	12	4	1	0	0	1	0	16,845
佐賀県	3,013	1,102	112	29	8	1	2	1	1	0	0	0	4,269
長崎県	2,995	1,122	176	66	41	16	4	1	0	0	0	0	4,421
熊本県	12,270	1,305	90	30	18	5	3	0	0	0	0	0	13,721
大分県	19,830	3,320	275	53	41	12	5	2	0	0	1	0	23,539
宮崎県	13,672	930	71	19	13	3	5	0	0	0	0	0	14,713
鹿児島県	11,847	1,787	175	68	60	22	4	3	1	0	1	0	13,968
沖縄県	10,724	1,341	82	36	34	18	7	1	1	0	0	0	12,244
合計	774,317	115,264	12,199	3,915	3,067	923	387	139	54	24	37	7	910,333

4. 浄化槽設置基數
 (4)人槽区分別浄化槽全設置基數(新構造基準のもの)(令和元年度末現在)

都道府県名	5~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~	合計
北海道	62,417	4,069	972	735	263	271	144	48	22	14	3	4	1	68,963
青森県	91,605	6,038	1,344	724	245	245	45	28	9	4	2	0	0	100,219
岩手県	51,290	3,214	799	534	222	155	71	33	10	2	3	1	0	56,334
宮城県	66,698	3,526	658	379	134	125	56	18	5	2	0	2	0	71,603
秋田県	62,500	4,565	883	566	226	183	124	59	17	4	4	0	0	69,131
山形県	56,429	2,621	504	210	101	63	34	12	2	1	0	1	0	59,978
福島県	226,782	12,339	1,772	1,145	499	340	147	63	15	6	5	3	1	243,117
茨城県	229,191	11,334	1,867	1,332	511	403	142	145	43	9	3	5	0	244,985
栃木県	143,498	6,258	1,425	814	269	215	60	42	15	5	0	8	0	152,609
群馬県	260,545	14,135	1,897	893	367	297	129	94	39	7	6	4	0	278,413
埼玉県	407,096	13,129	2,267	1,589	629	484	227	145	21	7	4	10	3	425,611
千葉県	451,859	28,467	3,888	2,185	940	709	207	122	45	15	13	15	3	488,468
東京都	13,534	1,179	182	125	44	40	15	7	3	1	0	2	0	15,132
神奈川県	106,390	6,533	1,238	654	304	193	60	34	14	2	1	3	1	115,427
新潟県	151,872	8,255	986	664	314	255	129	105	35	3	6	7	1	162,632
富山県	30,851	2,346	450	269	125	99	82	62	8	4	2	0	0	34,298
石川県	38,841	2,859	677	402	209	161	112	42	7	4	2	4	0	43,320
福井県	26,361	1,984	320	181	102	60	31	2	0	0	1	0	0	29,042
山梨県	94,098	6,614	1,559	689	354	218	54	20	3	2	3	0	0	103,614
長野県	73,749	3,477	1,176	569	327	238	126	77	46	3	3	4	0	79,795
岐阜県	140,625	8,155	1,299	906	297	265	150	88	36	7	4	1	1	151,834
静岡県	435,297	24,262	4,532	2,014	916	477	219	114	23	15	0	5	1	467,875
愛知県	400,634	28,367	5,673	3,366	1,085	776	382	193	70	14	12	22	2	440,596
三重県	180,647	13,086	2,529	1,566	531	389	236	131	62	20	14	19	6	199,236
滋賀県	23,714	2,082	379	297	104	123	93	46	4	1	1	2	0	26,846
京都府	29,652	1,500	404	237	89	110	52	19	5	3	1	1	0	32,073
大阪府	82,298	6,568	1,209	719	176	172	44	24	6	3	2	2	1	91,223
兵庫県	60,678	4,315	799	596	224	253	152	74	31	6	2	1	2	67,133
奈良県	70,136	5,195	988	698	328	255	59	15	7	0	2	3	2	77,688
和歌山県	154,978	9,118	3,305	1,084	420	277	111	50	26	5	7	3	2	169,386
鳥取県	20,379	1,411	354	126	61	52	40	23	7	1	2	2	0	22,458
島根県	58,351	3,279	518	365	149	93	41	28	3	1	0	0	0	62,828
岡山県	144,730	7,283	830	643	192	180	63	42	11	4	2	4	0	153,984
広島県	140,398	7,293	1,258	761	285	240	87	66	18	3	6	3	0	150,418
山口県	99,666	4,889	758	474	192	164	71	70	13	5	3	5	0	106,310
徳島県	146,486	9,647	1,629	1,122	350	248	68	40	8	3	2	1	0	159,604
香川県	147,175	7,358	973	615	233	153	67	32	9	3	3	2	1	156,623
愛媛県	143,827	7,540	1,163	882	279	164	62	44	15	2	5	0	0	153,984
高知県	88,580	5,452	911	486	204	134	74	204	45	2	1	3	0	95,899
福岡県	147,247	10,607	2,819	1,684	704	465	197	104	32	8	5	4	1	163,877
佐賀県	46,843	3,746	674	461	223	148	67	37	16	4	3	2	0	52,224
長崎県	63,946	4,855	1,036	791	279	195	85	45	20	2	1	0	1	71,256
熊本県	120,508	5,588	1,063	658	240	194	65	40	18	7	0	1	0	128,384
大分県	116,059	7,036	1,533	868	308	216	73	54	13	5	1	1	1	126,168
宮崎県	120,474	4,177	844	505	233	166	89	40	8	3	0	2	0	126,541
鹿児島県	275,622	10,472	1,991	1,145	527	330	111	66	10	2	2	0	0	290,278
沖縄県	64,673	7,835	1,506	760	266	218	152	71	21	11	4	16	3	75,536
合計	6,169,229	354,058	65,841	38,488	15,080	11,141	4,907	2,759	858	235	146	177	34	6,662,953

4. 浄化槽設置基數

(5)処理方式別浄化槽全設置基數 (令和元年度末現在)

都道府県名	単独処理浄化槽						合併処理浄化槽						合計					
	旧構造基準		新構造基準		小計		旧構造基準		新構造基準		小計		旧構造基準		新構造基準		小計	
	%	基數	%	基數	%	基數	%	基數	%	基數	%	基數	%	基數	%	基數	%	基數
北海道	3,469	4.8%	14,898	20.5%	18,367	25.2%	404	0.6%	54,065	74.2%	54,469	74.8%	3,873	5.3%	68,963	94.7%	72,836	100.0%
青森県	11,375	10.2%	56,252	50.3%	67,627	60.5%	262	0.2%	43,967	39.3%	44,229	39.5%	11,637	10.4%	100,219	89.6%	111,856	100.0%
岩手県	1,104	1.9%	3,116	5.4%	4,220	7.3%	403	0.7%	53,218	92.0%	53,621	92.7%	1,507	2.6%	56,334	97.4%	57,841	100.0%
宮城県	4,675	6.1%	17,457	22.8%	22,132	28.9%	253	0.3%	54,146	70.8%	54,399	71.1%	4,928	6.4%	71,031	93.6%	76,531	100.0%
秋田県	5,993	7.9%	24,064	31.9%	30,057	39.8%	372	0.5%	45,067	59.7%	45,439	60.2%	6,365	8.4%	69,131	91.6%	75,496	100.0%
山形県	7,702	11.4%	26,876	39.7%	34,578	51.1%	37	0.1%	33,102	48.9%	33,139	48.9%	7,739	11.4%	59,978	88.6%	67,717	100.0%
福島県	38,089	13.5%	117,672	41.8%	155,761	55.4%	203	0.1%	125,445	44.6%	125,648	44.6%	38,292	13.6%	243,117	86.4%	281,409	100.0%
茨城県	3,722	1.5%	85,192	34.3%	88,914	35.7%	4	0.0%	159,793	64.2%	159,797	64.3%	3,726	1.5%	244,985	98.5%	248,711	100.0%
栃木県	2,736	1.8%	46,196	29.7%	48,932	31.5%	139	0.1%	106,413	68.4%	106,552	68.5%	2,875	1.8%	152,609	98.2%	155,484	100.0%
群馬県	30,378	9.8%	141,466	45.8%	171,844	55.6%	128	0.0%	136,947	44.3%	137,075	44.4%	30,506	9.9%	278,413	90.1%	308,919	100.0%
埼玉県	49,343	10.4%	190,179	39.9%	239,522	50.2%	1,773	0.4%	235,432	49.4%	237,205	49.8%	51,116	10.7%	425,611	89.3%	476,727	100.0%
千葉県	88,873	15.4%	232,002	40.1%	320,875	55.5%	877	0.2%	256,466	44.4%	257,343	44.5%	89,750	15.5%	488,468	84.5%	578,218	100.0%
東京都	2,972	16.4%	6,475	35.7%	9,447	52.1%	26	0.1%	8,657	47.7%	8,683	47.9%	2,998	16.5%	15,132	83.5%	18,130	100.0%
神奈川県	40,762	26.0%	72,900	46.5%	113,662	72.6%	433	0.3%	42,527	27.2%	42,960	27.4%	41,195	26.3%	115,427	73.7%	156,622	100.0%
新潟県	25,816	13.7%	105,675	56.0%	131,491	69.7%	151	0.1%	56,957	30.2%	57,108	30.3%	25,967	13.8%	162,632	86.2%	188,599	100.0%
富山県	7,834	18.6%	21,330	50.6%	29,164	69.2%	27	0.1%	12,968	30.8%	12,995	30.8%	7,861	18.6%	34,298	81.4%	42,159	100.0%
石川県	8,326	16.1%	20,747	40.1%	29,073	56.2%	96	0.2%	22,573	43.6%	22,669	43.8%	8,422	16.3%	43,320	83.7%	51,742	100.0%
福井県	7,720	19.8%	13,925	35.7%	21,645	55.5%	2,263	5.8%	15,117	38.7%	17,380	44.5%	9,983	25.6%	29,042	74.4%	39,025	100.0%
山梨県	18,689	15.2%	55,914	45.4%	74,603	60.6%	733	0.6%	47,700	38.8%	48,433	39.4%	19,422	15.8%	103,614	84.2%	123,036	100.0%
長野県	4,812	5.7%	8,240	9.7%	13,052	15.4%	265	0.3%	71,555	84.3%	71,820	84.6%	5,077	6.0%	79,795	94.0%	84,872	100.0%
岐阜県	24,794	14.0%	71,586	40.5%	96,380	54.5%	222	0.1%	80,248	45.4%	80,470	45.5%	25,016	14.1%	151,834	85.9%	176,850	100.0%
静岡県	21,806	4.4%	279,501	57.0%	301,307	61.5%	556	0.1%	188,374	38.4%	188,930	38.5%	22,362	4.6%	467,875	95.4%	490,237	100.0%
愛知県	103,298	19.0%	225,026	41.3%	328,324	60.3%	812	0.1%	215,570	39.6%	216,382	39.7%	104,110	19.1%	440,596	80.9%	544,706	100.0%
三重県	25,263	11.2%	76,816	34.1%	102,079	45.4%	463	0.2%	122,420	54.4%	122,883	54.6%	25,726	11.4%	193,236	88.6%	224,962	100.0%
滋賀県	4,419	13.8%	8,491	26.6%	12,910	40.4%	712	2.2%	18,355	57.4%	19,067	59.6%	5,131	16.0%	26,846	84.0%	31,977	100.0%
京都府	3,287	9.3%	9,089	25.6%	12,376	34.9%	117	0.3%	22,984	64.8%	23,101	65.1%	3,404	9.6%	32,073	90.4%	35,477	100.0%
大阪府	33,200	26.6%	42,583	34.2%	75,783	60.8%	206	0.2%	48,640	39.0%	48,846	39.2%	33,406	26.8%	91,223	73.2%	124,629	100.0%
兵庫県	13,642	16.7%	23,497	28.7%	37,139	45.4%	976	1.2%	43,636	53.4%	44,612	54.6%	14,618	17.9%	61,133	82.1%	81,751	100.0%
奈良県	22,170	22.2%	44,979	45.0%	67,149	67.2%	41	0.0%	32,709	32.7%	32,750	32.8%	22,211	22.2%	77,688	77.8%	99,899	100.0%
和歌山県	35,054	17.1%	66,218	32.4%	101,272	49.5%	205	0.1%	103,168	50.4%	103,373	50.5%	35,259	17.2%	169,386	82.8%	204,645	100.0%
鳥取県	3,486	13.4%	10,652	40.8%	14,138	54.2%	148	0.6%	11,806	45.2%	11,954	45.8%	3,634	13.9%	22,458	86.1%	26,092	100.0%
徳島県	4,859	7.2%	26,133	38.6%	30,992	45.8%	3	0.0%	36,695	54.2%	36,698	54.2%	4,862	7.2%	62,828	92.8%	67,690	100.0%
岡山県	17,495	10.2%	43,590	25.4%	61,085	35.6%	212	0.1%	110,394	64.3%	110,606	64.4%	17,707	10.3%	153,984	89.7%	171,691	100.0%
広島県	19,825	11.6%	52,116	30.4%	71,941	42.0%	1,202	0.7%	98,302	57.3%	99,504	58.0%	21,027	12.3%	150,418	87.7%	171,445	100.0%
山口県	16,237	13.2%	37,444	30.5%	53,681	43.7%	229	0.2%	68,866	56.1%	69,095	56.3%	16,466	13.4%	106,310	86.6%	122,776	100.0%
徳島県	37,999	19.1%	86,885	44.0%	124,884	63.1%	78	0.0%	72,719	36.9%	72,797	36.9%	37,677	19.1%	159,604	80.9%	197,281	100.0%
香川県	15,953	9.2%	67,841	39.3%	83,794	48.5%	92	0.1%	88,782	51.4%	88,874	51.5%	16,045	9.3%	156,623	90.7%	172,668	100.0%
愛媛県	17,855	10.4%	70,082	40.7%	87,937	51.1%	174	0.1%	83,902	48.8%	84,076	48.9%	18,029	10.5%	153,984	89.5%	172,013	100.0%
高知県	6,303	6.1%	36,162	35.3%	42,465	41.4%	381	0.4%	59,737	58.2%	60,118	58.6%	6,684	6.5%	95,899	93.5%	102,583	100.0%
福岡県	16,621	9.2%	28,214	15.6%	44,835	24.8%	224	0.1%	135,663	75.1%	135,887	75.2%	16,845	9.3%	163,877	90.7%	180,722	100.0%
佐賀県	4,254	7.5%	13,192	23.4%	17,446	30.9%	15	0.0%	39,032	69.1%	39,047	69.1%	4,269	7.6%	52,224	92.4%	56,493	100.0%
熊本県	4,324	5.7%	9,651	12.8%	13,975	18.5%	97	0.1%	61,605	81.4%	61,702	81.5%	4,421	5.8%	71,256	94.2%	75,677	100.0%
鹿児島県	13,649	9.6%	40,621	28.6%	54,270	38.2%	72	0.1%	87,763	61.8%	87,835	61.8%	13,721	9.7%	128,384	90.3%	142,105	100.0%
大分県	23,421	15.6%	44,406	29.7%	67,827	45.3%	118	0.1%	81,762	54.6%	81,880	54.7%	23,539	15.7%	126,168	84.3%	149,707	100.0%
宮崎県	14,134	10.0%	49,865	35.3%	63,999	45.3%	579	0.4%	76,676	54.3%	77,255	54.7%	14,713	10.4%	126,541	89.6%	141,254	100.0%
鹿児島県	13,855	4.6%	89,391	29.4%	103,246	33.9%	113	0.0%	200,887	66.0%	201,000	66.1%	13,968	4.6%	290,278	95.4%	304,246	100.0%
沖縄県	11,557	13.2%	43,771	49.9%	55,328	63.0%	687	0.8%	31,765	36.2%	32,452	37.0%	12,244	13.9%	75,536	86.1%	87,780	100.0%
合計	892,750	11.8%	2,858,378	37.7%	3,751,128	49.5%	17,583	0.2%	3,804,575	50.2%	3,822,158	50.5%	910,333	12.0%	6,662,953	88.0%	7,573,286	100.0%

(注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

4. 浄化槽設置基數

(6) 人槽区分別浄化槽全設置基數 (令和元年度末現在)

都道府県名	5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~	合計		
													うち専独 処理浄化槽	うち合併 処理浄化槽	
北海道	64,786	6,166	954	340	326	167	51	24	14	3	4	1	72,836	18,367	
北海	99,864	10,067	1,141	382	266	70	39	17	6	3	0	1	111,856	67,627	
青森	52,195	4,444	629	258	183	80	34	10	2	5	1	0	57,841	4,220	
岩手	70,575	5,042	492	163	163	62	24	5	2	0	3	0	76,531	22,132	
宮城	67,094	6,921	758	278	221	132	63	21	4	4	0	0	75,496	30,057	
秋田	63,197	3,978	293	122	74	37	12	2	1	0	1	0	67,717	34,578	
山形	261,598	17,171	1,405	574	396	159	74	16	6	6	3	1	281,409	155,761	
福島	232,099	13,916	1,401	537	411	142	145	43	9	3	5	0	248,711	88,914	
茨城	145,031	8,795	886	336	267	93	46	17	5	0	8	0	155,484	48,932	
栃木	288,855	17,946	1,018	432	360	146	102	41	9	6	4	0	308,919	171,844	
群馬	455,193	18,029	1,833	715	531	235	146	21	7	4	10	3	476,727	239,522	
千葉	525,563	45,480	3,868	1,485	1,213	329	168	56	18	13	20	5	578,218	320,875	
東京都	15,988	1,854	157	55	45	17	8	3	1	0	2	0	18,130	9,447	
神奈川県	142,162	12,211	1,258	514	339	75	40	14	2	2	4	1	156,622	113,662	
新潟	175,141	11,640	813	369	297	148	124	47	5	7	7	1	188,599	131,491	
富山	37,991	3,427	311	148	116	86	65	8	4	3	0	0	42,159	29,164	
石川	46,312	4,379	466	237	171	117	42	7	4	3	4	0	51,742	29,073	
福井	35,053	3,385	293	143	92	47	6	2	1	2	1	0	39,025	21,645	
山梨	110,873	10,356	943	461	286	81	25	5	2	4	0	0	123,036	74,603	
長野	77,466	5,791	704	360	259	140	84	53	6	4	5	0	84,872	13,052	
岐阜	163,022	11,696	1,090	378	354	166	92	39	7	4	1	1	176,850	96,380	
静岡県	454,405	31,141	2,312	1,132	666	313	169	53	22	9	14	1	490,237	301,307	
愛知県	489,864	47,010	4,671	1,338	1,013	451	220	78	20	12	26	3	544,706	328,324	
三重	202,015	19,340	1,885	641	478	305	159	70	26	14	21	8	224,962	102,079	
滋賀	27,704	3,420	400	144	147	101	50	4	2	1	4	0	31,977	12,910	
京都府	32,349	2,512	303	102	124	54	21	6	4	1	3	0	35,477	12,376	
大阪府	110,662	12,181	1,039	309	310	72	36	9	5	2	3	1	124,629	75,783	
兵庫県	71,795	7,893	1,049	389	336	164	78	35	7	2	1	2	81,751	37,139	
奈良	88,858	9,343	920	387	293	64	18	7	2	2	3	2	99,899	67,149	
和歌山	184,035	17,650	1,667	578	400	181	78	35	6	9	4	2	204,645	101,272	
鳥取	23,380	2,346	146	74	64	42	25	8	3	2	2	0	26,092	14,138	
島根	62,089	4,859	407	164	98	41	28	3	1	0	0	0	67,690	30,992	
岡山	159,199	10,912	877	272	267	87	51	11	6	2	6	1	171,691	61,085	
広島	158,437	11,079	1,039	369	315	101	69	21	5	7	3	0	171,445	71,941	
山口	112,547	8,876	726	245	202	77	76	13	6	3	5	0	122,776	53,681	
徳島	179,429	15,275	1,676	441	299	86	55	10	6	2	2	0	197,281	124,484	
香川県	161,923	9,521	666	256	175	73	37	9	2	3	2	1	172,668	83,794	
愛媛	159,794	10,421	1,106	341	192	78	50	19	4	6	2	0	172,013	87,937	
高松	93,833	7,561	616	267	166	81	45	8	2	1	3	0	102,583	42,465	
福岡	158,694	17,866	2,300	882	611	209	108	33	8	5	5	1	180,722	44,835	
佐賀	49,856	5,522	573	252	156	68	39	17	5	3	2	0	56,493	17,446	
長崎	66,941	7,013	967	345	236	101	49	21	2	1	0	1	75,677	13,975	
熊本	132,778	7,956	748	270	212	72	43	18	7	0	1	0	142,105	54,270	
大宮	135,889	11,889	1,143	361	297	85	59	15	5	1	2	1	149,707	67,827	
宮崎	134,146	5,951	576	252	179	92	45	8	3	0	2	0	141,254	63,999	
鹿児島	287,469	14,250	1,320	595	390	133	70	13	3	2	1	0	304,246	103,246	
沖縄	75,397	10,682	842	302	252	170	78	22	12	4	16	3	87,780	55,328	
合計	6,943,546	535,163	50,687	18,995	14,208	5,830	3,146	997	239	170	214	41	7,573,286	3,751,128	
															3,822,158

4. 浄化槽設置基数
(7) 建築用途別浄化槽設置基数 (令和元年度末現在)

都道府県名	集会場施設 関係	住宅施設関係		宿泊施設 関係	医療施設 関係	店舗関係	娯楽施設 関係	駐車場関係	学校施設 関係	事務所関係	作業場関係	その他	合計
		大家又は 設置者管理	入居者管理										
北海道	1,017	43,131	12,037	1,444	284	1,226	631	179	612	3,324	2,302	6,649	72,836
青森県	1,101	10,349	85,196	1,105	662	3,922	341	365	882	4,672	2,330	931	111,856
岩手県	691	46,585	4,387	653	190	989	197	173	480	1,491	1,522	483	57,841
宮城県	901	54,753	9,118	519	263	1,816	170	113	351	2,943	2,975	2,609	76,531
秋田県	687	46,264	10,292	570	408	2,111	265	301	385	3,385	1,764	9,064	75,496
山形県	949	50,519	6,342	592	223	2,205	173	100	352	3,194	2,272	796	67,717
福島県	2,441	248,519	23	1,643	991	7,062	604	552	1,124	8,192	5,686	4,572	281,409
茨城県	2,214	13,414	206,717	691	989	7,133	914	477	1,237	8,034	6,304	587	248,711
栃木県	919	98,839	0	362	342	2,241	181	153	401	2,051	2,505	47,490	155,484
群馬県	2,143	274,611	0	1,209	1,150	7,216	567	411	1,301	9,493	7,015	3,803	308,919
埼玉県	1,327	285,998	65,718	281	763	7,374	416	202	1,332	8,083	8,987	96,246	476,727
千葉県	1,885	124,212	21,908	685	738	3,986	1,087	174	2,101	6,998	3,684	410,760	578,218
東京都	184	11,028	3,833	470	132	707	78	59	116	824	239	460	18,130
神奈川県	343	25,086	7,664	189	159	1,201	225	81	247	2,068	2,861	116,498	156,622
新潟県	2,167	162,835	0	1,400	687	5,423	447	718	696	7,901	5,596	729	188,599
富山県	507	34,086	0	230	185	1,216	152	172	68	2,925	2,381	237	42,159
石川県	599	39,987	2,795	316	209	1,678	194	102	244	2,099	2,500	1,019	51,742
福井県	556	30,903	100	377	137	1,740	160	152	145	2,323	1,929	503	39,025
山梨県	1,270	75,500	20,577	2,410	529	4,792	414	108	686	3,135	2,761	10,854	123,036
長野県	518	43,883	28,425	2,003	167	1,392	367	107	164	1,892	1,257	4,697	84,872
岐阜県	845	5,472	144,010	664	723	7,367	826	30	568	7,595	2,940	5,810	176,850
静岡県	1,790	144,024	20,759	483	769	3,888	357	304	1,008	5,498	8,646	302,711	490,237
愛知県	3,584	391,744	65,114	1,086	3,132	27,022	1,191	1,309	3,167	17,871	23,781	5,705	544,706
三重県	1,594	138,873	7,760	1,324	1,005	5,928	581	44	893	4,869	4,064	58,027	224,962
滋賀県	257	7,452	8,934	389	115	1,091	271	58	133	1,546	1,175	10,556	31,977
京都府	215	12,097	5,152	145	60	629	147	54	89	560	841	15,488	35,477
大阪府	623	34,349	72,975	359	782	3,423	645	97	869	4,006	3,612	2,889	124,629
兵庫県	1,095	45,127	6,931	597	425	2,159	723	161	239	2,983	3,243	18,068	81,751
奈良県	784	72,161	14,948	477	533	3,702	248	91	707	2,407	1,019	2,822	99,899
和歌山県	1,454	124,317	23,425	1,146	1,186	7,148	381	305	1,067	6,179	2,298	35,739	204,645
鳥取県	242	20,192	1,157	189	173	1,107	130	48	117	1,289	984	464	26,092
徳島県	754	59,781	0	335	637	1,435	173	19	530	2,364	1,238	424	67,690
岡山県	1,286	100,598	54,920	563	697	3,374	321	432	723	5,497	3,033	247	171,691
広島県	1,352	79,453	70,055	604	760	4,502	381	353	883	4,407	3,562	5,133	171,445
山口県	1,027	76,808	23,694	379	613	2,356	274	192	638	4,269	2,517	10,009	122,776
島根県	1,034	169,333	1,290	427	1,313	10,226	247	178	1,101	4,550	3,278	4,304	197,281
香川県	1,832	156,750	0	384	780	4,359	247	267	703	4,845	2,198	303	172,668
愛媛県	1,900	142,533	9,373	326	827	3,838	281	335	996	5,041	2,414	4,149	172,013
高知県	821	85,636	2,708	416	464	2,769	151	149	712	3,232	1,198	4,327	102,583
高知県	1,350	157,911	445	524	1,266	4,998	362	262	1,581	6,799	4,070	1,154	180,722
佐賀県	825	47,865	23	438	444	2,318	210	271	403	2,062	1,288	346	56,493
長崎県	445	19,008	316	336	352	1,083	170	80	403	838	378	52,268	75,677
熊本県	1,482	90,363	31,620	703	528	2,509	341	223	920	4,425	2,614	6,377	142,105
大宮	1,788	122,909	9,005	1,356	816	4,943	367	261	708	2,032	2,032	1,020	149,707
大宮	1,407	3,307	125,850	305	506	1,794	270	281	698	3,721	1,557	1,558	141,254
鹿児島県	2,661	278,760	334	1,008	1,291	5,011	529	569	2,115	6,465	3,445	2,058	304,246
沖縄県	833	66,408	5,349	1,421	377	3,996	225	189	839	3,014	1,768	3,361	87,780
合計	55,699	4,373,733	1,191,279	33,533	29,782	188,405	17,632	11,261	35,734	205,861	156,063	1,274,304	7,573,286

4. 浄化槽設置基數
(8)浄化槽設置基數の推移 (全国)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人槽	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)
~ 20	7,688,392 (6,097,153)	7,534,990 (6,066,922)	7,480,780 (6,083,458)	7,340,054 (6,098,795)	7,162,437 (6,025,052)	7,066,207 (6,004,392)	7,028,375 (6,014,594)	6,984,374 (6,036,702)	6,948,435 (6,047,384)	6,931,803 (6,054,789)	6,909,424 (6,077,197)	6,919,606 (6,112,971)	6,918,797 (6,132,036)	6,943,546 (6,169,229)
21 ~ 100	793,545 (524,396)	747,142 (510,199)	730,606 (506,074)	691,535 (495,735)	657,270 (480,207)	637,111 (473,461)	620,588 (465,127)	608,635 (462,011)	596,578 (455,869)	589,028 (451,366)	578,321 (448,186)	563,268 (439,747)	540,266 (422,995)	535,163 (419,899)
101 ~ 500	127,481 (80,977)	121,025 (79,123)	117,473 (78,958)	111,631 (77,733)	106,452 (75,982)	101,361 (73,629)	97,088 (71,416)	96,312 (71,116)	93,789 (70,070)	90,750 (68,212)	89,241 (68,031)	86,752 (66,824)	85,077 (65,775)	83,890 (64,709)
小 計	8,609,418 (6,702,526)	8,403,157 (6,656,244)	8,328,859 (6,668,490)	8,143,220 (6,672,263)	7,926,159 (6,581,241)	7,804,679 (6,551,482)	7,746,051 (6,551,137)	7,689,321 (6,569,829)	7,638,802 (6,573,323)	7,611,581 (6,574,367)	7,576,986 (6,593,414)	7,569,626 (6,619,542)	7,544,140 (6,620,806)	7,562,599 (6,653,837)
501 ~ 1,000	8,298 (6,153)	7,971 (5,996)	7,930 (6,108)	7,715 (6,076)	7,517 (5,988)	7,155 (5,776)	6,870 (5,615)	6,790 (5,545)	6,655 (5,512)	6,508 (5,429)	6,427 (5,432)	6,076 (5,122)	5,963 (5,045)	5,830 (4,907)
1,001 ~ 2,000	4,441 (3,458)	4,439 (3,499)	4,372 (3,499)	4,280 (3,484)	4,212 (3,465)	4,053 (3,374)	3,943 (3,313)	3,910 (3,297)	3,877 (3,312)	3,775 (3,266)	3,752 (3,287)	3,353 (2,913)	3,321 (2,903)	3,146 (2,759)
2,001 ~ 3,000	1,384 (1,094)	1,358 (1,082)	1,396 (1,112)	1,328 (1,085)	1,326 (1,092)	1,300 (1,084)	1,263 (1,066)	1,250 (1,057)	1,244 (1,079)	1,225 (1,068)	1,208 (1,058)	1,056 (919)	1,037 (904)	997 (858)
3,001 ~ 4,000	412 (316)	417 (329)	411 (326)	401 (317)	388 (311)	375 (301)	374 (305)	372 (305)	363 (302)	356 (296)	355 (299)	312 (253)	302 (252)	289 (235)
4,001 ~ 5,000	221 (186)	221 (186)	215 (182)	212 (182)	217 (186)	205 (175)	199 (171)	203 (177)	200 (175)	195 (173)	186 (167)	177 (157)	167 (149)	170 (146)
5,001 ~	321 (222)	321 (223)	312 (222)	315 (228)	296 (223)	291 (219)	286 (215)	293 (222)	282 (220)	275 (218)	262 (216)	256 (207)	260 (221)	255 (211)
小 計	15,077 (11,429)	14,727 (11,315)	14,636 (11,449)	14,251 (11,372)	13,956 (11,265)	13,379 (10,929)	12,935 (10,685)	12,818 (10,603)	12,621 (10,600)	12,334 (10,450)	12,190 (10,459)	11,230 (9,571)	11,050 (9,474)	10,687 (9,116)
合 計	8,624,495 (6,713,955)	8,417,884 (6,667,559)	8,343,495 (6,679,939)	8,157,471 (6,683,635)	7,940,115 (6,592,506)	7,818,068 (6,562,411)	7,758,986 (6,561,822)	7,702,139 (6,580,432)	7,651,423 (6,583,923)	7,623,915 (6,584,817)	7,589,176 (6,603,873)	7,580,856 (6,629,113)	7,555,190 (6,630,280)	7,573,286 (6,662,953)
内	5,965,513 (4,081,040)	5,641,662 (3,916,080)	5,442,181 (3,803,133)	5,170,659 (3,723,893)	4,883,467 (3,559,629)	4,674,779 (3,441,912)	4,531,552 (3,356,153)	4,368,516 (3,266,792)	4,233,122 (3,184,853)	4,124,453 (3,103,889)	3,994,148 (3,026,019)	3,912,343 (2,976,362)	3,809,677 (2,901,011)	3,751,128 (2,858,378)
訳	2,658,982 (2,632,915)	2,776,222 (2,751,479)	2,901,314 (2,876,806)	2,986,812 (2,959,742)	3,056,648 (3,032,877)	3,143,279 (3,120,499)	3,227,434 (3,205,669)	3,333,623 (3,313,640)	3,418,301 (3,399,070)	3,499,462 (3,480,928)	3,595,028 (3,577,854)	3,668,513 (3,652,751)	3,745,513 (3,729,269)	3,822,158 (3,804,575)

(注) 下段 () は、新構造基準適用のものを示す。

5. 浄化槽廃止基数

(1) 浄化槽法第11条の2により廃止が確認された基数（令和元年度）

都道府県名	単独処理浄化槽					合併処理浄化槽					合計
	集合処理施設 (下水、農業排水等) への接続	浄化槽への 切り替え 単独～合併	家屋等の廃止	その他	小計	集合処理施設 (下水、農業排水等) への接続	浄化槽への 切り替え 合併～合併	家屋等の廃止	その他	小計	
北海道	32	0	6	0	38	0	116	11	0	127	165
青森県	140	42	28	17	227	137	4	25	32	198	425
岩手県	31	9	9	0	49	303	12	244	0	559	608
宮城県	131	18	17	3	169	197	16	66	0	279	448
秋田県	151	21	30	0	202	321	8	30	2	361	563
山形県	652	64	64	71	851	177	9	30	1	217	1,068
福島県	684	264	183	10	1,141	419	46	240	24	729	1,870
茨城県	871	289	65	40	1,265	1,004	163	41	36	1,244	2,509
栃木県	637	377	36	0	1,050	633	74	6	1	714	1,764
群馬県	1,184	630	402	492	2,708	452	28	84	202	766	3,474
埼玉県	1,169	767	37	144	2,117	1,639	311	32	262	2,244	4,361
千葉県	862	227	69	14	1,172	863	49	79	122	1,113	2,285
東京都	71	19	20	2	112	94	8	11	10	123	235
神奈川県	775	128	135	27	1,065	256	41	48	10	355	1,420
新潟県	2,390	133	106	26	2,655	435	24	19	5	483	3,138
富山県	468	53	64	23	608	203	8	5	11	227	835
石川県	295	12	8	0	315	111	4	7	0	122	437
福井県	236	32	29	3	300	222	12	16	3	253	553
山梨県	495	16	7	1	519	247	10	8	4	269	788
長野県	123	25	19	0	167	497	69	39	12	617	784
岐阜県	737	224	199	6	1,166	267	10	42	6	325	1,491
静岡県	1,292	1,510	342	13	3,157	618	43	55	7	723	3,880
愛知県	2,382	499	169	1,315	4,365	1,631	46	71	652	2,400	6,765
三重県	1,413	169	63	10	1,655	1,542	38	47	14	1,641	3,296
滋賀県	162	5	21	1	189	285	4	13	1	303	492
京都府	419	3	25	0	447	512	19	28	0	559	1,006
大阪府	741	14	51	0	806	408	4	15	0	427	1,233
兵庫県	419	43	49	2	513	297	68	22	4	391	904
奈良県	1,428	48	26	6	1,508	341	7	6	17	371	1,879
和歌山県	149	138	105	0	392	254	24	49	1	328	720
鳥取県	423	41	14	3	481	230	8	7	3	248	729
島根県	258	58	64	105	485	282	28	30	24	364	849
岡山県	589	80	174	8	851	738	83	213	10	1,044	1,895
広島県	619	152	71	32	874	373	49	23	59	504	1,378
山口県	439	45	93	9	586	463	13	38	8	522	1,108
徳島県	109	165	91	2	367	76	25	28	5	134	501
香川県	202	342	45	0	589	96	27	86	0	209	798
愛媛県	297	54	133	6	490	199	32	46	48	325	815
高知県	191	25	37	3	256	88	12	27	2	129	385
福岡県	505	63	93	123	784	1,814	53	90	69	2,026	2,810
佐賀県	203	66	57	2	328	355	11	21	27	414	742
長崎県	115	83	42	7	247	446	77	39	1	563	810
熊本県	191	93	50	3	337	134	23	40	29	226	563
大分県	327	290	26	2	645	146	40	33	2	221	866
宮崎県	434	341	81	6	862	234	33	49	6	322	1,184
鹿児島県	204	824	273	0	1,303	161	99	165	0	425	1,728
沖縄県	206	9	6	4	223	78	8	9	44	139	362
合計	25,851	8,510	3,734	2,541	40,636	20,278	1,896	2,333	1,776	26,283	66,919

(注) 1. 本調査は、平成17年の浄化槽法の改正により規定された廃止の届出(第11条の2)に係るものである。

2. その他の具体的な内容として、破損・故障による撤去・建替、二重登録の解消、計画変更等がある。

5. 浄化槽廃止基数

(2) 浄化槽法第11条の2以外的事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数 (令和元年度)

都道府県名 判断根拠	浄化槽法第11条の2の規定以外の事由により廃止と判断した基数 (単独処理浄化槽)										合計											
	集合処理施設(下水、農集排等)への接続					浄化槽への切り替え 単独～合併 家屋等の廃止																
	台帳整理 による	下水道等 部局から の情報に よる	検査機関・ 業者から の情報に よる	その他	小計	台帳整理 による	下水道等 部局から の情報に よる	検査機関・ 業者から の情報に よる	その他	小計												
北海道	6	1	2	0	9	1	0	0	0	1	14	0	3	0	0	17	27	0	0	1	28	55
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	32	0	0	9	41	45
宮城県	43	15	7	0	65	3	1	0	0	5	26	0	4	0	0	30	0	0	0	0	100	100
秋田県	11	1	5	0	17	0	0	1	0	1	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	29	29
山形県	63	146	25	1	235	14	4	3	0	21	130	0	55	0	185	0	6	0	11	0	17	458
福島県	5	5	3	0	8	57	0	22	0	79	76	0	72	0	148	9	9	71	0	0	80	315
茨城県	222	0	0	0	222	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	222
栃木県	39	0	0	0	39	6	0	0	0	6	4	0	0	0	6	5	19	0	0	0	19	69
群馬県	4	318	397	0	719	1	0	143	0	144	0	0	352	0	352	79	0	889	0	0	968	2,183
埼玉県	1,866	650	651	0	3,167	83	10	63	5	161	212	67	89	1	369	1,612	604	637	33	2,886	6,583	6,583
千葉県	405	201	0	0	606	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	1	613
東京都	529	4	0	0	533	4	0	0	0	4	269	1	1	10	281	67	0	10	0	77	895	895
神奈川県	440	282	0	0	722	0	2	0	0	2	121	12	0	0	137	13	4	0	0	0	17	878
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	245	0	245	0	0	15	0	15	0	0	8	0	8	0	0	47	0	0	47	315
石川県	0	0	34	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178	0	0	0	178	212	212
福井県	41	1	1	2	45	0	0	0	0	0	131	0	0	0	131	5	0	1,688	0	0	1,693	1,869
山梨県	6	1	0	0	7	10	0	0	0	10	48	0	0	0	48	31	0	1	0	32	97	97
長野県	0	1	7	0	8	1	0	0	0	1	2	1	0	0	3	2	0	0	0	0	2	14
岐阜県	0	0	8	15	23	0	0	0	4	4	0	0	16	0	16	0	0	6	0	0	6	49
静岡県	1	14	76	0	91	0	0	325	0	325	33	0	334	0	367	2,881	0	199	19	3,099	3,882	3,882
愛知県	94	1,593	30	0	1,717	4	0	1	10	15	38	0	35	0	73	8	0	1	0	9	1,814	1,814
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	167	2	17	0	186	0	0	0	0	0	34	0	6	0	40	0	0	0	0	0	226	226
京都府	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	73	0	19	0	0	92	93
大阪府	110	2,999	8	0	3,117	2	0	0	0	2	35	3	4	2	44	0	0	0	0	0	3,163	3,163
兵庫県	7	52	15	0	74	0	0	0	0	0	22	4	4	0	30	0	165	0	0	165	269	269
奈良県	34	14	0	0	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	50	50
和歌山県	3	0	0	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	10
鳥取県	11	3	10	4	28	0	0	1	0	1	8	0	36	0	77	5	15	11	163	194	300	300
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	245	0	108	0	353	0	0	10	0	10	184	3	58	1	246	178	0	0	0	178	787	787
広島県	22	61	0	42	125	25	0	0	0	25	63	0	1	35	99	86	0	0	1	87	336	336
山口県	85	97	193	0	375	128	0	7	0	135	64	0	9	0	73	162	0	5	0	167	750	750
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	110	0	110	0	0	142	0	142	0	0	707	0	707	0	0	0	0	0	959	959
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	104	0	0	104	22	0	0	0	22	66	0	146	0	212	0	0	1	0	1	339	339
福岡県	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	1	6	0	0	7	278	0	0	0	278	288	288
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4	0	0	0	0	0	4	4
熊本県	0	0	85	0	85	0	0	89	0	89	0	0	54	0	54	0	0	27	0	27	255	255
大分県	0	250	0	1	251	197	0	0	136	333	126	0	0	2	128	385	0	0	0	385	1,097	1,097
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	158	0	0	0	0	158	158
沖縄県	633	0	0	0	633	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	5,092	6,813	2,037	65	14,007	562	17	823	155	1,557	1,725	97	1,997	97	3,916	6,300	623	3,788	226	10,937	30,417	30,417

5. 浄化槽廃止基数

(3) 浄化槽法第11条の2以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数 (令和元年度)

都道府県名	浄化槽法第11条の2の規定以外の事由により廃止と判断した基数 (合併処理浄化槽)										合計									
	集合処理施設(下水、農集排等)への接続					浄化槽への切り替え 合併～合併						その他								
	台帳整理による	下水道等部 局からの情 報による	検査機関・ 業者からの 情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部 局からの情 報による	検査機関・ 業者からの 情報による	その他	小計		台帳整理による	下水道等部 局からの情 報による	検査機関・ 業者からの 情報による	その他	小計				
北海道	0	5	4	0	9	0	0	0	0	0	4	1	2	0	7	10	0	0	10	26
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	5	0	3	0	8	0	1	0	1	9	9	2	9	13	33	347	0	1	83	473
宮城県	13	10	9	0	32	1	5	0	6	41	41	0	13	0	54	0	0	0	92	
秋田県	2	2	14	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	
山形県	5	51	7	0	63	4	1	0	5	34	0	7	0	0	41	2	0	0	111	
福島県	21	0	2	0	23	14	6	0	22	28	10	3	0	0	41	28	19	12	147	
茨城県	38	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	
栃木県	37	0	0	0	37	1	0	0	1	6	0	0	0	0	6	3	0	0	47	
群馬県	1	22	129	0	152	0	30	0	30	0	0	41	0	0	41	44	0	0	587	
埼玉県	292	142	145	6	579	6	5	1	12	61	18	27	1	1	107	1,073	282	1	2,190	
千葉県	560	116	0	0	676	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	679	
東京都	110	3	0	0	113	1	0	0	1	52	0	0	4	0	56	60	8	3	71	
神奈川県	47	93	0	0	140	0	0	0	0	8	2	2	1	13	0	1	4	1	159	
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
富山県	0	0	47	0	47	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	24	0	74	
石川県	0	0	28	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	55	
福井県	20	0	0	0	20	0	0	0	0	42	0	2	1	0	42	2	1	554	619	
山梨県	12	1	0	0	13	7	0	0	7	26	0	0	0	0	26	49	0	0	95	
岐阜県	12	6	4	0	22	0	25	1	26	1	1	1	0	0	3	4	0	1	56	
静岡県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	3	
愛知県	41	303	18	0	362	0	1	2	3	3	0	89	11	0	92	518	10	11	741	
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	19	0	0	22	1	0	0	385	
滋賀県	52	6	30	0	88	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	1	0	0	95	
大阪府	6	661	2	0	669	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	291	0	0	298	
兵庫県	0	48	0	0	48	0	0	0	0	2	2	0	0	0	4	0	1	0	674	
奈良県	5	3	0	0	8	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	347	0	397	
和歌山県	69	0	0	0	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	
鳥取県	0	0	2	2	4	0	0	0	0	1	1	5	2	0	9	8	1	5	14	
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山県	119	0	72	1	192	0	10	0	10	111	0	19	4	134	97	0	0	9	442	
広島県	20	18	1	25	64	2	0	0	2	12	0	1	3	16	14	0	0	2	98	
山口県	21	50	206	353	630	15	0	0	15	6	0	6	0	12	254	0	2	0	913	
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川県	0	0	27	0	27	0	30	0	30	0	0	107	0	0	107	0	0	0	164	
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知県	0	34	0	0	34	0	2	0	2	7	0	13	0	0	20	3	1	0	60	
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	47	73	
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長崎県	0	2	0	1	3	0	0	0	0	2	0	29	0	0	31	0	0	0	34	
熊本県	0	0	183	0	183	0	0	0	41	0	28	0	0	0	28	0	32	0	284	
大分県	0	58	2	0	60	6	0	0	6	42	0	0	0	0	42	177	0	0	285	
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	0	54	
沖縄県	634	0	0	0	634	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	634	
合計	2,142	1,634	1,042	383	5,201	57	28	137	223	517	40	421	29	1,007	3,088	311	1,453	165	5,017	11,448

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1) 行政処分等の件数（令和元年度）

1) 浄化槽法第5条、第12条関係

都道府県名	法第5条 第2項	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項						
	改善勧告	助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令	
		設置者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者		技術 管理者
北海道	10	364	183	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	226	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	149	304	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	235	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	655	113	0	0	0	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	162	0	0	0	0	27	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	7,466	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	4,191	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	344	517	0	15	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	1,267	4	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	0	438	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	130	7	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	189	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	1,333	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	596	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	928	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	955	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	85	203	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	2,682	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	0	707	7	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	255	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	83	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	1,717	38	28	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	515	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	439	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	47	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	454	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	267	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	2,379	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	0	1,198	928	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	6,914	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	159	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	179	58	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	1,282	211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	2,083	83	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	462	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	855	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	1,585	1,013	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	658	44	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	2	321	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	12	45,482	4,244	28	62	14	205	2	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0
保健所設置市等計	0	10,214	2,329	8	64	0	66	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0
合計	12	55,696	6,573	36	126	14	271	2	0	0	0	38	40	0	0	0	0	0

(注) 東京都は特別区を除いた件数

(保健所設置市等)

保健所設置市名	法第5条第2項		浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項						
	改善勧告	設置者	助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令	
			管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者		管理者
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	1	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八戸市	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形市	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島市	0	332	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	0	271	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	0	66	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	0	793	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	0	80	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川越市	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川口市	0	68	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越谷市	0	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0
千代田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	0	291	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	215	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	0	8	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新富山	0	236	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	22	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井市	0	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府市	0	412	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野市	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋	0	1,141	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊橋市	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田	0	392	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四日市	0	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大京都市	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大塚	0	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚方市	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾	0	6	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝屋川	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸	0	367	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫路	0	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石	0	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉敷	0	263	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	301	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉	0	212	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(保健所設置市等)

保健所設置市名	法第5条第2項		浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項						
	改善勧告	設置者	助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令	
			管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者		管理者
福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市	0	354	173	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松山市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大牟田市	0	75	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	215	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	0	803	0	0	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本市	0	246	1,389	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	0	313	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	1,023	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	69	0	0	0	0	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	10,214	2,329	8	64	0	66	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1) 行政処分等の件数（令和元年度）

2) 浄化槽法第7条の2、第12条の2関係

都道府県名	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
北海道	166	0	0	960	0	0
青森県	4	0	0	48	0	0
岩手県	184	0	0	316	0	0
宮城県	2	0	0	25	0	0
秋田県	0	0	0	474	0	9
山形県	241	0	0	3,818	0	0
福島県	145	38	0	952	37	0
茨城県	0	0	0	11,835	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0
群馬県	1,654	0	0	2,694	0	0
埼玉県	2,645	1	0	5,191	1,781	0
千葉県	136	0	0	8,359	0	0
東京都	17	0	0	2,812	0	0
神奈川県	231	0	0	12	0	0
新潟県	243	0	0	922	0	0
富山県	0	0	0	51	0	0
石川県	6	0	0	149	0	0
福井県	2	0	0	225	0	0
山梨県	28	0	0	852	0	0
長野県	5	0	0	217	0	0
岐阜県	43	1	0	2,476	0	0
静岡県	40	0	0	990	0	0
愛知県	424	0	0	548	0	0
三重県	0	0	0	103	0	0
滋賀県	0	0	0	8	0	0
京都府	0	0	0	3,447	0	0
大阪府	55	0	0	3,434	0	0
兵庫県	5	0	0	2,713	0	0
奈良県	4	0	0	374	0	0
和歌山県	3	0	0	103	0	0
鳥取県	0	0	0	6,303	0	0
島根県	0	0	0	119	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	1	0	0	11,165	0	0
山口県	178	0	0	47,933	0	0
徳島県	46	0	0	79,373	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	869	0	0
高知県	5	0	0	1,642	0	0
福岡県	0	0	0	255	0	0
佐賀県	35	0	0	3,652	0	0
長崎県	9	0	0	535	0	0
熊本県	119	0	0	3,663	0	0
大分県	69	0	0	2,541	0	0
宮崎県	8	0	0	36,761	0	0
鹿児島県	14	0	0	346	0	0
沖縄県	6	0	0	478	24	0
小計	6,773	40	0	249,743	1,842	9
保健所設置市等計	1,411	0	0	62,644	22	0
合計	8,184	40	0	312,387	1,864	9

(注)1. 東京都は特別区を除いた件数

(保健所設置市等)

保健所設置市名	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
札幌市	2	0	0	38	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	170	0	0
青森市	0	0	0	15	0	0
八戸市	0	0	0	3	0	0
盛岡市	4	0	0	33	0	0
仙台市	0	0	0	18	0	0
秋田市	0	0	0	0	0	0
山形市	0	0	0	1,362	0	0
福島市	195	0	0	0	0	0
郡山市	109	0	0	0	0	0
いわき市	27	0	0	244	0	0
水戸市	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0
前橋市	0	0	0	0	0	0
高崎市	44	0	0	30	0	0
さいたま市	297	0	0	2,875	0	0
川越市	50	0	0	1,083	0	0
川口市	332	0	0	28	22	0
越谷市	0	0	0	90	0	0
千葉市	1	0	0	85	0	0
船橋市	28	0	0	103	0	0
柏市	15	0	0	86	0	0
八王子市	3	0	0	9	0	0
町田市	5	0	0	792	0	0
横浜市	4	0	0	16	0	0
川崎市	15	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0
横須賀市	33	0	0	1,112	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0
新潟市	64	0	0	549	0	0
富山市	0	0	0	17	0	0
金沢市	2	0	0	31	0	0
福井市	0	0	0	0	0	0
甲府市	2	0	0	2,007	0	0
長野市	0	0	0	65	0	0
岐阜市	0	0	0	1,007	0	0
静岡市	0	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	1,037	0	0
豊橋市	0	0	0	307	0	0
岡崎市	35	0	0	40	0	0
豊田市	0	0	0	0	0	0
四日市市	15	0	0	7,156	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0
堺市	8	0	0	2,253	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0	0	0
八尾市	0	0	0	284	0	0
寝屋川市	0	0	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0	0	0
神戸市	0	0	0	195	0	0
姫路市	0	0	0	154	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0
明石市	0	0	0	223	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	27	0	0
和歌山市	0	0	0	1,308	0	0
鳥取市	5	0	0	1,835	0	0
松江市	0	0	0	2	0	0
岡山市	0	0	0	0	0	0
倉敷市	58	0	0	259	0	0
広島市	0	0	0	2,110	0	0
呉市	44	0	0	631	0	0
福山市	0	0	0	6,664	0	0
下関市	0	0	0	4,719	0	0
高松市	0	0	0	17,634	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	69	0	0
福岡市	0	0	0	1	0	0
大牟田市	0	0	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	35	0	0
長崎市	0	0	0	124	0	0
佐世保市	2	0	0	36	0	0
熊本市	0	0	0	22	0	0
大分市	0	0	0	242	0	0
宮崎市	11	0	0	2,939	0	0
鹿児島市	1	0	0	37	0	0
那覇市	0	0	0	433	0	0
特別区	0	0	0	0	0	0
小計	1,411	0	0	62,644	22	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1) 行政処分等の件数 (令和元年度)

3) 浄化槽法第53条又は条例関係

都道府県名	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
北海道	0	49	0	0	1	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	96	0	0	0
岩手県	200	0	0	0	0	15	11	0	0	0
宮城県	67	98	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	29	0	0	0	97	25	0	0	0
山形県	192	0	0	0	0	0	16	0	0	0
福島県	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	262	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	72	0	0	8	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	6	66	0	0	0
埼玉県	2	522	0	0	0	692	111	0	0	0
千葉県	180	34	0	0	11	544	20	0	0	2
東京都	210	115	0	73	0	114	35	0	0	5
神奈川県	39	88	0	0	0	304	38	0	0	0
新潟県	39	2	0	0	0	16	4	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	276	29	0	13	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	17	0	0	0	7	0	1	0	0	0
山梨県	1	0	0	0	0	95	22	0	0	0
長野県	334	0	0	0	0	1,240	18	0	0	0
岐阜県	9	0	0	0	0	170	11	0	0	0
静岡県	36	274	0	6	0	9,678	134	0	0	0
愛知県	1	321	0	0	0	2,163	69	0	0	0
三重県	0	1	0	0	0	248	54	0	0	0
滋賀県	69	0	0	2	0	4	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0
大阪府	16	11	0	0	0	718	9	3	0	0
兵庫県	0	0	0	8	0	103	9	0	0	0
奈良県	0	54	0	0	0	20	37	0	0	0
和歌山県	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	167	35	0	269	0	7	5	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	29	1	0	0	0
岡山県	60	0	0	0	0	196	7	0	0	0
広島県	1,881	0	0	0	0	0	14	0	0	0
山口県	43	235	0	0	0	2	9	0	0	0
徳島県	3	0	0	0	0	7	35	0	0	0
香川県	3	83	0	0	0	463	93	1	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	1	31	0	0	0
福岡県	1	0	0	329	0	8	24	0	0	0
佐賀県	182	166	0	0	0	109	13	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	477	79	1	47	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0
大分県	0	0	0	0	0	51	35	0	0	0
宮崎県	0	1	0	0	0	4	7	0	0	0
鹿児島県	96	212	0	0	1	64	3	0	0	0
沖縄県	100	75	1	0	0	10	29	0	0	0
小計	4,034	2,667	1	759	20	17,931	1,230	5	60	7
保健所設置市等計	3,487	5,189	0	982	1,658	13,747	372	10	36	0
合 計	7,521	7,856	1	1,741	1,678	31,678	1,602	15	96	7

(注) 東京都は特別区を除いた件数

保健所設置市名	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
札幌市	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0	0	4	33	0	0	0
八戸市	0	22	0	0	0	0	21	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	1	19	0	0	0	39	9	0	0	0
秋田市	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0
山形市	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0
福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	66	72	0	0	0	8	22	0	0	0
高崎市	196	27	0	0	0	0	9	0	0	0
さいたま市	80	172	0	23	0	30	18	0	0	0
川越市	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
川口市	1	150	0	0	0	75	1	0	0	0
越谷市	0	727	0	170	0	0	17	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	191	56	0	24	12	1	0	10	0	0
横浜市	210	0	0	216	0	46	0	0	0	0
川崎市	145	996	0	0	0	263	8	0	0	0
相模原市	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	516	0	0	1,408	5	3	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	157	73	0	0	226	240	3	0	0	0
富山市	0	0	0	0	0	99	15	0	7	0
金沢市	0	396	0	12	0	0	0	0	0	0
福井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府市	0	0	0	0	0	149	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	238	6	0	2	0
静岡市	36	199	0	0	0	28	14	0	0	0
浜松市	0	75	0	6	0	8,600	62	0	0	0
名古屋市	0	71	0	48	12	1,052	12	0	4	0
豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0
四日市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	372	13	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0	338	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
八尾市	7	11	0	0	0	2	0	0	0	0
寝屋川市	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0
神戸市	0	52	0	11	0	3	0	0	0	0
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	54	0	0	0	0	11	0	0	0
和歌山市	191	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0	0	195	0	0	0	0
倉敷市	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	0	301	0	0	0	1,554	21	0	4	0
呉市	0	228	0	156	0	0	3	0	8	0
福山市	0	0	0	0	0	11	3	0	0	0
下関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	833	203	0	0	0	161	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
高知市	0	41	0	15	0	0	9	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	288	36	0	0	0	111	4	0	0	0
大牟田市	948	60	0	60	0	0	1	0	5	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0
佐世保市	0	61	0	60	0	0	8	0	6	0
熊本市	0	442	0	108	0	13	2	0	0	0
大分市	137	53	0	0	0	0	35	0	0	0
宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別区	0	0	0	73	0	0	0	0	0	0
小計	3,487	5,189	0	982	1,658	13,747	372	10	36	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(2) 行政処分等を行った根拠 (令和元年度)

都道府県名	浄化槽法第12条第1項				浄化槽法第12条第2項				浄化槽法第53条又は条例関係					
	指定検査機関から報告され、水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告され、水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告され、水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他			
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査		
北海道	547	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	29	0
青森県	222	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96
岩手県	249	0	0	0	0	0	0	0	0	198	4	0	2	22
宮城県	453	0	0	0	0	0	0	0	0	165	0	0	0	0
秋田県	322	0	0	0	0	0	0	0	0	29	48	0	0	24
福島県	768	154	0	0	0	0	0	0	0	192	4	0	0	12
茨城県	162	27	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0
栃木県	7,425	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	262	0
群馬県	19	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	8
埼玉県	4,046	0	0	145	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72
千葉県	806	0	35	1	35	0	0	0	0	88	3	209	227	536
東京都	1,116	0	76	16	79	0	0	0	0	160	0	30	35	171
神奈川県	324	0	0	0	163	0	0	0	0	135	0	0	263	0
新潟県	93	0	10	43	0	0	0	0	0	4	93	1	0	249
富山県	47	0	0	189	0	0	0	0	0	39	2	0	2	8
石川県	11	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	318
福井県	1	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	1,326	0	7	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	1
長野県	359	0	132	105	0	0	0	0	0	0	0	0	34	1
岐阜県	905	0	8	15	0	0	0	0	0	261	893	0	73	86
静岡県	955	0	0	0	0	0	0	0	0	9	101	0	0	80
愛知県	255	0	0	33	0	0	0	0	0	235	3	0	81	9,355
三重県	358	0	2,065	581	0	0	0	0	0	0	51	322	0	0
滋賀県	690	0	7	17	2	0	0	0	0	0	0	0	1	124
京都府	50	0	5	200	0	0	0	0	0	0	0	0	71	4
大阪府	72	1	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
兵庫県	664	0	108	1,016	0	0	0	0	0	18	62	6	3	632
奈良県	493	0	2	20	0	0	0	0	0	0	2	0	8	21
和歌山県	419	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	29	28
鳥取県	45	0	0	4	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0
徳島県	43	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	468	12
香川県	455	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	2
愛媛県	267	0	0	0	0	0	0	0	0	60	9	0	0	14
高知県	2,379	0	0	0	0	0	0	0	0	1,881	0	0	0	14
福岡県	2,131	0	0	0	0	0	0	0	0	278	1	0	0	10
佐賀県	6,914	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	4
長崎県	176	0	0	0	0	0	0	0	0	86	458	0	45	54
熊本県	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32
鹿児島県	2,598	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	329	32
沖縄県	701	0	0	1	1	0	0	0	0	101	30	0	208	5
計	44,283	186	2,506	3,041	4	0	0	0	0	4,555	2,186	570	2,356	12,335
保健所設置市等計	9,828	66	211	2,576	0	0	0	0	0	5,721	898	1,214	512	12,755
合計	54,111	252	2,717	5,617	4	0	0	0	0	10,276	3,084	1,784	6,737	25,090

(保健所設置市等)

保健所設置市名	浄化槽法第12条第1項			浄化槽法第12条第2項			浄化槽法第53条又は条例関係						
	指定検査機関から報告され、水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等			指定検査機関から報告され、水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等			指定検査機関から報告され、水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等						
	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査			
豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
吹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
高槻市	6	0	0	0	0	0	0	0	0	13			
枚方市	23	0	0	0	0	0	0	0	0	3			
八尾市	41	0	0	0	0	0	18	1	0	1			
寝屋川市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2			
大田市	13	0	0	0	0	0	0	0	0	10			
東大阪市	367	0	0	0	0	0	0	0	0	3			
神戶市	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
尼崎市	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
明石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
奈良市	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
松江市	37	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
山形市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
岡山市	263	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
倉敷市	301	0	0	0	0	0	301	121	0	16			
広島市	188	0	35	0	0	0	0	0	11	1,458			
福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
下関市	532	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
高松市	0	0	0	0	0	0	1,036	161	0	0			
松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
知念市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
高松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9			
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大牟田市	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
久留米市	0	0	0	0	0	0	1,068	6	0	0			
長崎県	215	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
佐世保市	862	0	0	0	0	0	0	10	19	4			
熊本県	1,635	0	0	0	0	0	0	0	0	14			
大分県	313	0	0	0	0	0	550	0	0	15			
宮崎県	1,023	0	0	0	0	0	137	0	0	35			
鹿児島県	69	66	0	0	0	0	0	0	0	0			
那覇市	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特別区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
小計	9,828	66	211	0	2,576	0	40	5,721	898	1,214	512	4,381	12,755

7. 浄化槽関係業者数（令和元年度末現在）

都道府県名	保守点検業			浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業					浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士	
	総登録 件数	内訳		浄化槽法 第35条 許可業者	うち廃掃法第 7条に基づく 許可業者	うち廃掃法第 6条の2に基づく 委託業者	廃掃法第7 条に基づく 許可業者	廃掃法第6条 の2に基づく 委託業者	総数	内訳				設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数	管理士 登録人数				
		保守点検 専業	清掃業 と兼業							その他の業 と兼業	うち 浄化槽法に基 づく工事業者	うち 土木工事業者	うち 建築工事業者				うち 管工事業者			
北海道	406	19	221	166	221	42	186	67	884	39	652	265	800	232	182	1,032				
青森県	138	14	90	34	97	11	97	13	407	23	297	104	369	68	51	568				
岩手県	149	5	62	82	100	25	90	25	551	58	403	198	439	126	126	499				
宮城県	151	70	68	13	95	0	95	0	583	45	432	188	474	72	65	714				
秋田県	110	15	73	22	92	4	84	14	426	36	260	106	389	187	332	416				
山形県	86	1	67	18	143	7	109	7	568	58	382	159	483	41	41	416				
福島県	219	28	63	128	94	17	14	0	784	89	517	203	659	160	43	826				
茨城県	487	166	121	200	165	17	163	8	1,559	97	825	335	1,352	323	317	1,169				
栃木県	267	31	72	164	81	0	73	1	302	69	137	61	227	139	61	749				
群馬県	231	61	78	92	149	24	148	24	930	178	461	219	707	246	246	931				
埼玉県	504	326	134	44	189	0	189	0	1,091	76	632	215	971	368	368	1,615				
千葉県	464	70	123	271	207	8	213	8	1,244	142	571	244	1,056	559	559	1,514				
東京都	121	5	34	82	56	9	48	9	310	51	8	155	285	16	16	289				
神奈川県	195	43	30	122	46	2	51	5	572	8	357	106	551	82	82	415				
新潟県	117	39	78	0	107	62	104	62	848	35	595	249	775	304	304	622				
富山県	63	0	21	42	28	6	27	6	214	4	162	59	208	117	117	205				
石川県	79	7	20	52	28	3	33	3	169	3	134	64	156	158	158	239				
福井県	26	4	19	3	27	7	24	7	141	8	87	45	132	24	24	155				
梨県	43	0	43	88	87	2	88	2	447	40	304	103	392	114	5	290				
長野県	287	33	73	181	119	20	125	29	690	30	519	267	610	284	194	758				
岐阜県	156	100	47	9	72	8	50	3	583	60	344	151	502	298	298	1,021				
静岡県	262	50	81	131	126	6	122	6	788	97	463	135	669	510	252	1,112				
愛知県	324	75	88	161	92	22	112	22	761	50	525	283	661	647	616	1,420				
三重県	269	70	85	114	114	10	119	114	435	55	328	135	355	328	363	996				
滋賀県	55	25	30	0	31	6	30	6	193	2	149	93	175	155	124	221				
京都府	102	9	54	39	51	3	51	3	442	19	330	172	379	84	46	288				
大阪府	241	31	101	109	154	0	154	0	110	7	76	44	99	100	66	384				
兵庫県	172	33	88	51	177	26	165	27	418	19	252	103	371	239	141	497				
奈良県	151	21	28	102	45	17	41	17	319	31	244	109	272	81	59	234				
和歌山県	253	70	58	125	95	17	94	14	626	63	474	287	444	218	116	592				
鳥取県	52	11	15	26	32	7	27	7	184	7	154	90	164	73	70	142				
徳島県	64	13	45	6	55	9	55	10	456	17	340	169	412	68	62	380				
岡山県	38	2	34	2	43	0	43	0	588	45	434	266	473	93	93	342				
広島県	110	37	73	0	83	4	76	4	790	75	503	260	645	160	23	605				
山口県	122	31	80	11	83	0	83	0	659	64	336	190	524	162	162	424				
徳島県	139	30	60	49	98	10	93	11	347	49	219	112	254	161	161	513				
香川県	126	32	43	51	47	0	47	0	554	70	302	140	441	106	104	378				
愛媛県	220	67	62	91	81	17	80	17	453	63	279	88	380	115	115	679				
高知県	132	21	83	28	117	2	68	5	373	38	234	107	310	93	93	298				
福岡県	191	29	105	57	141	24	141	27	738	45	518	221	660	315	315	844				
佐賀県	63	3	42	18	43	24	43	28	372	31	267	124	317	134	134	380				
長崎県	159	0	71	88	72	9	72	9	730	114	515	293	553	128	111	445				
熊本県	105	30	60	15	60	9	61	10	1,006	92	704	269	860	127	87	560				
大分県	111	16	43	52	43	0	43	0	616	118	370	166	449	148	109	516				
宮崎県	75	27	22	26	22	5	23	5	423	90	259	68	318	113	113	496				
鹿児島県	76	9	67	0	100	8	98	8	1,249	234	890	417	955	198	165	801				
沖縄県	133	6	54	73	135	14	123	16	173	20	133	52	145	300	177	245				
小計	8,132	1,785	3,109	3,238	4,343	513	4,033	557	27,106	2,621	17,524	7,807	22,822	9,027	7,335	28,151				
保健所設置市等計	4,681	1,584	752	2,345	954	33	900	46	—	—	—	—	—	1,667	1,536	14,246				
合計	12,813	3,369	3,861	5,583	5,297	546	4,933	603	27,106	2,621	17,524	7,807	22,822	10,694	8,871	42,397				

(注) 浄化槽工事業者のうち、土木工事業者、建築工事業者、管工事業者にはそれぞれ兼業するものも含まれるため、内訳の合計とこれらの総数とは一致しない。

(保健所設置市等)

保健所設置市名	保守点検業				浄化槽清掃業				浄化槽汚泥収集運搬業				浄化槽工事業				技術管理者		浄化槽管理士
	総登録 件数	内訳			浄化槽法 第35条 許可業者	うち廃掃法第 7条に基づく 許可業者			うち廃掃法第6 条の2に基づく 委託業者	浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽法第6 条の2に基づく 委託業者	総数	内訳			設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数	管理士 登録人数
		保守点検 専業	清掃業 と兼業	その他の業 と兼業		浄化槽汚泥収集運搬業	浄化槽工事業	うち 浄化槽法に基 づく工事業者		うち 土木工事業者	うち 建築工事業者			うち 管工事業者					
札幌市	29	14	15	0	25	1	0	0	1	0	0	0	9	9	9	74			
函館市	25	0	8	17	8	6	0	0	6	0	0	0	8	8	8	55			
小樽市	11	7	4	0	4	4	0	0	5	0	0	0	1	1	1	28			
旭川市	16	2	13	1	14	0	0	0	1	0	0	0	14	14	14	46			
青森市	40	20	18	2	18	18	0	0	18	0	0	0	49	49	49	161			
八戸市	29	1	5	23	5	5	0	0	5	0	0	0	19	10	10	210			
盛岡市	49	0	4	45	5	4	1	1	4	1	0	0	6	6	6	143			
仙台市	49	17	18	14	21	18	0	0	19	0	0	0	24	24	24	140			
秋田市	26	1	6	19	6	6	0	0	6	0	0	0	37	37	37	64			
山形市	25	0	8	17	10	10	0	0	10	0	0	0	12	12	12	77			
福島市	61	15	26	20	10	10	0	0	10	0	0	0	35	35	35	204			
郡山市	84	15	12	57	17	17	0	0	17	0	0	0	31	31	31	191			
いわき市	44	43	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	39	32	205	742			
水戸市	244	136	6	102	9	9	0	0	9	0	0	0	24	24	24	263			
宇都宮市	95	0	11	84	12	11	0	0	13	0	0	0	38	38	38	327			
前橋市	89	57	6	26	6	6	0	0	6	0	0	0	24	24	24	274			
高崎市	53	9	16	28	13	13	0	0	13	0	0	0	23	23	23	619			
さいたま市	170	15	17	138	23	23	0	0	23	0	0	0	18	18	18	535			
川口市	118	10	5	103	7	7	0	0	7	0	0	0	10	10	10	517			
川崎市	131	23	7	101	15	15	0	0	15	0	0	0	5	5	5	479			
越谷市	118	13	8	97	15	15	0	0	15	0	0	0	12	12	12	432			
千葉市	278	139	8	131	8	8	0	0	8	0	0	0	15	15	15	0			
船橋市	154	0	4	150	4	4	0	0	4	0	0	0	26	26	26	689			
柏市	120	112	8	0	9	9	0	0	9	0	0	0	10	10	10	517			
八王子市	68	4	11	53	11	11	0	0	11	0	0	0	10	10	10	163			
町田市	56	19	2	35	2	2	0	0	2	0	0	0	5	5	5	139			
横浜市	0	0	0	0	18	18	0	0	18	0	0	0	24	24	24	0			
川崎市	82	29	9	44	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13	13	179			
相模原市	55	49	6	0	6	6	0	0	6	0	0	0	9	9	9	101			
須賀川市	37	5	0	32	0	0	0	0	0	0	2	0	7	7	7	63			
藤沢市	28	0	1	27	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	54			
茅ヶ崎市	43	43	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	3	122			
新富市	63	9	24	30	25	25	0	0	25	0	0	0	35	35	35	207			
金沢市	51	0	9	42	9	9	0	0	9	0	0	0	49	49	49	159			
富山市	34	1	1	32	1	1	0	0	1	0	0	0	19	19	19	74			
井ノ口市	4	1	2	1	3	3	0	0	3	0	0	0	35	35	35	77			
甲府市	64	3	7	54	5	5	0	0	5	0	0	0	8	8	8	170			
長野市	53	0	7	46	10	10	0	0	9	0	1	0	8	8	8	129			
岐阜市	45	10	3	32	3	3	0	0	3	0	0	0	12	12	12	158			
岐阜市	48	8	16	24	16	16	0	0	16	0	0	0	29	29	29	230			
浜松市	75	25	7	43	6	6	0	0	6	0	0	0	42	42	42	248			
名古屋市	71	67	4	0	4	4	0	0	4	0	0	0	26	26	26	348			
名古屋市	69	62	7	0	9	9	0	0	9	0	0	0	42	42	42	269			
名古屋市	78	24	17	37	7	7	0	0	7	0	0	0	27	27	27	280			
名古屋市	104	96	8	0	8	8	0	0	8	0	0	0	68	68	68	390			
四日市市	83	80	3	0	3	3	0	0	3	0	0	0	33	33	33	370			
大津市	13	0	5	8	5	5	0	0	5	0	0	0	7	7	7	43			
京都市	40	12	14	14	16	16	0	0	16	0	0	0	3	3	3	69			
大阪市	0	0	0	0	38	29	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0			
大阪市	111	29	24	58	26	26	0	0	26	0	0	0	7	7	7	193			
豊中市	11	7	4	0	8	8	0	0	8	0	0	0	0	0	0	24			
吹田市	0	0	0	0	19	19	0	0	19	0	0	0	2	2	2	0			
高槻市	48	0	18	30	19	19	0	0	19	0	0	0	2	2	2	102			
枚方市	47	39	8	0	8	8	0	0	8	0	0	0	7	7	7	97			
八尾市	118	13	6	99	6	6	0	0	6	0	0	0	4	4	4	185			

(保健所設置市等)

保健所設置市名	保守点検業			浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業			浄化槽工事業				技術管理者		浄化槽管理士	
	総登録 件数	内訳		浄化槽法 第35条 許可業者	浄化槽法第 7条に基づく 許可業者		浄化槽法第6 条の2に基づく 委託業者	浄化槽法第7 条に基づく 許可業者	廃掃法第6条 の2に基づく 委託業者	総数	うち 浄化槽法に基 づく工事業者	うち 土木工事業者	うち 建築工事業者	うち 管工事業者	設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数	管理士 登録人数
		保守点検 専業	清掃業 と兼業		その他の業 と兼業												
豊川市	24	0	7	17	12	12	0	12	0	0	0	0	0	1	1	50	
東大阪市	62	18	15	29	18	18	0	18	0	0	0	0	0	0	0	122	
神戸市	89	52	11	26	11	11	0	11	0	0	0	0	0	0	30	96	
姫路市	43	0	20	23	20	20	0	20	0	0	0	0	0	14	14	130	
尼崎市	16	10	6	0	6	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	24	
明石市	28	24	4	0	5	5	0	5	0	0	0	0	0	3	3	51	
西宮市	15	0	5	10	5	5	0	5	0	0	0	0	0	3	3	34	
奈良市	5	0	1	4	5	5	0	5	0	0	0	0	0	17	17	7	
和歌山市	90	12	12	66	23	23	0	23	0	0	0	0	0	97	97	187	
鳥取市	18	14	4	0	4	4	4	4	4	0	0	0	0	9	9	76	
松江市	18	7	11	0	11	11	0	11	1	1	1	1	1	5	5	59	
江門市	10	2	5	3	12	12	0	12	0	0	0	0	0	46	46	162	
倉敷市	9	1	5	3	20	20	0	20	0	0	0	0	0	25	25	107	
広島市	48	0	31	17	23	23	0	23	0	0	0	0	0	12	12	169	
呉市	19	6	13	0	13	13	0	13	0	0	0	0	0	8	8	61	
福山市	31	2	12	17	14	14	0	14	0	0	0	0	0	26	26	149	
下関市	29	7	22	0	22	22	0	22	0	0	0	0	0	18	18	94	
高松市	74	11	7	56	7	7	0	7	0	0	0	0	0	21	21	177	
松山市	79	14	5	60	14	14	0	14	0	0	0	0	0	44	44	242	
高知市	40	27	13	0	14	13	0	13	0	0	0	0	0	47	47	107	
北九州市	16	4	12	0	12	12	0	12	0	0	0	0	0	6	6	38	
福岡市	36	7	2	27	2	2	0	2	0	0	0	0	0	7	7	66	
大牟田市	5	0	5	0	5	5	0	5	0	0	0	0	0	21	21	45	
久留米市	28	18	10	0	10	10	0	10	0	0	0	0	0	20	20	82	
長崎市	31	22	9	0	10	10	0	10	0	0	0	0	0	18	18	60	
佐世保市	24	0	6	18	6	6	0	6	6	6	6	6	6	29	29	69	
熊本市	36	13	9	14	9	9	0	9	0	0	0	0	0	14	14	143	
本分市	53	2	15	36	15	15	0	15	0	0	0	0	0	20	20	197	
大宮市	31	27	3	1	3	3	0	3	0	0	0	0	0	37	37	113	
鹿兒島市	17	0	15	2	15	15	0	15	0	0	0	0	0	24	24	211	
那覇市	0	0	0	0	6	6	0	6	0	0	0	0	0	5	5	0	
特別区	0	0	0	0	45	45	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	4,681	1,584	752	2,345	954	892	33	900	46	—	—	—	—	1,667	1,536	14,246	

8. 浄化槽法第7条検査関係

(1)浄化槽法第7条検査結果 (令和元年度)

都道府県名	検査対象件数				実施数				受検率				適正				不適正			
	全数		うち合併		全数		うち合併		全数		うち合併		全数		うち合併		全数		うち合併	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	1,492	1,492	1,488	1,488	99.7%	99.7%	1,023	1,023	68.8%	68.8%	274	274	18.4%	18.4%	191	191	12.8%	12.8%	0.9%	0.9%
青森県	1,589	1,589	1,554	1,554	97.8%	97.8%	1,016	1,016	65.4%	65.4%	524	524	33.7%	33.7%	14	14	0.9%	0.9%	1.9%	1.9%
岩手県	1,532	1,532	1,586	1,586	100%*	100%*	873	873	55.0%	55.0%	683	683	43.1%	43.1%	30	30	1.4%	1.4%	2.8%	2.8%
宮城県	1,750	1,750	1,750	1,750	100.0%	100.0%	1,300	1,300	74.3%	74.3%	426	426	24.3%	24.3%	24	24	1.0%	1.0%	2.9%	2.9%
秋田県	916	916	957	957	100%*	100%*	686	686	71.7%	71.7%	244	244	25.5%	25.5%	27	27	0.6%	0.6%	17.6%	17.6%
山形県	593	593	592	592	99.8%	99.8%	352	352	59.5%	59.5%	234	234	39.5%	39.5%	6	6	0.1%	0.1%	2.7%	2.7%
福島県	4,303	4,303	3,717	3,717	86.4%	86.4%	2,583	2,583	69.5%	69.5%	1,028	1,028	27.7%	27.7%	106	106	2.9%	2.9%	17.6%	17.6%
茨城県	4,412	4,412	4,503	4,503	100%*	100%*	2,308	2,308	51.3%	51.3%	1,402	1,402	31.1%	31.1%	793	793	2.7%	2.7%	6.8%	6.8%
栃木県	2,389	2,389	2,389	2,389	100.0%	100.0%	1,783	1,783	74.6%	74.6%	541	541	22.6%	22.6%	65	65	0.2%	0.2%	10.0%	10.0%
群馬県	4,836	4,836	4,010	4,010	82.9%	82.9%	2,275	2,275	56.7%	56.7%	1,461	1,461	36.4%	36.4%	274	274	2.1%	2.1%	23.2%	23.2%
埼玉県	6,355	6,355	5,929	5,929	93.3%	93.3%	2,735	2,735	46.1%	46.1%	3,070	3,070	51.8%	51.8%	124	124	0.0%	0.0%	2.6%	2.6%
千葉県	6,451	6,451	4,479	4,479	69.4%	69.4%	3,006	3,006	67.1%	67.1%	1,025	1,025	22.9%	22.9%	448	448	3.1%	3.1%	0.0%	0.0%
東京都	161	161	151	151	93.6%	93.6%	102	102	67.5%	67.5%	14	14	9.3%	9.3%	35	35	0.0%	0.0%	19.1%	19.1%
神奈川県	1,132	1,132	809	809	71.5%	71.5%	546	546	67.5%	67.5%	242	242	29.9%	29.9%	21	21	0.5%	0.5%	5.1%	5.1%
新潟県	1,690	1,690	1,411	1,411	83.5%	83.5%	1,017	1,017	72.1%	72.1%	350	350	24.8%	24.8%	44	44	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
富山県	261	261	261	261	100.0%	100.0%	225	225	86.2%	86.2%	36	36	13.8%	13.8%	0	0	0.0%	0.0%	5.3%	5.3%
石川県	487	487	487	487	100.0%	100.0%	382	382	78.4%	78.4%	12	12	2.5%	2.5%	93	93	1.8%	1.8%	4.9%	4.9%
福井県	375	375	375	375	100.0%	100.0%	254	254	67.7%	67.7%	102	102	27.2%	27.2%	19	19	0.4%	0.4%	16.2%	16.2%
山梨県	1,097	1,097	1,056	1,056	96.3%	96.3%	606	606	57.4%	57.4%	424	424	40.2%	40.2%	26	26	11.7%	11.7%	1.8%	1.8%
長野県	1,211	1,211	998	998	82.4%	82.4%	625	625	62.8%	62.8%	320	320	32.1%	32.1%	53	53	0.5%	0.5%	3.5%	3.5%
岐阜県	1,716	1,716	1,716	1,716	100.0%	100.0%	1,286	1,286	74.9%	74.9%	0	0	0.0%	0.0%	430	430	25.1%	25.1%	4.9%	4.9%
静岡県	7,272	7,272	6,507	6,507	89.5%	89.5%	5,534	5,534	85.0%	85.0%	654	654	10.1%	10.1%	319	319	4.9%	4.9%	16.2%	16.2%
愛知県	8,039	8,039	7,631	7,631	94.9%	94.9%	4,613	4,613	60.5%	60.5%	1,781	1,781	23.3%	23.3%	1,237	1,237	11.7%	11.7%	1.8%	1.8%
三重県	2,943	2,943	2,943	2,943	100.0%	100.0%	2,022	2,022	68.7%	68.7%	578	578	19.6%	19.6%	343	343	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%
滋賀県	231	231	219	219	94.7%	94.7%	115	115	52.5%	52.5%	100	100	45.7%	45.7%	4	4	1.2%	1.2%	3.3%	3.3%
京都府	362	362	286	286	79.0%	79.0%	233	233	81.5%	81.5%	43	43	15.0%	15.0%	10	10	3.5%	3.5%	16.5%	16.5%
大阪府	932	932	970	970	100%*	100%*	632	632	65.2%	65.2%	178	178	18.4%	18.4%	160	160	16.7%	16.7%	0.4%	0.4%
兵庫県	607	607	610	610	100%*	100%*	281	281	46.1%	46.1%	227	227	37.2%	37.2%	102	102	0.5%	0.5%	8.8%	8.8%
奈良県	539	539	539	539	100.0%	100.0%	250	250	46.4%	46.4%	287	287	53.2%	53.2%	2	2	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%
和歌山県	3,181	3,181	3,207	3,207	100%*	100%*	2,613	2,613	81.5%	81.5%	579	579	18.1%	18.1%	15	15	0.5%	0.5%	1.2%	1.2%
鳥取県	298	298	250	250	83.9%	83.9%	173	173	69.2%	69.2%	74	74	29.6%	29.6%	3	3	3.3%	3.3%	4.6%	4.6%
島根県	1,134	1,134	1,134	1,134	100.0%	100.0%	790	790	69.7%	69.7%	307	307	27.1%	27.1%	37	37	0.5%	0.5%	8.8%	8.8%
岡山県	2,602	2,602	2,602	2,602	100.0%	100.0%	2,108	2,108	81.0%	81.0%	483	483	18.6%	18.6%	12	12	9.1%	9.1%	5.9%	5.9%
広島県	2,303	2,303	2,303	2,303	100.0%	100.0%	1,622	1,622	70.4%	70.4%	479	479	20.8%	20.8%	202	202	4.6%	4.6%	1.7%	1.7%
山口県	1,589	1,589	1,378	1,378	86.7%	86.7%	920	920	66.8%	66.8%	333	333	24.2%	24.2%	125	125	1.5%	1.5%	16.3%	16.3%
徳島県	2,734	2,734	2,732	2,732	100.0%	100.0%	1,777	1,777	65.0%	65.0%	796	796	29.1%	29.1%	161	161	11.5%	11.5%	8.1%	8.1%
香川県	3,058	3,058	3,058	3,058	100.0%	100.0%	2,517	2,517	82.3%	82.3%	400	400	13.1%	13.1%	141	141	4.5%	4.5%	7.2%	7.2%
愛媛県	2,004	2,004	2,004	2,004	100.0%	100.0%	1,674	1,674	83.5%	83.5%	291	291	14.5%	14.5%	39	39	0.6%	0.6%	1.7%	1.7%
高知県	1,695	1,695	1,586	1,586	93.6%	93.6%	981	981	61.9%	61.9%	467	467	29.4%	29.4%	138	138	1.9%	1.9%	16.3%	16.3%
福岡県	4,078	4,078	4,078	4,078	100.0%	100.0%	2,462	2,462	60.4%	60.4%	1,286	1,286	31.5%	31.5%	330	330	8.1%	8.1%	2.9%	2.9%
佐賀県	1,461	1,461	1,461	1,461	100.0%	100.0%	1,117	1,117	76.5%	76.5%	278	278	19.0%	19.0%	66	66	4.5%	4.5%	2.9%	2.9%
長崎県	1,955	1,955	1,796	1,796	91.9%	91.9%	1,295	1,295	72.1%	72.1%	471	471	26.2%	26.2%	30	30	2.6%	2.6%	2.9%	2.9%
熊本県	2,637	2,637	2,761	2,761	100%*	100%*	2,101	2,101	76.1%	76.1%	643	643	23.3%	23.3%	17	17	0.6%	0.6%	11.5%	11.5%
大分県	2,518	2,518	2,518	2,518	100.0%	100.0%	1,726	1,726	68.5%	68.5%	382	382	15.2%	15.2%	410	410	2.9%	2.9%	21.5%	21.5%
宮崎県	2,419	2,419	2,554	2,554	100%*	100%*	1,301	1,301	50.9%	50.9%	959	959	37.5%	37.5%	294	294	1.5%	1.5%	7.2%	7.2%
鹿児島県	6,171	6,171	6,162	6,162	99.9%	99.9%	5,758	5,758	93.4%	93.4%	223	223	3.6%	3.6%	181	181	2.6%	2.6%	2.9%	2.9%
沖縄県	522	522	522	522	100.0%	100.0%	129	129	24.7%	24.7%	280	280	53.6%	53.6%	113	113	2.6%	2.6%	7.2%	7.2%
合計	108,033	108,029	102,025	102,025	94.4%	94.4%	69,727	69,723	68.3%	68.3%	24,991	24,990	24.5%	24.5%	7,314	7,312	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%

注1)検査対象件数における全数とうち合併の差分は、住宅竣工後未入居等によるものである。

注2)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

注3)*は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

8. 浄化槽法第7条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(7条検査) (令和元年度)

	項 目	件数			
		7条検査			
		5~50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
不適正の主な原因	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※1が不可	2	4,382	0	61
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※2が不可	1	3,778	0	44
	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	877	0	21
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	678	0	7
	・ その他	0	490	0	14
問題のあった検査項目へ複数回答可	【外観検査】 (設置状況)				
	・ 槽の水平、浮上または沈下、破損または変形等の状況	0	11	0	0
	01. 水平の状況	0	7	0	0
	02. 浮上または沈下の状況	0	0	0	0
	03. 破損または変形の状況	0	4	0	0
	・ 漏水の状況	0	127	0	3
	04. 漏水の状況	0	123	0	1
	05. 溢流の状況	0	4	0	2
	・ 浄化槽上部の状況	0	293	0	4
	06. 上部スラブの打設の有無	0	62	0	2
	07. 嵩上げの状況	0	192	0	1
	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	0	46	0	2
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	0	106	0	1
	09. 雨水の流入状況	0	50	0	1
	10. 土砂の流入状況	0	9	0	0
	11. その他の特殊な排水の流入状況	0	49	0	0
	・ 内部設備の固定状況	0	178	0	5
	12. スクリーン設備の固定状況	0	0	0	0
	13. ポンプ設備の固定状況	0	28	0	0
	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況	0	10	0	3
	15. ばっ気装置の固定状況	0	13	0	1
	16. 攪拌装置の固定状況	0	1	0	0
	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	0	1	0	0
	18. 循環装置の固定状況	0	7	0	0
	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	0	20	0	0
	20. 膜モジュールの固定状況	0	0	0	0
	21. 消毒設備の固定状況	0	65	0	0
	22. 越流ぜきの固定状況	0	2	0	0
	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	0	8	0	1
	24. その他の内部設備の固定状況	0	28	0	0
	・ 設置に係るその他の状況	1	670	0	7
	25. 設置場所の状況	0	0	0	1
	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	0	518	0	4
	27. 送風機の設置状況	0	78	0	2
	28. 増改築等の状況	1	88	0	0
	(設備の稼働状況)				
	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	0	96	0	5
	29. ポンプの稼働状況	0	10	0	2
	30. 送風機の稼働状況	0	89	0	3
	31. 駆動装置の稼働状況	0	0	0	0
	・ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	0	82	0	4
	32. ばっ気装置の稼働状況	0	67	0	3
	33. 攪拌装置の稼働状況	0	20	0	1
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	0	77	0	5
	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	0	33	0	2
35. 循環装置の稼働状況	0	50	0	2	
36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	0	30	0	1	
・ 膜モジュールの稼働状況	0	0	0	0	
37. 膜モジュールの稼働状況	0	0	0	0	
・ 制御装置及び調整装置の稼働状況	0	41	0	7	
38. 制御装置の稼働状況	0	10	0	5	
39. 調整装置の稼働状況	0	33	0	2	
・ 生物膜または活性汚泥の状況	0	306	0	4	
40. 生物膜の状況	0	306	0	4	
41. 活性汚泥の状況	0	6	0	0	
・ 設備の稼働に係るその他の状況	0	13	0	0	
42. その他の設備の稼働状況	0	13	0	0	
(水の流れ方の状況)					
・ 管渠、枘及び各単位装置間の水流の状況	0	175	1	9	
43. 流入管渠(路)の水流の状況	0	75	0	6	
44. 放流管渠(路)の水流の状況	0	84	0	1	
45. 各単位装置間の水流の状況	0	34	1	2	

項目	件数			
	7条検査			
	5~50人槽		51人槽以上	
	単独	合併	単独	合併
・ 越流ぜきにおける越流状況	0	8	0	1
46. 越流ぜきにおける越流状況	0	8	0	1
・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	0	149	0	12
47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	0	3	0	1
48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	0	0	0	0
49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	0	42	0	4
50. ばっ気槽の水流の状況	0	0	0	0
51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	0	32	0	0
52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	0	54	0	7
53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	0	0	0	0
54. 沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	0	18	0	2
55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	0	52	0	3
・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	0	75	0	4
56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況または成状況	0	25	0	2
59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	2	0	0
60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	3	0	0
61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	33	0	0
62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	21	0	2
63. 消泡ポンプ槽及び水中フロウ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	1	0	0
65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	4	0	0
・ 水の流れ方に係るその他の状況	0	12	0	0
66. 汚泥の流出状況	0	12	0	0
(使用の状況)				
・ 特殊な排水等の流入状況	0	116	0	5
67. 油脂類の流入状況	0	87	0	5
68. 処理対象以外の排水の流入状況	0	40	0	1
・ 異物の流入状況	0	11	0	0
69. 異物の流入状況	0	11	0	0
・ 使用に係るその他の状況	0	142	0	1
70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	0	142	0	1
(悪臭の発生状況)				
・ 悪臭の発生状況	0	13	0	0
71. 悪臭の発生状況	0	7	0	0
72. 悪臭防止措置の実施状況	0	6	0	0
(消毒の実施状況)				
・ 消毒の実施状況	1	3,113	0	47
73. 消毒剤の有無	1	1,649	0	36
74. 処理水と消毒剤の接触状況	0	1,577	0	13
(力、ハエ等の発生状況)				
・ 力、ハエ等の発生状況	0	5	0	0
75. 力、ハエ等の発生状況	0	5	0	0
・ その他	0	1	0	1
[水質検査]				
・ 水素イオン濃度	0	13	0	0
・ 活性汚泥沈殿率	0	0	0	0
・ 溶存酸素量	0	60	0	2
・ 透視度	0	1,002	0	25
・ 塩化物イオン濃度	0	-	0	-
・ 残留塩素濃度	1	1,821	0	26
・ 生物化学的酸素要求量	0	1,819	0	28
・ その他	0	4	0	0
[書類検査]				
(保守点検記録(使用開始直前の記録を含む))				
・ 記録の有無	1	2,770	0	30
・ 記録の内容	0	217	0	2
・ 保守点検の回数	0	2,249	0	30
(清掃記録)				
・ 記録の有無	-	-	-	-
・ 記録の内容	-	-	-	-
・ 清掃の回数	-	-	-	-
・ その他	-	-	-	-

※1) 「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部(消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況、汚泥の流出状況)」を指す。

※2) 「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」を指す。

9. 浄化槽法第11条検査関係
(1)浄化槽法第11条検査結果（令和元年度）

都道府県名	検査対象件数			実施数			受検率			通過			通過結果 おおよび通過正			不通過			
	全数	うち合併	うち合併	全数	うち合併	うち合併	全数	うち合併	うち合併	比率		比率		件数		比率			
										全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	64,526	48,668	45,301	55,116	45,301	93.1%	39,566	32,413	71.6%	71.8%	71.6%	11,054	9,904	20.1%	21.9%	4,496	2,984	8.2%	6.6%
青森県	109,434	41,920	33,420	52,169	33,420	47.7%	40,917	25,197	78.4%	78.4%	75.4%	10,934	8,026	21.0%	24.0%	318	197	0.6%	0.6%
岩手県	55,620	51,400	47,529	50,866	47,529	91.5%	36,120	33,634	70.8%	71.0%	70.8%	13,589	12,921	26.7%	27.2%	1,157	974	2.3%	2.0%
宮城県	71,991	49,141	48,469	65,287	48,469	98.6%	53,425	38,874	81.8%	81.8%	80.2%	10,712	8,744	16.4%	18.0%	1,150	851	1.8%	1.8%
秋田県	68,113	41,032	33,593	43,727	33,593	64.2%	37,018	27,863	84.7%	84.7%	82.9%	5,737	5,023	13.1%	15.0%	972	707	2.2%	2.1%
山形県	66,780	32,202	28,534	51,055	28,534	76.5%	30,495	15,865	59.7%	59.7%	55.6%	19,408	12,378	38.0%	43.4%	1,152	291	2.3%	1.0%
福島県	263,592	113,499	67,580	82,598	67,580	31.3%	61,837	58,664	74.9%	74.9%	76.6%	18,569	16,130	22.5%	21.1%	2,192	1,786	2.7%	2.3%
茨城県	325,083	148,408	82,256	100,506	82,256	42.8%	69,623	58,662	69.3%	69.3%	71.3%	24,256	19,235	24.1%	23.4%	6,627	4,359	6.6%	5.3%
栃木県	152,033	103,101	111,884	73,794	73,794	73.6%	107,509	70,164	96.1%	96.1%	95.1%	2,867	2,480	2.8%	3.4%	1,508	1,150	1.3%	1.6%
群馬県	301,952	130,108	225,867	105,907	105,907	74.8%	89,213	45,744	39.5%	39.5%	43.2%	132,588	58,530	58.7%	55.3%	4,066	1,633	1.8%	1.5%
埼玉県	461,111	223,145	89,074	89,074	74,150	19.3%	42,069	35,350	47.2%	47.2%	47.7%	45,587	37,867	51.1%	51.1%	1,418	933	1.6%	1.3%
千葉県	568,845	247,970	64,075	64,075	56,922	11.3%	41,574	36,794	64.9%	64.9%	64.6%	20,773	18,771	32.4%	33.0%	1,728	1,357	2.7%	2.4%
東京都	17,904	8,457	3,937	4,775	3,937	26.7%	3,754	3,129	78.6%	78.6%	79.5%	779	625	16.3%	15.9%	242	183	5.1%	4.6%
神奈川県	154,992	41,330	21,843	12,558	12,558	14.1%	16,486	9,763	75.5%	75.5%	77.7%	4,900	2,542	22.4%	20.2%	457	253	2.1%	2.0%
新潟県	181,434	53,492	128,204	43,279	43,279	70.7%	113,539	37,461	88.6%	88.6%	86.6%	12,754	5,200	9.9%	12.0%	1,911	618	1.5%	1.4%
富山県	41,898	12,734	14,010	9,128	9,128	71.7%	12,963	8,432	92.5%	92.5%	92.4%	1,010	674	7.2%	7.4%	37	22	0.3%	0.2%
石川県	52,046	22,404	23,285	14,651	14,651	44.7%	19,951	12,455	85.7%	85.0%	85.0%	2,530	1,801	10.9%	12.3%	804	395	3.5%	2.7%
福井県	38,830	16,798	19,187	11,696	11,696	49.4%	11,562	7,233	60.3%	60.3%	61.8%	6,148	3,945	32.0%	33.7%	1,477	518	7.7%	4.4%
山梨県	121,202	46,599	19,024	16,195	16,195	15.7%	13,237	11,495	69.6%	69.6%	71.0%	5,197	4,317	27.3%	26.7%	590	383	3.1%	2.4%
長野県	83,120	70,070	58,747	58,747	54,772	70.7%	11,650	10,907	19.8%	19.8%	19.9%	42,365	39,694	72.1%	72.5%	4,732	4,171	8.1%	7.6%
岐阜県	160,880	74,630	156,001	73,866	73,866	97.0%	147,281	69,891	94.4%	94.4%	94.6%	0	0	0.0%	0.0%	8,720	3,975	5.6%	5.4%
静岡県	479,967	178,660	178,660	178,660	178,660	22.4%	76,925	69,307	71.7%	71.7%	71.4%	27,073	24,789	25.2%	25.5%	3,308	2,963	3.1%	3.1%
愛知県	532,850	204,526	121,097	107,317	107,317	22.7%	80,015	70,068	66.1%	66.1%	65.3%	34,594	31,954	28.6%	29.8%	6,488	5,295	5.4%	4.9%
三重県	207,592	114,032	78,845	59,867	59,867	38.0%	53,454	42,057	67.8%	67.8%	70.3%	12,726	9,147	16.1%	15.3%	12,665	8,663	16.1%	14.5%
滋賀県	31,638	18,728	14,829	14,829	10,950	46.9%	8,632	6,411	58.5%	58.5%	58.5%	6,015	4,432	40.6%	40.5%	182	107	1.2%	1.0%
京都府	34,991	22,644	18,053	15,155	15,155	51.6%	14,199	11,944	78.7%	78.7%	78.8%	3,682	3,102	20.4%	20.4%	172	109	1.0%	0.7%
大阪府	122,347	46,566	13,612	10,717	10,717	11.1%	10,399	8,323	76.4%	76.4%	77.7%	2,601	2,004	19.1%	18.7%	612	390	4.5%	3.6%
兵庫県	80,888	43,749	52,799	36,416	36,416	65.3%	16,265	11,533	30.8%	30.8%	31.7%	20,735	15,769	39.3%	43.3%	15,799	9,114	29.9%	25.0%
奈良県	98,886	31,737	19,036	15,423	15,423	19.3%	10,306	8,662	54.1%	54.1%	56.2%	8,173	6,335	42.9%	41.1%	557	426	2.9%	2.8%
和歌山県	200,022	98,750	72,505	58,375	58,375	36.2%	57,770	46,402	79.7%	79.7%	79.5%	13,703	11,317	18.9%	19.4%	1,032	656	1.4%	1.1%
鳥取県	25,861	11,610	13,946	8,185	8,185	53.9%	7,717	4,471	55.3%	55.3%	54.6%	6,096	3,676	43.7%	44.9%	133	38	1.0%	0.5%
島根県	69,356	36,107	50,471	32,481	32,481	72.8%	33,987	21,981	67.3%	67.3%	67.7%	14,588	9,313	28.9%	28.7%	1,896	1,187	3.8%	3.7%
岡山県	167,785	106,693	148,859	99,397	99,397	88.7%	105,087	68,925	70.6%	70.6%	69.3%	40,398	29,462	27.1%	29.6%	3,374	1,010	2.3%	1.0%
広島県	163,304	94,106	117,244	75,156	75,156	71.8%	71,585	46,597	61.1%	61.1%	62.0%	33,359	21,622	28.5%	28.8%	12,300	6,937	10.5%	9.2%
山口県	111,280	63,498	59,820	38,577	38,577	53.8%	40,517	26,518	67.7%	67.7%	68.7%	17,332	11,192	29.0%	29.0%	1,971	867	3.3%	2.2%
徳島県	146,820	61,200	86,882	41,937	41,937	59.2%	37,045	19,387	46.6%	46.6%	46.2%	38,918	19,832	44.8%	47.3%	10,919	2,718	12.6%	6.5%
香川県	154,140	79,914	79,540	49,408	49,408	61.8%	66,770	40,281	83.9%	83.9%	81.5%	10,748	8,125	13.5%	16.4%	2,022	1,002	2.5%	2.0%
愛媛県	168,986	81,049	62,444	59,752	59,752	37.0%	53,653	51,442	85.9%	85.9%	86.1%	7,920	7,514	12.7%	12.6%	871	796	1.4%	1.3%
高知県	93,441	55,948	53,629	39,511	39,511	57.4%	27,923	22,038	52.1%	52.1%	55.8%	23,629	16,251	44.1%	41.1%	2,077	1,222	3.9%	3.1%
福岡県	175,607	130,505	123,452	105,468	105,468	70.3%	87,778	76,414	71.1%	71.1%	72.5%	34,046	27,830	27.6%	26.4%	1,628	1,224	1.3%	1.2%
佐賀県	54,587	37,139	43,789	33,580	33,580	80.2%	34,184	26,674	78.1%	78.1%	79.4%	5,575	4,102	12.7%	12.2%	4,030	2,804	9.2%	8.4%
長崎県	72,191	58,599	63,538	53,037	53,037	88.0%	40,759	34,027	64.1%	64.1%	64.2%	17,528	14,827	27.6%	28.0%	5,251	4,183	8.3%	7.9%
熊本県	137,262	83,399	90,519	66,165	66,165	65.9%	74,527	55,227	82.3%	82.3%	83.5%	13,209	9,383	14.6%	14.2%	2,783	1,555	3.1%	2.4%
大分県	147,147	79,230	65,037	57,985	57,985	44.2%	43,762	38,971	67.3%	67.3%	67.2%	13,379	11,980	20.8%	20.7%	7,896	7,034	12.1%	12.1%
宮崎県	137,062	73,707	76,244	50,554	50,554	55.6%	36,558	24,726	47.9%	47.9%	48.9%	30,234	20,478	39.7%	40.5%	9,452	5,350	12.4%	10.6%
鹿児島県	272,181	182,082	93,423	63,730	63,730	34.3%	87,670	59,994	93.8%	93.8%	94.1%	3,148	2,231	3.4%	3.5%	2,605	1,505	2.8%	2.4%
沖縄県	85,064	29,905	6,621	6,621	6,621	7.8%	4,183	3,785	68.2%	68.2%	64.1%	2,083	1,833	31.5%	31.0%	355	287	5.4%	4.9%
合計	7,242,641	3,601,191	3,170,840	2,238,644	2,238,644	43.8%	2,181,459	1,546,155	68.8%	68.8%	69.1%	833,249	597,307	26.3%	26.7%	156,132	95,182	4.9%	4.3%

(注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

9. 浄化槽法第11条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(11条検査) (令和元年度)

	項 目	件数			
		11条検査			
		5~50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
不適正の主な原因	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※1が不可	28,715	32,517	891	2,132
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※2が不可	37,161	43,248	445	1,429
	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	7,271	20,036	248	1,468
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	847	2,221	32	88
	・ その他	2,943	7,509	100	265
問題のあった検査項目へ複数回答可	[外観検査]				
	(設置状況)				
	・ 槽の水平、浮上または沈下、破損または変形等の状況	832	276	67	68
	01. 水平の状況	10	17	2	1
	02. 浮上または沈下の状況	12	8	1	1
	03. 破損または変形の状況	811	254	64	66
	・ 漏水の状況	5,482	2,553	265	341
	04. 漏水の状況	5,417	2,435	259	321
	05. 溢流の状況	75	127	6	20
	・ 浄化槽上部の状況	1,899	1,273	108	399
	06. 上部スラブの打設の有無	122	60	5	2
	07. 嵩上げの状況	174	343	16	9
	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	1,627	885	90	390
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	196	232	29	48
	09. 雨水の流入状況	63	123	7	22
	10. 土砂の流入状況	52	22	6	10
	11. その他の特殊な排水の流入状況	85	91	17	20
	・ 内部設備の固定状況	4,792	6,187	238	790
	12. スクリーン設備の固定状況	0	4	0	42
	13. ポンプ設備の固定状況	42	106	5	36
	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況	492	3,882	14	233
	15. ばっ気装置の固定状況	355	263	28	180
	16. 攪拌装置の固定状況	6	80	0	22
	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	6	56	1	71
	18. 循環装置の固定状況	5	32	0	2
	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	70	59	2	29
	20. 膜モジュールの固定状況	0	0	0	2
	21. 消毒設備の固定状況	2,065	944	54	42
	22. 越流ぜきの固定状況	76	124	15	38
	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	1,751	907	73	177
	24. その他の内部設備の固定状況	232	113	76	46
	・ 設置に係るその他の状況	2,585	4,284	130	191
	25. 設置場所の状況	12	9	1	7
	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	1,749	2,353	94	119
	27. 送風機の設置状況	801	1,498	34	61
	28. 増改築等の状況	49	554	3	4
	(設備の稼働状況)				
	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	8,455	16,258	302	1,147
	29. ポンプの稼働状況	268	1,270	62	423
	30. 送風機の稼働状況	8,203	15,478	243	714
	31. 駆動装置の稼働状況	23	8	5	205
	・ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	3,009	6,139	138	392
	32. ばっ気装置の稼働状況	3,000	6,028	138	324
	33. 攪拌装置の稼働状況	9	125	0	87
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	686	3,754	29	305
34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	80	1,841	12	233	
35. 循環装置の稼働状況	30	1,911	1	45	
36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	633	2,078	21	111	
・ 膜モジュールの稼働状況	0	28	0	4	
37. 膜モジュールの稼働状況	0	28	0	4	
・ 制御装置及び調整装置の稼働状況	30	1,913	5	258	
38. 制御装置の稼働状況	24	1,289	5	187	
39. 調整装置の稼働状況	7	757	0	99	
・ 生物膜または活性汚泥の状況	1,715	4,358	84	229	
40. 生物膜の状況	1,384	4,349	41	207	
41. 活性汚泥の状況	332	26	43	22	
・ 設備の稼働に係るその他の状況	265	909	34	229	
42. その他の設備の稼働状況	265	909	34	229	
(水の流れ方の状況)					
・ 管渠、枡及び各単位装置間の水の流れの状況	3,082	2,062	158	263	
43. 流入管渠(路)の水の流れの状況	438	492	56	82	
44. 放流管渠(路)の水の流れの状況	1,661	863	47	42	
45. 各単位装置間の水の流れの状況	1,267	936	74	164	

項 目	件数			
	11条検査			
	5~50人槽		51人槽以上	
	単独	合併	単独	合併
・ 越流ぜきにおける越流状況	825	468	49	93
46. 越流ぜきにおける越流状況	825	468	49	93
・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	4,262	6,733	279	609
47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	65	283	14	86
48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	0	24	0	83
49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	6	1,324	0	29
50. ばっ気槽の水流の状況	675	133	79	41
51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	1,874	1,752	49	184
52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	3	2,978	0	96
53. 平面酸化床及び散ろろ床の水流の状況	315	0	72	1
54. 沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	1,246	815	61	118
55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	1,238	1,091	73	164
・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	2,820	2,954	80	118
56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	1	2	0	3
57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	1	14	0	2
58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況または成状況	1,055	1,773	10	34
59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	266	146	10	4
60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	248	0	4
61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	1,165	811	36	42
62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	811	503	37	25
63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロウ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	6	22	0	10
65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	47	72	2	12
・ 水の流れ方に係るその他の状況	1,456	517	27	26
66. 汚泥の流出状況	1,456	517	27	26
(使用の状況)				
・ 特殊な排水等の流入状況	170	1,124	9	83
67. 油脂類の流入状況	4	699	1	76
68. 処理対象以外の排水の流入状況	169	476	8	11
・ 異物の流入状況	40	127	0	11
69. 異物の流入状況	40	127	0	11
・ 使用に係るその他の状況	538	2,741	20	66
70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	538	2,741	20	66
(悪臭の発生状況)				
・ 悪臭の発生状況	87	254	3	12
71. 悪臭の発生状況	75	240	2	6
72. 悪臭防止措置の実施状況	16	18	2	7
(消毒の実施状況)				
・ 消毒の実施状況	15,223	16,759	252	573
73. 消毒剤の有無	13,681	14,874	203	487
74. 処理水と消毒剤の接触状況	2,445	3,334	63	107
(カ、ハエ等の発生状況)				
・ カ、ハエ等の発生状況	28	79	1	0
75. カ、ハエ等の発生状況	28	79	1	0
・ その他	62	21	4	11
[水質検査]				
・ 水素イオン濃度	421	273	13	13
・ 活性汚泥沈殿率	-	-	-	-
・ 溶存酸素量	4,695	7,261	102	280
・ 透視度	3,009	13,389	66	514
・ 塩化物イオン濃度	-	-	-	-
・ 残留塩素濃度	11,786	11,642	198	425
・ 生物化学的酸素要求量	8,393	26,135	205	778
・ その他	237	127	2	6
[書類検査]				
(保守点検記録(使用開始直前の記録を含む))				
・ 記録の有無	16,689	11,058	130	218
・ 記録の内容	1,231	920	6	13
・ 保守点検の回数	11,180	6,915	110	310
(清掃記録)				
・ 記録の有無	9,850	14,927	114	537
・ 記録の内容	756	763	6	9
・ 清掃の回数	24,020	37,284	349	960
・ その他	29	33	1	2

※1) 「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部(消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況、汚泥の流出状況)」を指す。

※2) 「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」を指す。

10. 浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果（令和元年度）

(1) 浄化槽法第7条検査におけるBOD検査結果

① 処理性能がBOD20mg/L以下のもの（第7条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x ≤ 5	6,723	29,781	36,504	37.1%
5 < x ≤ 10	4,306	20,838	25,144	25.5%
10 < x ≤ 15	1,674	10,081	11,755	11.9%
15 < x ≤ 20	907	6,390	7,297	7.4%
20 < x ≤ 30	919	6,624	7,543	7.7%
30 < x ≤ 40	405	3,104	3,509	3.6%
40 < x ≤ 50	229	1,828	2,057	2.1%
50 < x ≤ 60	117	1,075	1,192	1.2%
60 < x ≤ 90	203	1,547	1,750	1.8%
90 < x ≤ 120	109	651	760	0.8%
120 < x ≤ 160	60	366	426	0.4%
160 < x	58	421	479	0.5%
合計	15,710	82,706	98,416	100.0%
平均値	11.7	14.4	13.9	

(注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x ≤ 5	107	565	672	46.2%
5 < x ≤ 10	57	233	290	19.9%
10 < x ≤ 15	18	141	159	10.9%
15 < x ≤ 20	11	79	90	6.2%
20 < x ≤ 30	10	75	85	5.8%
30 < x ≤ 40	5	38	43	3.0%
40 < x ≤ 50	5	21	26	1.8%
50 < x ≤ 60	2	11	13	0.9%
60 < x ≤ 90	4	30	34	2.3%
90 < x ≤ 120	2	15	17	1.2%
120 < x ≤ 160	0	11	11	0.8%
160 < x	0	14	14	1.0%
合計	221	1,233	1,454	100.0%
平均値	10.8	15.1	14.5	

(注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

(2) 浄化槽法第11条検査におけるBOD検査結果

① 処理性能がBOD20mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x ≤ 5	91,300	584,893	676,193	38.1%
5 < x ≤ 10	58,497	408,517	467,014	26.3%
10 < x ≤ 15	18,512	206,681	225,193	12.7%
15 < x ≤ 20	9,989	125,593	135,582	7.6%
20 < x ≤ 30	10,089	124,058	134,147	7.6%
30 < x ≤ 40	3,980	54,215	58,195	3.3%
40 < x ≤ 50	2,082	27,947	30,029	1.7%
50 < x ≤ 60	1,140	14,869	16,009	0.9%
60 < x ≤ 90	1,665	18,639	20,304	1.1%
90 < x ≤ 120	693	6,646	7,339	0.4%
120 < x ≤ 160	363	3,042	3,405	0.2%
160 < x	277	3,021	3,298	0.2%
合計	198,587	1,578,121	1,776,708	100.0%
平均値	9.6	12.3	12.0	

(注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x ≤ 5	2,794	19,975	22,769	50.8%
5 < x ≤ 10	1,114	8,413	9,527	21.2%
10 < x ≤ 15	375	4,074	4,449	9.9%
15 < x ≤ 20	158	2,396	2,554	5.7%
20 < x ≤ 30	178	2,333	2,511	5.6%
30 < x ≤ 40	69	1,045	1,114	2.5%
40 < x ≤ 50	25	559	584	1.3%
50 < x ≤ 60	18	316	334	0.7%
60 < x ≤ 90	17	496	513	1.1%
90 < x ≤ 120	12	185	197	0.4%
120 < x ≤ 160	5	121	126	0.3%
160 < x	12	144	156	0.3%
合計	4,777	40,057	44,834	100.0%
平均値	7.7	11.0	10.6	

(注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

② 処理性能がBOD30mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x ≤ 5	2	284	286	51.2%
5 < x ≤ 10	3	145	148	26.5%
10 < x ≤ 15	0	52	52	9.3%
15 < x ≤ 20	0	35	35	6.3%
20 < x ≤ 30	0	20	20	3.6%
30 < x ≤ 40	0	7	7	1.3%
40 < x ≤ 50	0	4	4	0.7%
50 < x ≤ 60	0	2	2	0.4%
60 < x ≤ 90	0	3	3	0.5%
90 < x ≤ 120	0	0	0	0.0%
120 < x ≤ 160	0	1	1	0.2%
160 < x	0	1	1	0.2%
合計	5	554	559	100.0%
平均値	5.5	8.3	8.3	

(注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x ≤ 5	326	3,297	3,623	51.6%
5 < x ≤ 10	130	1,413	1,543	22.0%
10 < x ≤ 15	49	608	657	9.3%
15 < x ≤ 20	22	338	360	5.1%
20 < x ≤ 30	9	378	387	5.5%
30 < x ≤ 40	5	171	176	2.5%
40 < x ≤ 50	1	97	98	1.4%
50 < x ≤ 60	2	52	54	0.8%
60 < x ≤ 90	2	74	76	1.1%
90 < x ≤ 120	1	29	30	0.4%
120 < x ≤ 160	0	12	12	0.2%
160 < x	0	12	12	0.2%
合計	547	6,481	7,028	100.0%
平均値	6.6	10.4	10.1	

(注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

③ 処理性能がBOD60mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x ≤ 5	1	127	128	38.1%
5 < x ≤ 10	1	79	80	23.8%
10 < x ≤ 15	0	47	47	14.0%
15 < x ≤ 20	0	25	25	7.4%
20 < x ≤ 30	0	29	29	8.6%
30 < x ≤ 40	0	14	14	4.2%
40 < x ≤ 50	0	3	3	0.9%
50 < x ≤ 60	0	2	2	0.6%
60 < x ≤ 90	0	5	5	1.5%
90 < x ≤ 120	0	1	1	0.3%
120 < x ≤ 160	0	1	1	0.3%
160 < x	0	1	1	0.3%
合計	2	334	336	100.0%
平均値	5.0	12.5	12.5	

(注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x ≤ 5	933	5,006	5,939	44.3%
5 < x ≤ 10	391	2,521	2,912	21.7%
10 < x ≤ 15	169	1,250	1,419	10.6%
15 < x ≤ 20	75	793	868	6.5%
20 < x ≤ 30	90	911	1,001	7.5%
30 < x ≤ 40	27	410	437	3.3%
40 < x ≤ 50	18	229	247	1.8%
50 < x ≤ 60	4	168	172	1.3%
60 < x ≤ 90	12	220	232	1.7%
90 < x ≤ 120	4	75	79	0.6%
120 < x ≤ 160	2	40	42	0.3%
160 < x	2	52	54	0.4%
合計	1,727	11,675	13,402	100.0%
平均値	8.6	13.4	12.7	

(注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

11. 指定検査機関関係

(1) 指定検査機関の検査体制(令和2年4月現在)

都道府県名	指定検査機関名	検査員数	うち環境衛生指導員	うち旧廃掃法講習会修了者	検査補助員等数
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会	47	0	1	1
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター	20	0	0	0
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	23	0	2	0
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	40	0	0	0
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	26	0	0	0
山形県	公益社団法人山形県水質保全協会	14	0	0	0
	一般財団法人山形県理化学分析センター	8	0	0	0
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	26	0	0	2
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	39	0	2	5
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	3	0	0	693
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	41	0	4	0
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	36	0	0	3
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	49	0	0	0
	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	23	0	0	2
千葉県	一般財団法人千葉県環境財団	11	0	0	1
	公益財団法人東京都環境公社	5	0	0	0
東京都	一般財団法人日本環境衛生センター	6	0	0	0
	公益社団法人神奈川県生活水保全協会	5	0	0	0
	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会	4	0	1	0
	一般社団法人神奈川県保健協会	4	0	0	1
神奈川県	一般財団法人下越総合健康開発センター	8	0	0	2
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	22	0	0	0
	一般財団法人新潟県環境分析センター	23	0	0	2
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	16	0	0	0
	一般財団法人上越環境科学センター	14	0	0	0
	一般社団法人県央研究所	4	0	0	1
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	10	0	0	0
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会	10	0	0	0
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	11	0	4	0
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	9	0	0	1
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	28	0	0	0
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	58	0	0	0
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	60	0	1	0
	一般社団法人愛知県浄化槽協会	42	0	0	1
愛知県	一般社団法人愛知県薬剤師会	22	0	0	1
	一般財団法人中部微生物研究所	19	0	0	0
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	29	0	0	0
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	8	0	3	0
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	14	5	2	1
	一般社団法人京都微生物研究所	4	0	0	4
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	8	0	1	0
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	21	0	2	0
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会	12	0	0	0
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター	34	0	0	0
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	19	0	0	8
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター	25	0	0	2
	一般社団法人岡山環境検査センター	11	0	0	1
	公益社団法人倉敷環境検査センター	8	0	0	0
岡山県	公益財団法人岡山県健康づくり財団	23	0	0	1
	公益社団法人広島県環境保全センター	22	0	0	0
広島県	公益社団法人広島県浄化槽協会	17	0	0	213
	一般社団法人山口県浄化槽協会	23	0	1	0
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	23	0	1	0
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	35	0	0	0
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	29	0	0	7
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	29	0	0	0
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター	26	0	0	1
	一般財団法人福岡県浄化槽協会	23	0	0	835
福岡県	公益財団法人北九州市環境整備協会	8	0	0	1
	一般財団法人有明環境整備公社	3	0	0	1
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	18	0	1	0
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	27	0	0	4
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	31	0	0	0
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	38	0	0	0
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	28	0	1	1
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	52	0	0	5
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会	5	0	1	2
合計	66法人	1,416	5	27	1,803

11. 指定検査機関関係

(2)水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況（令和2年4月現在）

了7条検査

(単位:検査料金体系数)

人槽区分	料金区分	0~10,000	10,001~15,000	15,001~20,000	20,001~25,000	25,001~30,000	30,001~35,000	35,001~40,000	40,001~	平均 (円)
単独 処理 浄化 槽	5 ~ 10	27	12	0	0	0	0	0	0	9,471
	11 ~ 20	19	19	1	0	0	0	0	0	10,132
	21 ~ 50	10	23	6	0	0	0	0	0	12,054
	51 ~ 100	6	22	7	2	0	0	0	0	13,676
	101 ~ 200	2	12	19	4	0	0	0	0	16,159
	201 ~ 300	2	12	14	8	0	1	0	0	17,141
	301 ~ 400	2	9	12	11	2	1	0	0	18,925
	401 ~ 500	2	9	12	11	2	1	0	0	18,925
	501 ~ 1,000	2	0	10	9	10	2	2	0	23,211
	1,001 ~ 2,000	2	0	8	10	9	4	2	0	24,099
2,001 ~ 3,000	2	0	6	11	7	5	4	0	25,208	
3,001 ~ 4,000	2	0	6	10	8	5	4	0	25,436	
4,001 ~ 5,000	2	0	6	10	8	5	4	0	25,522	
5,001 ~ 10,000	2	0	6	9	8	6	4	0	25,737	
10,001 ~	2	0	6	9	8	6	4	0	25,794	
合併 処理 浄化 槽	5 ~ 10	32	16	0	0	0	0	0	0	9,920
	11 ~ 20	22	25	1	0	0	0	0	0	10,730
	21 ~ 50	10	28	10	0	0	0	0	0	12,835
	51 ~ 100	6	26	12	4	0	0	0	0	14,802
	101 ~ 200	1	13	25	6	2	0	0	0	17,445
	201 ~ 300	1	12	22	10	2	1	0	0	18,151
	301 ~ 400	1	9	17	15	3	1	1	0	20,314
	401 ~ 500	1	9	18	15	3	1	1	0	20,308
	501 ~ 1,000	1	0	13	14	12	5	2	1	24,737
	1,001 ~ 2,000	1	0	10	10	17	5	3	1	25,840
2,001 ~ 3,000	1	0	7	12	15	6	5	1	26,687	
3,001 ~ 4,000	1	0	7	12	14	7	5	1	26,899	
4,001 ~ 5,000	1	0	7	12	15	7	5	1	26,944	
5,001 ~ 10,000	1	0	7	12	13	7	6	1	27,315	
10,001 ~	1	0	7	12	14	7	6	1	27,391	

(注) 1. 大阪府は、人槽区分が他都道府県と異なるため、集計対象外としている。また、検査料金を「0」と記入している人槽区分については、集計対象外としている。

2. 複数の指定検査機関がある都道府県の場合、その都道府県の検査料金体系数は料金体系のパターン数とした。(例:検査料金体系が同一である場合は1、全て異なる場合は指定機関の数と同一。)

3. 人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体系数は同一とはならない。

イ11条検査

(単位:検査料金体系数)

人槽区分	料金区分										平均 (円)		
	0~10,000	10,001~15,000	15,001~20,000	20,001~25,000	25,001~30,000	30,001~35,000	35,001~40,000	40,001~					
単 独 処 理 浄 化 槽	5 ~ 10	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,863
	11 ~ 20	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,698
	21 ~ 50	47	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,696
	51 ~ 100	33	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,344
	101 ~ 200	13	29	5	0	0	0	0	0	0	0	0	11,992
	201 ~ 300	12	28	7	1	0	0	0	0	0	0	0	12,626
	301 ~ 400	5	25	12	4	1	0	0	0	0	0	0	14,801
	401 ~ 500	5	26	12	4	1	0	0	0	0	0	0	14,784
	501 ~ 1,000	4	8	21	7	4	1	1	1	1	1	1	18,905
	1,001 ~ 2,000	4	6	18	9	6	1	1	1	1	1	1	19,977
合 併 処 理 浄 化 槽	2,001 ~ 3,000	4	5	16	10	7	2	1	1	1	1	1	20,743
	3,001 ~ 4,000	4	5	14	11	7	2	1	1	1	1	1	20,959
	4,001 ~ 5,000	4	5	15	11	7	2	1	1	1	1	1	21,003
	5,001 ~ 10,000	4	5	13	9	9	2	1	1	1	1	1	21,353
	10,001 ~	4	5	13	10	9	2	1	1	1	1	1	21,435
	5 ~ 10	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,143
	11 ~ 20	47	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,135
	21 ~ 50	43	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,283
	51 ~ 100	29	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10,057
	101 ~ 200	10	26	11	0	0	0	0	0	0	0	0	12,824
201 ~ 300	9	25	13	0	1	0	0	0	0	0	0	13,545	
301 ~ 400	3	20	18	4	2	0	0	0	0	0	0	15,755	
401 ~ 500	3	20	19	4	2	0	0	0	0	0	0	15,760	
501 ~ 1,000	2	6	23	9	5	1	1	1	1	1	1	19,853	
1,001 ~ 2,000	2	5	18	10	9	1	1	1	1	1	1	20,945	
2,001 ~ 3,000	2	4	15	12	10	2	1	1	1	1	1	21,694	
3,001 ~ 4,000	2	4	15	10	12	2	1	1	1	1	1	21,971	
4,001 ~ 5,000	2	4	15	11	12	2	1	1	1	1	1	22,034	
5,001 ~ 10,000	2	4	15	10	11	3	1	1	1	1	1	22,333	
10,001 ~	2	4	15	11	10	4	1	1	1	1	1	22,493	

(注) 1. 大阪府は、人槽区分が他道府県と異なるため、集計対象外としている。また、検査料金を「0」と記入している人槽区分については、集計対象外としている。
 2. 稼数の指定検査機関がある都道府県の場合、その都道府県の検査料金体系数は料金体系のパターン数とした。(例: 検査料金体系が同一である場合は1、全て異なる場合は指定機関の数と同一。)
 3. 人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体系数は同一とはならない。

11. 指定検査機関関係

(3)BOD検査導入状況一覧（令和2年4月現在）

都道府県	検査機関名	BOD検査 導入済み	対 象			導入時期	検討中	予定 なし
			人 槽	実施時期	種類 (合併と単独)			
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H21.4		
	一般社団法人青森県浄化槽検査センター						○	
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.9一部導入 H18.4全面導入		
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H22.12		
	公益社団法人山形県水質保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
山形県	一般財団法人山形県理化学分析センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
	公益社団法人福島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4		
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	10人以下	効率化検査 基数のみ毎	合併・単独	H15.4		
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4		
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H9.8		
埼玉県	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	合併:H23.10 単独:H31.4		
	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	○	全て	毎年	合併・単独	合併:H23.10 単独:H31.4		
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H18.1		
	一般財団法人千葉県環境財団	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H30.7		
東京都	公益財団法人東京都環境公社	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H30.4		
神奈川県	一般財団法人日本環境衛生センター							○
	公益社団法人神奈川県生活水保全協会							○
	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会							○
	一般社団法人神奈川県保健協会							○
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人新潟県環境分析センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人上越環境科学センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般社団法人県央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.4		
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会	○	1:透視度が単 独で10以下、 合併で20以下 の際に測定 2:人槽が36人 槽以上 3:人槽が21人 槽以上	毎年	合併・単独	1:H19.4 2:H23.4 3:H25.4		
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	○	全て	毎年	合併・単独	H26.4		
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H24.4		
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H30.4		
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	○	101人以上	毎年	合併・単独	H14.4		
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
	一般社団法人愛知県浄化槽協会						○	
	一般社団法人愛知県薬剤師会						○	
三重県	一般財団法人中部微生物研究所							○
	一般財団法人三重県水質検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4		
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	10人以下(効 率化検査対 象のみ)	毎年	合併・単独	H21.4		
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4		
	一般社団法人京都微生物研究所	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4		
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.7		
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H13.10.1		
和歌山県	一般社団法人奈良県環境保全協会							○
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H13.11		
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H13.4		
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター	○	51人以上	毎年	合併・単独	R2.4.1		
	一般社団法人岡山環境検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
	公益社団法人倉敷環境検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
岡山県	公益財団法人岡山県健康づくり財団	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
	公益社団法人広島県環境保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4		
広島県	公益社団法人広島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H19.4		
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.10		
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.9		
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4		
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H12.4		
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター	○	21人以上	毎年	合併・単独	H12.5		
福岡県	一般財団法人福岡県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
	公益財団法人北九州市環境整備協会							○
	一般財団法人有明環境整備公社	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H14.4		
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H17.4		
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H26.04		
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4.1		
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	○	5人以上	毎年	合併・単独	H22.4		
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.4		
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会	○	501人以上	毎年	合併のみ	H30.5		

11. 指定検査機関関係

(4)効率化検査導入状況一覧（令和2年4月現在）

都道府県	検査機関名	効率化検査導入済み	対象			導入時期	採水員等	検討中	予定なし
			人槽	実施時期	種類 (合併と単独)				
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会								○
	一般社団法人青森県浄化槽検査センター							○	
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.9 一部導入 H18.4 全面導入			
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	○	全て	毎年	合併のみ	H16.4			
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団								○
山形県	公益社団法人山形県水質保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4			
	一般財団法人山形県理化学分析センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4			
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4	○		
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4	○		
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	○	50人以下	10年に9回	合併・単独	H17.4	○		
埼玉県	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	合併:H23.10 単独:H31.4	○		
	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	合併:H23.10 単独:H31.4	○		
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H18.1	○		
	一般財団法人千葉県環境財団	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H30.7	○		
東京都	公益財団法人東京都環境公社	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H30.4	○		
	一般財団法人日本環境衛生センター								○
神奈川県	公益社団法人神奈川県生活水保全協会								○
	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会								○
	一般社団法人神奈川県保健協会								○
	一般財団法人下越総合健康開発センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
新潟県	一般財団法人新潟県環境衛生中央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人新潟県環境分析センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人上越環境科学センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般社団法人県央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H20.4	○	
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会								○
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所							○	
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H29.10	○		
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	○	20人以下	毎年	合併・単独	H30.4			
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター								○
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	○	10人以下	前回検査結果より、BODが良好の施設	合併・単独	H31.4			
	一般社団法人愛知県浄化槽協会	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
愛知県	一般社団法人愛知県薬剤師会	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
	一般財団法人中部微生物研究所	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
	三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4		
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H21.4	○		
	京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4		
大阪府	一般社団法人京都微生物研究所	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4			
	一般社務法人大阪府環境水質指導協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H25.9	○		
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	○	20人以下	4年に3回	単独のみ	H15.4	○		
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会								○
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター								○
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	○	10人以下	毎年	合併・単独	H21.4			
鳥根県	公益社団法人鳥根県浄化槽普及管理センター								○
	一般社団法人岡山環境検査センター								○
	岡山県	公益社団法人倉敷環境検査センター							○
広島県	公益財団法人岡山県健康づくり財団								○
	公益社団法人広島県環境保全センター								○
山口県	公益社団法人広島県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H19.4			
	山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.10		
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	10人以下	毎年	合併・単独	H18.9	○		
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H16.4	○		
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H12.4			
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター								○
	福岡県	一般財団法人福岡県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H10.4	○	
佐賀県	公益財団法人北九州市環境整備協会								○
	一般財団法人有明環境整備公社								○
長崎県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H14.4			
熊本県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H17.4			
大分県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H13.4			
宮崎県	公益財団法人大分県環境管理協会								○
鹿児島県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	○	20人以下	5年に4回	合併・単独	H22.4	○		
	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	○	10人以下	4年に3回	合併・単独	R2.4			
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会								○

1 2. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	市町村数	市町村数	都道府県名	市町村数
北海道	94	0	北海道	0
青森県	27	0	青森県	0
岩手県	27	0	岩手県	0
宮城県	23	0	宮城県	0
秋田県	19	0	秋田県	0
山形県	25	0	山形県	0
福島県	49	0	福島県	0
茨城県	41	0	茨城県	0
栃木県	25	0	栃木県	0
群馬県	25	0	群馬県	0
埼玉県	45	0	埼玉県	0
千葉県	50	0	千葉県	0
東京都	7	0	東京都	0
神奈川県	25	0	神奈川県	0
新潟県	21	0	新潟県	0
富山県	13	0	富山県	0

令和元年度事業実施市町村名	
札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、北見市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、稚内市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、伊達市、北広島市、北見市、当別町、松前町、知内町、木古内町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥原町、今金町、蘭越町、二七町、京極町、倶知安町、共和町、仁木町、南幌町、田仁町、長沼町、浦臼町、新十津川町、雨宮町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、愛別町、上富良野町、南富良野町、剣淵町、下川町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、天塩町、浜頓別町、礼文町、斜里町、小清水町、置戸町、雄武町、大空町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、浦河町、新冠町、様似町、えりも町、新ひだか町、新得町、中札内村、池田町、豊頃町、足寄町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、羅臼町	令和元年度事業新規実施市町村名
青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、板柳町、野辺地町、七戸町、六ヶ所村、東通村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	
盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町	
石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、利府町、涌谷町、美里町、南三陸町	
能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、三種町、八峰町、五城目町、井川町、美郷町、羽後町	
山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、庄内町、遊佐町	
福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、楡川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村	
水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸大田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、常陸朝日町、茨城町、大洗町、野木町、土浦市、那須塩原市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	
前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、草津町、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	
さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、富里市、南房総市、伊奈町、毛呂山町、越生町、小川町、川島町、吉見町、横瀬町、皆野町、長瀬町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町	
千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、津市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑺市、香取市、山武市、いすみ市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、夷子町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、大網白里町、長南町、御宿町、鋸南町	
町田市、あきる野市、檜原村、大島町、神津島村、三宅村、御蔵島村	
相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町	
新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町、津南町	
富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町	

12. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	市町村数	令和元年度事業実施市町村名	市町村数	都道府県名	市町村数	令和2年度事業新規実施市町村名
石川県	4	金沢市、小松市、加賀市、穴水町	4	石川県	0	令和2年度事業新規実施市町村名
福井県	11	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、勝山市、大月市、葦崎市、鳴沢村、富土河口湖町	11	福井県	2	永平寺町、おおい町
山梨県	19	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南都町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富土河口湖町	19	山梨県	0	
長野県	54	長野市、松本市、上田市、諏訪市、伊那市、須坂市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市、小海町、南牧村、北相木村、南相木村、佐久穂町、御代田町、立科町、軽井沢町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、阿南町、下條村、泰阜村、青木村、大鹿村、上松町、大桑村、木曾町、生坂村、松川村、白馬村、小谷村、信濃町、飯綱町、阿南村、山ノ内町、豊丘村、南木曾町、高山村、中野市、坂城町	54	長野県	4	駒ヶ根市、川上村、売木村、天龍村
岐阜県	38	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、北方町、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市、高山市、飛騨市、下呂市	38	岐阜県	0	
静岡県	34	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、豊田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、吉田町、川根本町、森町	34	静岡県	0	
愛知県	43	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、美浜町、武豊町、設楽町、東栄町、東栄町、豊根村	43	愛知県	0	
三重県	21	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、菟野町、明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町	21	三重県	0	
滋賀県	15	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、多賀町	15	滋賀県	0	
京都府	16	京都市、福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町	16	京都府	0	
大阪府	11	貝塚市、河内長野市、和泉市、柏原市、泉南市、島本町、能勢町、熊取町、岬町、河南町、千早赤阪村	11	大阪府	2	阪南市、富田林市
兵庫県	29	神戸市、姫路市、洲本市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、市川町、福崎町、神河町、佐用町、上郡町、香美町、新温泉町	29	兵庫県	1	三木市
奈良県	23	奈良市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、山添村、平群町、斑鳩町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、吉野町、大淀町、下市町、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村	23	奈良県	0	
和歌山県	29	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	29	和歌山県	0	
鳥取県	15	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、日野町、江府町	15	鳥取県	0	
島根県	9	浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、吉賀町、川本町、津和野町	9	島根県	0	
岡山県	20	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気町、里庄町、矢掛町、鏡野町、久米南町、美咲町、吉備中央町	20	岡山県	0	
広島県	20	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、熊野町、府中町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町	20	広島県	0	
山口県	17	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	17	山口県	0	

1 2. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	市町村数	令和元年度事業実施市町村名	市町村数	都道府県名	市町村数	令和2年度事業新規実施市町村名
徳島県	23	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町	0	徳島県	0	
香川県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	0	香川県	0	
愛媛県	15	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町	0	愛媛県	0	
高知県	33	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町の町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、椿原町、日高村、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	0	高知県	0	
福岡県	50	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、高若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	0	福岡県	0	
佐賀県	11	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、基山町、みやき町、大町町、白石町、太良町	0	佐賀県	0	
長崎県	19	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町	0	長崎県	0	
熊本県	35	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、玉東町、大津町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	0	熊本県	0	
大分県	16	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	0	大分県	0	
宮崎県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林立市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	0	宮崎県	0	
鹿児島県	39	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、十島村、さつま町、長島町、湊水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、与論町	0	鹿児島県	0	
沖縄県	17	国頭村、大宜味村、東村、恩納村、宜野座村、伊江村、うるま市、中城村、浦添市、西原町、南風原町、豊見城市、南城市、糸満市、宮古島市、南大東村、今帰仁村	0	沖縄県	0	
合計	1,245		9	合計	9	

1.3. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(令和元年年度末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北海道	無					
青森県	有	青森県浄化槽整備費補助金	国の対象と同じ	国の基準額と補助対象経費支出額とを、人権区分別に比較して少ない方の額を算定。算定額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。	補助基本額の6分の1以内の額	
岩手県	有	浄化槽設置整備事業費補助	国の対象と同じである。	国の補助対象基準額と同じ。	基準額の3分の1に相当する額以内	上限150万円
宮城県	有	宮城県低炭素型水ろ過システム導入支援事業	「節水型浄化槽等の基準」に適合する低炭素社会対応型浄化槽	60,000円/件	一律60,000円	
秋田県	有	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じ	国の対象と同じ その他(合併処理浄化槽設置整備事業の設置者負担額の差額分を上乗せ)	国の補助対象基準額の1/3 通常の設置者負担額の差額の1/2	
山形県	有	山形県浄化槽整備促進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：市町村で補助(国庫補助)する浄化槽を対象とし、かつ、リフトオートによる単独処理浄化槽及び汲み取り設備からの転換のみを対象とする(建て替えや新築に伴う転換は対象外)。	その他 浄化槽本体設置工事費から国庫基準額相当額を控除した額を対象とする。	(浄化槽本体設置工事費-国庫交付金基準額) × 1/3 と上限額(5人槽以上20万円) のいずれか低い額	左記内容に加えて、市町村が国庫基準額以上の助成を行う場合は国庫補助金を加算。 (上限額：5人槽5万円・6人槽以上6万5千円)
福島県	有	福島県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり ①住宅及び共同住宅など、修繕される建物の用途が住宅施設関係であること。ただし、併用住宅(住居兼店舗等)にあつては、住宅部分の床面積が延床面積の50%以上の場合に限る。 ②合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又は汲み取り浄化槽を使用している建築物の敷地において、既存の建築物の全戸又は全戸が使用される場合も適用される。ただし、合併処理浄化槽を使用している建築物は、修繕されるものについては、日本水災災による被害に關した建設費控除の特典を初め、合併処理浄化槽に交換する場合に限る。 ③処理対象人員が50人以下であるものに限る。	国の補助対象基準額と同じ(一部独自措置あり)	1/3 ※環境配慮、防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合は、補助基本額 × 1/4	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
茨城県	有	茨城県浄化槽設置整備事業費等補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・地域により通常型、N型、N1P型の対象指定 ・50人槽以下	その他 ・通常型：5人槽294千円、7人槽342千円、10人槽459千円 ・高度処理型：国の基準額+上乗せ額	・通常型：1/3 ・高度処理型：国の基準額 × 1/3 + 以下の割合(新築)自己負担額が、通常型の自己負担額の3/4になるよう上乗せ ・(転換)自己負担額が、通常型の自己負担額の1/2になるよう上乗せ ・単独撤去費(通常事業) 2/3 (環境配慮) 1/2 ・宅内配管補助：地域を指定して補助(通常事業) 1/3 (環境配慮) 1/4	
栃木県	有	栃木県浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	国の対象に加えて、条件あり	国の補助対象基準額と同じ。	環境配慮、防災まちづくり推進事業について、事業達成した市町には4分の1を補助(財政力指数等による調整あり)	
群馬県	有	群馬県浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	国の補助対象基準額と同じ	・環境配慮型(国補助1/2)補助率1/4 ・通常型(国補助1/3)補助率1/3	
埼玉県	有	埼玉県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、くみ取り設備から合併処理浄化槽への転換	国の補助対象基準額と同じ (高度処理型の基準額は採用していない)	①市町村が補助する本体及び工事費 ②市町村が補助する配管費及び処分費(国庫補助額相当分を除いた費用) 「①+②の合計額」と「20万円×補助基数」のうち、いずれか少ない市町村においては、「①+②の合計額」と「50万円×補助基数」のうちいずれか少ない額	・環境保全特別転換地区指定事業(県が条例指定種)の促進や河川環境基準が非達成となつている地点の水質改善を目的に指定した地区が対象 左記の補助割合「①+②の合計額」+「市町村の上乗せ補助金の1/2×補助基数」と「50万円×補助基数」のうちいずれか少ない額 ・いずれにおいても、市町村が②に係る国の補助対象基準額に2万円以上の上乗せ補助をすることを条件としている。
千葉県	有	千葉県生活排水対策浄化槽整備事業	国の対象に加えて、条件あり 条件： ①住宅施設(人員算定基準の建築用途)に設置される、処理対象人員50人以下の浄化槽であること。 ②閉鎖型浄化槽(閉鎖型)においては、高度処理型であること。 ③新設の場合は、T-N(0mg/L以下又は10mg/L以下)の処理性能を持つ高度処理型(閉鎖型浄化槽)又は800除去の高度処理型(全戸対象)であること。	国の基準額と同じ ・T-N(0mg/L以下)の高度処理型については、上乗せ補助(200千円/基 補助割合1/2)を実施	1/3	設置補助のほか、単独処理浄化槽及び汲み取りから合併処理浄化槽への転換補助がある。 ＜補助対象額＞ 撤去費：180千円/基 配管工事費：200千円/基 汲み取り設備撤去費：100千円/基 配管工事費：200千円/基 ＜補助割合＞ 1/2
東京都	有	東京都浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	国の対象に加えて、条件あり 条件： (総量規制区域)にあつては、BOD20mg/L以下、T-N20mg/Lの処理性能を持つ浄化槽、その他の区域にあつては、BOD20mg/L以下)の処理性能を持つ浄化槽。()	対象経費の支出額と都の基準額(国に順ずる)を比較し、少ない方の額	補助対象額から国庫補助額を控除した額の1/2	

1.3. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
神奈川県	有	神奈川県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・既設単独処理浄化槽（及び汲み取り式便槽）から合併処理浄化槽への転換 ・販売の目的で建築物を建築する者以外の者が設置者 ・専用住宅に設置されるもの（集合住宅及び店舗併用は対象外）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
			国の対象に加えて、条件あり 条件： ①ダム集水域 ②ダム下流域 ③ダム集水域 ④ダム下流域 ⑤ダム集水域 ⑥ダム下流域 ⑦ダム集水域 ⑧ダム下流域 ⑨ダム集水域 ⑩ダム下流域 ⑪ダム集水域 ⑫ダム下流域 ⑬ダム集水域 ⑭ダム下流域 ⑮ダム集水域 ⑯ダム下流域 ⑰ダム集水域 ⑱ダム下流域 ⑲ダム集水域 ⑳ダム下流域 ㉑ダム集水域 ㉒ダム下流域 ㉓ダム集水域 ㉔ダム下流域 ㉕ダム集水域 ㉖ダム下流域 ㉗ダム集水域 ㉘ダム下流域 ㉙ダム集水域 ㉚ダム下流域 ㉛ダム集水域 ㉜ダム下流域 ㉝ダム集水域 ㉞ダム下流域 ㉟ダム集水域 ㊱ダム下流域 ㊲ダム集水域 ㊳ダム下流域 ㊴ダム集水域 ㊵ダム下流域 ㊶ダム集水域 ㊷ダム下流域 ㊸ダム集水域 ㊹ダム下流域 ㊺ダム集水域 ㊻ダム下流域 ㊼ダム集水域 ㊽ダム下流域 ㊾ダム集水域 ㊿ダム下流域 ①ダム集水域 ②ダム下流域 ③ダム集水域 ④ダム下流域 ⑤ダム集水域 ⑥ダム下流域 ⑦ダム集水域 ⑧ダム下流域 ⑨ダム集水域 ⑩ダム下流域 ⑪ダム集水域 ⑫ダム下流域 ⑬ダム集水域 ⑭ダム下流域 ⑮ダム集水域 ⑯ダム下流域 ⑰ダム集水域 ⑱ダム下流域 ⑲ダム集水域 ⑳ダム下流域 ㉑ダム集水域 ㉒ダム下流域 ㉓ダム集水域 ㉔ダム下流域 ㉕ダム集水域 ㉖ダム下流域 ㉗ダム集水域 ㉘ダム下流域 ㉙ダム集水域 ㉚ダム下流域 ㉛ダム集水域 ㉜ダム下流域 ㉝ダム集水域 ㉞ダム下流域 ㉟ダム集水域 ㊱ダム下流域 ㊲ダム集水域 ㊳ダム下流域 ㊴ダム集水域 ㊵ダム下流域 ㊶ダム集水域 ㊷ダム下流域 ㊸ダム集水域 ㊹ダム下流域 ㊺ダム集水域 ㊻ダム下流域 ㊼ダム集水域 ㊽ダム下流域 ㊾ダム集水域 ㊿ダム下流域	①ダム集水域＞ 1,320千円 5人槽 1,733千円 6～7人槽 2,406千円 8～10人槽 4,186千円 11～20人槽 7,026千円 21～30人槽 9,435千円 31～50人槽 10,503千円 51人槽～ 581千円 ②ダム下流域＞ 581千円 5人槽 724千円 6～7人槽 959千円 8～10人槽		
新潟県	無					
富山県	有	富山県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以下 住宅、ホテル、旅館・簡易宿泊所、飲食店又は喫茶店、その他知事が特に認めた建築物	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
石川県	無					
福井県	有	福井県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：処理対象人数が50人以下のもの	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
山梨県	有	山梨県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以下の浄化槽に限る	国の補助対象基準額と同じ	3分の1	
長野県	有	合併処理浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり	国の補助対象基準額と同じ	3分の1	
岐阜県	有	岐阜県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件：51人槽以上は対象外	国の基準額に準ずる	3分の1以内（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を実施する場合は、4分の1以内）	
静岡県	有	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以下	国の補助対象基準額と対象経費市町支支出予定額を比較し、少ない方	補助対象額の3分の1以内 （市町の財政力指数に応じて補正有） 補助対象額には、特例加算額（単独処理浄化槽の撤去費・経費に伴う宅内配管工事費）も含む	
愛知県	有	愛知県浄化槽設置費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件：50人槽以下 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換 ・既設単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し浄化槽の設置をする場合限定	【一般地域】 国庫補助基準額と同じ 【特定地域】 浄化槽設置費の10%相当額を国庫補助基準額に上乗せする（単独処理浄化槽からの転換に限る） ※特定地域：水源地の生活排水対策重点地域等	1/5 【一般地域】 1/5 【特定地域】 国庫補助基準額は1/5、上乗せは3/10	
三重県	有	三重県浄化槽設置促進事業補助金	既設単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し浄化槽の設置をする場合限定	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
滋賀県	有	滋賀県汚水処理施設整備継続等交付金	国の対象と同じ	国の補助対象額と同じ	国庫補助基準額の1/3	面的整備事業（集落単位で維持管理組合を設立し、3年以内に全戸整備を実施する場合）として、左記と併せて上乗せ補助を行っている。
京都府	有	京都府浄化槽設置整備事業費補助金	10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽	基準額（国庫交付金の基準額に準じる）と対象経費を比較し少ない方	3分の1	
大阪府	有	大阪府浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 50人槽以下。ただし現在が戸別の浄化槽については10人槽以下、共同浄化槽については50人槽以下を対象とする。住宅用のみ対象。	国の対象基準額と同じ	補助対象額の1/3	

1.3. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
兵庫県	無					
奈良県	有	奈良県浄化槽設置整備事業補助	<p>・国の対象に加えて、条件あり</p> <p>条件： <浄化槽要件（個人単位、全て該当）> 処理対象人員が50人以下、住宅面積1/2以上、販売目的又は賃借目的住宅対象外、事業計画区域（7年以上）対象外 50人以下、住宅計画区域（7年以上）対象外 <規模要件（市町村単位、いずれか該当）> 対象経費の総額が4,000千円以上、受益戸数10戸以上、受益人数30人以上</p>	国の補助対象基準額と同じ	通常型：基準額の1/3 環境配慮型：基準額の1/4	
和歌山県	有	和歌山県浄化槽設置整備事業費補助金	<p>国の対象に加えて、条件あり</p> <p>条件：補助対象人員が10人以下であること。ただし、処理対象人員が11人以上50人以下については、専用住宅、併用住宅、飲食店及び民営等に限る。</p>	<p>処理対象人員が10人以下は、国の補助対象基準額と同じ。11人槽以上50人槽以下については、専用住宅又は併用住宅の設置及び転換、並びに飲食店又は民営等の転換に限り、8～10人槽の基準額を適用する。</p> <p>浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認められた額を基準額とする。（現行の基準額を超える場合は単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換に伴い必要となる配管設備の工事費については、30万円を上限に基準額とする。</p>	<p>下記以外： 1/3 配管設備： 1/2</p>	所要額、財政力指数により調整有り。
鳥取県	有	鳥取県浄化槽設置整備事業費補助金	<p>国の対象に加えて、条件あり</p> <p>条件：処理対象人員が50人以下、及び取便所又は単独浄化槽からの転換に係る設置、浄化槽法事務の権限移譲を受けたい市町村 等</p>	国の補助対象基準額と同じ	1/3（市町村が上乗せ補助する場合はその額の1/2を加算）	
島根県	無					
岡山県	有	岡山県浄化槽設置整備事業	<p>国の対象に加えて、条件あり</p> <p>条件：専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽</p>	国の補助対象基準額と同じ	補助基準額と家支出額のいずれか少ない方の額の3分の1ただし、政令市は補助対象外。中核市は調整係数（0.7）を乗じる。	
広島県	有	広島県小型浄化槽設置整備事業補助金	<p>10人槽以下、くみ取り・単独槽からの転換に限定</p>	<p>5人槽：332,000円 6～7人槽：414,000円 8～10人槽：548,000円 ※豪雪地帯には上乗せあり。</p>	1/3	
山口県	無					
徳島県	有	徳島県浄化槽設置整備事業補助金	<p>国の対象に加えて、条件あり</p> <p>条件： ・単独処理浄化槽、くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換。 ・10人槽以下。</p>	国の補助対象基準額と同じ	①市町村の財政力指数（前年度以前3カ年平均）により、1/3から1/6まで ②環境配慮：防災まちづくり浄化槽整備推進事業を行う場合は、市町村の財政力指数（前年度以前3カ年平均）により、1/4から1/8まで	
香川県	有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	<p>国の対象に加えて、条件あり</p> <p>条件：専用住宅（販売、賃貸及び寄居を目的とする住宅を除く。）に設置する50人槽以下の浄化槽</p>	人槽ごとの基準額と人槽ごとの家支出額を比較していずれが低い額	1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に該当する場合は1/4）	
愛媛県	有	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	<p>国の対象に加えて、条件あり</p> <p>条件：新築を除き、10人槽以下に限る。</p>	国の補助対象基準額と同じ	1/3（離島地域は1/4）	財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定
高知県	有	高知県浄化槽設置整備事業補助金	<p>国の対象に加えて、条件あり</p> <p>条件：10人槽以下の一般住宅用</p>	国の補助対象基準額と同じ。	1/3（離島地域は1/4）	
福岡県	有	福岡県浄化槽設置整備事業補助金	<p>国の対象に加えて、条件あり</p> <p>条件：50人槽以内</p>	<p>基本的には国の補助対象基準額と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11～15人槽、21～25人槽、31～40人槽区分を国の基準額を控分して設定している。</p>	1/3	
佐賀県	有	佐賀県浄化槽設置整備事業	<p>国の対象と同じ</p>	国の補助対象基準額と同じ	三分の一	
長崎県	有	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	<p>国の対象に加えて、条件あり</p> <p>条件：50人槽以下の浄化槽に限る。</p>	<p>・補助率：本土地区及び離島地区（1/3） ・設置される浄化槽によって、下記の補正係数を乗じる。 ①浄化槽（通常型） 補正係数 0.9 ②高度処理型浄化槽（国庫補助の対象となる地域に整備するものに限る。） 補正係数 1.0</p>	1/3以内、離島は1/4	
熊本県	有	熊本県浄化槽設置整備事業等補助金	<p>国の対象に加えて、条件あり</p> <p>条件：専用住宅に設置されるもの。小規模店舗付き住宅の面積相当分は対象とするが、買賃を目的とするもの及び借賃等を除く</p>	国の補助対象基準額と同じ	1/3以内、離島は1/4	

1.3. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
大分県	有	大分県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり 条件 ・集合処理区域(予定含む)を除く ・総容量50人槽以下の浄化槽に限る ・11人槽～30人槽の浄化槽を設置する建物は、居住部分の床面積が50%以上(設置費用の上乗せ補助実施)	・国の補助対象基準額と同じ (県補助対象：設置費用、撤去費用、宅内配管工事費) ・設置費用の上乗せ補助は最大で20万円/基	・国の補助対象経費から国庫補助相当額を控除した額の1/2 ・上乗せは補助は、県、市町村それぞれ1/2負担	
宮崎県	有	浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：住宅、共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は既設等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換を伴う場合：補助基準額 の分のみの場合：0 転換を伴わない場合：0 ※いずれも財政力指数による減額調整あり	
鹿児島県	有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象に加えて、条件あり 条件：専用住宅まで既設住宅の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合	国の補助対象基準額と同じ	本土：1/3、薩島・奄美1/4	財政力指数比による補正あり (財政力指数比：県平均財政力指数/各市町村財政力指数)
沖縄県	無					

1.4. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況

(令和元年度末現在)

市町村数	市町村	令和元年度事業実施市町村名
北海道	8	北斗市、福島町、木古内町、島牧村、小平町、厚真町、むかわ町、標津町
青森県	2	十和田市 (PF)、大野町
岩手県	10	盛岡市、二戸市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、西和賀町、紫波町、洋野町、一戸町
宮城県	9	仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、大畑町、大衡村、加美町
秋田県	2	能代市、東成瀬村
山形県	9	鶴岡市、酒田市、寒河江市、長井市、最上町 (PF)、大蔵村、高島町、白鷹町、飯豊町
福島県	6	会津若松市、白河市、西会津町、金山町、三春町、小野町
茨城県	3	神埼太田市、行方市、太字町
栃木県	1	大田原市
群馬県	12	伊勢崎市、太田市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、中之条町、嬬恋村、東吾妻町、昭和村、大泉町
埼玉県	12	秩父市、滑川町、嵐山町 (PF)、吉見町、鳩山町、ときがわ町、榑瀬町、菅野町、小鹿野町、東秩父村、寄居町
千葉県	2	睦沢町、長柄町
東京都	5	八王子市、青梅市、奥多摩町、八丈町、小笠原村
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	5	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市
富山県	2	小矢野市、立山町
石川県	5	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町
福井県	1	福井市
山梨県	3	甲斐市、山梨市、甲州市
長野県	0	
岐阜県	2	郡上市、揖斐川町
静岡県	1	御殿場市
愛知県	0	
三重県	6	津市、松阪市、多気町、大台町、南伊勢町、紀宝町
滋賀県	0	
京都府	3	舞鶴市、綾部市、京丹後市
大阪府	5	茨木市、富田林市 (PF)、河内長野市、和泉市 (PF)、柏原市 (PF)
兵庫県	0	
奈良県	1	黒滝村
和歌山県	0	
鳥取県	3	南郷町、伯耆町、日南町
島根県	6	大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、美郷町、邑南町
岡山県	1	新見市
広島県	4	広島市、三原市、庄原市、安芸高田市
山口県	1	岩国市
徳島県	2	三好市 (PF)、東みよし町 (PF)
香川県	0	
愛媛県	5	八幡浜市、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町 (PF)
高知県	1	津野町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町
佐賀県	8	佐賀市、唐津市 (PF)、武雄市、小城市、嬉野市、神埼市、みやま町 (PF)、有田町
長崎県	1	時津町
熊本県	9	八代市、玉名市、菊池市、義里町、南阿蘇町、南阿蘇村、帯広町
大分県	2	佐伯市、竹田市
宮崎県	3	宮崎市 (PF)、日南市、綾町
鹿児島県	4	曽於市、龍郷町、知名町、三島村
沖縄県	0	
合計	172	

市町村数	市町村	令和2年度事業新規実施市町村名
北海道	0	
青森県	2	平内町、五戸町
岩手県	1	金ヶ崎町
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	0	
福島県	0	
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	0	
千葉県	1	芝山町 (PF)
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	0	
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	1	安城市
三重県	0	
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	0	
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	0	
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	2	霧島市、東串良町
沖縄県	0	
合計	7	

市町村数	市町村	令和30年度以前に事業を実施した市町村
北海道	12	上ノ国町、舞鶴町、黒松内町、喜茂別町、猿轡牛町、和義町、中川町、利尻町、豊浦町、壮瞥町、本別町、釧路町
青森県	2	平川市、平内町
岩手県	4	盛岡市、花巻市、遠野市、一関市
宮城県	1	色麻町
秋田県	11	秋田市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、仙北市、藤里町、八峰町
山形県	1	上市市
福島県	5	須賀川市、三島町、昭和村、会津美里町、磐梯町
茨城県	4	日立市、桜川市、小美玉市、常陸大宮市
栃木県	2	鹿沼市、日光市
群馬県	5	渋川市、みどり市、南牧村、真野原町、高山村
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	2	上越市、出雲崎町
富山県	2	砺波市、南砺市
石川県	2	志賀町、宝達志水町
福井県	2	越前市、美浜町
山梨県	5	甲府市、北杜市、市川三郷町、身延町、道志村
長野県	13	長野市、松本市、伊那市、大町市、飯山市、安曇野市、木曾町、麻績村、生坂村、南木曾町、木祖村、筑北村、安村
岐阜県	0	
静岡県	1	掛川市
愛知県	0	
三重県	2	名張市、伊賀市
滋賀県	0	
京都府	2	宇治田原町、京丹波町
大阪府	4	枚方市、高槻市、豊能町、大東市
兵庫県	1	養父市 (旧大屋町)
奈良県	1	天川村
和歌山県	4	田辺市、高野町、有田川町、日高町
鳥取県	2	鳥取市、北栄町
島根県	6	松江市、浜田市、出雲市、飯南町、海士町、隠岐の島町
岡山県	6	高梁市、真庭市、美作市、新庄村、勝央町、奈義町
広島県	2	三次市、東広島市
山口県	2	宇都部市、鞆町
徳島県	3	勝浦町、美波町、上条町
香川県	4	高松市、三豊市、まんのう町
愛媛県	4	今治市、伊予市、西予市、上島町
高知県	1	土佐町
福岡県	0	
佐賀県	1	江北町
長崎県	5	長崎市、諫早市、雲仙市、西海市、小値賀町
熊本県	5	山鹿市、天草市、小国町、芦北町、長洲町
大分県	3	日田市、豊後大野市、国東市
宮崎県	1	延岡市
鹿児島県	2	薩摩川内市、長島町
沖縄県	0	
合計	135	

15. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北海道	無					
青森県	無					
岩手県	有	下水道事業債償還基金費補助	国の対象と同じである。	浄化槽市町村整備推進事業に要する経費のうち、事務費を除く経費	補助対象額の80分の5に相当する額以内の額	
宮城県	無					
秋田県	無					
山形県	有	山形県浄化槽整備促進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：市町村で整備（市町村設置型）する浄化槽を対象とし、かつ、リフトホームによる単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換のみを対象とする（建て替えや新築に伴う転換は対象外）。	・その他 上限額を限度に、設備分担金納付者に対し補助	・市町村設置型 市町村補助額と上限額（5人槽8万円・6人槽以上10万円）のいずれか低い額	
福島県	有	福島県浄化槽市町村整備推進事業費等補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：処理対象人口が10人以下であるもの。ただし、共同浄化槽を除く。	国の補助対象基準額と同じ（一部独自措置あり）	7.5/100 ※環境配慮：防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合は、補助割合を5/100	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて工業等補助を行っている。
茨城県	有	茨城県浄化槽市町村整備推進事業費等補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以下の設置及びりん除去型浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	・下水道事業債から交付税措置分を除いた市町村実負担分の9/10 ・単独撤去費（通常事業）2/3 （環境配慮）1/2 ・宅内配管補助：地域を指定して補助（通常事業）1/3 （環境配慮）1/4	
栃木県	有	栃木県浄化槽設置整備事業補助金	排水先を田畑に求めることが困難な地域で、河川や排水路等までの配水管等設置事業	事業費又は限度額（240千円）の少ない方の額	事業費の1/2又は限度額（120千円）の少ない方の額	
群馬県	有	群馬県浄化槽設置整備事業補助金	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	国の補助対象基準額と同じ	・環境配慮型（国庫補助1/2） 補助率1/5 ・通常型（国庫補助1/3） 補助率1/4	
埼玉県	有	埼玉県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換	国の補助対象基準額と同じ	①市町村が補助する配管費及び処分費（国庫補助額相当分を除いた費用） ②浄化槽1基当たりの設置に要した費用と国庫補助対象基準額を人槽区分に応じて比較したいずれか少ない額 ③①+②に基数を乗じた額と「40万円×補助基数」のうち、いずれか少ない額 ④①+②に基数を乗じた額と「①+②に基数を乗じた額」と150万円×補助基数のうちいずれか少ない額	左記補助額の範囲内で、浄化槽本体、配管費、処分費のいずれに充当してもよい。
千葉県	有	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり ①住宅関係施設（人員等定基準の建築用途）に設置される、処理対象人口50人以下の浄化槽であること。 ②閉鎖性水域流域においては、高度処理型であること。 ③単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換であること。	国の補助対象基準額と同じ	4/30 国の補助対象基準額と同じ	設置補助のほか、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換補助がある。 <補助対象額> 単独撤去費 撤去費：180千円/基 配管工事費 撤去費：200千円/基 汲み取り便槽 撤去費：100千円/基 汲み取り便槽 配管工事費：200千円/基 <補助割合> 1/2
東京都	有	東京都浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	国の対象に加えて、条件あり 条件：総量規制区域にあっては、BOD20mg/L以下T-N20mg/Lの処理性能を持つ浄化槽、その他の区域にあっては、BOD20mg/L以下の処理性能を持つ浄化槽。	対象経費の支出額と都の基準額（国に準ずる）を比較し、少ない方の額	補助対象額に係る地方債充当額から交付税措置相当分を控除した1/2	補助金の交付を受けた市町村は、原則として当該補助金を当該事業に係る地方債の償還のための取組資金に積み立てなければならない。
神奈川県	有	神奈川県水資源確保・再生活排水補助金	国の対象に加えて、条件あり ①ダム集水圏 ②ダム下流域 ・既設単独処理浄化槽（及び汲み取り式便槽）から合併処理浄化槽への転換 ・専用住宅に設置されるもの（兼合住宅及び店舗併用は対象外）	国の補助対象基準額と同じ	本体設置費 付帯工事費 高度処理費 事業額×17/30 人槽に応じた設定 人槽に応じた設定（ダム集水域のみ）	
新潟県	無					
富山県	無					
石川県	有	石川県生活排水処理施設整備事業費補助金	国の対象と同じ	単位基準額：増加処理人口に対して、49,000円を後年度補助。	増加処理人口×単位基準額×補正係数	増加処理人口：新たに追加整備された区域内の住基本台帳に基づく居住人口 接転率補正：浄化槽事業1.0 算出した補助金額は算定基準年以降8年間で分割する。算定基準年から5年目までの各年度の補助金は1/14とし、6年目以降の各年度の補助金は3/14とする。
福井県	無					

15. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
山梨県	無					
長野県	無					
岐阜県	有	岐阜県浄化槽整備等事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件：51人槽以上は対象外	国の補助対象基準額に準ずる	1/20分の1.7以内 (環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を実施する場合にあっては、1.0分の1以内)	
静岡県	有	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以下	国の補助対象基準額から国庫交付額及び個人負担額を減じた額	補助対象額の4分の1以内 (市町の財政力指数に応じて補正有)	補助対象額には、特別加算額(単独処理浄化槽の撤去費・転換に伴う管内配管工事費)も含む
愛知県	無					
三重県	有	三重県浄化槽市町村整備促進事業補助金	国の対象に加えて、 高度処理型浄化槽設置の条件あり。	補助対象額 (1) 国浄化槽市町村整備促進事業に係る起債の元金の償還に要する経費から、起債の場合に単独処理浄化槽の撤去費用上限90,000円 (2) 転換の場合に単独処理浄化槽の撤去費用上限90,000円 (3) 転換の場合に配管の撤去費用上限60,000円	(1) 1/2以内 (2) 1/3以内、ただし、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備促進事業及び離島地域とする浄化槽整備事業は4分の1以内、 (3) 単独処理浄化槽の使用を廃止する者の場合は3分の1以内、ただし、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備促進事業及び離島地域とする浄化槽整備事業は4分の1以内、また、いずれの場合であっても家屋の建て替え(いつたん更地にする改築を含む、ここでいう改築とは、建物の全部を除去し、従前と同様の用途・構造・積層のものに建て替えること等をいう。)により浄化槽を設置すること又は、2分の1以内、 及び取り便槽の使用を廃止する者の場合(同時に単独処理浄化槽の使用を廃止する場合は除く。)は2分の1以内。	
滋賀県	無					
京都府	有	京都府生活排水処理対策費補助金	10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽	基準額(国庫交付金の基準額に準じる)と対象経費を比較して少ない方	事業費の9%(3%×3年間)	
大阪府	有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 100人槽以下の「NまたはN除去型」、「N及びN除去型」。ただし、戸別浄化槽については10人槽以下、共同浄化槽については、50人槽以下を対象とする。住宅用のみを対象とする。	国の対象基準額と同じ	補助対象額の2.5/1000	
兵庫県	無					
奈良県	無					
和歌山県	有	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金	国の対象と同じ	起債総額から、交付税算定額を控除した額。	1/2	
鳥取県	有	鳥取県浄化槽整備推進基金造成事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり ・ 処理対象人員が50人以下 ・ 処理対象者のための基金造成を実施 ※年度内整備戸数の要件は無し	国の補助対象基準額と同じ	1/20(ただし、整備事業年度に基金に積み立てた額を上限とする)	
島根県	有	島根県生活排水処理普及促進交付金	汚水処理施設整備交付金事業、循環型社会形成促進交付金事業、浄化槽市町村整備促進事業の対象浄化槽	地方債充当額－(地方債充当額×控除率(※)) (※)控除率＝下水道事業費0.45、過疎債0.70、辺地債0.80、下水道事業費(臨時措置分)1.0	補助対象額×1/2	
岡山県	無					
広島県	有	広島県浄化槽市町村整備推進事業償還費補助金	国の対象と同じ	市町村の起債元金の償還額(交付税措置分を除く)	1/3	
山口県	無					
徳島県	有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・ 50人槽以下 ・ 共同浄化槽を除く	国の補助対象基準額と同じ	1/10(ただし、平成26年度から平成28年度までの間に事業着手(調査着手含む)した場合に整備開始年度から3年間に限り1/5)	
香川県	有	香川県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：専用住宅(販売、賃貸及び空室を目的とする住宅を除く。)に設置する50人槽以下で市町が助成する浄化槽	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	1/10	
愛媛県	有	愛媛県浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件：新築を除き、10人槽以下に限る。	国の補助対象基準と同じ	1/10	財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定
高知県	無					
福岡県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以内	基本的には国の補助対象基準額と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11~15人槽、21~25人槽、31~40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	7.50%	

15. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
佐賀県	有	佐賀県浄化槽市町村整備推進事業交付金交付要綱	国の対象と同じ 条件：50人槽以下の浄化槽に限る。	・汚濁的整備交付金 ・国庫補助対象事業費に係る対象費（起債額（公費負担分）から、交付税措置額を除いた額）	二分の一	・市町村が地方自治法第241条第1項の規定に基づき設置した減価償却基金に交付金を交付するものとし、市町村は、下水道事業債の償還時に基金を取り崩し、当該償還財源に充当するものとする。
長崎県	有	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以下の浄化槽に限る。	国の補助対象基準額と同じ	1 事業実施前々年度末汚水処理人口普及率50%以上の市町 2 事業実施前々年度末汚水処理人口普及率50%未満の市町 3 上記区分1及び2に関わらず、瀬島嶼興事業法（昭和28年法律第27号）第2条第1項の指定を受けた地域 10%	令和3年度までに開始した事業を補助対象とし、5年間の補助期間とする。 ただし、その補助期間の最終年度は、令和7年度までとする。
熊本県	有	熊本県浄化槽市町村整備推進事業交付金	国の対象と同じ	国の補助対象事業費と同じ	6.5%以内	後年度交付金
大分県	有	①大分県浄化槽市町村整備推進事業 ②大分県浄化槽市町村整備促進事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	①交付金算定基準費に交付率（70%）を乗じて得た額と、市町村前年度末生活排水処理率を乗じて得た額と、市町村実質負担額の1/2の額を比較し、小さい方の額を交付 ②交付金算定基準費に交付率（90%）を乗じて得た額と、市町村前年度末生活排水処理率を乗じて得た額と、市町村実質負担額の1/2の額を比較し、小さい方の額を交付	
宮崎県	有	浄化槽市町村整備推進事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：住宅、共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は民営等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	下水道事業債起債額から交付税措置相当額を控除した2分の1 ※財政力指数による減額調整あり	生活排水処理率及び財政力指数により補助対象としない場合がある。
鹿児島県	有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象に加えて、条件あり 条件：専任住宅で既設住宅の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合	浄化槽設置整備事業（個人設置型）における補助対象基準額と同じ	本土：1/15、瀬島・奄美：1/20	財政力指数比による補正あり（財政力指数比・県平均財政力指数・各市町村財政力指数）
沖縄県	無					

16. 国庫助成による浄化槽整備実績

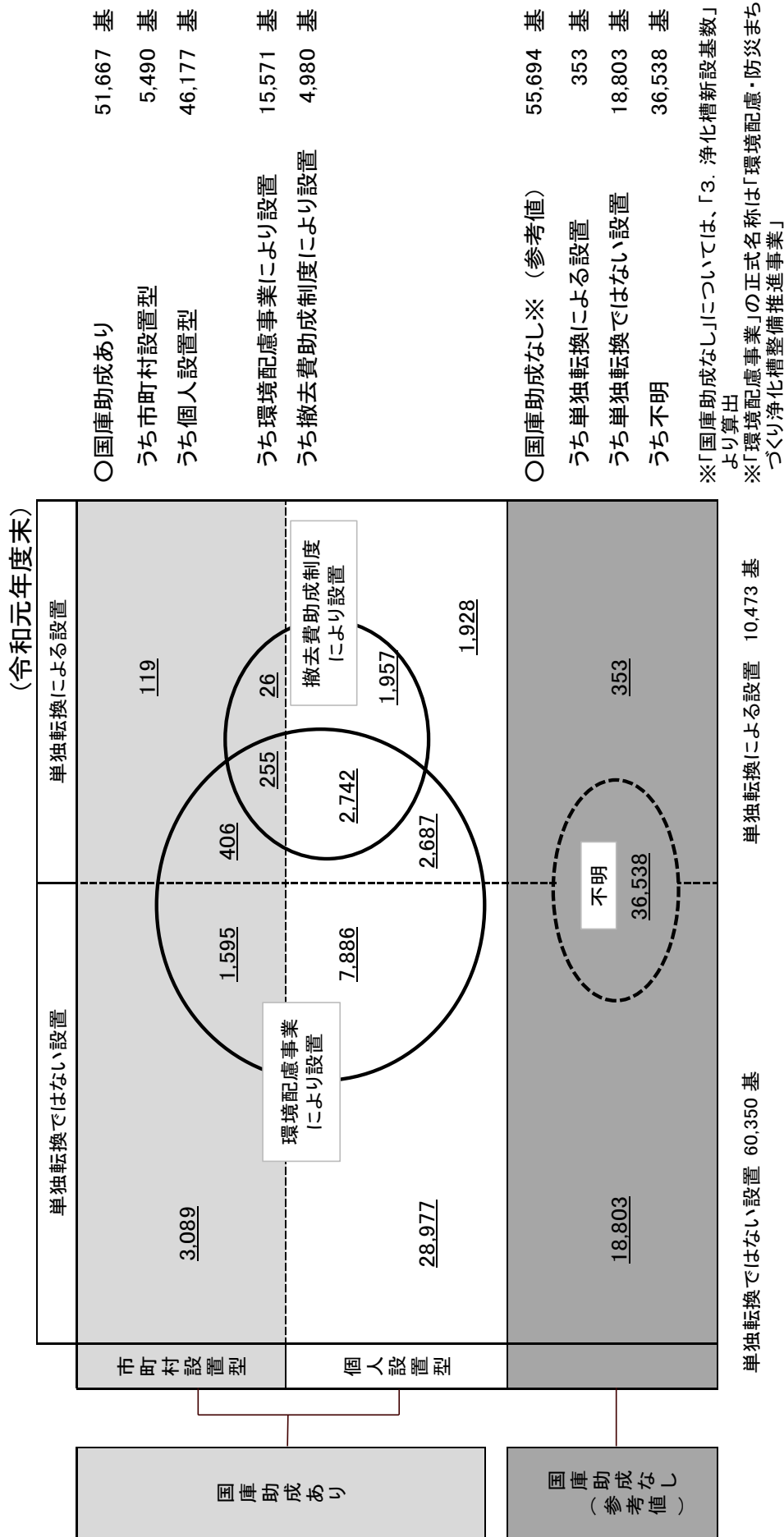
※「国庫助成」は循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び東日本大震災復興交付金によるもの。

都道府県名	令和元年度 国庫助成による新設基数						
	市町村設置型				個人設置型		
			うち単独転換			うち単独転換	
				うち撤去費 助成あり			うち撤去費 助成あり
北海道	626	118	1	1	508	25	4
青森県	451	33	8	0	418	35	18
岩手県	1,221	318	0	0	903	7	0
宮城県	1,092	534	6	0	558	8	1
秋田県	590	47	2	0	543	16	0
山形県	432	139	21	2	293	46	2
福島県	1,901	161	12	3	1,740	310	262
茨城県	2,478	201	28	15	2,277	659	559
栃木県	1,550	41	6	3	1,509	351	125
群馬県	2,251	244	75	0	2,007	482	0
埼玉県	1,291	318	138	88	973	852	619
千葉県	927	22	5	0	905	466	277
東京都	86	36	6	0	50	15	9
神奈川県	247	91	40	0	156	139	118
新潟県	331	51	15	0	280	92	46
富山県	143	3	1	0	140	53	27
石川県	120	96	44	19	24	20	20
福井県	146	2	1	0	144	32	6
山梨県	486	31	8	0	455	39	2
長野県	860	46	1	0	814	13	1
岐阜県	1,184	23	4	0	1,161	286	224
静岡県	4,357	20	15	0	4,337	1,383	175
愛知県	1,280	0	0	0	1,280	426	311
三重県	1,604	212	24	14	1,392	219	156
滋賀県	103	0	0	0	103	16	0
京都府	218	106	0	0	112	1	0
大阪府	77	33	7	0	44	6	2
兵庫県	323	0	0	0	323	38	23
奈良県	267	2	0	0	265	40	29
和歌山県	2,286	0	0	0	2,286	133	88
鳥取県	130	5	2	0	125	43	0
島根県	751	182	12	0	569	19	8
岡山県	1,905	23	0	0	1,882	71	14
広島県	1,240	172	20	0	1,068	141	63
山口県	741	6	0	0	735	54	15
徳島県	1,337	123	30	5	1,214	186	100
香川県	1,729	0	0	0	1,729	388	347
愛媛県	1,067	104	13	10	963	153	3
高知県	930	20	0	0	910	27	10
福岡県	2,664	253	0	0	2,411	74	34
佐賀県	1,181	850	60	36	331	7	0
長崎県	1,625	1	0	0	1,624	70	52
熊本県	1,765	173	33	0	1,592	192	75
大分県	1,308	62	11	0	1,246	523	83
宮崎県	1,306	286	55	0	1,020	385	118
鹿児島県	3,031	302	102	85	2,729	765	673
沖縄県	29	0	0	0	29	8	0
合計	51,667	5,490	806	281	46,177	9,314	4,699

16. 国庫助成による浄化槽整備実績

※ 「国庫助成」は循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び東日本大震災復興交付金によるもの。

(全体イメージ図)



17. 既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

(1) 都道府県による補助制度の概要

(令和元年度末現在)

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 (地域、合併転換、下水道接続等)	補助金額	その他要件等
北海道	無				
青森県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域		国の基準額の特例に準じ、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額としている。現行の基準額を超える額は9万円まで。補助金は補助基本額の1/6以内の額。
岩手県	無				
宮城県	無				
秋田県	無				
山形県	無				
福島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換、完全撤去	30,000円	
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換、完全撤去	30,000円	
茨城県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(霞ヶ浦流域等は高度処理型浄化槽)に転換する場合	基準額：9万円 補助率：2/3 (国庫補助対象外の場合は10/10)	
栃木県	無				
群馬県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域		個人設置型については、転換・撤去の市町村補助額が県基準額を超える額に対して上限10万円の2分の1を補助する。 市町村設置型については、単独処理浄化槽等を撤去等する費用に対して、県基準額10万円を上限に2分の1を補助する。 ※個人設置型、市町村設置型ともに、国の撤去費特例の助成を受ける場合は、10万円からその額を除いた2分の1を補助する。
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域		個人設置型については、転換・撤去の市町村補助額が県基準額を超える額に対して上限10万円の2分の1を補助する。 市町村設置型については、単独処理浄化槽等を撤去等する費用に対して、県基準額10万円を上限に2分の1を補助する。 ※個人設置型、市町村設置型ともに、国の撤去費特例の助成を受ける場合は、10万円からその額を除いた2分の1を補助する。
埼玉県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域 ・合併転換時	本体、本体設置工事費、配管費と撤去費を合わせて1基当たり20万円(※)が限度	※25万円、40万円、50万円の場合あり
	有	汲み取り便槽の撤去	・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域 ・合併転換時	本体、本体設置工事費、配管費と撤去費を合わせて1基当たり20万円(※)が限度	※25万円、40万円、50万円の場合あり
千葉県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	全域	<補助対象額> 単独転換：180千円/基 <補助割合> 1/2 ※国補助対象となる場合は、国助成額を引いた額の1/2	
	有	汲み取り便槽の撤去	全域	<補助対象額> 汲取転換：100千円/基 <補助割合> 1/2	
東京都	有	既設単独処理浄化槽の撤去	公共下水道事業計画の認可を受けた地域を除く市の区域内全域	循環型社会形成交付金取扱要領別表4の基準額の特例が適用される場合、補助対象額から国庫補助対象額を控除した金額に二分之一を乗じて得た額。それ以外の場合は補助対象が国二分之一を乗じて得た額。	

17. 既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

(1) 都道府県による補助制度の概要

(令和元年度末現在)

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 (地域、合併転換、下水道接続等)	補助金額	その他要件等
神奈川県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	<p>①神奈川県浄化槽整備事業補助金 ・既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 ・原則、次の各号に掲げる地域を除いた県内全域を対象とする。 (1) 政令指定都市 (2) 下水道法第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域 (3) 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱に基づく農業集落排水整備計画区域 (4) 水源地域</p> <p>②神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金 ・既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 ・ダム集水域及びダム下流域を対象</p>	<p>① 90,000円を上限 (補助率1/3)</p> <p>② 付帯工事費の一部に含まれる (13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況を参照)</p>	
	有	汲み取り便槽の撤去	<p>神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金 ・既存汲み取り便槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 ・ダム集水域及びダム下流域を対象</p>	<p>付帯工事費の一部に含まれる (13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況を参照)</p>	
新潟県	無				
富山県	無				
石川県	無				
福井県	無				
山梨県	無				
長野県	無				
岐阜県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	国に準ずる	国に準ずる	
静岡県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業の事業対象地域単独処理浄化槽の撤去事業に該当すること	国が撤去費相当分(上限9万円)として認める額の3分の1以内(市町の財政力指数に応じて補正有)	
愛知県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	90,000円を上限とし費用の1/5を補助。	
	有	汲み取り便槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	90,000円を上限とし費用の3/10を補助。	
三重県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	(1) 30,000円 (2) 15,000円	(2) 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備促進事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業の場合
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	(1) 30,000円 (2) 20,000円 (3) 15,000円	単独処理浄化槽の使用を廃止する者の場合は(2)20000円。ただし、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備促進事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業は(3)15000円。また、いずれの場合であっても家屋の建て替え(いったん更地にする改築を含む。ここでいう改築とは、建物の全部を除去し、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えることをいう。)により浄化槽を設置するときは、(1)30000円。汲み取り便槽の使用を廃止する者の場合(同時に単独処理浄化槽の使用を廃止する場合を除く。)は(1)30000円。
滋賀県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象区域と同様	90,000円(上限) 補助率1/3	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象である場合に限る
京都府	無				
大阪府	無				
兵庫県	無				
奈良県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	循環型社会形成推進交付金を受けて行う事業、もしくは汚水処理施設整備交付金を受けて行う事業であって、合併浄化槽に転換する場合	環境大臣が認めた額と同額	奈良県浄化槽設置事業補助交付金要綱による
和歌山県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	上限9万円	

17. 既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

(1) 都道府県による補助制度の概要

(令和元年度末現在)

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 (地域、合併転換、下水道接続等)	補助金額	その他要件等
鳥取県	無				
島根県	無				
岡山県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域 合併転換	撤去に要する費用(上限9万円)の3分の1	専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合に限る。
広島県	無				
山口県	無				
徳島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限9万円の1/6以内	1基あたり9万円と撤去に要した経費を1基ごとに比較して少ない額の方を選定し、その額の合計額に補助率6分の1を乗じた額を補助
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限10万円の1/6以内	1基あたり10万円と撤去に要した経費を1基ごとに比較して少ない額の方を選定し、その額の合計額に補助率6分の1を乗じた額を補助
香川県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額：国の基準額(90千円)と同じ 補助率：1/3(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は1/4)	
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額：90千円 補助率：1/2	
愛媛県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	上限9万円(補助率1/3：財政力指数による係数あり)	10人槽以下に限る
高知県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業(国庫助成事業、個人型)実施区域、合併転換	90,000円	
福岡県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	撤去費：最大3万円(基準額9万円、1/3) 配管費(国庫活用しない場合)：最大7万円(基準額14万円、1/2) 配管費(国庫活用する場合)：最大10万円(基準額30万円、1/3)	浄化槽設置整備事業(個人設置型)
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	撤去費：最大3万円(基準額6万円、1/2) 配管費：最大7万円(基準額14万円、1/2)	浄化槽設置整備事業(個人設置型)
佐賀県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽市町村整備推進事業交付金の対象事業費に含まれるものに限る	対象費×1/2	交付対象費：起債額(公費負担分)から、交付税措置額を除いた額
長崎県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限90,000円	
熊本県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	①下水道認可区域外であること。 ②下水道許可区域であっても、下水道整備が当分の間(原則として7年以上)見込まれない地域で、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域であること。 ③農業集落排水事業採択区域外であること。 ④その他の集合排水処理施設整備予定地域外であること。	国の補助金額と同じ	国の要件と同じ
大分県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域における合併転換	9万円/基	市町村が、浄化槽整備区域の単独槽撤去に対して補助する場合、1基あたり9万円を上限として、国庫補助相当額を除いた額の1/2を県費として補助する。
宮崎県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	県内全域、既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を整備する場合	上限90,000円(補助率1/3：財政力指数による減額調整あり)	
鹿児島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換、浄化槽整備区域	上限9万	
沖縄県	無				

1 7. 既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

(2) 補助制度がある市町村（令和元年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
愛知県	26	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、津島市、碧南市、西尾市、安城市、刈谷市、豊田市、豊川市、常滑市、蒲郡市、新城市、稲沢市、小牧市、稲沢市、新城市、大府市、清須市、弥富市、あま市、飛島村、阿久比町、南知多町、美浜町、東栄町
三重県	18	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、菰野町、明和町、度会町、大紀町、紀北町、紀宝町
滋賀県	4	彦根市、守山市、高島市、日野町
京都府	2	福知山市、京丹後市
大阪府	7	池田市、茨木市、松原市、和泉市、摂津市、高石市、阪南市
兵庫県	8	洲本市、加古川市、加西市、淡路市、播磨町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	13	大和高田市、天理市、生駒市、葛城市、平群町、吉野町、大淀町、下市町、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	23	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、串本町
鳥取県	1	境港市
島根県	4	松江市、益田市、奥出雲町、川本町
岡山県	16	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、真庭市、浅口市、鏡野町、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島県	9	尾道市、福山市、庄原市、東広島市、廿日市市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	5	下関市、宇部市、山口市、下松市、岩国市
徳島県	14	徳島市、鳴門市、小松島市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、那賀町、海陽町、北島町、藍住町、上板町、東みよし町
香川県	14	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町、多度津町
愛媛県	2	宇和島市、愛南町
高知県	9	高知市、室戸市、安芸市、安田町、本山町、いの町、中土佐町、日高村、四万十町
福岡県	25	福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、田川市、柳川市、八女市、行橋市、大野城市、宗像市、宮若市、篠栗町、須恵町、須賀町、小竹町、鞍手町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、赤村、福智町、苅田町
佐賀県	4	唐津市、嬉野市、基山町、玄海町
長崎県	6	長崎市、佐世保市、島原市、対馬市、五島市、南島原市
熊本県	20	熊本市、八代市、荒尾市、水俣市、山鹿市、宇土市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、小国町、西原村、御船町、甲佐町、津奈木町、錦町、多良木町、水上村、相良村、五木村
大分県	5	大分市、日田市、豊後高田市、九重町、玖珠町
宮崎県	12	延岡市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、門川町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	37	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之郷市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町
沖縄県	4	石垣市、沖繩市、豊見城市、大宜味村
合計	608	

18. 浄化槽（国庫助成による設置）の法定検査実施状況を把握している市町村

※法定検査の対象は平成28年度設置分の浄化槽（令和元年度未現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
愛知県	40	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、西尾市、西尾市、豊田市、刈谷市、豊川市、津島市、碧南市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	24	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、熊野市、志摩市、伊賀市、菟野町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	12	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市、東近江市、米原市、日野町、菟王町、多賀町
京都府	17	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹波市、南丹市、木津川市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大阪府	12	高槻市、貝塚市、茨木市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町、河内町
兵庫県	21	神戸市、姫路市、加古川市、宝塚市、小野市、三田市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、加東市、加西市、多可町、市川町、福崎町、神河町、佐用町、香美町、新温泉町
奈良県	13	奈良市、橿原市、御所市、生駒市、宇陀市、曾爾村、御杖村、大淀町、川上村、吉野町、黒滝村、下北山村、東吉野村
和歌山県	29	和歌山市、海南市、橋本町、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、新美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	16	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町
島根県	10	浜田市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町
岡山県	19	岡山市、倉敷市、津山市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、里庄町、矢掛町、鏡野町、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島県	19	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、大崎上島町、世羅町
山口県	14	下関市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祿市、周南市、周防大島町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	24	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、佐那河内村、上勝町、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、坂野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	18	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	33	高知市、室戸市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檜原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	48	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	13	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、みやき町、有田町、大町町、太良町
長崎県	17	長崎市、佐世保市、島原市、大村市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町
熊本県	40	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、阿蘇市、天草市、美里町、玉蕨町、南関町、和水町、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、水川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
大分県	14	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、由布市、日出町、玖珠町
宮崎県	24	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、新富町、西米良村、木城町、川南町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	38	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、知名町、与論町、和泊町
沖縄県	15	国頭村、大宜味村、東村、恩納村、宜野座村、伊江村、うるま市、中城村、浦添市、西原町、南風原町、豊見城市、南城市、糸満市、北大東村
合計	1,220	

19. 浄化槽台帳の整備状況

(2) 市町村の台帳整備状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	市町村が作成・管理する浄化槽台帳所有市町村数	台帳で管理している項目							台帳情報の精査状況				台帳の管理媒体				法改正に基づく浄化槽台帳の更新を予定している市町村数(令和2年7月末現在)		
		設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	下水道局等から得られた台帳情報による更新を行っている市町村数	地図情報や航空写真等から得られた台帳情報による更新を行っている市町村数	職員や委託業者が現地確認した情報による台帳情報の更新を行っている市町村数	その他の精査手法による更新を行っている市町村数	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム		GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を模索中
北海道	173	158	160	146	102	89	106	153	8	105	13	94	14	62	153	9	2	2	10
青森県	24	17	11	10	8	7	9	3	6	14	5	7	2	6	17	5	5	2	2
岩手県	24	18	19	17	18	17	11	15	7	13	2	8	5	4	18	5	6	6	2
宮城県	33	32	33	28	20	19	22	14	5	25	5	19	7	8	29	3	6	1	9
秋田県	15	15	14	15	4	2	8	7	1	11	2	2	2	6	13	2	1	4	4
山形県	35	32	35	35	20	20	18	14	4	28	6	19	8	3	35	1	1	9	9
福島県	58	58	56	57	21	17	49	44	22	35	4	33	18	8	15	46	3	24	24
茨城県	33	31	28	30	5	3	14	29	4	22	4	9	5	9	30	3	7	1	1
栃木県	22	21	18	20	2	2	7	18	1	13	4	4	2	2	19	2	1	12	12
群馬県	13	12	11	9	10	11	9	10	1	7	3	8	2	2	11	4	1	4	4
埼玉県	55	53	49	53	24	31	30	17	5	36	10	26	16	9	35	26	8	7	4
千葉県	16	13	10	13	8	9	6	6	1	8	2	7	6	3	14	4	2	1	1
東京都	36	20	16	24	7	22	11	7	7	10	2	9	7	8	30	2	2	3	3
神奈川県	11	7	7	7	4	4	4	4	2	8	3	7	5	3	9	2	1	1	1
新潟県	19	16	18	16	7	5	14	10	1	11	4	14	2	7	15	5	3	3	3
富山県	8	7	4	2	2	2	3	3	2	3	2	2	1	2	6	1	1	2	2
石川県	8	6	4	2	3	4	2	3	3	4	1	2	2	6	6	1	1	2	2
福井県	5	4	4	3	1	1	3	2	1	5	1	3	1	4	4	1	1	1	1
山梨県	23	20	13	18	6	5	8	6	1	9	1	9	1	3	20	2	2	1	1
長野県	60	60	56	57	38	29	31	48	7	37	9	36	4	19	60	6	13	1	1
岐阜県	26	24	9	24	6	8	6	13	3	13	6	6	3	11	18	3	2	2	2
静岡県	14	11	7	11	6	10	7	5	3	13	2	5	5	1	8	3	4	1	2
愛知県	22	15	6	11	8	13	9	2	1	14	1	9	3	5	16	5	2	1	4
三重県	17	15	10	19	7	7	9	8	1	9	1	7	1	2	12	5	3	1	1
滋賀県	19	19	9	19	7	9	13	8	1	16	4	7	4	4	17	2	1	2	7
京都府	26	25	21	25	20	20	22	18	2	20	1	8	3	3	25	1	2	1	1
大阪府	18	13	12	17	5	8	14	6	2	14	2	12	2	5	7	10	3	1	7
兵庫県	24	23	16	19	12	13	17	12	3	18	3	14	5	6	20	3	2	2	2
奈良県	12	8	8	8	4	5	4	8	1	6	3	8	2	4	11	1	1	3	3
和歌山県	30	30	30	30	15	15	23	30	6	17	2	13	7	4	29	2	3	6	6
鳥取県	18	16	15	15	16	15	16	16	3	17	4	13	5	2	17	2	1	7	7
島根県	14	10	12	10	4	5	6	8	1	6	3	10	2	4	9	3	6	1	1
岡山県	13	9	7	7	3	2	4	6	3	9	6	6	1	1	12	2	2	2	2
広島県	23	23	21	23	13	12	14	20	4	20	7	21	7	2	9	13	3	1	1
山口県	7	5	5	6	2	2	5	5	2	5	2	5	1	3	6	1	1	2	2
徳島県	11	9	8	2	2	2	5	2	1	7	7	3	2	3	10	1	1	1	1
香川県	7	6	3	6	4	4	6	5	1	3	2	5	2	5	5	2	2	2	2
愛媛県	12	10	11	10	7	6	6	9	1	6	2	6	2	4	6	8	4	1	1
高知県	15	12	9	9	9	9	9	9	9	5	2	7	3	3	12	4	5	2	2
福岡県	37	28	22	18	22	17	22	13	4	21	3	17	9	9	29	8	6	1	1
佐賀県	16	15	15	14	8	7	6	15	3	12	3	7	5	4	14	2	2	1	1
長崎県	19	17	9	13	8	9	12	10	4	10	2	7	5	6	16	4	2	1	1
熊本県	4	4	4	4	4	4	4	2	3	2	2	2	1	2	4	1	1	1	1
大分県	8	8	8	8	3	3	5	8	2	4	1	4	1	2	5	5	1	1	1
宮崎県	21	13	4	3	5	5	12	2	2	7	7	6	5	5	15	4	3	2	1
鹿児島県	27	26	27	25	26	23	25	16	2	7	4	15	3	9	19	6	2	1	17
沖縄県	2	2	2	1	2	1	1	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	1
合計	1,133	999	873	909	535	531	645	670	142	681	136	544	195	263	892	227	123	26	150

(注)市町村設置型のみ台帳整備している場合を含む。

20. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基数

(令和元年度末現在)

都道府県名	全浄化槽(基)		合併処理浄化槽(基)		単独処理浄化槽(基)	
		うち防災拠点		うち防災拠点		うち防災拠点
北海道	12,637	902	11,372	587	1,265	315
青森県	2,805	488	1,835	227	970	261
岩手県	8,189	364	8,053	325	136	39
宮城県	11,837	328	11,607	264	230	64
秋田県	9,389	143	8,309	94	1,080	49
山形県	5,521	338	5,022	185	499	153
福島県	6,964	840	5,957	575	1,007	265
茨城県	5,977	932	5,207	597	770	335
栃木県	2,305	640	1,294	322	1,011	318
群馬県	10,811	1,010	9,054	551	1,757	459
埼玉県	3,445	1,162	2,516	900	929	262
千葉県	5,511	1,110	3,699	675	1,812	435
東京都	2,248	108	2,033	58	215	50
神奈川県	2,523	364	1,830	157	693	207
新潟県	5,261	256	4,184	152	1,077	104
富山県	877	125	590	64	287	61
石川県	3,090	179	2,673	112	417	67
福井県	1,317	83	1,113	49	204	34
山梨県	2,555	352	2,053	178	502	174
長野県	5,373	213	5,212	186	161	27
岐阜県	4,699	752	3,972	514	727	238
静岡県	6,211	618	4,436	336	1,775	282
愛知県	4,652	1,488	2,231	680	2,421	808
三重県	8,465	648	7,643	417	822	231
滋賀県	543	88	432	63	111	25
京都府	6,852	171	6,745	128	107	43
大阪府	2,153	174	1,736	119	417	55
兵庫県	1,303	125	1,036	78	267	47
奈良県	2,968	320	1,437	160	1,531	160
和歌山県	4,701	594	3,366	326	1,335	268
鳥取県	2,281	123	2,100	50	181	73
島根県	12,461	623	12,069	477	392	146
岡山県	5,204	622	4,533	366	671	256
広島県	8,649	876	7,639	540	1,010	336
山口県	2,312	465	1,434	215	878	250
徳島県	5,984	971	2,824	426	3,160	545
香川県	4,013	411	3,279	265	734	146
愛媛県	6,829	999	5,192	575	1,637	424
高知県	4,213	693	3,365	491	848	202
福岡県	11,330	639	10,790	415	540	224
佐賀県	14,519	250	14,247	191	272	59
長崎県	3,459	649	2,853	453	606	196
熊本県	5,967	446	5,031	278	936	168
大分県	3,665	420	2,735	227	930	193
宮崎県	5,868	498	4,948	300	920	198
鹿児島県	13,167	1,079	9,760	560	3,407	519
沖縄県	1,732	290	1,141	242	591	48
合計	262,835	24,969	220,587	15,150	42,248	9,819

20. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途

(令和元年度末現在)

都道府県名	基数	用途区分											
		住居等	学校教育施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光保養施設等	消防署警察署	廃棄物処理浄水施設等	公衆便所等	その他	不明
北海道	1,265	261	229	239	66	2	19	77	12	59	170	125	6
青森県	970	103	225	158	68	3	7	70	18	54	148	74	42
岩手県	136	12	55	17	9	1	2	7	1	7	12	13	0
宮城県	230	13	70	20	15	0	0	2	1	20	81	8	0
秋田県	1,080	468	67	77	14	0	9	67	4	14	101	171	88
山形県	499	29	121	64	47	12	0	29	12	5	120	59	1
福島県	1,007	191	272	237	65	1	0	27	7	24	105	77	1
茨城県	770	21	284	133	23	1	3	33	27	35	128	77	5
栃木県	1,011	20	387	100	36	2	8	26	73	43	281	35	0
群馬県	1,757	62	354	411	69	5	6	58	156	61	465	110	0
埼玉県	929	31	209	144	59	2	2	16	42	81	299	44	0
千葉県	1,812	87	632	240	329	0	13	34	97	19	343	18	0
東京都	215	40	26	30	6	0	8	8	15	6	57	14	5
神奈川県	693	27	147	76	26	0	3	17	82	35	168	93	19
新潟県	1,077	103	222	120	57	0	7	73	38	49	314	94	0
富山県	287	4	31	27	75	0	0	10	17	8	108	7	0
石川県	417	31	62	77	21	0	0	31	38	15	112	28	2
福井県	204	10	23	24	22	0	0	34	1	9	57	16	8
山梨県	502	60	140	97	28	0	2	24	19	21	93	18	0
長野県	161	25	13	17	3	0	0	16	0	7	68	11	1
岐阜県	727	45	170	101	45	1	8	38	29	27	226	37	0
静岡県	1,775	154	454	160	148	0	0	5	0	0	624	230	0
愛知県	2,421	300	805	226	93	2	6	26	113	117	536	184	13
三重県	822	83	184	166	63	1	14	17	24	55	186	29	0
滋賀県	111	8	28	10	14	1	4	2	6	15	17	4	2
京都府	107	1	28	23	15	0	1	6	2	6	21	4	0
大阪府	417	44	90	73	37	0	6	2	26	34	24	76	5
兵庫県	267	24	40	31	16	0	5	18	16	40	42	28	7
奈良県	1,531	756	163	148	45	2	9	21	107	24	115	37	104
和歌山県	1,335	313	332	281	70	1	17	30	43	49	131	67	1
鳥取県	181	15	31	40	4	0	0	15	2	3	53	18	0
島根県	392	64	99	75	22	0	4	1	17	8	81	21	0
岡山県	671	75	204	196	35	0	4	25	8	35	59	30	0
広島県	1,010	143	306	245	44	1	10	25	22	16	64	130	4
山口県	878	119	245	153	60	1	8	22	35	21	151	63	0
徳島県	3,160	1,508	502	552	52	0	13	55	114	28	216	114	6
香川県	734	134	188	158	64	0	12	26	18	6	99	28	1
愛媛県	1,637	338	329	488	58	0	31	32	20	18	233	89	1
高知県	848	275	189	109	54	0	10	5	15	27	131	30	3
福岡県	540	40	159	109	25	0	1	17	9	18	148	13	1
佐賀県	272	35	74	37	23	0	0	7	17	11	44	24	0
長崎県	606	41	166	83	33	0	9	14	1	13	199	43	4
熊本県	936	118	202	161	36	1	5	32	13	12	289	67	0
大分県	930	69	233	162	35	0	5	51	22	22	205	122	4
宮崎県	920	165	176	122	26	0	5	45	38	22	260	61	0
鹿児島県	3,407	1,316	673	410	129	3	22	69	81	26	412	260	6
沖縄県	591	166	89	49	28	4	14	10	36	14	52	56	73
合計	42,248	7,947	9,728	6,676	2,312	47	312	1,275	1,494	1,239	7,848	2,957	413

都道府県名	うち防災拠点	用途区分											
		住居等	学校教育施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光保養施設等	消防署警察署	廃棄物処理浄水施設等	公衆便所等	その他	不明
北海道	315	6	131	114	11	0	1	17	4	6	18	6	1
青森県	261	11	109	79	4	0	1	10	1	3	37	6	0
岩手県	39	0	25	8	2	0	0	0	1	0	3	0	0
宮城県	64	0	44	14	0	0	0	1	0	0	5	0	0
秋田県	49	0	21	14	1	0	0	1	0	1	9	2	0
山形県	153	1	66	30	4	0	0	11	11	0	22	8	0
福島県	265	0	127	100	5	1	0	3	0	0	25	4	0
茨城県	335	1	194	82	7	1	1	7	8	9	19	6	0
栃木県	318	0	210	30	4	0	0	1	2	3	65	3	0
群馬県	459	1	235	73	9	0	0	3	5	3	126	4	0
埼玉県	262	3	108	41	10	0	0	11	1	4	76	8	0
千葉県	435	0	322	77	3	0	0	17	0	0	4	12	0
東京都	50	2	17	21	1	0	1	0	0	0	8	0	0
神奈川県	207	1	113	32	6	0	1	4	12	9	20	9	0
新潟県	104	1	59	26	1	0	0	0	0	0	13	4	0
富山県	61	0	26	17	1	0	0	1	0	0	16	0	0
石川県	67	0	10	30	3	0	0	6	1	0	16	1	0
福井県	34	0	12	9	4	0	0	2	0	0	6	1	0
山梨県	174	10	79	42	6	0	0	7	2	0	27	1	0
長野県	27	4	7	6	2	0	0	0	0	0	8	0	0
岐阜県	238	0	123	48	10	0	1	1	1	1	53	0	0
静岡県	282	0	241	9	1	0	0	1	0	0	28	2	0
愛知県	808	4	488	96	12	0	0	2	13	3	173	15	2
三重県	231	11	92	65	10	0	3	1	2	14	20	13	0
滋賀県	25	0	11	2	3	0	1	0	3	0	5	0	0
京都府	43	0	21	10	4	0	1	0	0	0	7	0	0
大阪府	55	0	19	24	5	0	0	0	1	0	5	1	0
兵庫県	47	0	14	17	4	0	0	1	1	3	4	1	2
奈良県	160	0	51	56	10	0	0	5	9	8	17	4	0
和歌山県	268	2	156	80	10	0	0	2	1	0	17	0	0
鳥取県	73	3	25	29	0	0	0	0	0	0	11	5	0
島根県	146	5	73	64	2	0	0	0	0	0	2	0	0
岡山県	256	5	127	102	10	0	1	2	2	0	5	2	0
広島県	336	4	151	152	12	0	2	3	0	0	7	5	0
山口県	250	1	133	68	18	0	0	1	8	0	18	3	0
徳島県	545	2	221	236	13	0	0	6	16	3	41	7	0
香川県	146	5	52	52	14	0	0	1	6	1	12	3	0
愛媛県	424	2	166	167	17	0	1	1	0	1	60	9	0
高知県	202	0	112	50	17	0	2	0	6	1	8	6	0
福岡県	224	3	109	67	4	0	0	5	5	1	30	0	0
佐賀県	59	1	27	20	1	0	0	2	0	0	8	0	0
長崎県	196	0	94	54	8	0	0	0	0	0	39	1	0
熊本県	168	0	74	52	1	1	0	2	0	0	37	1	0
大分県	193	0	80	67	5	0	0	2	2	1	34	2	0
宮崎県	198	2	87	54	6	0	0	1	0	0	46	2	0
鹿児島県	519	1	260	188	22	1	3	2	9	0	26	7	0
沖縄県	48	3	11	16	1	0	0	0	0	0	13	4	0
合計	9,819	95	4,933	2,690	304	4	20	143	133	75	1,249	168	5

20. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分 (令和元年度末現在)

都道府県名	基数	人槽区分						
		5~20	21~50	51~100	101~200	201~500	501~	不明
北海道	1,265	528	550	122	45	19	1	0
青森県	970	278	260	217	123	78	14	0
岩手県	136	24	67	28	11	6	0	0
宮城県	230	66	83	34	33	12	1	1
秋田県	1,080	636	262	113	44	23	2	0
山形県	499	170	200	86	31	11	1	0
福島県	1,007	370	458	97	53	23	5	1
茨城県	770	225	355	113	56	19	1	1
栃木県	1,011	325	368	178	91	37	2	10
群馬県	1,757	755	709	166	66	61	0	0
埼玉県	929	371	383	113	39	22	0	1
千葉県	1,812	571	713	257	155	107	9	0
東京都	215	81	90	29	11	3	0	1
神奈川県	693	239	243	109	55	37	0	10
新潟県	1,077	362	502	114	39	30	2	28
富山県	287	105	118	47	10	7	0	0
石川県	417	157	170	64	17	8	0	1
福井県	204	77	97	12	13	4	0	1
山梨県	502	175	221	57	32	15	0	2
長野県	161	26	47	52	24	12	0	0
岐阜県	727	221	387	95	11	13	0	0
静岡県	1,775	743	807	158	35	29	3	0
愛知県	2,421	838	991	354	132	93	4	9
三重県	822	269	374	132	28	16	3	0
滋賀県	111	35	51	15	5	5	0	0
京都府	107	24	57	20	5	1	0	0
大阪府	417	155	179	45	15	16	7	0
兵庫県	267	96	117	33	5	7	0	9
奈良県	1,531	953	354	140	43	27	8	6
和歌山県	1,335	473	358	236	138	106	6	18
鳥取県	181	58	85	20	9	9	0	0
島根県	392	146	194	42	4	6	0	0
岡山県	671	208	329	90	29	15	0	0
広島県	1,010	255	502	160	69	23	1	0
山口県	878	242	392	146	55	31	3	9
徳島県	3,160	2,121	659	219	107	25	2	27
香川県	734	265	366	93	6	3	0	1
愛媛県	1,637	644	777	167	43	6	0	0
高知県	848	343	290	129	56	30	0	0
福岡県	540	81	179	136	87	51	5	1
佐賀県	272	82	89	47	34	20	0	0
長崎県	606	109	258	118	87	31	3	0
熊本県	936	356	416	116	35	13	0	0
大分県	930	428	392	70	26	8	0	6
宮崎県	920	429	347	99	35	10	0	0
鹿児島県	3,407	1,741	987	387	192	95	4	1
沖縄県	591	254	163	39	19	20	10	86
合計	42,248	17,110	15,996	5,314	2,258	1,243	97	230

都道府県名	うち防災 拠点	人槽区分						
		5～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	不明
北海道	315	99	155	32	19	10	0	0
青森県	261	58	87	44	36	36	0	0
岩手県	39	2	18	10	5	4	0	0
宮城県	64	4	22	14	12	11	1	0
秋田県	49	0	25	14	3	6	1	0
山形県	153	35	66	30	16	6	0	0
福島県	265	46	148	34	24	13	0	0
茨城県	335	64	162	48	34	13	0	14
栃木県	318	57	107	75	43	28	1	7
群馬県	459	87	202	80	48	42	0	0
埼玉県	262	63	121	41	18	19	0	0
千葉県	435	4	22	184	127	90	8	0
東京都	50	8	30	6	5	1	0	0
神奈川県	207	48	83	28	20	28	0	0
新潟県	104	12	54	17	9	10	0	2
富山県	61	8	31	15	2	5	0	0
石川県	67	13	36	14	2	2	0	0
福井県	34	9	19	2	2	1	0	1
山梨県	174	36	96	27	5	9	0	1
長野県	27	3	6	9	5	4	0	0
岐阜県	238	29	147	41	9	12	0	0
静岡県	282	54	145	51	16	14	2	0
愛知県	808	99	395	185	73	56	0	0
三重県	231	46	113	51	14	6	1	0
滋賀県	25	4	12	5	0	4	0	0
京都府	43	4	22	14	3	0	0	0
大阪府	55	13	29	7	2	4	0	0
兵庫県	47	9	25	10	2	0	0	1
奈良県	160	34	87	24	8	4	0	3
和歌山県	268	51	47	64	39	50	1	16
鳥取県	73	15	37	9	6	6	0	0
島根県	146	22	86	30	4	4	0	0
岡山県	256	53	148	32	13	5	0	5
広島県	336	31	153	57	31	16	1	47
山口県	250	44	95	61	24	22	3	1
徳島県	545	187	190	80	67	15	1	5
香川県	146	28	89	27	1	1	0	0
愛媛県	424	93	237	69	22	3	0	0
高知県	202	51	65	44	26	16	0	0
福岡県	224	19	71	50	49	30	5	0
佐賀県	59	2	16	12	21	8	0	0
長崎県	196	15	88	31	38	23	1	0
熊本県	168	22	79	45	14	8	0	0
大分県	193	51	77	34	9	3	0	19
宮崎県	198	42	92	39	21	4	0	0
鹿児島県	519	104	237	87	46	43	2	0
沖縄県	48	11	21	3	2	0	3	8
合計	9,819	1,789	4,293	1,886	995	695	31	130

2.1. 法定協議会の整備状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細、メリット等
北海道	北見市	北見市合併処理浄化槽維持管理組合	浄化槽の適正な維持管理の促進	住民、市町村	法定検査料の補助、啓発	法定検査の受検率が高い。組合で法定検査の受検料を全額補助するため、設置者の維持管理費用を軽減することができる。
	秩父別町	秩父別町合併処理浄化槽設置整備推進協議会	浄化槽の適正な保守管理を推進	住民・市町村	契約・手続きの代行 助成申請の受付	年1回の代議員会開催
	鷹栖町	鷹栖町合併処理浄化槽管理組合	適正な維持管理の促進・啓発	住民、市町村、保守点検業者	法定検査集団納付事務、保守点検助成、啓発	法定検査の集団納付ができる。町から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減できる。
	比布町	比布町合併処理浄化槽維持管理協議会	合併処理浄化槽の普及・浄化槽の適正な維持管理の推進・生活排水の適正な処理・生活環境の保全及び公衆衛生の向上の寄与	合併処理浄化槽を設置し協議会に加入したもの	役員会・総会・研修会	合併処理浄化槽の検査の必要性の再確認等を行っている。
	美瑛町	美瑛町浄化槽保守管理協議会	適正な維持管理の促進	住民、町、工業者、保守点検業者、清掃業者	契約、手続きの代行、助成申請の受付、住民指導、啓発	保守点検、清掃、法定点検の未実施を防ぐ
栃木県	栃木県	栃木県浄化槽推進協議会	浄化槽設置整備事業を円滑に推進するため、浄化槽の普及促進と維持管理の徹底を図り、もって生活環境の向上に寄与すること	県、県内全市町、指定検査機関	1. 浄化槽設置整備事業の推進に関する事 2. 浄化槽の普及促進及び啓発に関する事 3. 浄化槽の設置・維持管理の情報交換に関する事 4. 浄化槽に関する調査研究と講演会等の開催に関する事 5. 国又は県に対して浄化槽に関する陳情、請願等に関する事	担当者の育成や自治体間の情報交換が可能
埼玉県	埼玉県	埼玉県浄化槽適正処理促進協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係者間で協議等を行う	(1) 学識経験者 (2) 指定検査機関 (3) 浄化槽関係団体を代表する者 (4) 政令指定都市職員 (5) 市町村職員 (6) 県職員 (7) その他適当と認められる者	(1) 浄化槽の整備促進に関する事 (2) 浄化槽の適正な維持管理の促進に関する事 (3) その他目的を達成するために必要な事業等	作業部会を設置し、浄化槽の維持管理情報の収集方法等の体制整備について、実務者の視点から、持続的に運用可能な仕組みの構築に向けた検討を行う。
富山県	黒部市	黒部市合併処理浄化槽維持管理推進協議会	維持管理の啓発	市 保守点検業者（個別）	契約 手続等の代行（保守点検・清掃・法定検査） 啓発	浄化槽の適正な維持管理の促進を目的とした啓発活動
長野県	東御市	東御市浄化槽管理協会	浄化槽の知識向上、維持管理の適正な実施により生活環境の公衆衛生の向上に寄与する。	東御市内に浄化槽を設置している者及び協力業者	維持管理にかかる費用の一部補助、啓発事業等	協会の浄化槽に対する意識向上、保守点検・清掃費の一律化
	箕輪町	箕輪町浄化槽維持管理組合	浄化槽の適正な維持管理	浄化槽設置者、維持管理者、清掃業者等	講習会等の開催	講習会等の開催
	豊丘村	豊丘村排水処理管理組合	浄化槽の正しい使用法並びに維持管理の適正化を図る	事務局（豊丘村役場環境課） 豊丘村排水処理管理組合総代	年間事業計画の確認 污泥引抜き料金の改定についてなど	浄化槽の正しい使用法並びに維持管理の適正化を図る
	高山村	高山村浄化槽衛生管理組合	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の設置の普及並びに適正な設計施工、維持管理の推進により公害防止及び公衆衛生に資するとともに生活環境の向上に寄与することを目的とする。	(1) 村内に住居所及び事務所を有し、浄化槽を設置しているもの。 (2) 浄化槽に密接な関係があり、本会目的達成に協力する者	(1) 浄化槽の適切な施工、維持管理及び清掃の推進 (2) 浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会の実施 (3) その他目的達成のための必要な事項	浄化槽設置者講習会及び視察研修、浄化槽管理状況調査（巡回指導）等
	長野県14市町村	飯伊浄化槽組合	浄化槽の適正な施工及び維持管理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する	長野県、飯伊14市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工業者、保守点検業者、清掃業者	浄化槽現地研修会開催、各部門ごと及び合同での専門部会開催、理事会及び総会の開催	現地において清掃及び維持管理状況の点検並びに放流水の水質検査を実施、行政部・清掃部・施設部・代行管理部を設け課題の把握及び課題解決に向けた検討会を開催
広島県	広島県	広島県浄化槽適正維持管理促進協議会	「浄化槽の適正な維持管理促進のための検討会」（平成25年度）で取りまとめた施策の実施・調整等、浄化槽の本来的機能を発揮するために不可欠な維持管理（清掃・保守点検・法定検査）の適正かつ確実な実施を促進する。	広島県 県内全23市町 指定検査機関 浄化槽清掃業関係団体 浄化槽保守点検業関係団体 浄化槽工事業関係団体 浄化槽製造業関係団体	浄化槽の適正な維持管理を促進することを本旨とした、次の各号に掲げる事項の情報共有、意見交換の実施 (1) 行政、浄化槽関係者等の連携・協力の促進 (2) 浄化槽管理者の維持管理に対する意識向上 (3) 浄化槽工業者、保守点検業者、清掃業者及び法定検査機関等関係業者の取組 (4) 県、市町等行政の取組 (5) その他、課題抽出・解決策・今後の取組方策等適正な維持管理の促進に関する事	浄化槽の法定検査実施状況、行政・関係機関の取組状況、法改正情報の県内構成員間での情報共有・意見交換を通じて、浄化槽広報・維持管理業務の適正化促進に向けての方向性の相互理解を通して、浄化槽行政の円滑な推進を図ることが可能である点。
	北広島町	北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会・北広島町大朝地区小型合併浄化槽設置整備事業推進協議会	小型合併処理浄化槽の設置の推進及び保守管理	住民・市町村	手続き等の代行（保守点検・清掃）啓発	協議会内の浄化槽の一括管理
愛媛県	東温市	東温市衛生事業推進連絡協議会	し尿、浄化槽の清掃の推進及び合併処理浄化槽の普及拡大による、生活排水の適正な処理の実施及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上	東温市、松山衛生事業協同組合、一般廃棄物収集運搬業許可業者、浄化槽清掃業許可業者	浄化槽の適正利用、し尿・浄化槽の清掃料金、合併処理浄化槽の普及啓発、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に係る協議	市・衛生事業協同組合・許可業者による協議を行うことで、汚水処理に関する一体的な協議、情報共有をすることができる。
高知県	高知県	高知県浄化槽連絡協議会	(1) 浄化槽関係業者の指導に関する事項 (2) 浄化槽の維持管理及び浄化槽法第7条及び第11条の水質検査に関する事項 (3) その他浄化槽行政の運営に関する事項 について協議すること	(1) 高知県土木政策課、建築指導課及び公園下水道課並びに各福祉保健所 (2) 高知市建築指導課及び環境保全課 (3) 市町村浄化槽行政担当課 (4) し尿関係一部事務組合 (5) 検査センター (6) 浄化槽協会	構成機関又は関係者の要請により、事務局が調整して協議会を開催する。	業界団体、行政等が課題を共有でき、解決に向けて足並みを揃えることが可能
福岡県	田川市	田川市浄化槽技術向上協議会	浄化槽工業者、浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽清掃業者の技術の向上のため関係団体が相互に連絡調整を図ること	市町村、工業者（田川管工事組合）、保守点検業者（田川地区環境整備事業協同組合）、指定検査機関、浄化槽システム協会	普及啓発、事業者の技術の向上、市民からの相談	浄化槽技術講習会の開催
熊本県	熊本市	熊本市浄化槽団体連絡協議会	浄化槽維持管理業者間の意思の疎通を図り、技術の向上を促進する。	保守点検業者、清掃業者、熊本市（オブザーバー的役割）	共通する課題についての研修、官公庁や関係団体との連絡調整	維持管理研修会の開催

22. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(1) 一括契約の推進に向けた取組状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体数	一括契約の推進に向けた取組を行っている自治体名
北海道	10	釧路市、島牧村、南幌町、秩父別町、北竜町、釧路町、羽幌町、置戸町、雄武町、標茶町
青森県	4	十和田市、平川市、平内町、佐井村
岩手県	0	
宮城県	3	登米市、大衡村、加美町
秋田県	1	能代市
山形県	1	最上町
福島県	6	会津若松市、喜多方市、二本松市、南相馬市、伊達市、下郷町
茨城県	27	茨城県、水戸市、日立市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、高萩市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、銚田市、つくばみらい市、茨城町、城里町、東海村、美浦村、河内町、五霞町、利根町
栃木県	15	栃木市、佐野市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、茂木町、市貝町、芳賀町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	4	前橋市、高崎市、伊勢崎市、下仁田町
埼玉県	15	熊谷市、鴻巣市、深谷市、朝霞市、新座市、吉川市、滑川町、小川町、神川町、松伏町、美里町、北本市、坂戸市、桶川市、伊奈町
千葉県	30	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、成田市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、鴨川市、鎌ヶ谷市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、香取市、山武市、いすみ市、多古町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町
東京都	1	八王子市
神奈川県	2	秦野市、葉山町
新潟県	3	十日町市、五泉市、津南町
富山県	1	黒部市
石川県	0	
福井県	2	鯖江市、越前市
山梨県	6	都留市、大月市、山梨市、南アルプス市、北杜市、上野原市
長野県	1	軽井沢町
岐阜県	11	岐阜市、大垣市、関市、瑞浪市、海津市、瑞穂市、笠松町、垂井町、大野町、白川町、東白川村
静岡県	1	牧之原市
愛知県	1	豊川市
三重県	1	熊野市
滋賀県	1	彦根市
京都府	0	
大阪府	1	柏原市
兵庫県	13	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市
奈良県	1	吉野町
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	2	江津市、飯南町
岡山県	28	岡山県及び県内市町村
広島県	2	三原市、北広島町
山口県	1	萩市
徳島県	12	徳島市、小松島市、美馬市、三好市、上勝町、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、つるぎ町
香川県	1	三豊市
愛媛県	5	松山市、伊予市、久万高原町、松前町、愛南町
高知県	2	宿毛市、土佐町
福岡県	7	大牟田市、久留米市、田川市、八女市、小郡市、筑紫野市、みやこ町
佐賀県	1	唐津市
長崎県	0	
熊本県	2	熊本市、甲佐町
大分県	0	
宮崎県	7	宮崎市、延岡市、小林市、えびの市、高原町、国富町、川南町
鹿児島県	6	曾於市、喜界町、徳之島町、天城町、三島村、与論町
沖縄県	0	
合計	238	

注) 一括契約の推進に向けた取組を行っている都道府県数は3である。

2.2. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（令和元年度末現在）

都道府県名	市町村名	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
北海道	釧路市	設置工事、保守点検、清掃、法定点検（7条のみ）	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	実態の把握と、適切な維持管理が期待できる。
	島牧村	設置工事、保守点検	地区ごとに分け契約している。	経費の削減及び適切な維持管理
	南幌町	設置工事、保守点検、法定点検	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の推進及び法定検査受検率の向上が図れる。
	秩父別町	保守点検・清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	北竜町	保守点検、清掃	特になし	維持管理の効率化及び委託契約額の軽減
	剣淵町	保守点検、清掃、法定検査	補助金の交付条件に維持管理組合の加入を条件	設置者の事務手続きなど負担軽減
	羽幌町	保守点検、清掃	保守点検及び清掃の委託契約締結を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進
	置戸町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	雄武町	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	設置に係る補助金の交付手続きの際に保守点検、清掃、法定検査の契約書及び依頼書が提出されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	標茶町	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	補助事業に係る工事完了届出書に保守点検・清掃委託契約の写し及び法定検査依頼書の添付を義務付けている。	適切な維持管理が期待できる。
青森県	十和田市	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	十和田市及びPFI事業者HPでの周知、市町村設置型浄化槽事業の要件としている。	PFI事業者が、工事から維持管理まで行うので経費が削減される。
	平川市	保守点検・清掃	保守点検・清掃の一括契約	一括で発注することにより、保守点検や清掃業務を効率よく行うことができ、経費の削減等にもつながる。
	平内町	保守点検 清掃	市町村設置型浄化槽（公共浄化槽）町が管理し、設置時に一括契約する。	適正な維持管理の促進
	佐井村	保守点検、清掃、法定検査	法定検査等を行うことができる業者が村内に1社のみのため、随意契約としている。	経費削減。
宮城県	登米市	保守点検、清掃	市内を3地区に分け一括契約している。	・維持管理費の削減 ・適期の清掃実施による放流水質の安定
	大衡村	保守点検、清掃	一括発注により推進している	適宜に清掃を実施することにより放流水質の安定が図られる
	加美町	保守点検、清掃、法定検査	保守点検（年12回）業務・汲取清掃（年1回）業務を一括し、法定検査費用を上乗せし委託契約を締結している。	経費の削減
秋田県	能代市	設置工事	浄化槽設置届時に、契約締結されているか確認している。	保守点検、法定検査等の受検率向上
山形県	最上町	設置工事・保守点検、清掃・法定検査	PFI事業にて、SPCと設置及び維持管理の契約を締結している。	適正な維持管理の促進
福島県	会津若松市	保守点検、清掃、法定検査	関係機関との連携調整	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	喜多方市	保守点検・清掃・法定検査	市ホームページ・市広報など	一括契約をすることで、同一業者による保守点検や清掃の記録管理ができ、使用中の浄化槽にトラブルがあった場合に迅速な対応ができる。
	二本松市	保守点検、清掃、法定検査	市の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で実績報告書提出の際、一括契約に関する書類添付を条件としている。	浄化槽設置後の保守点検、清掃（1回）、法定検査の実施について確約される。
	南相馬市	保守点検、清掃及び法定検査	個人設置の一般家庭用合併処理浄化槽については保守点検・清掃業者主導で保守点検・清掃・検査の一括契約を促進。	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年1回）、法定検査の実施について確約される。
	伊達市	保守点検、清掃、法定検査	市の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で実績報告書提出の際、一括契約に関する書類添付を条件としている。（保守点検・清掃契約書の写し、法定検査申し込みハガキの写し）	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年1回）、法定検査の実施について確約される。
	下郷町	保守点検、清掃、法定検査	補助事業の実績報告書に保守点検・清掃の契約書（写）及び法定検査の申込書（写）の添付を要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
茨城県	茨城県	保守点検・清掃・法定検査	・標準契約書の様式を定め、設置届出に写しを添付 ・補助の要件とする ・契約仲介業者への手数料値上げ	・法定検査受検が確保される ・管理者による申込み手続きの負担軽減
	水戸市	保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届出書、浄化槽明細書で一括契約書を添付書類としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	日立市	保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届出書等に、一括契約書の写しを添付。	法定検査受検率の向上。
	石岡市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	結城市	保守点検、清掃、法定検査、その他	浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約が締結されているか確認している。一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	龍ヶ崎市	保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届出時に契約書を確認している。	法定検査受検の向上
	下妻市	保守点検・清掃・法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	適正な維持管理や検査率の向上が見込める。
	高萩市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上

2.2. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（令和元年度末現在）

都道府県名	市町村名	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
茨城県	牛久市	保守点検・清掃・法定検査	浄化槽設置届出書で契約を確認 設置補助金請求時に添付要件としている。	保守点検、清掃、法定検査が確実に履行され、法定検査受検率の向上が期待できる。
	つくば市	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の項目と同内容を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	鹿嶋市	保守点検 清掃 法定検査	・市ホームページ、広報誌、地域コミュニティFMでの周知 ・設置補助金の要件として、浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写しを添付を求めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	潮来市	設置工事	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	常陸大宮市	保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届出時に、浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写しを提出してもらっている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	筑西市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	坂東市	設置工事	一括契約書の写しの添付を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	稲敷市	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	かすみがうら市	保守点検、清掃、法定検査	市ホームページ、広報誌での周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	神栖市	保守点検、清掃、法定検査	設置補助金の実績報告書を提出する際に一括契約の契約書の写しを添付することとしている。	適正な維持管理の促進
	鉾田市	保守点検、清掃、法定検査	補助金の交付要件に一括契約の締結を定める。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	つくばみらい市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結契約書を完了報告書の添付資料としている。	適正な維持管理の把握
	茨城町	保守点検・清掃・法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件（契約書写しの提出）としている。	適正な維持管理の促進と法定検査受検率の向上
	城里町	保守点検、清掃 法定検査	設置補助金の要件として、保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写しを添付することを要綱で定めている。	浄化槽の適正な維持管理と法定検査受検率の向上
	東海村	保守点検・清掃・法定検査	浄化槽設置届出時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	美浦村	保守点検、清掃、法定検査	ホームページ掲載	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	河内町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	五霞町	保守点検、清掃、法定検査	広報誌での周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	利根町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	栃木県	佐野市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。
大田原市		保守点検 法定検査	浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
矢板市		保守点検、法定検査	浄化槽使用開始報告及び補助金交付のときに一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
那須塩原市		保守点検、法定検査	一括契約書の写しを浄化槽使用開始報告書に添付するよう指導している	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
那須烏山市		設置工事、保守点検、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
市貝町		保守点検・法定検査	一括契約となっているかの確認をしている	法定検査受検率向上等
芳賀町		設置工事、保守点検、法定検査	浄化槽設置時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進
那須町		設置工事、保守点検、法定検査	一括契約の締結を補助金交付の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
那珂川町		保守点検 法定検査	補助金実績報告書類で確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
栃木市		保守点検 法定検査	浄化槽補助事業実績報告書に保守点検及び法定検査の委託契約書（写）の提出を求めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
下野市		保守点検 法定検査	補助金交付の際、保守点検の契約に法定検査が含まれているか確認している。	法定検査受検率の向上
茂木町		保守点検・清掃・法定検査	一括契約の締結を補助金の交付要件にしている。	適正な維持管理の促進及び法定検査の受検率向上
野木町		保守点検 法定検査	一括契約の締結を補助の要件にしている。	適正な維持管理の促進及び法定検査の受検率向上
塩谷町		設置工事・保守点検・清掃・法定検査	補助金の交付要件にしている。	適正な維持管理の促進及び法定検査の受検率向上
高根沢町		保守点検 法定検査	一括契約の締結を補助の要件にしている。	適正な維持管理の促進及び法定検査の受検率向上
群馬県		前橋市	保守点検、清掃、法定検査	保守点検契約時に、清掃の契約と法定検査への協力も併せてお願いしている。
	高崎市	保守点検・清掃・法定検査	浄化槽設置補助金の要件としている	適正な管理及び法定検査受検率の向上
	伊勢崎市	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上

2.2. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（令和元年度末現在）

都道府県名	市町村名	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要	
群馬県	下仁田町	保守点検・清掃・法定検査	保守点検契約時、清掃・11条検査も併せて委託	3つの契約を1回で済ませることができる。保守点検契約をすることで、法定検査・清掃が担保できる。	
	熊谷市	保守点検、清掃、法定検査	HPでの周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上。故障、不具合の未然防止。	
	朝霞市	保守点検、清掃、法定検査	市ホームページでの周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
埼玉県	新座市	保守点検、清掃、法定検査	市のホームページ、広報での周知	手続きの簡素化、法定検査受検率の向上	
	北本市	清掃・保守点検・法定検査	北本市生活排水処理基本計画（令和2年3月）を策定するにあたり浄化槽等アンケート調査を実施した際に浄化槽整備区域に一括契約制度のチラシを封入。	管理者にとっても3大義務である清掃・保守点検・法定検査を忘れることなく維持管理を行うことが出来る。	
	坂戸市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を転換補助金の要件としている	適正な維持管理の促進、法定検査受検率の向上	
	吉川市	保守点検・清掃・法定検査	浄化槽区域の自治会に説明会を行っている。	一括契約の周知並びに、内容の再確認をしてもらう。	
	伊奈町	保守点検、清掃、法定検査	HP・広報への掲載予定	適正な維持管理の促進および法定検査受検率の向上	
	滑川町	保守点検、清掃、法定検査	通知、訪問、回覧による周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
	小川町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
	神川町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進	
	松伏町	保守点検、清掃、法定検査	法定検査未受検者に対するDM送付補助金交付の要件としている	適正な維持管理の促進、法定検査受検率の向上	
	鴻巣市	保守点検・清掃・法定検査	WEBサイトでの周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
	深谷市	保守点検、清掃、法定検査	HPにおける周知など	適正な維持管理の推進及び法定検査受検率の向上	
	桶川市	保守点検、清掃、法定検査	チラシ配布及び広報による周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
	美里町	保守点検、清掃、法定検査	窓口での周知	使用者の契約の手間が省ける。 保守点検、清掃、法定検査の実施徹底につながる。	
	千葉県	千葉市	保守点検、清掃、法定検査	リーフレット作成、WEB掲載	適正な維持管理回数の確保、法定検査受検増
		銚子市	保守点検、清掃及び法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
市川市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
船橋市		保守点検、清掃、法定検査	市ホームページによる周知	設置者による手続きの簡素化、適正な維持管理の促進、法定検査受検率の向上	
館山市		設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
木更津市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
成田市		保守点検、清掃、法定検査、その他	一括契約の締結を設置補助金交付の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
佐倉市		法定検査、保守点検、清掃	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査率の向上	
柏市		保守点検、清掃、法定検査	チラシ配布等での周知	適正な維持管理の促進	
市原市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
八千代市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
鴨川市		保守点検、清掃、法定検査手続き代行	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
鎌ヶ谷市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約書の写しを設置補助金制度の必要書類の1つとしている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
富津市		保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を転換補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上	
袖ヶ浦市		保守点検・清掃・法定点検	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進の予備法定検査受検率の向上	
八街市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上		
印西市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上。		

2.2. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（令和元年度末現在）

都道府県名	市町村名	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
千葉県	富里市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	南房総市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	香取市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約書の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	山武市	保守点検・清掃・法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	いすみ市	その他（補助金）	一括契約の締結を補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	多古町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助の要件としている	適正な維持管理の促進
	九十九里町	保守点検、清掃	一般契約の締結を転換補助金の要件にしている	適正な維持管理の促進
	横芝光町	保守点検、清掃、法定検査（11条検査）	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の推進及び法定検査受検率の向上
	一宮町	保守点検、清掃	一括契約の締結を転換に係る補助金の交付要件としている	浄化槽の適正な維持管理を徹底させることに資する
	睦沢町	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	・適正な維持管理の推進に資する
	長生村	保守点検、清掃、法定検査	リーフレット配布、WEBサイト	法定検査受検率の向上
	長南町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置型補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
大多喜町	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	補助金交付条件としている	適正な維持管理の促進及び、法定検査受検率の向上	
東京都	八王子市	保守点検・清掃・法定検査	市設置型浄化槽の維持管理については、保守点検・清掃・法定検査それぞれ年間委託契約（単価契約）	市が保守点検・清掃・法定検査を委託することで、維持管理が適正に行える。
神奈川県	秦野市	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	葉山町	保守点検、法定検査	WEBサイトでの周知、窓口等での周知	・適正な維持管理、法定検査受検率の向上。 ・維持管理の補助金について、申請者が来庁し、申請する手間が省ける。
新潟県	十日町市	保守点検、清掃、法定検査	市町村設置型で整備した浄化槽について、保守点検、清掃、法定検査（7条・11条）業務を、一括して委託契約している。	効率的な維持管理、及び故障等への迅速な対応
	五泉市	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	保守点検・清掃の契約書や、法定検査の依頼書の添付を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	津南町	清掃、保守点検	町単独補助金の交付申請時に清掃、点検の委託契約についても確認	浄化槽の清掃、保守点検の必要性の周知、適正な実施
富山県	黒部市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約を維持管理補助金の交付の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
福井県	鯖江市	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適切な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	越前市	保守点検、清掃、法定検査、その他（修繕）	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進
山梨県	都留市	保守点検、清掃、法定検査	保守点検及び清掃の契約、法定検査の申し込みを設置費補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	山梨市	保守点検・清掃・法定検査	保守点検及び清掃契約、法定検査の申込を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	大月市	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	補助事業完了報告時に保守点検・清掃の業務委託契約書、法定検査の申込書及び7条検査の検査手数料を納めたことが確認できる書類の添付を要綱で定めている。	適切な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上が見込める
	南アルプス市	浄化槽設置補助金	法定検査領収書(写)と保守点検・清掃の契約書(写)添付を必須としている。	維持管理の適正化
	北杜市	保守点検、清掃、法定検査	設置補助金の要件が契約書等の写しの添付になっている。	設置後も必要なメンテナンスが行われることが期待できる。
	上野原市	保守点検、清掃	保守点検・清掃業務委託契約書の写しを添付することを要綱で定めている。	適切な維持管理
長野県	軽井沢町	保守点検、清掃、法定検査	県・浄化槽協会との調整	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
岐阜県	岐阜市	保守点検・法定検査・清掃	WEBサイトでの周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	大垣市	保守点検、清掃、法定検査	ホームページ、広報おおがきによるPR	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	関市	保守点検、清掃、法定検査	ホームページによるPR	適正な維持管理の促進及び法定検査率の向上

2.2. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（令和元年度末現在）

都道府県名	市町村名	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
岐阜県	瑞浪市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	瑞穂市	保守点検、清掃、法定検査	住民からの相談の際に一括契約を支援している協議会を案内している。また環境課窓口でパンフレットを置いている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	海津市	保守点検、清掃、法定検査	市報での周知	浄化槽の適正な維持管理の促進等
	笠松町	保守点検、清掃、法定検査	町ホームページでの周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	垂井町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	大野町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	白川町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進
	東白川村	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
静岡県	牧之原市	保守点検、清掃、法定検査	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進
愛知県	豊川市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
三重県	熊野市	保守点検、清掃、法定検査	実績報告時に契約書、受付所の添付を義務付けている	適正な維持管理ができる
滋賀県	彦根市	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
大阪府	柏原市	設置工事、保守点検、法定検査	PFI事業にて実施している。	適正な維持管理の実施と法定検査受検率の向上、職員の人員配置及び事務負担の軽減
兵庫県	兵庫県、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市	設置工事、保守点検、清掃、（法定検査）	兵庫県浄化槽指導要綱にて契約書の様式（設置者・工事業者・保守点検業者・清掃業者の四者契約、法定検査については設置者の依頼を受け、工事業者等が指定検査機関に検査を申し込むことができる）、設置届出にこれら書類の添付を定めている。	適正な保守点検、清掃の担保及び、法定検査受検率の向上
	神戸市	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届け出時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	姫路市	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約（設置工事、保守点検、清掃）が締結されているか確認している。また、法定検査については設置者の依頼を受け、工事業者等が指定検査機関に検査を申し込むことができ、浄化槽設置届出（建築確認）時に法定検査の申込書の写しの添付を確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	尼崎市	設置工事・保守点検・清掃	浄化槽設置届出時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	明石市	設置工事、保守点検、清掃	浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	西宮市	設置工事・保守点検・清掃・（法定検査）	浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
奈良県	吉野町	清掃、保守点検、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
島根県	江津市	設置工事、保守点検、法定検査	補助金申請時に書類の写しを提出してもらっている。	適正な維持管理の促進、および法定検査受検率の向上
	飯南町	保守点検、清掃、法定検査	なし	適正な維持管理ができる
岡山県	岡山県及び岡山市内市町村	保守点検・清掃・法定検査	浄化槽設置届出時に一括契約を確認	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
広島県	三原市	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	北広島町	保守点検・清掃	町内2地区（旧町）について協議会が業者と一括契約を行う	適切な維持管理の推進を図ることができる
山口県	萩市	市町村設置型浄化槽の維持管理業務	市町村設置型浄化槽については保守点検及び清掃を一括契約している。	契約事務の簡素化
徳島県	徳島市	保守点検、清掃、法定検査等	浄化槽補助金申請時の添付書類	法定検査（7条・11条の初回検査）については、ほぼ100%
	小松島市	保守点検、清掃、法定検査	市、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	美馬市	保守点検、清掃、法定検査	市、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。

2.2. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（令和元年度末現在）

都道府県名	市町村名	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
徳島県	三好市	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	PFI事業による市町村設置型浄化槽申請時に一括契約	適正な維持管理の促進や法定検査の受検率の向上等。
	上勝町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	石井町	保守点検、清掃、法定点検	一括契約の締結を転換補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定点検受検率の向上
	神山町	保守点検、清掃、法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	一括契約をすると、個別で契約するより保守点検、清掃料金が使用人員等を考慮して安価になる場合がある。
	那賀町	保守点検、清掃、法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	契約の簡素化・料金の割安・一連管理の適正な実施
	牟岐町	保守点検、法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適切な維持管理が図られる。
	美波町	保守点検、法定検査	広報誌による周知	支払料金の500円の割引
	海陽町	保守点検・法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる	適正な維持管理が図られる
香川県	三豊市	法定検査・清掃・保守点検・維持管理補助金申請手続き	冊子の配布・浄化槽教室での周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	つるぎ町	保守点検 清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
愛媛県	松山市	保守点検、清掃	保守点検業者又は清掃業者の組合が窓口となり、一括契約を推進している。	保守点検及び清掃が確実に実施される。
	伊予市	保守点検+清掃+法定検査	広報、ホームページにて周知	点検、清掃、検査を確実に行うことができる。
	久万高原町	保守点検、清掃、法定検査、その他維持管理	保守点検業者（管理協同組合）と町が主体となって一括契約の推進を図っている。	対象浄化槽：市町村設置整備事業で設置された50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：同左
	松前町	保守点検、清掃、法定検査	広報・パンフレットでの周知。	合併浄化槽の設置者で保守点検・清掃・法定検査をしていない人が少なくなっている。
	愛南町	設置工事 保守点検 法定検査 「PFI」方式により行う町営浄化槽整備推進事業	町営浄化槽整備推進事業の推進を目的とする特別目的会社（SPC）が主体となり、法定検査業務の一括推進を図っている。	設置工事、保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査が総合的に見える。 11条検査が確実に実施でき、受検率の向上につながる。
高知県	宿毛市	設置工事、保守点検 清掃、法定検査（7条のみ）	補助事業実績報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
福岡県	大牟田市	保守点検、清掃、法定検査	①維持管理委託業者へ一括契約を指導 ②補助申請時に設置者へ説明 ③設置計画書受理書発行時に設置者へ説明	一括契約なので保守点検、清掃、法定検査が確実に実施される
	久留米市	保守点検・清掃・法定検査	実績報告書提出時に、浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）の写し及び領収書の写し、浄化槽法酒点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付書類としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	田川市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	八女市	保守点検、清掃、法定検査	実績報告書提出時に、浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）の写し及び領収書の写し、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付書類としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	小郡市	保守点検、清掃、法定検査	実績報告書に浄化槽維持管理委託契約書（写）の添付を義務付けている	適正な維持管理の推進
	筑紫野市	保守点検、清掃、法定検査等	設置補助金手続きに伴う実績報告書の提出時に、「保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し」「法定検査依頼書及び領収書の写し」の提出を求めている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	みやこ町	設置工事、保守点検、清掃、法定点検	設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定点検受検率の向上
佐賀県	唐津市	設置工事（手続を含む） 保守点検 法定検査	市町村設置型で整備を行う浄化槽について、設置工事（手続を含む）・保守点検・法定検査等を含んだ特定事業契約を締結している。	一括契約により業務量を削減することができる。
熊本県	熊本市	保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置計画書または届出書の添付書類として、維持管理一括契約書の写しを求めている。	浄化槽管理者が、浄化槽設置後の維持管理の内容とそれに伴う費用を認識できる。
	甲佐町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
宮崎県	宮崎市	法定検査、清掃、保守点検	広報等での周知、街頭啓発、戸別訪問	適正な維持管理の促進 法定検査受検率の向上

2.2. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（令和元年度末現在）

都道府県名	市町村名	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
宮崎県	延岡市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	小林市	保守点検、清掃、法定検査	補助対象物件については一括契約の指導を徹底している	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	えびの市	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を補助要件にしている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	高原町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	国富町	保守点検・清掃・法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	川南町	保守点検、清掃、法定検査	浄化槽設置事業補助金の事業実績報告書に添付するようにしている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
鹿児島県	曾於市	設置工事・保守点検・法定検査	補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	喜界町	保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	徳之島町	設置工事、保守点検、法定検査、	補助金交付の要件とする。	適正な維持管理と法定検査の理解を深める及び受検率向上。
	天城町	保守点検 清掃 法定検査	補助事業の実績報告書に保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し、法定検査依頼書の写しの添付を義務付けている。	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
	三島村	保守点検、清掃、法定検査	市町村設置型による管理、運営	適正な維持管理と法定検査の実施
	与論町	設置工事、保守点検、清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上

23. 放流水域に対する規制について

(1) 規制の概要

(令和元年度末現在)

都道府県名	①公共用水域に放流する場合		②農業用水路に放流する場合		③道路側溝に放流する場合		④その他の放流方法	
	都道府県による規制の有無	規制を設けている市町村数	都道府県による規制の有無	規制を設けている市町村数	都道府県による規制の有無	規制を設けている市町村数	都道府県による規制の有無	規制を設けている市町村数
北海道	無	10	無	4	無	6	無	2
青森県	無	0	無	1	無	3	無	0
岩手県	無	3	無	3	無	4	有	0
宮城県	無	9	無	9	無	7	無	4
秋田県	無	0	無	1	無	0	無	0
山形県	無	0	無	0	無	0	無	1
福島県	無	11	無	7	無	6	有	0
茨城県	有	19	有	18	有	14	無	1
栃木県	無	6	無	7	無	5	無	12
群馬県	無	7	有	9	有	8	有	4
埼玉県	有	17	有	18	有	19	有	7
千葉県	無	4	無	4	無	6	無	1
東京都	有	5	無	2	無	0	有	1
神奈川県	無	4	有	4	有	6	有	2
新潟県	無	1	無	2	無	1	無	0
富山県	無	0	無	0	無	0	無	0
石川県	有	1	無	1	無	1	無	1
福井県	無	1	無	1	無	1	有	1
山梨県	無	1	無	1	無	1	有	3
長野県	無	17	無	13	無	14	無	14
岐阜県	無	0	無	4	有	0	無	1
静岡県	有	6	無	3	無	0	無	2
愛知県	無	5	無	6	無	5	無	4
三重県	無	3	無	3	無	3	有	3
滋賀県	有	19	有	19	有	19	有	19
京都府	有	2	無	2	無	2	有	1
大阪府	有	2	有	2	有	1	有	1
兵庫県	有	2	有	2	有	2	有	2
奈良県	有	1	無	1	無	1	有	0
和歌山県	無	0	無	0	無	1	有	0
鳥取県	無	1	無	1	無	0	無	0
島根県	有	2	有	2	有	0	有	0
岡山県	有	2	有	2	有	3	有	2
広島県	無	4	無	2	無	2	無	1
山口県	無	1	無	1	無	1	有	0
徳島県	無	1	無	5	無	2	有	0
香川県	無	0	無	0	無	0	有	2
愛媛県	無	1	無	0	無	0	無	0
高知県	無	0	無	1	無	0	有	28
福岡県	無	5	無	5	無	5	無	2
佐賀県	無	2	無	1	無	2	無	2
長崎県	無	1	無	1	無	1	有	3
熊本県	有	4	有	4	有	6	有	3
大分県	無	0	無	0	無	0	有	0
宮崎県	有	1	有	1	有	1	有	0
鹿児島県	有	2	有	2	有	3	有	1
沖縄県	無	1	無	0	無	1	有	1
合計	15	184	12	175	13	163	27	132

23. 放流水域に対する規制について
 (2) ①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
北海道	札幌市	札幌市浄化槽指導要綱	3 設置基準 (2) 放流先及び設置場所等 ア 放流先の条件 (ア) 放流水は環境衛生上支障のない水路等へ放流するものとする。なお、放流先の管理者の同意が必要な場合は、あらかじめ協議すること。
	千歳市	千歳市普通河川条例	第9条 普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。
	砂川市	砂川市個別排水処理施設条例施行規則 第10条	浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項
	倶知安町	倶知安町普通河川管理条例	第9条 普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。
	神恵内村	神恵内村普通河川管理条例	第9条 普通河川に1日につき、50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設又は汚水の排出について他の法令等の認可等の処分を受け、又は届出をしているときはこの限りでない。
	幌加内町	幌加内町普通河川管理条例	第8条 普通河川管理者の許可
	洞爺湖町	洞爺湖町し尿浄化槽指導指針	し尿浄化槽の設置場所等については、次の各号による。 1 放流先は、町が管理する河川・暗渠側溝、あるいは常時流水のある、町が管理する有蓋のU字側溝等（蓋が無い場合は、設置場所より30m蓋をかけること）とする。 2 上記1に該当する河川・側溝等が無い場合は、原則地下浸透放流とすること。 3 し尿浄化槽の設置は、維持管理に支障なく、騒音や悪臭を防止し、周辺の環境保全の確保できる場所とする。 4 し尿をポンプ圧送で浄化槽へ導入する場合は、直送を避け、ポンプますを設けてから流入させること。 5 その他、上記の1から3の項目のいずれにも当てはまらない場合は、関係課と協議を行うこととする
	白老町	なし	但し、基本宅内処理とし流末処理先に応じて条件等協議となる。
	新得町	普通河川管理条例	第13条 普通河川管理者は、この条例の規定による許可又は承認について、適正な普通河川管理の確保のため必要最小限度において、かつ許可又は承認を受けた者に不当な義務を課すこととならない範囲において、条件を附することができる。
	本別町	本別町普通河川管理条例	第13条 普通河川管理者は、この条例の規定による許可又は承認について、適正な普通河川管理の確保のため必要最小限度において、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課すこととならない範囲において、条件を付することができる。
岩手県	滝沢市	滝沢市生活排水対策推進要綱	第7条 生活排水の処理については以下の基準のとおり。pH5.8～8.6 BOD20mg以下 SS50mg以下 大腸菌群数（1cm3につき個）3,000以下
	西和賀町	西和賀町道路管理規則	第10条 浄化槽を設置し、その排水を町管理の道路側溝、河川、法定外公共物に放流しようとする者は、浄化槽排水放流許可申請書に、次に掲げる図書添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めたものについては、添付図書の一部を省略することができる。
	紫波町	紫波町下水道条例施行規則	第2条第2項 放流水の生物化学的酸素要求量において、除去率が90%以上で、かつ日間平均値を1リットルにつき20ミリグラム以下にすることができるもの。
宮城県	仙台市	広瀬川の清流を守る条例	第11条 市長は、水質保全区域における広瀬川の水質の管理基準（以下「水質管理基準」という。）を定めるものとする。
		仙台市開発指導要綱	第23条第2項 開発行為者は、汚水等を公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に排出する場合には、市長が定める基準に従い合併処理浄化槽等の排水処理施設を設置し、汚水等を浄化して排出するものとする。
	白石市	白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条 第一項（2）放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	角田市	角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4（2）放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	多賀城市	多賀城市開発指導要綱（下水道、河川、水路）	・ 第13条第2項 開発事業者は、下水道法に規定する処理区域外の区域において浄化施設を設置するときは、整備基準により設置しなければならない。 ・ 第13条第3項 開発事業者は、開発事業によりその周辺及び下流の農地等に影響を及ぼすときは、必要に応じ、用水確保に必要な施設を整備基準により設置しなければならない。
		多賀城市公共物管理条例（行為の許可）	・ 第4条第1項5号 河川及び水路に下水その他これに類するものを放流すること。
	蔵王町	蔵王町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第3条（2）放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ 放流水の流末が河川や用水等の水域に滞留せず流下しているものであること。
	川崎町	川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条（3）ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。イ 放流先は原則として耐水材料で造られ、放流水量を収容するに十分なものであること。ウ 放流先の流末は、河川、水路、側溝等の水域に遅滞なく流下しているものであること。エ 設置、放流先等の利害関係者等と、事前の協議調整が行われていること。オ 放流水の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）は20PPm以下、除去率90パーセント以上とすること。
			第四条第2号
		第6条 放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 (1) 側溝、下水溝等に放流する場合 ア 放流先は、原則として耐水材料で造られ放水量及び浄化槽からの排水を収容するのに十分なものであること。 イ 側溝等の流末は、河川、用水等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 ウ 道路等の側溝を利用する場合は、排水先開渠に必要な長さをもつ構造の蓋掛け等の措置を講ずること。 (2) 河川、農用水路に放流しようとする場合 ア 放流量に対し、河川水量等は十分これが希釈可能な水量を有していること。 イ 河川水等の滞流している部分でないこと。 (3) 湖沼等に放流する場合 ア 小水域でないこと。 (4) 清掃に伴う汚泥の処理については、許可を受けた浄化槽清掃業者に委託し、町長が指示する方法に従って処理すること。	
山元町	山元町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4（2）ア 生物化学的酸素要求量は20mg/l以下とするが放流先の流況及び環境によっては更に減じなければならない。 第4（3）ア 放流先は環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ 放流地点については水利権者等の承諾を得ること。	
福島県	福島市	福島市浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。【第2 浄化槽の設置（変更）届出、3. 審査基準（2）に規定】
	郡山市	郡山市浄化槽事務処理要領	第2-3-（2） 放流先は環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。
	田村市	田村市浄化槽事務処理要領	2条2項2号
	南相馬市	南相馬市浄化槽事務処理要領	第2 3（2） 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合において、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。

23. 放流水域に対する規制について
 (2) ①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
福島県	伊達市	伊達市浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水 域が存在しない場合によって、浄化槽が環境衛生上支障がない状態で放流されるときはこの限り でない。
	本宮市	本宮市浄化槽事務処理要領審査基準	第2 3審査基準
	中島村	中島村浄化槽事務処理要領	放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。
	石川町	石川町浄化槽事務処理要綱	放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。
	檜葉町	檜葉町公共物管理条例	第6条 (行為の許可)
	大熊町	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止 法に基づく排水基準を定める条例	水質汚濁防止法第3条及び第3項及び第4項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域を 別表第2のとおり定める。
	葛尾村	大熊町公共物管理条例第6条 葛尾村浄化槽事務処理要領	大熊町公共物管理条例第6条 環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等
茨城県	茨城県	茨城県浄化槽指導致要綱第3	浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等 に放流するものとする。
		茨城県霞ヶ浦水質保全条例第2 1条の6	霞ヶ浦流域内において生活排水を処理する者は、次に掲げるところにより、生活排水を適正に処 理しなければならない。
		茨城県道路占用許可基準	(3)合併処理浄化槽を設置するときは、窒素又はりんを除去する性能を有する合併処理浄化槽 (規則で定めるものに限る。第2 1条の9において「高度処理型浄化槽」という。)を設置する こと。
	水戸市	水戸市公害防止条例 水戸市公害防止条例施行規則	第19条 届出施設に関する規制基準は、規則で定める。 第8条 条例第19条の規則で定める規制基準は、別表第2に掲げるとおりとする。
	土浦市	土浦市公共物管理条例	第4条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければなら ない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 公共物の敷地又は水面若しくは河川及び水路の流水を使用すること。
	古河市	古河市法定外公共物管理条例	第4条 (条文は省略)
	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市法定外公共物管理条例	第4条第1項、第2項 (使用等の許可)
		龍ヶ崎市法定外公共物管理条例施行規則	第3条 (使用の許可)、第4条 (許可基準)
	下妻市	下妻市法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなけれ ばならない。ただし、国又は地方公共団体が実施する事業のための行為又は非常災害のため、必 要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 (1) 法定外公共物の敷地を占有すること。
	常総市	常総市法定外公共物管理条例	管理者の許可 第4条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところによ り申請し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、 同様とする。 (1) 敷地又は流水水面を使用すること。 (2) 工作物、物件又は施設(以下「工作物」という。)を新築し、改築し、又は除去するこ と。 (3) 流水を利用するため、これを停滞させ、又は引用すること。 (4) 敷地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	北茨城市	北茨城市法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物に関し、次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、 あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (2) 流水水面、敷地又はその上空若しくは地下を占有し若しくは使用すること。 (3) 流水を利用するため、これを停滞させ、又は引用すること。 (4) 流水の方向、分量、幅員若しくは深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は法定公共物の本来も目的以 外に使用すること。
	笠間市	笠間市法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物に関し、次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、 あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (2) 流水水面、敷地又はその上空若しくは地下を占有し若しくは使用すること。 (3) 流水を利用するため、これを停滞させ、又は引用すること。 (4) 流水の方向、分量、幅員若しくは深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は法定公共物の本来も目的以 外に使用すること。 2 前項の許可を受けた者は、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を 受けなければならない。 3 市長は、前項2項の許可をする場合において、法定外公共物の保全又は利用のため必要がある と認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。
	つくば市	つくば市法定外公共物管理条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより申請をし、市長の許可 を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。(1) 法 定外公共物の敷地又は水面を使用すること。(2) 法定外公共物の敷地内において、工作物を新 築し、改築し、又は除却すること。(3) 法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土 地の形状を変更すること。(4) 流水の方向、分量、幅員若しくは深淺又は敷地の現況に影 響を及ぼすこと。(5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は法定外 公共物を本来の目的以外に使用すること。
	常陸大宮市	常陸大宮市法定外公共物の管理に関する条例	第4条第2項 流水水面又は敷地を占有し、又は使用する者は、市長の許可を受けなければなら ない。
	筑西市	筑西市法定外公共物管理条例 第4条	法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければなら ない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。(1) 道路法第32条第1項及び道路 法第7条に規程する工作物、物件又は施設の新築、改築又は除去等により法定外公共物を使用 すること。(2) 掘削、盛土、切土その他法定外公共物の形状を変更すること。(3) 流水を利用す るため、これを引用すること。(4) 前3号に掲げるもののほか法定外公共物を本来の目的以外に 使用すること。
	坂東市	坂東市公共物管理条例	第4条 公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則の定めるところに より市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様と する。 (1) 公共物の敷地又はその上空及び地下において、工作物を新築し、改築し、又は除却するこ と。 (2) 公共物の敷地、流水又は水面を占有すること。 (3) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用す ること。
	稲敷市	稲敷市法定外公共物管理条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受け た事項を変更しようとするときも、同様とする。
神栖市	神栖市法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物において、本来の目的を損なわない範囲において、次に掲げる行為をし ようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとき も同様とする。(1) 工作物を新築し、改築し、又は除去すること。(2) 流水、水面又は敷地を 使用すること。(3) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。(4) 流水の方 向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。(5) 生産物(前条第3号 に該当するものを除く。)を採取すること。(6) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を 変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をす ること。(7) 前各号に掲げるもののほか、本来の目的以外に使用すること。	
行方市	行方市戸別浄化槽整備事業に関する条例施行規則	第3条 条例第2条第1項第1号に規定する戸別浄化槽は、放流水が生物化学的酸素要求量 10mg/L以下、総窒素量10mg/L以下及びびりん1mg/L以下の浄化機能を有するものとする。	

23. 放流水域に対する規制について
 (2) ①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
茨城県	小美玉市	小美玉市公共物管理条例	第4条 公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (2) 流水水面又は敷地を占有すること。 (3) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 (4) 流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5) 竹木を流送すること。 (6) 生産物を採取すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用すること。
	東海村	東海村法定外公共物管理条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 法定外公共物の敷地を使用すること。 (2) 法定外公共物の敷地内に、施設、構造物等を新設し、又は改築し、使用すること。 (3) 法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。 (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外の目的に使用すること。 2 村長は、前項の許可の際、法定外公共物の維持管理のために必要な条件を付することができる。
	大子町	大子町公共物管理条例	(許可)第4条 公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。(1) 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
	八千代町	八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項第5条(7)	(7) 浄化槽の放流水に関する許可書又は同意書
栃木県	栃木市	栃木市法定外公共物管理条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 法定外公共物の敷地又は水面を使用すること。 (2) 法定外公共物の敷地内において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (3) 法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。 (4) 法定外公共物の敷地内において、土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。 (5) 河川及び水路の流水を占有すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理及び利用に影響を及ぼす行為をすること。
	佐野市	佐野市公共物管理条例	第4条 公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 (2) 流水水面又は敷地を使用すること。 (3) 流水を使用するため、これを停滞し、又は引用すること。 (4) 流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5) 竹木を流送すること。 (6) 生産物を採取すること。 (7) 河川、水路等に下水その他これに類する物を放流すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用すること。
	真岡市	真岡市法定外公共物管理条例	(占用等の許可) 第4条 法定外公共物において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (3) 流水水面を占有すること。
		真岡市浄化槽指導要綱	第3 浄化槽の設置等に関する基準 4放流先 ①水路等放流においては、管理者が環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当であると認められた水路等であること。
	大田原市	大田原市法定外公共物管理条例	第4条第2項 市長は、前項の許可するに当たり公共の利益に寄与するため管理上必要な条件を付することができる。
	芳賀町	芳賀町法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物において各号に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより町長の許可を受けなければならない。
	下野市	下野市法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)を新築し、改築し、又は除却すること。 (2) 特定の目的のために占有又は使用(以下「占有」という。)をすること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物について工事をし又は本来の目的以外に使用すること。
群馬県	桐生市	桐生市公共物使用等に関する条例	第4条 公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。(6) 工場又は事業場等の排水等を公共物に流入させること。
	上野村	上野村生活雑排水等処理に関する条例施行規則	BOD除去率90%以上で放流水BOD10mg/リットル以下及びSS10mg/リットル以下、T-N10mg/リットル以下(日間平均値)の性能を有するものとする。
	甘楽町	甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	ア 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上
	みなかみ町	みなかみ町公共物使用等に関する条例施行規則	第5条 条例第4条第5号の規定に基づき、排出物を公共物に流入させようとする者は、工場等排水流入許可申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
	明和町	明和町土地開発事業指導要綱	同要綱第7条別表 4排水施設 ③放流同意 開発区域内の生活排水を道路側溝及び水路等に放流する場合は、所管部署に事前に許可を得ること。
	千代田町	千代田町住宅等の小規模雑排水処理指導要綱	第6条 住宅等の小規模雑排水を農業排水路及び河川等へ放流する場合は、その管理者等の同意書(様式第2号)を町長に提出するものとする。
	邑楽町	邑楽町公共物使用等に関する条例	第4条 公共物について、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 (1) 公共物の敷地又はその上空及び地下において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
埼玉県	埼玉県	埼玉県浄化槽設置指導要綱	第4 設置基準等 4 放流先の確保
	川越市	川越市浄化槽設置指導要綱	第4-4-(2)公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は当該管理者と協議すること。
	川口市	川口市浄化槽設置指導要領	別表1(第3関係) 2放流先の基準 イ 公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要か確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。
		河川・水路の施工承認に伴う審査基準	4 承認条件として下記事項を遵守すること。 (16)放流水質はBODが20ppm以下とする。
	加須市	加須市浄化槽設置指導要綱	第7条 浄化槽の設置者は、公共用水域に放流する際、法令に基づく許可等が必要な場合においては、文書等により当該管理者と協議し、その許可等を得るものとする。
東松山市	東松山市生活排水処理施設設置指導要綱	第6条 浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者は、公共用水域に浄化槽による処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者と協議しなければならない。	

23. 放流水域に対する規制について
 (2) ①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
埼玉県	上尾市	上尾市法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 工作物その他の施設を新築し、改築し、又は除却すること。 (2) 流水水面又は敷地を使用すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	坂戸市	坂戸市環境保全条例	第23条 市民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、公共用水域に生活排水を排出するときは、浄化装置を設置し排出するように努めなければならない。
	日高市	日高市公共物管理条例	第5条 (行為の許可)
	伊奈町	伊奈町浄化槽に関する指導要綱	管理者の同意
	毛呂山町	毛呂山町公共物管理条例	管理者の条件付き許可
	滑川町	滑川町合併処理浄化槽設置指導要綱	(放流先の確保) 第4条(1) 合併処理浄化槽等からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 (放流先の確保) 第4条(2) 公共用水路、河川、道路側溝等に放流する場合には、許可又は協議が必要か否か確認し、必要な場合には、当該管理者に許可申請若しくは協議すること。 (放流先の確保) 第4条(3) 私有の下水溝、水路等に放流する場合には、当該所有者又は管理者と協議すること。 (放流先の確保) 第4条(4) 合併処理浄化槽等の設置に関し道路等を占有する場合には、当該管理者と協議すること。
	小川町	小川町合併処理浄化槽設置指導要綱	第11条第4号 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域の浄化槽放流水に関して第1号及び第2号に規定する水質基準より厳しい排水基準が定められ、又は同水質基準の項目以外についても排水基準が定められている場合は、この水質基準の規定にかかわらず当該排水基準に適合するものとする。
	小鹿野町	小鹿野町環境保全条例	第30条第1項 事業者は、事業所排水が公共用水域に与える影響を認識し、清流の保全のため有効な浄水処理施設の設置に努めなければならない。 第30条第2項 特定施設及び指定排水施設を設置している工場又は事業所の事業者は、規則で定める排出水の排水基準を遵守しなければならない。 第30条第3項 前項に規定する特定事業場等に指定されていない小規模事業所及び汚水等を排出する土木建設作業を行う事業者は、規則で定める排出水の排水基準を遵守するとともに、水質の汚濁防止に努めなければならない。
		小鹿野町環境保全条例施工規則	第19条第1項 条例第30条第2項及び第3項の規則で定める当該施設の排出水の排水基準は、別表第1から別表第3までのとおりとする。
	神川町	神川町普通河川管理条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、別に定めるところにより町長の許可を受けなければならない。 (5) 工場若しくは事業場の汚水若しくは廃液又は抗水を普通河川に排出すること。
	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市浄化槽設置指導要綱運用基準	第5項 浄化槽の放流水は道路雨水管又は水路に放流するものとする。 第6項 前項の規定に関わらず、自治会等が建設する集会所に設置する浄化槽及び10人槽以下の浄化槽からの放流水については、U字側溝への放流を認めるものとする。 第7項 道路管理者は、道路雨水管が敷設されていない道路においてU字側溝が整備されている場合で、11人槽以上50人槽以下の浄化槽の放流水をU字側溝に放流することにより、水害等が発生しないとき、U字側溝へ放流を認めることができる。この場合において、放流水は排水ポンプを併設した貯留槽を経由し、内径が50ミリメートル以下の管をU字側溝に接続して放流するものとする。
	越生町	越生町合併処理浄化槽設置指導要綱	(許可等) 合併処理浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を使用とする者(以下「合併処理浄化槽の設置者」という。)は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。
	川島町	川島町環境保全条例	第35条 町民は生活排水が水環境に与える影響を認識し、生活排水を公共用水域に排出しようとするときは、汚濁の負荷を低減するために必要な浄化施設の設置等水質保全に必要な措置を講じなければならない。
	桶川市	桶川市浄化槽設置指導要綱	第6条第1項 合併処理浄化槽等の設置者は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者と協議しなければならない。
千葉県	柏市	柏市法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物に関する工事又は維持(以下「工事等」という。)を行おうとするものは、市長の承認を受けなければならない。ただし、法定外公共物の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的な補充その他当該法定外公共物の構造に影響を与えない維持については、この限りでない。
	浦安市	千葉県環境保全条例	第二十条 2 前項の排水基準(以下この節において「排水基準」という。)は、前条第一号イに規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)による汚染状態であつては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同号ロに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
	いすみ市	いすみ市法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 省略 (2) 特定の目的のために占用又は使用(以下「占用等」という。)すること。
	御宿町	御宿町水源水質保全条例	(生活排水対策) 第9条 生活排水を排出する者は、下水道法(昭和33年法律第79号)その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置をとるべきこととされている場合を除き、次の各号に掲げる設備の設置に努めなければならない。 (1) 合併処理浄化槽 (2) 沈殿槽 (3) 水切袋 (4) 前各号に掲げるもののほか、水質浄化に有効と町長が認める汚水処理装置 2 前各号に掲げるもののほか、生活排水を排出する者は、汚濁負荷を増加する行為を抑制するように努めなければならない。
東京都	東京都	東京都生活排水対策指導要綱	BOD・COD・全窒素・全燐の上のせ指導
	八王子市	八王子市公共物管理条例	第5条第3項 第2条第1項第2号又は第3号に掲げる公共物に1日につき50立方メートル(河川の流量、利用状況等により市長がこれと異なる量を指定したときは、当該量)以上の汚水(生活又は事業(耕作又は養魚の事業を除く。))に起因し、又は付随する排水をいう。)を排出しようとする者は、あらかじめ市規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。
	青梅市	青梅市普通河川管理条例	第8条 普通河川において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 流水を占用すること。 (2) 敷地を占用すること。 (3) 工作物を新築し、改築し、または除却すること。 (4) 敷地の掘削、盛土もしくは切土その他土地の形状を変更する行為(前号の許可にかかるとして行うものを除く。)をすること。

23. 放流水域に対する規制について
 (2) ①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文	
東京都	青梅市	普通河川および準用河川への雨水および合併浄化槽処理水の放流に関する許可基準	2 合併浄化槽処理水の放流許可基準 合併浄化槽処理水については、次の要件を満たす場合に限り許可するものとする。 (1) 次の許可対象区域内であること。 ア 青梅市公共下水道(汚水)の認可区域外 イ 青梅市公共下水道(汚水)の認可区域内で供用開始が行われていない区域。ただし、供用開始の時期が確定し、公共下水道に放流が可能となる時期と調整ができる場合を除く。 ウ 前2号の区域については、供用開始区域図により判断する。 (2) 国土交通大臣が認定した合併浄化槽であること。 (3) 合併浄化槽の適正な管理が行われることを確認できること。	
	町田市	町田市特定公共物管理条例	第5条 特定公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、町田市規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。(6) 生活排水、雨水又は汚水を放流すること。	
		町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱	第3 設置基準 (3) 放流先 ア生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水量及び水流が適当である水路等であること。この場合において、道路や河川等を使用するときは、管理者の許可を得ること。	
	日野市	日野市普通河川等管理条例	第5条 普通河川等において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 …中略 2 普通河川等に、生活廃水及び雨水等を放流しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。	
		日野市普通河川等管理条例施行規則	第3条 …中略 2 条例第5条第2項の規定により承認を受けようとする者は、普通河川等放流承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。 3 前2項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合にはその一部を省略することができる。 (1) 印鑑証明書(法人の場合は、資格証明書)及び利害関係者同意書 (2) 案内図及び位置図 (3) 平面図、縦断面図、構造図及び設計仕様書 (4) 占用求積図、公図の写し、公共用地境界確定図及び土地登記簿謄本 4 市長は、第1項及び第2項の規定により申請した者に対し占用等の許可をするときは、普通河川等占用許可書(第3号様式)及び普通河川等放流承認書(第4号様式)により行うものとする。 5 許可及び承認を受けた事項の変更申請については、前各項の規定を準用する。この場合において、第3項ただし書中「一部」とあるのは、「全部又は一部」と読み替えるものとする。	
		稲城市	稲城市公共物管理条例施行規則	第2条2項 前項の申請書は、1件につき2部を提出するものとする。ただし、大丸用土地利用改良区が所管する水路を排水流末とするものにあつては3部とする。
		稲城市公共物管理条例の運用について	別表第1 (一部抜粋) 幹線水路等で流水の方向、清潔、流量、幅員若しくは深淺又は土地の状況に管理上支障を及ぼす行為	
	神奈川県	川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	第45条 排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。 第42条 条例第45条第1項の規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。
		平塚市	平塚市水路に関する条例 第4条	第4条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設又は改築し、その水路の敷地を占有すること。 (2) 水路の敷地を掘さく、盛土し、及び堤防及び護岸その他水路の付替等の工事又はこれらに類する行為をすること。 (3) 水路に流水させるために工作物を設置すること。 (4) 汚水等を水路に流入させること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、水路の管理保全のため市長が特に必要と認めたとの 2 市長は、水路管理上必要があると認めたとときは、前項の規定による許可の際、条件をつけることができる。
		秦野市	秦野市水路の管理に関する条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (4) 汚水等を水路に流入させること。
寒川町		寒川町下水道条例	寒川町下水道条例第18条第1項(行為の許可)放流に伴って雨水幹線施設の構造を変更する場合は、物件設置等許可申請が必要。	
新潟県		南魚沼市	南魚沼市浄化槽条例	第15条 特定事業場から汚水を排除して浄化槽を使用する者は、下水道条例第8条第1項第1号から第4号まで及び第2項に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。
	南魚沼市	南魚沼市下水道条例	第8条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している者又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している者に限る。以下第9条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 (1) アンモニウム態窒素、亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満 (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満 (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 エ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下 (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満 (7) 炭含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満	
石川県	石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	第47条 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により、別表第一の上欄に掲げる区域に排出水を排出する同表の中欄に掲げる工場又は事業場に係る排出水の汚染状態について、同条第一項の排水基準に代えて適用すべき排水基準をそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
	宝達志水町	宝達志水町個別排水処理施設条例第3条2項	放流水の生物化学的酸素要求量の除去率が90%以上を有し、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が1リットル当たり20ミリグラム以下	
福井県	勝山市	勝山市公害防止条例	第48条 し尿浄化施設を設置しようとする者は、規則で定める位置にし尿浄化施設を設置し、規則で定める放流先に放流水を放流しなければならない。ただし、周囲の状況等から市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。	
		勝山市公害防止条例施行規則	第18条 条例第48条に規定する規則で定めるし尿浄化施設の位置及び放流水の放流先は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) し尿浄化施設の位置 ア し尿浄化施設の機能を適正に維持管理することができること イ 公衆衛生上良好な環境を保持することができること ウ 近隣住民に不快感を覚えさせないこと (2) 放流水の放流先 ア 放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であつて、市長が支障なしと認めるところ イ 放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能ないように設置された暗渠であつて、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合	
山梨県	南部町	南部町浄化槽設置整備事業指導要綱	第4条 住民は生活排水の浄化推進にあたり、家庭等から排水される生活排水によって公共用水域の水質汚濁を生ずることのないようにするとともに放流先の清掃及び点検に務めなければならない。	

23. 放流水域に対する規制について
 (2) ①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文	
長野県	長野市	長野市自然環境保全条例	長野市自然環境保全条例 (一部抜粋) (保全地域における行為の許可等) 第12条 保全地域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 (略) (7) 排水を放流し、又は地下浸透させること。	
	松本市	松本市浄化槽法施行規則	第4条第4号 放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分あり、かつ、滞留していないこと 第7号 他法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には、法令上の手続きが行われていること	
	岡谷市	岡谷市浄化槽の設置に関する指導規程	第2-6 (1) 河川、側溝等 放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。	
	須坂市	須坂市公害防止条例	第27条 浄化槽を設置しようとする者は、規則で定める公共用水域のほかは、浄化槽からの排水を放流してはならない。	
		須坂市公害防止条例施行規則	第11条(1)常時相当量の流量がありかつ河川等へ直接流入(2)河川等は放水量の100倍以上の希釈水量を有し滞留していない(3)河川等の管理者が承諾している	
	東御市	東御市浄化槽法施行細則	第4条第3項 放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分であり、かつ、滞留していないこと。	
	下諏訪町	下諏訪町浄化槽の設置に関する指導基準	第2-6 放流先の河川等は原則として次によるものとする。 (1) 放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。	
	売木村	売木村浄化槽法事務処理要領	第3号 放流先の河川等が、水量が十分でありかつ、滞留していないこと。	
	豊丘村	水質基準	保守点検記録用紙の検査項目の基準値内の水質での放流	
	朝日村	し尿浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	平成23年10月1日告示第58号 し尿浄化槽の放流水は、河川等への放流を原則としているが、近年、地下浸透処理が増加していることから、これによる地下水の汚染及び災害の発生等の防止を図るため、地下浸透処理が可能な土地の条件等必要な事項を定めるものとする。	
	池田町	池田町汚水処理指導要綱	第2(1) 合併処理浄化槽の放流先は水路とする。又、単独し尿浄化槽の放流水の放流先は町が指定する水路とする。尚、水路使用については必ず土地改良区の承諾を得ること。 第2(2) 水路が上水道の水源等、環境衛生上特に水質保全を必要とする場合は放流しないこと。 第2(4) 放流先の水路の清掃は、関係利用者が共同の責任で常に清潔に管理すること。	
	松川村	浄化槽の設置に関する指導基準	放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留してはいけない。	
	高山村	高山村公害防止条例施行規則	第10条 雑排水、有害物を含む汚水、し尿浄化槽から排出する処理水を放流できる公共用水域は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 放流先は、常時相当量の流量があつてかつ河川又は水路(以下「河川等」という。)へ直接流入していること。 (2) 放流先が接続している河川等は、流入しようとする放水量のおおむね100倍以上の希釈水量を有し、かつ滞留していないこと。 (3) 河川等の管理者が放流について承諾していること。	
	飯綱町	飯綱町自然環境保全条例施行規則	第3条 別表第2 自然環境の保全指導基準 第3(4) 処理水のBOD値は営業の用に供するものにあつては浄化槽による処理水の後処理を行い、BOD値を10mg/以下、その他の用に供するものにあつては20mg/以下とし、処理水は原則として放流によるものとする。	
	塩尻市	塩尻市家庭雑排水等処理施設設置等指導要綱 第8条(1)	放流先が用水路又は側溝である場合は、当該用水路又は側溝が、処理水により環境衛生上の支障を生じない流量を有し、かつ、河川へ直接流入していること。 家庭雑排水を合併処理浄化槽及びこれと同等以上の処理能力を有する処理施設で処理したものの以外の処理水を放流する場合は、放流先の河川が流入する放流量の100倍以上の希釈水量を有し、かつ、滞留していないこと。 河川、用水路又は側溝の管理者が、放流口の設置について承諾していること。	
	木島平村	木島平村環境保全条例施行規則	第2条 条例第4条第3項に規定する排水処理浄化槽は放流口でBOD除去率がおおむね50%以上及びSS除去率がおおむね80%以上の処理能力を備えた3層以上の沈殿濾過槽で村長が定めたものとする。	
	中野市	中野市公共物管理条例	第13条第1項 市長はこの条例に基づく許可には、公共物の維持管理上必要な条件を付すことができる。	
	白馬村	白馬村合併処理浄化槽設置要綱	第3条 放流水については、河川放流を原則とするが、河川放流のできない場所にあつては、放流量又は浄化槽面積に見合う面積を確保した有孔放流管により地下浸透処理を行うものとする。	
	静岡県	静岡県	静岡県浄化槽取扱指導要綱	第3 浄化槽の設置等に関する基準 3 放流先 (1) 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。
		浜松市	浜松市普通河川条例	市長の許可を受けなければならない
三島市		三島市普通河川条例	第4条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、専ら農業用に供する通行橋及び慣行水利に属するものについては、この限りでない。 (2) 普通河川の敷地を占有すること。	
御殿場市		御殿場市河川管理条例	第4条 市長の許可を受けなければならない	
裾野市		裾野市普通河川条例	第24条 河川管理者の許可を受けなければならない	
函南町		函南町普通河川条例	第4条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、町長以外の者が、その権限に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。 (1) 普通河川の流水を占有すること。	
清水町	清水町普通河川条例	(許可事項) 第4条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、町長以外の者が、その権限に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。 (1) 普通河川の流水を占有すること。		
愛知県	江南市	江南市公共用物の管理に関する条例、及び施行令 江南市準用河川管理規則	管理者の許可又は管理者との協議が必要である。 管理者の許可又は管理者との協議が必要である。	
	小牧市	小牧市生活汚水放流に関する指導要綱	第4条 前条の規定により汚水を放流しようとするもの(以下「施行者」という。)(は、工事の施行前(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認が必要な場合は、同項の申請前)に公共用物等の届出書(様式第1。以下「使用届出書」という。))を市長に提出しなければならない。 第5条 使用届出書には、当該汚水の放流に係る区長への報告をした経緯書と、公共下水道が整備されたときは排水をこれに接続する旨の誓約書(様式第2)を添付するものとする。 第6条 汚水の放流先は、コンクリート等恒久的な構造を有し、流末が河川又は水路に接続していなければならない。 第7条 建築敷地内の排水施設の先には、別表の基準に適合する沈殿槽を設置するものとする。ただし、当該基準を超えるものについては、別に協議をするものとする。	
	岩倉市	岩倉市公共用物の管理に関する条例 岩倉市公共用物の管理に関する条例施行規則	管理者の許可 第4条(5)雑排水、雨水等を放流する管類は必要最小限度の口径のもの1箇所とし、かつ、放流箇所の直近の私有地側に集水槽を設けること。	

23. 放流水域に対する規制について
(2) ①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
愛知県	大口町	大口町公共用物の管理に関する条例	(使用の許可) 第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可をうけなければならない。 (1) 工作物の設置その他の規則で定める行為により公共用物を使用すること。
	設楽町	設楽町環境保全取扱要綱	第5条 (2) 建築物、工作物のし尿、雑排水及び家庭雑排水 収容人員に見合う能力を有する国が認定した浄化槽を設置し、放流水質はBOD20PPM以下にし、浄化槽法に定められた設置の届出等をするとともに、所定の管理をしなければならない。ただし、別荘等一時的に町内に滞在するための建築物は、この限りでない。
三重県	四日市市	四日市市浄化槽指導要綱	第5条第7号 放流先が都市下水路以外の排水施設で、その管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。
	志摩市	志摩市浄化槽指導要綱	第3条第3項 処理対象人員11人以上の浄化槽を設置しようとする者は、当該浄化槽からの排出水が英虞湾(三重県志摩市の深谷大橋、同市御座岬と度会郡南伊勢町田皆崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。)又は伊勢湾(愛知県伊良子岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。)に流入するときは、別表の基準に適合するよう努めるものとする。
		志摩市の自然と環境の保全に関する条例	第28条 土砂の流失により水産生物に影響を及ぼすおそれのある行為又は河川、海洋等に直接、し尿処理水、生活污水、産業汚水及びその他の汚水を排出する施設を設置しようとするものは、関係漁業協同組合又はその他の関係者と事前に協議しなければならない。
度会町	浄化槽設置並びに排水放流に係る協議報告書	浄化槽関係法令等による規制はないが、町独自で必要であると判断し浄化槽設置の際に提出を求めている。	
滋賀県	県内19市町	市町浄化槽取扱要綱第4条	第4条 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等については他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
		市法定外公共物管理条例	第5条第1項および第2項 次に掲げる行為(以下「占有等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為については、この限りではない。 (1) 法定外公共物の敷地を占有すること。 (2) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、または除去すること。
京都府	京都府	京都府浄化槽の設置等に関する要綱 他(各市町村も同様の運用)	・ 同要綱第8条第1号: 浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。 ・ 同要綱第5条: 放流先が公共用水域に流入するまで、水が停滞しない場所 ・ BOD20ppm以下
	福知山市	福知山市浄化槽の設置に関する要綱 第4条	設置する浄化槽は、通常の使用状態において、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の性能を有するものとする。 (町内の木津川流域内で公共下水道計画区域外)
	井手町	井手町内河川の水質保全条例	第5条 前条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、事業の開始前に事業の内容について、町の承認を受けなければならない。 第6条 第4条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、別表に定める団体を対象とする説明会を開催し、当該団体の同意を得なければならない。
大阪府	大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	第59条(排出水の排出制限) ※日間平均30m ³ /日以上排出水を、公共用水域へ放流する届出事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
	枚方市	枚方市公害防止条例	第3条 工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水(法律又は大阪府の条例に規定する工場又は事業場であつて規則で定めるものから排出される水を除く。以下「排出水」という。)を排出する者は、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口(排水を排出する場所をいう。以下同じ。)において規則で定める排水基準(排出水に含まれる有害物質(カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。)の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度をいう。以下同じ。)に適合しない排出水を排出してはならない。
	箕面市	し尿(希釈水)処理に関する覚書	第3条1及び2
兵庫県	兵庫県	兵庫県浄化槽指導要綱	第1章総則4 設置(1) 設置基準A放流水質基準 新たに設置する浄化槽は、放流先の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の性能を有する浄化槽を設置するものとする。
	神戸市	神戸市浄化槽指導要綱	第5条 浄化槽設置者は、次の表に定める水域及び処理人数の区分に応じ、同表に定める排水基準に適合する性能を有し、かつ、第3章に定める浄化槽の設計・構造基準に適合する浄化槽を設置しなければならない。
	姫路市	姫路市浄化槽指導要綱	第3条第1項 新たに浄化槽を設置する者は、原則として放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の性能を有する合併処理浄化槽を設置しなければならない。 第5条第1項 浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならない。
奈良県	奈良県	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	大型浄化槽の場合に、処理対象人員別、水域別に排水基準がある。
	御杖村	御杖村浄化槽取り扱い要綱	浄化槽は原則として、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域及びこれと接続して生活雑排水を既に放流している排水路又は側溝等で水が常時存在し、又は滞留しない等衛生上支障のないものに、放流することができる場所に、悪臭、騒音及び振動等について付近の生活環境及び公衆衛生に支障のないよう設置されなければならない。
鳥取県	境港市	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 湖沼水質保全特別措置法第7条第1項の規定に基づく化学的酸素要求量等に係る汚濁負荷量の規制基準	第2条 上乗せ排水基準 昭和48年10月16日 鳥取県条例第40号 3 規制基準 平成25年2月1日 鳥取県告示第55号
島根県	島根県	島根県浄化槽取扱指針	第4章浄化槽設置場所及び放流先 浄化槽を設置しようとする者は浄化槽設置場所について、関係法令に基づく区域の指定状況によく留意するとともに、おおむね次の条件を満足する設置場所及び放流先を選ぶこととし、事前に必要に応じて放流先管理者等との協議を行うこと。 1. 設置場所(省略) 2. 放流先 (1) 付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 (2) 放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
	松江市	松江市普通河川道路管理条例	第4条(行為の制限) 普通河川道路に関し次に掲げる行為を使用とする者は、市長の許可を受けなければならない。
	出雲市	出雲市普通河川道路等管理条例	第5条 普通河川道路について、次に掲げる行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。
岡山県	岡山県	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第3-1 浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	岡山市	岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第3-1 浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	倉敷市	倉敷市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	指針第3の1「浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。」
広島県	府中市	府中市浄化槽取扱指針要綱	第6条7項 放流先は、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
	大竹市	大竹市浄化槽取扱指針要綱	第5条第7号 放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	東広島市	東広島市浄化槽取扱指針要綱	第6条 浄化槽から公共用水域等に放流される水の放流先の要件は、原則として環境衛生上又は利水上支障がない場所であることとする。

23. 放流水域に対する規制について
 (2) ①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
広島県	海田町	海田町浄化槽取扱指導要綱	(設置場所及び放流先) 第6条 浄化槽の設置場所及び放流先の要件は、原則として、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
山口県	下関市	下関市浄化槽の設置等に関する指導要綱	第8条 浄化槽の放流水(以下「放流水」という。)は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならない。 2 水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者と協議を行うこと。
徳島県	松茂町	松茂町道路占用規定	第2条 法第32条第1項の規定により道路の占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要でないとき、添付書類の一部を省略することができる。(12) 占用が隣接の土地、建物その他の物件の所有者又は利用者に利害関係があると認められる場合は、その関係者の同意書(13) その他
		松茂町法定外公共物管理条例施行規則	第3条 前条の許可を受けようとする者は、許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が理由があると認める場合は、その一部を省略することができる。(7) 利害関係者の同意書 (8) その他町長が必要と認める書類
愛媛県	愛南町	愛南町法定外公共物管理条例	管理者の許可
福岡県	中間市	中間市浄化槽指導要綱	第6条第1項第1号及び第2号 (水素イオン濃度指数5.8から8.6まで)(BOD10ミリグラム毎リットル以下)
	古賀市	古賀市浄化槽の設置等に関する条例	第3条 浄化槽から排出する放流水(以下「放流水」という。)の水質基準は、次のとおりとする。 (1)50槽以下 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上及びBOD20ミリグラム/リットル以下 (2)51槽以上 BOD除去率95パーセント以上及びBOD10ミリグラム/リットル以下 第4条 浄化槽を設置しようとする者は、放流水の放流先の処理その他浄化槽設置の適否について、あらかじめ市長と事前に協議しなければならない。
	芦屋町	芦屋町河川管理条例施行規則	第3条 町長は、前条第1号の排水が次の条件をすべて備えているときは、原則として当該排水を許可しなければならない。 (1) 当該河川の流水そのものの水質を次の基準に適合させることを困難にするおそれがないこと。 ア 水素イオン濃度(PH)水素指数5.8以上 8.6以下 イ 生物化学的酸素要求量(BOD)1リットルに付5日間4ミリグラム以下
	遠賀町	遠賀町河川水質の浄化及び保全に関する条例	第3条 浄化槽の排水口における水質は遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例(平成2年条例第7号)第5条の基準を満たすものとし、排水処理は合併処理方式とする。
	苅田町	苅田町町有水面及び道路の占用条例	道路水面及びこれに付属する土地を占用しようとする者は、道路(水面)占用許可申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出して許可を受けなければならない。(1)～(5)
	伊万里市	伊万里市法定外公共物管理条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
佐賀県	神埼市	神埼市法定外公共物の管理に関する条例施行規則	神埼市「法定外公共物(道路法及び河川法が適用されない土地)占用等の許可等」汚水放流許可申請書
長崎県	松浦市	松浦市環境保全条例	第14条第1項 河川等公共用水域に家庭排水を放流する者は、衛生的に浄化の上放流するよう、汚水ます、ろ過池等の処理施設を設ける等、努めなければならない。 同条第2項 し尿浄化槽を設置している者は、常に適正な維持管理を行わなければならない。
熊本県	熊本県	熊本県浄化槽取扱要項	第15条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	人吉市	人吉市浄化槽取扱要項第17条	(放流先及び放流方法) 浄化槽の排水を放流するときは、次に掲げる事項に適合するようにしなければならない。 (1) 放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	上天草市	上天草市浄化槽取扱要綱	第17条 浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 (1) 放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 (3) 放流水は、地下浸透させないこと。
	錦町	錦町浄化槽取扱要項	(放流先及び放流方法) 第17条 浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 (1) 放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。
	天草市	天草市浄化槽取扱要綱 天草市浄化槽取扱要綱	第18条 (1) 放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること 第18条 (3) 放流水は、地下浸透させないこと
宮崎県	宮崎県	宮崎県浄化槽指導要領	第4条第2項 環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。
	宮崎市	宮崎市浄化槽指導要領	第4条第2項 環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。
鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	鹿児島県浄化槽事務取扱要領 第3章 第3節 設置場所等 浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 2 放流先 (1) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
	日置市	日置市環境保全条例	第88条(浄化槽の適正な維持管理義務) 浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに、これを適正に維持管理しなければならない。
	鹿児島市	浄化槽指導要綱	第12条 浄化槽からの放流水は、次に掲げる条件を満たす場所に放流するものとする。 (1) 放流先(側溝、水路又は河川等)に接続できること。 (2) 放流先に所有者又は管理者がある場合は、事前に十分協議し、承諾を得ていること。 (3) 環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
沖縄県	名護市	名護市法定外公共物管理条例	第4条 次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (4) 法定外公共物の敷地、流水又は水面を使用すること。

注釈) 自治体における条例・規則・運用に基づく規制を掲載しており、各法(水質汚濁法等)による規制については掲載していない。

23. 放流水域に対する規制について

(2) ②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文	
北海道	札幌市	札幌市浄化槽指導要綱	3 設置基準 (2) 放流先及び設置場所等 ア 放流先の条件 (ア) 放流水は環境衛生上支障のない水路等へ放流するものとする。なお、放流先の管理者の同意が必要な場合は、あらかじめ協議すること。	
	北見市	北海道有土地改良財産の譲与に関する条例	第3条の2 前項の規定により道有土地改良財産の譲与を受けた土地改良区等は、当該譲与を受けた日から知事が指定する期間を経過するまでの間に当該財産について目的外の使用、用途の廃止その他知事の指定する行為をしようとするときは、知事の承認を受けなければならない。	
	砂川市	砂川市個別排水処理施設条例施行規則 第10条	浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項	
	仁木町	余市川土地改良区財産の使用に関する規程	第2条 理事長は、財産を使用しようとする者から、あらかじめ財産使用承認申請書により、その申請をさせるものとする。第3条 前条の申請書の提出があった場合は、理事会において使用承認の適否を決定するものとする。ただし、別表に掲げるものについては、理事長の先決によるものとする。2 前項により使用の決定、不承認をした場合は文書をもって申請者に通知するものとする。別記第2号様式 財産使用承認書の2 条件の項目(使用上の制限) (7) アの【備考】用排水路に排水するときは、次の事項を追加すること。また、水質は、次の基準値を常に満たしていなければなりません。「水質汚濁に係る環境基準②生活環境にかかるとの(河川)類型Dの基準値」	
青森県	十和田市	稲生川土地改良区多目的使用規程 十和田土地改良区多目的使用規程	第10条 施設の使用者はすべての承認条件を厳守し、土地改良区に対し不利益な行為及び事業に支障となる場合は、保証人と連帯してその一切の責任を負うものとする。 第9条 施設の使用者はすべての承認条件を厳守し、土地改良区に対し不利益な行為及び事業に支障となる場合は、保証人と連帯してその一切の責任を負うものとする。	
	西和賀町	西和賀町道路管理規則	第10条 浄化槽を設置し、その排水を町管理の道路側溝、河川、法定外公共物に放流しようとする者は、浄化槽排水放流許可申請書に、次に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めたものについては、添付図書の一部を省略することができる。	
岩手県	住田町	浄化槽放流水許可基準規則	第2条第2項第1号 浄化槽よりの放流先は、常に流水又は流水可能である河川、用排水路並びに町道、農林道の側溝等(土側溝は除く。)であること。	
	紫波町	紫波町下水道条例施行規則	第2条第2項 放流水の生物化学的酸素要求量において、除去率が90%以上で、かつ日間平均値を1リットルにつき20ミリグラム以下にすることができるもの。	
	白石市	白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条 第一項(2) 放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。	
宮城県	角田市	角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4(2)放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。	
	多賀城市	多賀城市開発指導要綱(下水道、河川、水路) 多賀城市公共物管理条例(行為の許可)	・第13条第2項 開発事業者は、下水道法に規定する処理区域外の区域において浄化施設を設置するときは、整備基準により設置しなければならない。 ・第13条第3項 開発事業者は、開発事業によりその周辺及び下流の農地等に影響を及ぼすときは、必要に応じ、用水確保に必要な施設を整備基準により設置しなければならない。 ・第4条第1項5号 河川及び水路に下水その他これに類するものを放流すること。	
	蔵王町	蔵王町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第3条(2)放流先について ア放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ放流水の流末が河川や用水等の水域に滞留せずに流下しているものであること。	
	大河原町	大河原町浄化槽設置に関する事前協議要綱 黒沢尻用水路土地改良区他目的使用並びに使用料徴収規定 黒沢尻用水路土地改良区手数料徴収規定	第3条 浄化槽を設置し、又は変更しようとする者は、あらかじめ浄化槽設置(変更)事前協議書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し町長に協議するものとする。(4) 必要と認める場合は、放流水の放流地点に係る水利権者等の同意書の写し 第6条 浄化槽等設置により処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は契約条項並びに水質基準を厳守するとともに、別表2に掲げる基準により使用料を納付しなければならない。 第2条 手数料は下記のとおりとする。 浄化槽設置放流同意書の交付(1) 雑排水放流(2) 浄化槽設置放流	
	川崎町	川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第6条 放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 (2) 河川、農業用水路に放流しようとする場合 ア 放流量に対し、河川水量等は十分これが希釈可能な水量を有していること。 イ 河川水等の滞流している部分でないこと。	
	村田町	村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条(3) ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ 放流先は原則として耐水材料で造られ、放流水量を収容するに十分なものであること。 ウ 放流先の流末は、河川、水路、側溝等の水域に滞留なく流下しているものであること。 エ 設置、放流先等の利害関係者等と、事前の協議調整が行われていること。オ 放流水の水質は、生物化学的酸素要求量(BOD)は20PPm以下、除去率90パーセント以上とすること。	
	柴田町	柴田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第四条第2号	
	山元町	山元町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4(2)ア 生物化学的酸素要求量は20mg/l以下とするが放流先の流況及び環境によっては更に減じなければならない。 第4(3)ア 放流先は環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ 放流地点については水利権者等の承諾を得ること。	
	秋田県	大仙市	大仙市大曲土地改良区管理施設使用規定 大仙市西仙北土地改良区施設使用規定 秋田県仙北平野土地改良区用排水路管理規定 秋田県仙北平野土地改良区用排水路等使用規則	第4条 この土地改良区の管理する水路には農耕用以外の水、又は汚水を放流してはならない。但し住宅の使用水、営業による排水及び浄化水にしてやむを得ない事由により、水路に放流しなければならない場合には、排水放流申請書を理事長に提出し承認を受けた場合に限り放流することができる。 第12条 排水放流による使用として、住宅の生活廃水、工場の廃水等にして止むを得ない事由により、かんがい用水路に放流しなければならない場合は、廃水水質基準を遵守することを条件に様式1号に定める申請書を理事長に提出し、様式第3号に定める許可書交付後放流すること。 第17条 土地改良区が管理する用排水路等に、上作物の設置等によらず予定外廃水の流入等不可避免的に使用する者は、理事長の許可を受けなければならない。 第3条 用排水路管理規定第16条及び17条の許可を受けようとする者は申請書を理事長に提出しなければならない。
		郡山市	郡山市浄化槽事務処理要領	第2-4-(11) 放流先に水利権等がある場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を得るなどして将来に紛争を生じないようにすること。
田村市		田村市浄化槽事務処理要領	2条2項2号	
南相馬市		南相馬市浄化槽事務処理要領	第2(3)(2) 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合において、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。	
福島県	国見町	伊達西根塚土地改良区土地改良施設使用規程	第12条 住宅の生活排水、工場排水等にしてやむを得ない事由により、用水路に放流しなければならない場合は、排水水質基準を厳守することを条件に様式第1号に定める申請書を理事長に提出し、様式第3号に定める許可書交付後放流することができる。	
	楢葉町	楢葉町改良区土地改良施設他目的使用規定	第3条	
	大熊町	大熊町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	水質汚濁防止法第3条及び第3項及び第4項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域を別表第2のとおり定める。 大熊町土地改良区施設取扱規定第8条	
	飯館村	飯館村農業集落排水処理施設設置条例	第5条 排水設備を新設又は改造若しくは撤去しようとするものは、あらかじめ村長に申請し、その承認を受けなければならない。	
	茨城県	茨城県浄化槽指導要綱第3	浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。	

23. 放流水域に対する規制について

(2) ②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
茨城県	土浦市	土浦市公共物管理条例	第4条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 公共物の敷地又は水面若しくは河川及び水路の流水を使用すること。
	古河市	古河市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第10条、第11条(条文は省略)
	龍ヶ崎市	牛久沼土地改良区施設使用並びに手数料徴収規程	第1条～第5条
	常総市	常総市法定外公共物管理条例	管理者の許可
	北茨城市	北茨城市法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 敷地又は流水水面を使用すること。 (2) 工作物、物件又は施設(以下「工作物」という。)を新築し、改築し、又は除去すること。 (3) 流水を利用するため、これを停滞させ、または引用すること。 (4) 敷地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	笠間市	土地改良施設他目的使用並びに使用料徴収規程	第2章施設の使用 第5条 浄化槽等施設により、処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は承認条件を遵守するとともに、別表第1号により使用料を納付しなければならない。 別表第1号 雑排水 10,000円(浄化槽1人槽当り一時金)
	つくば市	つくば市法定外公共物管理条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより申請をし、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。(1) 法定外公共物の敷地又は水面を使用すること。(2) 法定外公共物の敷地内において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。(3) 法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。(4) 流水の方向、分量、幅員若しくは深淺又は敷地の現況に影響を及ぼすこと。(5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事を行い、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	鹿嶋市	鹿嶋市公共物管理条例	(使用等の許可) 第4条 公共物において、次の各号に掲げる行為(以下「使用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (2) 流水水面又は敷地を使用すること。 (3) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 (4) 流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5) 生産物を採取すること。 (6) 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、公共物を本来の目的以外に使用すること。
	常陸大宮市	常陸大宮市法定外公共物の管理に関する条例	第4条第2項 流水水面又は敷地を占用し、又は使用する者は、市長の許可を受けなければならない。
	筑西市	筑西市法定外公共物管理条例 第4条	法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。(1) 道路法第32条第1項及び道路施工令第1条に規程する工作物、物件又は施設の新築、改築又は除去等により法定外公共物を使用すること。(2) 掘削、盛土、切土その他法定外公共物の形状を変更すること。(3) 流水を利用するため、これを引用すること。(4) 前3号に掲げるもののほか法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	坂東市	農業用水路管理者の同意による	農業用水路管理者の同意による
	稲敷市	稲敷市法定外公共物管理条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
	神栖市	神栖市法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物において、本来の目的を損なわない範囲において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。(1) 工作物を新築し、改築し、又は除去すること。(2) 流水、水面又は敷地を使用すること。(3) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。(4) 流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。(5) 生産物(前条第3号に該当するものを除く。)を採取すること。(6) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。(7) 前各号に掲げるもののほか、本来の目的以外に使用すること。
	行方市	行方市戸別浄化槽整備事業に関する条例施行規則	第3条 条例第2条第1項第1号に規定する戸別浄化槽は、放流水が生物化学的酸素要求量10mg/L以下、総窒素量10mg/L以下及びびりん1mg/L以下の浄化機能を有するものとする。
	東海村	管理する水利組合による	管理する水利組合による
	大子町	大子町公共物管理条例	(許可)第4条 公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。(1) 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
	八千代町	八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項第5条(7)	(7) 浄化槽の放流水に関する許可書又は同意書
	利根町	土地改良施設他目的使用並びに手数料徴収規程	第3条 前条の施設を使用するときは、下記事項を記載した申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。 (1) 使用の目的 (2) 使用の場所及び面積並びに図面 (3) 使用期間 (4) 工期 (5) 使用方法に関する計画書及び図面(構造、規模、排水計画等) (6) 地元理事の同意書 (7) その他必要な項目
	栃木県	栃木市	栃木市法定外公共物管理条例
真岡市		真岡市法定外公共物管理条例施行規則	(占用等の許可) 第3条 条例第4条第1項に規定する許可又は変更の許可若しくは第12条に規定する協議は、真岡市法定外公共物占用等許可・協議申請書(様式第1号)に、次の書類を添付し申請するものとする。 (6) 利害関係人の同意書(様式第2号)
上三川町		上三川町土地改良区施設多目的使用規程	適当な放流先が農業用水路しかない場合に、土地改良区施設他目的使用契約書を提出することで放流を認める。(東部地区のみ該当。他は町の管轄外。)
芳賀町		芳賀町土地改良区農業用排水施設使用規定	第3条 理事長は前条の規程による申請があったときは、その応否及び条件を理事会の決議を経て決定しなければならない。
足利市		足利市法定外公共物の管理に関する条例	第5条 (6) 水路に汚水その他これに類するものを放流すること

23. 放流水域に対する規制について

(2) ②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文	
栃木県	下野市	下野市法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)を新築し、改築し、又は除却すること。 (2) 特定の目的のために占用又は使用(以下「占用」という。)をすること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物について工事をし又は本来の目的以外に使用すること。	
	茂木町	茂木町法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長に許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 敷地又は上空若しくは地下において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 (2) 流水面又は敷地を使用すること。 (3) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 (4) 流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼすこと。 (5) 土地の掘削、盛土若しくは切土その他の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為について許可を受けた場合において、当該行為のためにするものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の用途以外に利用すること。	
群馬県	群馬県	群馬県浄化槽指導致要綱	第2の4放流先の条件 (3) 放流先が農業用水路等である場合には、原則としてその所有者又は管理者と協議を行うこと。	
	前橋市	前橋市浄化槽指導致要綱	第2条第3項 (2) 放流先が農業用水路等である場合には、原則としてその所有者又は管理者と協議を行うこと。	
	高崎市	高崎市浄化槽指導致要綱	第2条第3項(2) 放流先が農業用水路等である場合には、原則としてその所有者又は管理者と協議を行うこと。	
	桐生市	桐生市公共物使用等に関する条例	第4条 公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (6) 工場又は事業場等の排水等を公共物に流入させること。	
	上野村	上野村生活雑排水等処理に関する条例施行規則	BOD除去率90%以上で放流水BOD10mg/リットル以下及びSS10mg/リットル以下、T-N10mg/リットル以下(日間平均値)の性能を有するものとする。	
	甘楽町	甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	ア 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上	
	みなかみ町	みなかみ町公共物使用等に関する条例施行規則	第5条 条例第4条第5号の規定に基づき、排出物を公共物に流入させようとする者は、工場等排水流入許可申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。	
	明和町	明和町土地開発事業指導致要綱	同要綱第7条別表 4排水施設 ③放流同意 開発区域内の生活排水を道路側溝及び水路等に放流する場合は、所管部署に事前に許可を得ること。	
	千代田町	千代田町住宅等の小規模雑排水処理指導致要綱	第6条 住宅等の小規模雑排水を農業排水路及び河川等へ放流する場合は、その管理者等の同意書(様式第2号)を町長に提出するものとする。	
	邑楽町	邑楽町公共物使用等に関する条例	第4条 公共物について、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 (1) 公共物の敷地又はその上空及び地下において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。	
埼玉県	埼玉県	埼玉県浄化槽設置指導致要綱	第4 設置基準等 4 放流先の確保	
	川越市	川越市浄化槽設置指導致要綱	第4-4-(2)公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は当該管理者と協議すること。	
	川口市	川口市浄化槽設置指導致要領	別表1(第3関係) 2放流先の基準 イ 公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要か確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。 ウ 私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。	
	行田市	行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への報酬に関する要綱	第6条 合併処理浄化槽の処理水を放流しようとする側溝の流末が、農業用排水路に接続されているものについては、事前に、合併処理浄化槽を設置しようとする者と農業用排水路管理者との間で承認又は協議が行われているものでなければならない。	
	本庄市	根拠条例等無し	農業用水路に放流する場合、浄化槽の放流水の基準を満たした上で用排水組合の同意が必要となる。	
	東松山市	東松山市生活排水処理施設設置指導致要綱	第6条 浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者は、公共用水域に浄化槽による処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者と協議しなければならない。	
	春日部市	なし	放流先の土地改良区または地区長との協議が必要	
	埼玉県	狭山市	狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱	第1条 道路側溝は路面の雨水排水を目的として設置した施設であり、一般家庭等の生活排水を市管理道路側溝(以下「側溝」という。)へ放流することは原則として認めないが、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る観点から、浄化槽の処理水を放流させることを例外として認めることとし、この取扱いについて必要な事項を定めるものとする。第3条 放流が可能な浄化槽は、放流可能な浄化槽は、放流可能な側溝を敷設した市管理道路に面した住宅敷地に設置される処理対象人員10人以下の小型合併処理浄化槽とする。第4条 放流が可能な側溝は、流水が地中に浸透することなく流末の河川等に流れる構造のもので、流下能力に余裕があり、浄化槽の処理水を放流してもなお道路からの雨水等の排水を妨げないものとする。第5条 浄化槽の処理水を側溝へ放流することができる区域は、下水道法第4条第1項に規定する事業計画の認可を受けた区域以外の区域であって、側溝以外に排水することが困難な区域に限るものとする。
		狭山市	狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱運用規程	第2条 要綱の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1) 小型合併処理浄化槽とは、10人槽以下のし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下、BODという。)除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均値)以下の性能を有するものをいう。(2) 住宅とは、専ら居住を目的とした住宅をいう。(併用住宅を含む)第3条 接続方法については、次の各号に定めるものとする。(1) 接続可能な側溝(流末が確保されており、降雨時に異常冠水する恐れのない、浸透式側溝でないもの)に接続すること。ア U字溝は240mm×240mm以上のものとする。イ スリット側溝及びL字側溝は、清掃用の枡等を設置するものとし、その間隔は20mを基本とし、設置箇所については道路管理者と協議するものとする。また、大きさについてはU字溝の基準と同等以上とする。(2) 取り付け管は、VP100mmとする。(3) 民地の最終枡は、官民境界から30cm以上離すこと。(4) 側溝(1製品あたり)への接続可能な取り付け管径は1とする。(5) の場合を除く。(5) 長尺U型側溝等については、複数の取り付け管の接続を可能とする。ただし、取り付け管の間隔は施工性、側溝の強度、維持管理上から、1m以上離れた位置に設けること。
	坂戸市	坂戸市環境保全条例	第23条 市民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、公共用水域に生活排水を排出するときは、浄化装置を設置し排出するように努めなければならない。	
幸手市	幸手市法定外公共物管理条例	第4条第2項 市長は、前項の許可をする場合において、法定外公共物の管理のために必要であると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。		
日高市	日高市公共物管理条例	第5条 (行為の許可)		
吉川市	吉川市水路等の整備に関する規則	第5条第1項(10) 排水の放流先は、原則として排水路又は用排水兼用水路とすること。ただし、やむを得ず用水路へ放流する場合は、当該開発区域を含む区域を管轄する農事組合(吉川市農事組合長規則(昭和54年吉川町規則第9号)第2条に規定する農事組合をいう。)の代表者から同意書(別記様式)を得ること。		
伊奈町	伊奈町浄化槽に関する指導致要綱	管理者の同意		

23. 放流水域に対する規制について

(2) ②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
埼玉県	滑川町	滑川町合併処理浄化槽設置指導要綱	(放流先の確保) 第4条(1) 合併処理浄化槽等からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 (放流先の確保) 第4条(2) 公共用水路、河川、道路側溝等に放流する場合には、許可又は協議が必要か否か確認し、必要な場合には、当該管理者に許可申請若しくは協議すること。 (放流先の確保) 第4条(3) 私有の下水溝、水路等に放流する場合には、当該所有者又は管理者と協議すること。 (放流先の確保) 第4条(4) 合併処理浄化槽等の設置に関し道路等を占有する場合には、当該管理者と協議すること。
	小川町	小川町合併処理浄化槽設置指導要綱	第12条第2号 公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議する。 第12条第3号 私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。 第12条第4号 浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。
	鳩山町	鳩山町公共物管理条例	第4条 町長に許可を受けなければならない。
	神川町	神川町公共物管理条例	第4条 公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (2) 流水水面又は敷地を使用すること。 (3) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 (4) 流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。
	越生町	越生町合併処理浄化槽設置指導要綱	(許可等) 合併処理浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を使用とする者(以下「合併処理浄化槽の設置者」という。)は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。 (流水占有等の許可) 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければ成らない。 普通河川の区域内の土地を占有すること。
		越生町普通河川条例	第4条 2 この土地改良区は、前項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
	上里町	上里土地改良区定款 上里西部土地改良区定款	第4条 2 この土地改良区は、前項第1条及び第2条の事業に附帯しその事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
千葉県	匝瑳市	匝瑳市法定外公共物の占有等に関する条例	法定外公共物が存する土地又は流水水面を占有及び使用すること 第4条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 省略 (2) 特定の目的のために占有又は使用(以下「占有等」という。)すること。
	いすみ市	いすみ市法定外公共物管理条例	管理者の許可・承諾
	多古町	多古町法定外公共物管理条例	第3条 前条の施設を使用しようとする者は、左記事項を記載した申請書(様式一号)を理事長に提出し、承認をうけなければならない。
東京都	勝浦市	勝浦市土地改良施設他目的使用規定	第5条 普通河川等において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 …中略 2 普通河川等に、生活廃水及び雨水等を放流しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
	日野市	日野市普通河川等管理条例	第3条 …中略 2 条例第5条第2項の規定により承認を受けようとする者は、普通河川等放流承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。 3 前2項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合にはその一部を省略することができる。 (1) 印鑑証明書(法人の場合は、資格証明書)及び利害関係者同意書 (2) 案内図及び位置図 (3) 平面図、縦断面図、構造図及び設計仕様書 (4) 占用積積図、公図の写し、公共用地境界確定図及び土地登記簿謄本 4 市長は、第1項及び第2項の規定により申請した者に対し占有等の許可をすときは、普通河川等占用許可書(第3号様式)及び普通河川等放流承認書(第4号様式)により行うものとする。 5 許可及び承認を受けた事項の変更申請については、前各項の規定を準用する。この場合において、第3項ただし書中「一部」とあるのは、「全部又は一部」と読み替えるものとする。
		日野市普通河川等管理条例施行規則	第2条2項 前項の申請書は、1件につき2部を提出するものとする。ただし、大丸用土地改良区が所管する水路を排水流末とするものにあたっては3部とする。 別表第1 (一部抜粋) 幹線水路等で流水の方向、清潔、流量、幅員若しくは深淺又は土地の状況に管理上支障を及ぼす行為 ↓ 出水期(5月1日から10月31日まで)に工事をおこなわないこと。 別表第1 (一部抜粋) 流水の方向、清潔、流量、幅員若しくは深淺又は土地の状況に管理上支障を及ぼす行為 ↓ 稲城市農業委員会事務局の指示を仰ぎ必要に応じて農業用水としての利害関係者と協議すること。
	稲城市	稲城市公共物管理条例施行規則	別表(事務取扱要領 2(3)関係)
		稲城市公共物管理条例の運用について	第45条 排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。
稲城市公共物管理条例の運用について		第42条 条例第45条第1項の規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。	
神奈川県	神奈川県	浄化槽指導要綱	第4条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設又は改築し、その水路の敷地を占有すること。 (2) 水路の敷地を掘さく、盛土し、及び堤防及び護岸その他水路の代替等の工事又はこれらに類する行為をすること。 (3) 水路に流水させるために工作物を設置すること。 (4) 汚水等を水路に流入させること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、水路の管理保全のため市長が特に必要と認めたもの 2 市長は、水路管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可の際、条件をつけることができる。
	川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設又は改築し、その水路の敷地を占有すること。 (2) 水路の敷地を掘さく、盛土し、及び堤防及び護岸その他水路の代替等の工事又はこれらに類する行為をすること。 (3) 水路に流水させるために工作物を設置すること。 (4) 汚水等を水路に流入させること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、水路の管理保全のため市長が特に必要と認めたもの 2 市長は、水路管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可の際、条件をつけることができる。
	平塚市	平塚市水路に関する条例 第4条	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 汚水等を水路に流入させること。
	秦野市	秦野市水路の管理に関する条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 汚水等を水路に流入させること。
	中井町	条例等なし	水利組合に要相談
新潟県	阿賀野市	阿賀野市土地改良区土地改良施設使用規程	第1条 定款第4条第3項の規程により、本土地改良区が行う事業の目的を妨げない範囲内で土地改良施設(以下「施設」という。)を他の目的に使用させる場合については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。
	南魚沼市	南魚沼市浄化槽条例	第15条 特定事業場から汚水を排除して浄化槽を使用する者は、下水道条例第8条第1項第1号から第4号まで及び第2項に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。

23. 放流水域に対する規制について

(2) ②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
新潟県	南魚沼市	南魚沼市下水道条例	第8条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している者又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している者に限る。以下第9条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 (1) アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満 (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満 (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下 (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満 (7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
石川県	宝達志水町	宝達志水町個別排水処理施設条例第3条2項	放流水の生物化学的酸素要求量の除去率が90%以上を有し、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が1リットル当たり20ミリグラム以下
福井県	勝山市	勝山市公害防止条例	第48条 し尿浄化施設を設置しようとする者は、規則で定める位置にし尿浄化施設を設置し、規則で定める放流先に放流水を放流しなければならない。ただし、周囲の状況等から市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。
		勝山市公害防止条例施行規則	第18条 条例第48条に規定する規則で定めるし尿浄化施設の位置及び放流水の放流先は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) し尿浄化施設の位置 ア し尿浄化施設の機能を適正に維持管理することができること イ 公衆衛生上良好な環境を保持することができること ウ 近隣住民に不快感を覚えさせないこと (2) 放流水の放流先 ア 放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であつて、市長が支障なしと認めるところ イ 放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能なように設置された暗渠であつて、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合
山梨県	南部町	南部町浄化槽設置整備事業指導要綱	第4条 住民は生活排水の浄化推進にあたり、家庭等から排水される生活排水によって公共用水域の水質汚濁を生ずることのないようにするとともに放流先の清掃及び点検に務めなければならない。
長野県	長野市	長野市自然環境保全条例	長野市自然環境保全条例 (一部抜粋) (保全地域における行為の許可等) 第12条 保全地域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 (略) (7) 排水を放流し、又は地下浸透させること。
	松本市	松本市浄化槽法施行規則	第4条第4号 放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分あり、かつ、滞留していないこと 第7号 他法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には、法令上の手続きが行われていること
	須坂市	須坂市公害防止条例	第27条 浄化槽を設置しようとする者は、規則で定める公共用水域のほかは、浄化槽からの排水を放流してはならない。
		須坂市公害防止条例施行規則	第11条(1)常時相当量の流量がありかつ河川等へ直接流入(2)河川等は放水量の100倍以上の希釈水量を有し滞留していない(3)河川等の管理者が承諾している
	東御市	東御市浄化槽法施行細則	第4条第3項 放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分であり、かつ、滞留していないこと。
	豊丘村	水質基準	保守点検記録用紙の検査項目の基準値内の水質での放流
	池田町	池田町汚水処理指導要綱	第2(1)合併処理浄化槽の放流先は水路とする。又、単独し尿浄化槽の放流水の放流先は町が指定する水路とする。尚、水路使用については必ず土地改良区の承諾を得ること。 第2(4)放流先の水路の清掃は、関係利用者が共同の責任で常に清潔に管理すること。
	松川村	浄化槽の設置に関する指導基準	放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留してはいけぬ。
	白馬村	白馬村合併処理浄化槽設置要綱	第3条 放流水については、河川放流を原則とするが、河川放流のできない場所にあつては、放流量又は浄化槽面積に見合う面積を確保した有孔放流管により地下浸透処理を行うものとする。
	飯綱町	飯綱町自然環境保全条例施行規則	第3条 別表第2 自然環境の保全指導基準 第3(4) 処理水のBOD値は営業の用に供するものにあつては浄化槽による処理水の後処理を行い、BOD値を10mg/以下、その他の用に供するものにあつては20mg/以下とし、処理水は原則として放流によるものとする。
	塩尻市	塩尻市家庭雑排水等処理施設設置等指導要綱 第8条(1)	放流先が用水路又は側溝である場合は、当該用水路又は側溝が、処理水により環境衛生上の支障を生じない流量を有し、かつ、河川へ直接流入していること。 家庭雑排水を合併処理浄化槽及びこれと同等以上の処理能力を有する処理施設で処理したものの以外の処理水を放流する場合は、放流先の河川が流入する放流量の100倍以上の希釈水量を有し、かつ、滞留していないこと。 河川、用水路又は側溝の管理者が、放流口の設置について承諾していること。
	木島平村	木島平村環境保全条例施行規則	第2条 条例第4条第3項に規定する排水処理浄化槽は放流口でBOD除去率がおおむね50%以上及びSS除去率がおおむね80%以上の処理能力を備えた3層以上の沈澱濾過槽で村長が定めたものとする。
	中野市	中野市公共物管理条例	第13条第1項 市長はこの条例に基づく許可には、公共物の維持管理上必要な条件を付すことができる。
	岐阜県	美濃市	なし
可児市		可児市開発協議要綱	第4条第3項 事業者は、浄化槽放流水の放流先関係者と事前に協議を行い、当該管理者及び水利権者等の了解を得るものとする
揖斐川町		土地改良区施設利用規程	第2章 施設の利用 第3条 家庭用雑排水、浄化槽設置による処理水の落口並びに出入りに利用する橋梁等を、前条施設に構築し、利用しようとする者は、下記事項を記載した申請書を作成し、総代及び役員等の同意書を添えて理事長に提出し、許可を受けなければならない。 1. 利用場所 2. 利用目的及び職業 3. 数量 4. 利用方法に関する計画書及び図面 5. 利用期間 6. 工事期間 7. その他必要事項 (第14条第1項第1号) 用水路への生活雑排水等の放流は原則として認めない。(※排水路への放流は規制無し)
静岡県	御殿場市	御殿場市河川管理条例	第4条 市長の許可を受けなければならない
	裾野市	裾野市普通河川条例	第4条 普通河川の流水を占有する者は市長の許可を受けなければならない。
愛知県	函南町	函南町普通河川条例	第4条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、町長以外の者が、その権限に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。 (1) 普通河川の流水を占有すること。
	碧南市	碧南市土地改良区多目的使用並びに手数料徴収規定	放流承諾願を理事長に提出し、その承諾を受けなければならない。
	刈谷市	なし	法令等の根拠はないが、刈谷土地改良区において、改良区及び改良区の地元の協議が必要
愛知県	江南市	江南市土地改良区定款	江南市土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受けなければならない。
	江南市	江南市土地改良区規約	江南市土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受けなければならない。

23. 放流水域に対する規制について

(2) ②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
愛知県	江南市	江南市土地改良区管理施設多目的使用規程	江南市土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受けなければならない。
	小牧市	小牧市生活汚水放流に関する指導要綱	第4条 前条の規定により汚水を放流しようとするもの(以下「施行者」という。)(は、工事の施行前(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認が必要な場合は、同項の申請前)に公共用物等の届出書(様式第1。以下「使用届出書」という。)を市長に提出しなければならない。 第5条 使用届出書には、当該汚水の放流に係る区長への報告をした経緯書と、公共下水道が整備されたときは排水をこれに接続する旨の誓約書(様式第2)を添付するものとする。 第6条 汚水の放流先は、コンクリート等恒久的な構造を有し、流末が河川又は水路に接続してなければならない。 第7条 建築敷地内の排水施設の先には、別表の基準に適合する沈殿槽を設置するものとする。ただし、当該基準を超えるものについては、別に協議をするものとする。
	岩倉市	岩倉市公共用物の管理に関する条例 岩倉市公共用物の管理に関する条例施行規則	管理者の許可 第4条(5)雑排水、雨水等を放流する管類は必要最小限度の口径のもの1箇所とし、かつ、放流箇所直近の私有地側に集水溝を設けること。
	設楽町	設楽町環境保全取扱要綱	第5条(2) 建築物、工作物のし尿、雑排水及び家庭雑排水 収容人員に見合う能力を有する国が認定した浄化槽を設置し、放流水質はBOD20PPM以下にし、浄化槽に定められた設置の届出等をするものとし、その管理をしなければならない。ただし、別荘等に町内に滞在するための建築物は、この限りでない。
	四日市市	四日市市浄化槽指導要綱	第5条第7号 放流先が都市下水路以外の排水施設で、その管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。
三重県	熊野市	熊野市浄化槽取扱内規	市が管理していない農業用排水路に放流する場合は、その施設の管理者または権利者と事前に協議し、同意書を添付することが望ましい。
	度会町	浄化槽設置並びに排水放流に係る協議報告書	浄化槽関係法令等による規制はないが、町独自で必要であると判断し浄化槽設置の際に提出を求めている。
	滋賀県	県内19市町 市町浄化槽取扱要綱	第4条 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等については他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
京都府	福知山市	福知山市浄化槽の設置に関する要綱 第4条	設置する浄化槽は、通常の使用状態において、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の性能を有するものとする。
	井手町	井手町内河川の水質保全条例	(町内の木津川流域内で公共下水道計画区域外) 第5条 前条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、事業の開始前に事業の内容について、町の承認を受けなければならない。 第6条 第4条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、別表に定める団体を対象とする説明会を開催し、当該団体の同意を得なければならない。
大阪府	大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	第59条(排出水の排出制限) ※日間平均30m ³ /日以上排出水を、公共用水域へ放流する届出事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
	枚方市	枚方市公害防止条例	第3条 工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水(法律又は大阪府の条例に規定する工場又は事業場であつて規則で定めるものから排出される水を除く。以下「排出水」という。)を排出する者は、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)において規則で定める排水基準(排出水に含まれる有害物質(カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるもの)をいう。以下同じ。)の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度をいう。以下同じ。)に適合しない排出水を排出してはならない。
	阪南市	阪南市開発指導要綱	その他の協議事項(用排水) 第55条
兵庫県	兵庫県	兵庫県浄化槽指導要綱	第1章総則4 設置(1) 設置基準ア放流水質基準 新たに設置する浄化槽は、放流先の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の性能を有する浄化槽を設置するものとする。
	神戸市	神戸市浄化槽指導要綱	第5条 浄化槽設置者は、次の表に定める水域及び処理人数の区分に応じ、同表に定める排水基準に適合する性能を有し、かつ、第3章に定める浄化槽の設計・構造基準に適合する浄化槽を設置しなければならない。
	姫路市	姫路市浄化槽指導要綱	第3条第1項 新たに浄化槽を設置する者は、原則として放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の性能を有する合併処理浄化槽を設置しなければならない。 第5条第1項 浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならない。
奈良県	御杖村	御杖村浄化槽取り扱い要綱	浄化槽は原則として、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域及びこれと接続して生活雑排水を既に放流している排水路又は側溝等で水が常時存在し、又は滞留しない等衛生上支障のないものに、放流することができる場所に、悪臭、騒音及び振動等について付近の生活環境及び公衆衛生に支障のないよう設置されなければならない。
鳥取県	大山町	多目的使用ならびに手数料徴収規定	第15条 住宅の使用水、営業、公共施設による排水、その他やむを得ない事由により水路に放流する場合は第3条に定める様式により理事長の承認を求めるとし、別表第2号表に定める水路使用料を払わなければならない。 第16条 浄化槽、工業用処理槽等を設置してその排水を水路に放流する者は、第15条の規定を準用する。
島根県	島根県	島根県浄化槽取扱指針	第4章浄化槽設置場所及び放流先 浄化槽を設置しようとする者は浄化槽設置場所について、関係法令に基づく区域の指定状況によく留意するとともに、おおむね次の条件を満足する設置場所及び放流先を選ばざることし、事前に必要に応じて放流先管理者等との協議を行うこと。 1. 設置場所(省略) 2. 放流先 (1) 付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 (2) 放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
	松江市	松江市普通河川道路管理条例	第4条(行為の制限) 普通河川道路に関し次に掲げる行為を使用とする者は、市長の許可を受けなければならない。
	出雲市	出雲市普通河川道路等管理条例	第5条 普通河川道路について、次に掲げる行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。
岡山県	岡山県	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第3 1 浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	岡山市	岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第3-1 浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	倉敷市	倉敷市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	指針第3の1「浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。」
広島県	府中市	府中市浄化槽取扱指導要綱	第6条7項 放流先は、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
	大竹市	大竹市浄化槽取扱指導要綱	第5条第7号 放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
山口県	下関市	下関市浄化槽の設置等に関する指導要綱	第8条 浄化槽の放流水(以下「放流水」という。)は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならない。 2 水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者と協議を行うこと。
徳島県	鳴門市	管理者の管理権限	農業用水路管理者(水利組合等)の排水同意
	阿波市	管理者の管理権限	農業用水路管理者(水利組合等)の排水同意
	牟岐町	管理者の管理権限	農業用水路管理者(水利組合等)の排水同意

23. 放流水域に対する規制について

(2) ②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
徳島県	藍住町	管理者の管理権限	農業用水路管理者（水利組合等）の排水同意
	東みよし町	管理者の管理権限	農業用水路管理者（水利組合等）の排水同意
高知県	宿毛市	慣習（地元・水利組合の取り決め）	水田に入る水路には放流できない。
福岡県	大牟田市	大牟田市法定外公共物の管理に関する条例	第4条 法定外公共物に関し行為（占用等）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 第5条 国の行う事業のための占用等については、あらかじめ市長と協議し、その同意を得なければならない。 第7条 占有者は、占有等によって生じる権利を他人に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、使用の承認を受けた時は、この限りではない。
	中間市	中間市浄化槽指導要綱	第6条第1項第1号及び第2号（水素イオン濃度指数5.8から8.6まで）（BOD10ミリグラム毎リットル以下）
	古賀市	古賀市浄化槽の設置等に関する条例	第3条 浄化槽から排出する放流水（以下「放流水」という。）の水質基準は、次のとおりとする。 （1）50人槽以下 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及びBOD20ミリグラム/リットル以下 （2）51人槽以上 BOD除去率95パーセント以上及びBOD10ミリグラム/リットル以下 第4条 浄化槽を設置しようとする者は、放流水の放流先の処理その他浄化槽設置の適否について、あらかじめ市長と事前に協議しなければならない。
	遠賀町	遠賀町河川水質の浄化及び保全に関する条例	第3条 浄化槽の排水口における水質は遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例（平成2年条例第7号）第5条の基準を満たすものとし、排水処理は合併処理方式とする。
	苅田町	苅田町法定外公共物管理条例	第4条（1）法定外公共物の敷地、流水又は水面を占有すること
佐賀県	神崎市	神崎市法定外公共物の管理に関する条例	神崎市「法定外公共物（道路法及び河川法が適用されない土地）占用等の許可等」汚水放流許可申請書
長崎県	佐世保市	佐世保市法定外公共物管理条例	第5条 法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可（以下「占用等の許可」という。）を受けなければならない。占用等の許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （1）敷地又は水面を占有すること。 （2）流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （3）土石、砂れき、竹木その他産出物を採取すること。 （4）敷地又はその上空若しくは地下に工作物又は施設（以下「工作物等」という。）を新築し、改築し、又は除去すること。 （5）敷地の掘削、盛土、切土、その他敷地の形状を変更する行為（第1号から第4号までに掲げる行為のために必要なものを除く。）又は竹木を植栽し、若しくは伐採すること。 （6）前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	熊本市	熊本市浄化槽取扱要項	第15条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
熊本県	人吉市	人吉市浄化槽取扱要項第17条	(放流先及び放流方法) 浄化槽の排水を放流するときは、次に掲げる事項に適合するようにならなければならない。 （1）放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （2）放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	上天草市	上天草市浄化槽取扱要綱	第17条 浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにならなければならない。 （1）放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （2）放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 （3）放流水は、地下浸透させないこと。
	錦町	錦町浄化槽取扱要項	(放流先及び放流方法) 第17条 浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにならなければならない。 （1）放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 （2）放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。
	天草市	天草市浄化槽取扱要綱	第18条（2）放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること
	宮崎県	宮崎県浄化槽指導要領	第4条第2項 環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。
鹿児島県	宮崎市	宮崎市浄化槽指導要領	第4条第2項 環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。
	鹿児島県	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	鹿児島県浄化槽事務取扱要領 第3章 第3節 設置場所等 浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 2 放流先 （1）環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （2）放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
	鹿児島市	浄化槽指導要綱	第12条 浄化槽からの放流水は、次に掲げる条件を満たす場所に放流するものとする。 （1）放流先（側溝、水路又は河川等）に接続できること。 （2）放流先に所有者又は管理者がある場合は、事前に十分協議し、承諾を得ていること。 （3）環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	日置市	日置市環境保全条例	第88条(浄化槽の適正な維持管理義務) 浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに、これを適正に維持管理しなければならない。

注釈) 自治体における条例・規則・運用に基づく規制を掲載しており、各法（水質汚濁法等）による規制については掲載していない。

23. 放流水域に対する規制について

(2) ③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
北海道	札幌市	札幌市浄化槽指導要綱	3 設置基準 (2) 放流先及び設置場所等 (ウ) 放流先が道路側溝の場合は、次の条件を満足すること。 a 道路側溝が地下埋設管、コンクリート溝等であるか又は常に流水が確保できる素掘り側溝であること。ただし、皿型、L型等浅い側溝は除く。 b 取付管の口径はφ100mm以下とすること。
	砂川市	砂川市個別排水処理施設条例施行規則 第10条	浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項 (申請の手続)
	月形町	月形町道路管理規則	第18条 生活雑排水及びし尿浄化水の放流については、様式第13号の生活雑排水・し尿浄化水放流承認申請書を町長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次の各号に挙げる書類を添付しなければならない。 ア 占用の場所の位置図(縮尺5万分の1以上) イ 実測平面図(縮尺1,000分の1以上) ウ 物件の構造図及び配管図 エ し尿の浄化水を放流する場合は、その浄化水の水質を証明する書類 オ その他町長が必要と認める書類
	白老町	なし	但し、基本宅内処理とし流末処理先に応じて条件等協議となる。
	洞爺湖町	洞爺湖町し尿浄化槽指導指針	第4 設 置 し尿浄化槽の設置場所等については、次の各号による。 1 放流先は、町が管理する河川・暗渠側溝、あるいは常時流水のある、町が管理する有蓋のU字側溝等(蓋が無い場合は、設置場所より30m蓋をかけること)とする。
	別海町	別海町道路管理規則	第7条第1項 道路占用の許可を受けること。
青森県	八戸市	雨水等の道路側溝接続に関する取扱基準	第3 管路等の接続基準
		雨水等の道路側溝接続に関する取扱基準	第4 放流の条件
	十和田市	十和田市道路側溝等への浄化槽処理水の放流に関する要綱	第3条 浄化槽処理水を側溝等に放流するために必要な浄化槽処理水の放流の条件は、次に掲げるとおりとする。(1)排水管の口径は100ミリメートル以下とすること。(2)側溝等の排水機能に支障を来さないように排水管を取り付けること。
	横浜町	合併浄化槽処理水の町管理道路側溝への放流許可基準	合併浄化槽処理水の町管理道路及び町道路側溝への放流の許可を受ける前提条件
岩手県	滝沢市	排水管の道路側溝占有許可に関する事務取扱要領	第2条 し尿と雑排水を合わせて処理する合併浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率90パーセント以上及び放流水の水質BODの1日間平均値が20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
	西和賀町	西和賀町道路管理規則	第10条 浄化槽を設置し、その排水を町管理の道路側溝、河川、法定外公共物に放流しようとする者は、浄化槽排水放流許可申請書に、次に掲げる図書添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めたものについては、添付図書の一部を省略することが出来る。
	住田町	浄化槽放流水許可基準規則	第2条第2項第1号 浄化槽よりの放流先は、常に流水又は流水可能である河川、用排水路並びに町道、農林道の側溝等(土側溝は除く。)であること。
	紫波町	紫波町下水道条例施行規則	第2条第2項 放流水の生物化学的酸素要求量において、除去率が90%以上で、かつ日間平均値を1リットルにつき20ミリグラム以下にすることができるもの。
			第4条 第一項(2)放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
宮城県	白石市	白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第3条(2)放流先について ア放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ放流水の流末が河川や用水等の水域に滞留せずに流下しているものであること。
	蔵王町	蔵王町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条(3)ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。イ 放流先は原則として耐水材料で造られ、放流水量を收容するに十分なものであること。ウ 放流先の流末は、河川、水路、側溝等の水域に遅滞なく流下しているものであること。エ 設置、放流先等の利害関係者等と、事前の協議調整が行われていること。オ 放流水の水質は、生物化学的酸素要求量(BOD)は2.0PPm以下、除去率90パーセント以上とすること。
	村田町	村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第6条 放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 (1)側溝、下水溝等に放流する場合 ア 放流先は、原則として耐水材料で造られ放流量及び浄化槽からの排水を收容するのに十分なものであること。 イ 側溝等の流末は、河川、用水等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 ウ 道路等の側溝を利用する場合は、排水先開渠に必要な長さをもつ構造の蓋掛け等の措置を講じること。
	川崎町	川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条(2)放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	角田市	角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第四条第2号
	柴田町	柴田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4(2)ア 生物化学的酸素要求量は20mg/l以下とするが放流先の状況及び環境によっては更に減じなければならない。 第4(3)ア 放流先は環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ 放流地点については水利権者等の承諾を得ること。
	山元町	山元町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第2-4-(1) 放流先に水利権等がある場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を得るなどして将来に紛争を生じないようにすること。
福島県	郡山市	郡山市浄化槽事務処理要領	2条2項2号
	田村市	田村市浄化槽事務処理要領	第2-3(2) 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。
	南相馬市	南相馬市浄化槽事務処理要領	第9条(許可の基準)
	楢葉町	楢葉町道路管理規則	水質汚濁防止法第3条及び第3項及び第4項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域を別表第2のとおり定める。
	大熊町	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	道路管理者の許可、行政区長の同意
	双葉町	町事務処理要領	個人住宅に設置される浄化槽のうち、し尿と生活雑排水(工場排水及びその他特殊な排水を除く。)を併せて処理する浄化槽であって生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水水質がBOD20mg/l以下の機能を有するものであること。 浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
茨城県	茨城県	茨城県道路占用許可基準	第4条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 公共物の敷地又は水面若しくは河川及び水路の流水を使用すること。
		茨城県浄化槽指導要綱第3	第10条 法第32条第1項及び法第35条の規定に基づき、道路の占用(以下「占用」という。)の許可を受けようとする者は、工事着手の予定日の30日前までに道路占用許可申請・協議書(様式第10号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
	土浦市	土浦市公共物管理条例	管理者の許可
	古河市	古河市管理道路側溝への浄化槽設置に伴う放流に関する取扱基準	第2条 占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請協議書(様式第1号。以下「許可申請書」という。)正副2通を市長に提出しなければならない。
	下妻市	下妻市道路管理及び道路占用に関する規則	
	常総市	常総市道路占用規則	
	北茨城市	北茨城市道路占用規則	

23. 放流水域に対する規制について

(2) ③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
茨城県	つくば市	つくば市法定外公共物管理条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより申請をし、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。(1) 法定外公共物の敷地又は水面を使用すること。(2) 法定外公共物の敷地内において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。(3) 法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。(4) 流水の方向、分量、幅員若しくは深淺又は敷地の現況に影響を及ぼすこと。(5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	守谷市	なし	①管理者の許可 ②浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
	常陸大宮市	常陸大宮市道路占用規則	第2条 占用を開始しようとする日の20日前までに道路占用許可申請書を市長に提出しなければならない。
	行方市	行方市戸別浄化槽整備事業に関する条例施行規則	第3条 条例第2条第1項第1号に規定する戸別浄化槽は、放流水が生物化学的酸素要求量10mg/L以下、総窒素量10mg/L以下及びびりん1mg/L以下の浄化機能を有するものとする。
	小美玉市	小美玉市公共物管理条例	第4条 公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (2) 流水水面又は敷地を占用すること。 (3) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 (4) 流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (5) 竹木を流送すること。 (6) 生産物を採取すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用すること。
		小美玉市合併処理浄化槽から道路側溝への放流に関する要綱	第5条 放流できる側溝は、内寸法300ミリメートル以上で流末が整備され、かつ、関係団体から同意が得られているものとする。ただし、道路管理者が認めたものについては、この限りではない。
	茨城町	茨城町合併処理浄化槽から道路側溝への放流に関する要綱第3条	(5) 占用物の構造及び浄化槽の排水量が側溝の構造、機能及び管理に支障をきたさないこと。
	大子町	大子町道路占用規則	(許可の申請)第3条 法第32条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)(は道路占用許可申請書(様式第1号)正副2通に、次の各号に掲げる図面及び書類を添付して占用を開始しようとする日前1月までに町長に提出しなければならない。
	八千代町	八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項第5条(7)	(7) 浄化槽の放流水に関する許可書又は同意書
	利根町	利根町道路占用規則	第2条 道路法第32条第1項の規定による許可を受けようとする者は、道路占用/許可申請/協議/書(様式第1号)正副2通に次条各号に掲げる図面及び書類を添付して占用を開始しようとする1ヶ月前に管理者に申請しなければならない。
栃木県	鹿沼市	浄化槽処理水の市道側溝放流許可基準	第2条 この基準の対象となる浄化槽は、10人槽以下のものとする。ただし、兼用住宅で10人槽を超える場合は、この限りではない。
		同上	第3条 この基準の対象地域は、公共下水道、農業集落排水処理施設等(以下「公共下水道等」という。)が整備(供用開始)されていない地域であって、かつ、市道側溝以外に河川、水路等の処理水の放流先がない場合とする。
		同上	第4条 この基準の対象となる市道側溝は、雨水排水機能に支障を来さないため、矩形断面では断面が300mm×300mm以上、円形断面では直径が400mm以上であるものとする。ただし、その要件を満たす市道側溝であっても、流末がつながっていない浸透式であるもの、又は雨天時に溢水したことがあるものへの放流は認めないものとする。
		同上	第5条 浄化槽処理水を放流するために市道側溝に取り付ける排水管(以下「対象排水管」という。)は、原則として口径100mm以下のものとする。
	真岡市	真岡市浄化槽指導要綱	第3 浄化槽の設置等に関する基準 4放流先 ② 道路側溝放流においては、管理者が雨水排水に支障がないと認めた場所であること。
	大田原市	大田原市道路占用管理規則	第2条第1項 法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項及び法第35条の規定により占用の許可又は同意を受けようとする者は、道路占用(許可申請・協議)書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (4) 占用に利害関係者がいるときは、その同意書
群馬県	上三川町	合併処理浄化槽処理水の町管理町道及び町道側溝への放流に係わる道路占用の取り扱いについて	公共下水道、農業集落排水処理施設などが整備(供用開始)されていない地域で、町管理町道及び町道側溝以外に放流先(河川・水路等)がない場合であって、かつ、道路側溝の雨水排水機能に支障を来さない場合に限り、道路側溝への放流を認める。
	芳賀町	芳賀町法定外公共物管理条例	第4条 法定外公共物において各号に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより町長の許可を受けなければならない。
	群馬県	平成13年3月12日付け土木部長通知(道維第219号)	10人槽以下の合併処理浄化槽であること。 道路側溝が農業用水路と併用である場合は、用水管理者の承諾があること。
	桐生市	桐生市公共物使用等に関する条例	第4条 公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。(6) 工場又は事業場等の排出水等を公共物に流入させること。
	みどり市	みどり市土地開発事業指導要綱	第14条第1項第4号 ※1,000㎡未満(一般住宅等)にも準用 (4) 排水施設
群馬県	上野村	上野村生活雑排水等処理に関する条例施行規則	BOD除去率90%以上で放流水BOD10mg/リットル以下及びSS10mg/リットル以下(日間平均値)の性能を有するものとする。
	甘楽町	甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	ア 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上
	みなかみ町	みなかみ町公共物使用等に関する条例施行規則	第5条 条例第4条第5号の規定に基づき、排出物を公共物に流入させようとする者は、工場等排出水流入許可申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
	明和町	明和町土地開発事業指導要綱	同要綱第7条別表 4排水施設 ③放流同意 開発区域内の生活排水を道路側溝及び水路等に放流する場合は、所管部署に事前に許可を得ること
	千代田町	千代田町住宅等の小規模雑排水処理指導要綱	第6条 住宅等の小規模雑排水を農業排水路及び河川等へ放流する場合は、その管理者等の同意書(様式第2号)を町長に提出するものとする。
	邑楽町	邑楽町道路占用規則	第2条 法第32条第1項又は3項の規定による許可を受けようとする者は、道路占用/許可申請/協議/書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。
	埼玉県	埼玉県浄化槽設置指導要綱	第4 設置基準等 4 放流先の確保
	さいたま市	さいたま市道路設計マニュアル	第7章 道路排水工
埼玉県	川越市	川越市浄化槽設置指導要綱	第4-4-(2)公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は当該管理者と協議すること。
	熊谷市	熊谷市道路占用規則	第1条 道路法第32条第1項又は第3項の許可を受けようとする者又は法第35条の規定により国が道路の占用について協議しようとするときは、道路法施行規則第4条の3第1項に規定する様式の申請書又は協議書を市長に提出しなければならない。
	川口市	川口市浄化槽設置指導要領	別表1(第3関係) 2放流先の基準 イ 公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要か確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。 ウ 私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。
	行田市	行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への放流に関する要綱	第5条 合併処理浄化槽の処理水が放流可能な側溝は、合併処理浄化槽の処理水を受け入れても正常な路面排水を妨げない規模であると市長が認めたものとする。
	所沢市	浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱要綱	第3条 放流が可能な浄化槽は、放流可能な側溝を敷設した市管理道路に面した住宅敷地に設置される処理対象人員10人以下のものとする。 2 放流が可能な側溝は、流水が地中に浸透することなく流末の河川等へ流れる構造のもので、流下能力に余裕があり、浄化槽の処理水を放流してもなお道路からの雨水等の排水を妨げないものとする。

23. 放流水域に対する規制について

(2) ③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文	
埼玉県	飯能市	飯能市道路占用規則	第2条 法第32条第1項(法第91条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により道路の占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。	
	東松山市	東松山市生活排水処理施設設置指導要綱	第6条 2 道路側溝は、原則として放流先に認めないものとする。ただし、道路管理者の許可を得たものはこの限りではない。	
	狭山市	狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱	第1条 道路側溝は路面の雨水排水を目的として設置した施設であり、一般家庭等の生活排水を市管理道路側溝(以下「側溝」という。)へ放流することは原則として認めていないが、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る観点から、浄化槽の処理水を放流させることを例外として認めることとし、この取扱いについて必要な事項を定めるものである。第3条 放流が可能な浄化槽は、放流可能な浄化槽は、放流可能な側溝を敷設した市管理道路に面した住宅敷地に設置される処理対象人員10人以下の小型合併処理浄化槽とする。2 放流が可能な側溝は、流水が地中に浸透することなく流末の河川等に流れる構造のもので、流下能力に余裕があり、浄化槽の処理水を放流してもなお道路からの雨水等の排水を妨げないものとする。第4条 浄化槽の処理水を側溝へ放流することができる区域は、下水道法第4条第1項に規定する事業計画の認可を受けた区域以外の区域であって、側溝以外に排水することが困難な区域に限るものとする	
		狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱運用規程	第2条 要綱の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1) 小型合併処理浄化槽とは、10人槽以下のし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下、BODという。)除去率90%以上、法流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下の性能を有するものをいう。(2) 住宅とは、専ら居住を目的とした住宅をいう。(併用住宅を含む)第3条 接続方法については、次の各号に定めるものとする。(1) 接続可能な側溝(流末が確保されており、降雨時に異常冠水する恐れのない、浸透式側溝でないもの)に接続すること。ア U字溝は240mm×240mm以上のものとする。イ スリット側溝及びU側溝は、清掃用の枡等を設置するものとし、その間隔は20mを基本とし、設置箇所については道路管理者と協議するものとする。また、大きさについてはU字溝の基準と同等以上とする。(2) 取り付け管は、VP100mmとする。(3) 民地の最終枡は、官民境界から30cm以上離すこと。(4) 側溝(1製品あたり)への接続可能な取り付け管数は1とする。(5)の場合を除く。(5) 長尺U型側溝等については、複数の取り付け管の接続を可能とする。ただし、取り付け管の間隔は施工性、側溝の強度、維持管理上から、1m以上離れた位置に設けること。	
	坂戸市	坂戸市環境保全条例	第23条 市民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、公共用水域に生活排水を排出するときは、浄化装置を設置し排出するように努めなければならない。	
	伊奈町	伊奈町浄化槽に関する指導要綱	管理者の同意	
	毛呂山町	毛呂山町道路占用規則	道路管理者の条件付き許可	
	滑川町	滑川町合併処理浄化槽設置指導要綱	(放流先の確保)第4条(1) 合併処理浄化槽等からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。 (放流先の確保)第4条(2) 公共用水路、河川、道路側溝等に放流する場合には、許可又は協議が必要か否か確認し、必要な場合には、当該管理者に許可申請若しくは協議すること。 (放流先の確保)第4条(3) 私有の下水溝、水路等に放流する場合には、当該所有者又は管理者と協議すること。 (放流先の確保)第4条(4) 合併処理浄化槽等の設置に関し道路等を占有する場合には、当該管理者と協議すること。	
		小川町合併処理浄化槽設置指導要綱	第12条第2号 公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。 第12条第4号 浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。	
		小川町道路及び準用河川占用規則	第2条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項又は、第3項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の許可を受けようとする者は、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の3第1項に規定する様式第1号の申請書を町長に提出しなければならない。 2 町長は、必要があると認めた場合は、前項の許可について必要な図書を提出させることができる。	
	東秩父村	東秩父村開発指導要綱	第8条 排水施設の計画に当たっては、下水道法(昭和33年法律第79号)その他の関係法令に準拠するものとする。 2 汚水の処理は、合併式浄化槽によるものとする。ただし、合併式浄化槽が設置できない場合は、し尿についてはくみ取りとし、家庭雑排水については、沈でん分離槽等により上澄を処理するものとする。 3 合併浄化槽による処理施設の維持管理は、起業者又は施設利用者が行うものとする。 4 第2項の処理水は、道路側溝に放流してはならない。 5 処理水を河川又は水路等に放流する場合は、事前に河川管理者及び水利関係者等の承認を得るとともに、水質については担当部門と協議するものとする。この場合において、放流に起因して紛争が生じたときは、起業者の責任において速やかに解決するものとする。	
	神川町	神川町道路占用規則	第2条 第3条第2項第1項(法第91条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により町長が管理する町道(以下「道路」という。)の占用の許可を受けようとする者又は法第35条(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議し、同意を得ようとする者は、道路占用許可申請書(様式第1号)正副2通を町長に提出しなければならない。	
	宮代町	宮代町生活雑排水放流処理指導要綱	第6条 (1) 最終枡を必ず設置し、流入する管と町管理施設に接続する管については勾配を設けること。また、最終枡の泥だめは最低15cm以上ためられるようにすること。(2) 町管理施設に接続する管の口径は100mm以下とすること。	
	越生町	越生町合併処理浄化槽設置指導要綱	(許可等)合併処理浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を使用とする者(以下「合併処理浄化槽の設置者」という。)は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。	
		越生町道路占用規則	(許可の申請書)法第32条第2項の申請書の様式は、様式第1号とする	
	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市浄化槽設置指導要綱運用基準	第5項 浄化槽の放流水は道路雨水管又は水路に放流するものとする。 第6項 前項の規定に関わらず、自治会等が建設する集会施設に設置する浄化槽及び10人槽以下の浄化槽からの放流水については、U字側溝への放流を認めるものとする。 第7項 道路管理者は、道路雨水管が敷設されていない道路においてU字側溝が整備されている場合で、11人槽以上50人槽以下の浄化槽の放流水をU字側溝に放流することにより、水害等が発生しないと認めるときは、U字側溝へ放流を認めることができる。この場合において、放流水は排水ポンプを併設した貯留槽を経由し、内径が50ミリメートル以下の管をU字側溝に接続して放流するものとする。	
	千葉県	浦安市	千葉県環境保全条例	第二十条 2 前項の排水基準(以下この節において「排水基準」という。)は、前条第一号イに規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)による汚染状態であっては、排水水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同号ロに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
		勝浦市	勝浦市道路占用料徴収条例	第3条第2条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
		四街道市	四街道市浄化槽取扱指導要綱	第2条(3) 側溝に放流する場合は、内径24センチメートル以上の側溝とする。 第2条(4) ふたのない側溝に放流する場合は、下流の住民に迷惑を及ぼさないよう下流20メートル以上ふたをすること。ふたの維持管理は設置者において行うものとする。なお、アパート及び建売住宅等については、その都度協議する。

23. 放流水域に対する規制について

(2) ③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文	
千葉県	富里市	富里市法定外公共物管理条例	(占用の許可) 第4条 法定外公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 法定外公共物の敷地内の土地(その上部又は下部を含む。)において、道路法第32条第1項第1号に掲げる 工作物、物件、又は施設を設け、継続して法定外公共物を使用すること。 (2) 法定外公共物の敷地を掘削、盛土、切土等により土地の形状を変更すること。 (3) 許可を受けた者が、許可の期間満了後引き続き使用すること。 2 市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。	
	多古町	多古町法定外公共物管理条例	管理者の許可・承諾	
	御宿町	御宿町道路占用規則	第3条 道路法第32条第2項の規定により道路を占用しようとするものは、道路占用許可申請書(様式第1号)正副を町長に提出してその許可を受けなければならない。	
	神奈川県	浄化槽指導要綱	別表(事務取扱要領 2(3)関係)	
神奈川県	川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	第45条 排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。	
	川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	第42条 条例第45条第1項の規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。	
	相模原市	相模原市道路占用許可基準要綱	第21条 1 方針 近い将来、公共下水道が整備される見込みがなく、かつ、他に放流先がない場合で、編入前の津久井町、相模湖町及び藤野町の区域内(以下「旧町区域内」という。)に設置する場合に限り認めることができる。 2 対象 (1) 原則として一戸建て住宅の合併処理浄化槽とする。 (2) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定に適合しているもの。 (3) 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ(日間平均)以下の処理能力を有しているもの。 (4) 通知「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(厚生省・平成4年10月30日衛浄第34号)」に基づき全国浄化槽推進市町村協議会に登録されている合併処理浄化槽であること。 3 基準 (1) 接続可能な既設排水施設の構造は、側溝では240×240mm以上、管渠ではφ250mm以上の断面形状を有し流末が整備されていること。 (2) 接続管は道路を横断しないこと。 (3) 道路冠水が過去に発生していないこと。 4 構造 取付管は、内径100mm以下の硬質塩化ビニール管とする。 5 その他 旧町区域内ごとに規定する設置基準によること。	
	平塚市水路に関する条例 第4条	第4条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設又は改築し、その水路の敷地を占用すること。 (2) 水路の敷地を掘さく、盛土し、及び堤防及び護岸その他水路の付替等の工事又はこれらに類する行為をすること。 (3) 水路に流水させるために工作物を設置すること。 (4) 汚水等を水路に流入させること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、水路の管理保全のため市長が特に必要と認められたもの 2 市長は、水路管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可の際、条件をつけることができる。		
	平塚市	平塚市道路側溝接続基準書 第2条 第4条	第2条 側溝は道路の雨水排水のために整備されたものであり、宅内雨水や浄化槽排水(以下「宅内排水」という。)を受け入れることを想定して設計されていないため、道路維持管理上の支障をきたすおそれがあることから宅内排水を側溝に流すことは認められないものである。しかし、公共下水道又は農業集落排水などの排水処理施設(以下「排水処理施設」という。)が整備されるまでの間、他に処理方法がなく、真にやむを得ないと判断される場合に限り、一定の条件の下に側溝への排水施設の接続を認めることができるものとする。 第4条 次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り許可の対象となるものとする。 (1) 敷地周辺に排水処理施設が整備されてないこと。 (2) 側溝の雨水排水機能に支障をきたさないこと。 (3) 用水等、水利権の生ずるところにあっては、その団体の承諾を得たもの。 (4) 浄化槽や合併処理浄化槽からの排水を接続するのであれば、浄化槽法第4条の基準を満たし、同法第5条第1項に基づく設置の届出に係る受理書の交付又は建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を受けたもの。 (5) 前各号に掲げるもののほか、道路の維持管理のため市長が特に必要と認められたもの。	
	秦野市	秦野市水路の管理に関する条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (4) 汚水等を水路に流入させること。	
	厚木市	厚木市生活系排水の道路側溝接続取扱要綱	第1条 この要綱は、厚木市が管理する道路排水施設である道路側溝に合併浄化槽からの排水を接続する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 第3条 道路側溝に接続する場合には、合併浄化槽から接続する道路側溝までの間に内径300ミリメートルの浸透柵を設置し接続管をコアクター等で開けた側溝の穴に接続し接着剤又はモルタルで固定すること。 第4条 道路側溝に接続しようとする者は、道路側溝接続届出書に誓約書及び必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。	
	中井町	条例等なし	まち整備課に要相談	
	新潟県	南魚沼市	南魚沼市浄化槽条例	第15条 特定事業場から汚水を排除して浄化槽を使用する者は、下水道条例第8条第1項第1号から第4号まで及び第2項に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。
		南魚沼市	南魚沼市下水道条例	第8条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している者又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している者に限る。以下第9条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満 (4) 浮遊物質質量 1リットルにつき600ミリグラム未満 (5) ノルマルヘキサノ抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下 (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満 (7) 磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
石川県	宝達志水町	宝達志水町個別排水処理施設条例第3条2項	放流水の生物化学的酸素要求量の除去率が90%以上を有し、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が1リットル当たり20ミリグラム以下	

23. 放流水域に対する規制について

(2) ③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
福井県	勝山市	勝山市公害防止条例	第48条 し尿浄化施設を設置しようとする者は、規則で定める位置にし尿浄化施設を設置し、規則で定める放流先に放流水を放流しなければならない。ただし、周囲の状況等から市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。
		勝山市公害防止条例施行規則	第18条 条例第48条に規定する規則で定めるし尿浄化施設の位置及び放流水の放流先は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) し尿浄化施設の位置 ア し尿浄化施設の機能を適正に維持管理することができること イ 公衆衛生上良好な環境を保持することができること ウ 近隣住民に不快感を覚えさせないこと (2) 放流水の放流先 ア 放流水の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であつて、市長が支障なしと認めるところ イ 放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能なように設置された暗渠であつて、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合
山梨県	南部町	南部町浄化槽設置整備事業指導要綱	第4条 住民は生活排水の浄化推進にあたり、家庭等から排水される生活排水によって公共用水域の水質汚濁を生ずることのないようにするとともに放流先の清掃及び点検に務めなければならない。
長野県	長野市	長野市自然環境保全条例	長野市自然環境保全条例 (一部抜粋) (保全地域における行為の許可等) 第12条 保全地域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 (略) (7) 排水を放流し、又は地下浸透させること。
	松本市	松本市浄化槽法施行規則	第4条第4号 放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分あり、かつ、滞留していないこと 第7号 他法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には、法令上の手続きが行われていること
	岡谷市	岡谷市浄化槽の設置に関する指導規程	第2 6 (1) 河川、側溝等 放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	須坂市	須坂市公害防止条例	第27条 浄化槽を設置しようとする者は、規則で定める公共用水域のほかは、浄化槽からの排水を放流してはならない。
		須坂市公害防止条例施行規則	第11条 (1) 常時相当量の流量がありかつ河川等へ直接流入 (2) 河川等は放水量の100倍以上の希釈水量を有し滞留していない (3) 河川等の管理者が承諾している
	東御市	東御市浄化槽法施行細則	第4条第3項 放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分であり、かつ、滞留していないこと。
	下諏訪町	下諏訪町浄化槽の設置に関する指導基準	第2 6 放流先の河川等は原則として次によるものとする。 (1) 放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	豊丘村	水質基準	保守点検記録用紙の検査項目の基準値内の水質での放流
	池田町	池田町汚水処理指導要綱	第2 (3) 側溝等へは、原則として放流しないこと。
	松川村	浄化槽の設置に関する指導基準	放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留してはいけない。
	白馬村	白馬村合併処理浄化槽設置要綱	第3条 放流水については、河川放流を原則とするが、河川放流のできない場所にあつては、放流量又は浄化槽面積に見合う面積を確保した有孔放流管により地下浸透処理を行うものとする。
	飯綱町	飯綱町自然環境保全条例施行規則	第3条 別表第2 自然環境の保全指導基準 第3 (4) 処理水のBOD値は営業の用に供するものにあつては浄化槽による処理水の後処理を行い、BOD値を10mg/以下、その他の用に供するものにあつては20mg/以下とし、処理水は原則として放流によるものとする。
	木島平村	木島平村環境保全条例施行規則	第2条 条例第4条第3項に規定する排水処理浄化槽は放流口でBOD除去率がおおむね50%以上及びSS除去率がおおむね80%以上の処理能力を備えた3層以上の沈殿濾過槽で村長が定めたものとする。
	上田市	「道路占用許可基準」第27	市道であれば市管理課、県道であれば所管の建設事務所へ、事前相談
	中野市	中野市公共物管理条例	第13条第1項 市長はこの条例に基づく許可には、公共物の維持管理に必要な条件を付すことができる。
岐阜県	岐阜県	<県道> 道路管理事務担当者会議質疑応答集(監修 建設省道理局路政課)	<県道> ・道路側溝へは目的外の排水の流入は原則認めていない (道路側溝は元来、雨水排除が目的で設置排水の流入は流量算定対象外)
愛知県	刈谷市	なし	法令等の根拠はないが、刈谷土地改良区域において、改良区及び改良区の地元の協議が必要
	江南市	江南市道路管理規則	管理者の許可又は管理者との協議が必要である。
	小牧市	小牧市生活汚水放流に関する指導要綱	第4条 前条の規定により汚水を放流しようとするもの(以下「施行者」という。)は、工事の施行前(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認が必要な場合は、同項の申請前)に公共物等の届出書(様式第1。以下「使用届出書」という。)を市長に提出しなければならない。 第5条 使用届出書には、当該汚水の放流に係る区長への報告をした経緯書と、公共下水道が整備されたときは排水をこれに接続する旨の誓約書(様式第2)を添付するものとする。 第6条 汚水の放流先は、コンクリート等恒久的な構造を有し、流末が河川又は水路に接続してなければならない。 第7条 建築敷地内の排水施設の先には、別表の基準に適合する沈殿槽を設置するものとする。ただし、当該基準を超えるものについては、別に協議をするものとする。
	大口町	大口町道路管理規則	(道路の占用の許可申請・協議)第3条 法第32条第1項の規定による道路の占用の許可を受けようとする者又は法第35条の規定により道路の占用の協議をし、その同意を得ようとする者は、道路占用/許可申請/協議/書(様式第3。以下「許可申請書」という。)を町長に提出しなければならない。
設楽町	設楽町環境保全取扱要綱	第5条 (2) 建築物、工作物のし尿、雑排水及び家庭雑排水 収容人員に見合う能力を有する国が認定した浄化槽を設置し、放流水質はBOD20PPM以下にし、浄化槽法に定められた設置の届出等をするとともに、所定の管理をしなければならない。ただし、別荘等一時的に町内に滞在するための建築物は、この限りでない。	
三重県	四日市市	四日市市浄化槽指導要綱	第5条第7号 放流先が都市下水路以外の排水施設で、その管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。
	熊野市	熊野市浄化槽取扱内規	市が管理していない道路側溝に放流する場合は、その施設の管理者または権利者と事前に協議し、同意書を添付することが望ましい。
	度会町	浄化槽設置並びに排水放流に係る協議報告書	浄化槽関係法令等による規制はないが、町独自で必要であると判断し浄化槽設置の際に提出を求めている。
滋賀県	県内19市町	市町浄化槽取扱要綱	第4条 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等については他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

23. 放流水域に対する規制について

(2) ③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
滋賀県	県内19市町	市法定外公共物管理条例	第6条第1項および第2項 次に掲げる行為（以下「占有等」という。）をしようとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「占有者等」という。）が許可に係る事項を変更しようとするとき、及び許可の期間満了後も引き続き占有等をしようとするときも、同様とする。 (1) 法定外公共物の敷地を占有すること。 (2) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。
京都府	福知山市	福知山市浄化槽の設置に関する要綱 第4条	設置する浄化槽は、通常の使用状態において、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有するものとする。
	井手町	井手町内河川の水質保全条例	（町内の木津川流域内で公共下水道計画区域外） 第5条 前条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、事業の開始前に事業の内容について、町の承認を受けなければならない。 第6条 第4条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、別表に定める団体を対象とする説明会を開催し、当該団体の同意を得なければならない。
大阪府	大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	第59条（排出水の排出制限） ※日間平均30m ³ /日以上排出水を、公共用水域へ放流する届出事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
	枚方市	枚方市公害防止条例	第3条 工場又は事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水（法律又は大阪府の条例に規定する工場又は事業場であつて規則で定めるものから排出される水を除く。以下「排水水」という。）を排出する者は、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口（排水水を排出する場所をいう。以下同じ。）において規則で定める排水基準（排水水に含まれる有害物質（カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。）の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度をいう。以下同じ。）に適合しない排水水を排出してはならない。
兵庫県	兵庫県	兵庫県浄化槽指導要綱	第1章総則4 設置（1）設置基準 放流水質基準 新たに設置する浄化槽は、放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有する浄化槽を設置するものとする。
	神戸市	神戸市浄化槽指導要綱	第5条 浄化槽設置者は、次の表に定める水域及び処理人数の区分に応じ、同表に定める排水基準に適合する性能を有し、かつ、第3章に定める浄化槽の設計・構造基準に適合する浄化槽を設置しなければならない。
	姫路市	姫路市浄化槽指導要綱	第3条第1項 新たに浄化槽を設置する者は、原則として放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有する合併処理浄化槽を設置しなければならない。 第5条第1項 浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならない。
奈良県	御杖村	御杖村浄化槽取り扱い要綱	浄化槽は原則として、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域及びこれと接続して生活雑排水を既に放流している排水路又は側溝等で水が常時存在し、又は滞留しない等衛生上支障のないものに、放流することができる場所に、悪臭、騒音及び振動等について付近の生活環境及び公衆衛生に支障のないよう設置されなければならない。
和歌山県	田辺市	田辺市道路占用規則	この規則は、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）の規定に基づき、市が管理する道路（「市道」）の占用に関し必要な事項を定めるものとする。
鳥根県	鳥根県	鳥根県浄化槽取扱指針	第4章浄化槽設置場所及び放流先 浄化槽を設置しようとする者は浄化槽設置場所について、関係法令に基づく区域の指定状況によく留意するとともに、おおむね次の条件を満足する設置場所及び放流先を選ぶこととし、事前に必要に応じて放流先管理者等との協議を行うこと。 1. 設置場所（省略） 2. 放流先 (1) 付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 (2) 放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
岡山県	岡山県	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第3 1 浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	岡山市	岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第3-1 浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	倉敷市	倉敷市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	指針第3の1「浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。」
	津山市	津山市道路占用条例	第3条 市道を占用しようとする者は、申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
広島県	府中市	府中市浄化槽取扱指導要綱	第5条 法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
	大竹市	大竹市浄化槽取扱指導要綱	第6条第2項 放流先は、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 第5条第7号 放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
山口県	下関市	下関市浄化槽の設置等に関する指導要綱	第8条 浄化槽の放流水（以下「放流水」という。）は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならない。 2 水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者と協議を行うこと。
徳島県	阿波市	管理者の管理権限	管理者への相談
	東みよし町	管理者の管理権限	下水排水設備等が整備されていない地域で、側溝以外に放流先がなく、側溝の雨水排水機能に支障をきたさない場合に限り
福岡県	大牟田市	大牟田市法定外公共物の管理に関する条例	第4条 法定外公共物に関し行為（占有等）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 第5条 国の行う事業のための占有等については、あらかじめ市長と協議し、その同意を得なければならない。 第7条 占有者は、占有等によって生じる権利を他人に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、使用の承認を受けた時は、この限りではない。
	中間市	中間市浄化槽指導要綱	第6条第1項第1号及び第2号（水素イオン濃度指数5.8から8.6まで）（BOD10ミリグラム毎リットル以下）
	古賀市	古賀市浄化槽の設置等に関する条例	第3条 浄化槽から排出する放流水（以下「放流水」という。）の水質基準は、次のとおりとする。 (1) 50人槽以下 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及びBOD20ミリグラム/リットル以下 (2) 51人槽以上 BOD除去率95パーセント以上及びBOD10ミリグラム/リットル以下 第4条 浄化槽を設置しようとする者は、放流水の放流先の処理その他浄化槽設置の適否について、あらかじめ市長と事前に協議しなければならない。
	遠賀町	遠賀町河川水質の浄化及び保全に関する条例	第3条 浄化槽の排水口における水質は遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例（平成2年条例第7号）第5条の基準を満たすものとし、排水処理は合併処理方式とする。
	苅田町	苅田町町有水面及び道路の占用条例	道路水面及びこれに付随する土地を占用しようとする者は、道路（水面）占用許可申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出して許可を受けなければならない（1）～（5）
佐賀県	伊万里市	市道側溝汚水放流の取り扱いに関する内規	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。（3）法定外公共物の流水の方向、分量、幅員若しくは深淺又は敷地の現状等に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。
	神埼市	神埼市道路法施行条例、神埼市道路占用規則	占用に関し利害関係者がある場合は、当該利害関係者と協議を行うこと

23. 放流水域に対する規制について

(2) ③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
長崎県	佐世保市	佐世保市法定外公共物管理条例	第5条 法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可（以下「占用等の許可」という。）を受けなければならない。占用等の許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 敷地又は水面を占有すること。 (2) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 (3) 土石、砂れき、竹木その他産出物を採取すること。 (4) 敷地又はその上空若しくは地下に工作物又は施設（以下「工作物等」という。）を新築し、改築し、又は除去すること。 (5) 敷地の掘削、盛土、切土、その他敷地の形状を変更する行為（第1号から第4号までに掲げる行為のために必要なものを除く。）又は竹木を植栽し、若しくは伐採すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
熊本県	熊本県	熊本県浄化槽取扱要項	第15条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
		熊本県道路占用許可基準要綱	第8条 ・通常の使用状態において放流水質をBOD20PPM以下に処理することが可能な性能を有する浄化槽で処理したうえで、外に適当な放流先がなく真にやむを得ない場合に限ること。 ・側溝への放流量が側溝の設計放水量の許容範囲内であること。 ・開発等に係る大規模な放流にあつては、必要に応じたため柵又は阻集器を設置させること。
	人吉市	人吉市浄化槽取扱要項第17条	(放流先及び放流方法) 浄化槽の排水を放流するときは、次に掲げる事項に適合するようにしなければならない。 (1) 放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	山鹿市	山鹿市道路占用料基準要綱	第8条(4)ア：通常の使用状態においてし尿浄化槽からの放流水質をBOD（生物化学的酸素要求量）20PPM以下に処理することが可能な性能を有するし尿浄化槽であること。
	錦町	錦町浄化槽取扱要項	(放流先及び放流方法) 第17条 浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 (1) 放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。
	上天草市	上天草市浄化槽取扱要綱	第17条 浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 (1) 放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 (3) 放流水は、地下浸透させないこと。
	天草市	天草市浄化槽取扱要綱	第18条(2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること
	小国町	小国町道路占用規則	(占用許可の申請等) 第3条 法第32条第1項の許可を受けようとする者又は法第35条の規定により協議をしようとする者（以下「申請者」という。）は、道路占用許可申請（協議）書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、占用の期間が満了する場合において、これを更新しようとするときは、道路占用更新許可申請（協議）書（様式第1号）を提出しなければならない。 2 前項の道路占用許可申請（協議）書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (略) 3 第1項の許可又は協議に対する回答は、道路占用許可（回答）書（様式第2号）を申請者に交付することにより行う。
宮崎県	宮崎県	宮崎県浄化槽指導要領	第4条第2項 環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。
	宮崎市	宮崎市浄化槽指導要領	第4条第2項 環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。
鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	鹿児島県浄化槽事務取扱要領 第3章 第3節 設置場所等 浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 2 放流先 (1) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
	日置市	日置市環境保全条例	第88条(浄化槽の適正な維持管理義務) 浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに、これを適正に維持管理しなければならない。
	伊佐市	伊佐市道路占用に係る規則	(趣旨) 第1条 この規則は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)及び伊佐市道路占用料等徴収条例(平成20年伊佐市条例第179号。以下「条例」という。)に基づき、市が管理する道路の占用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (許可申請書) 第2条 次の各号に定める道路占用許可の申請書は、当該各号に定める様式によるものとする。 (1) 法第32条第2項の申請書 道路占用許可申請(協議)書(様式第1号) (2) 法第32条第3項の申請書 道路占用変更許可申請書(様式第2号) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第32条の規定により許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)が、同条第2項第2号及び第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、この限りでない。 (1) 占用場所の位置図、平面図、横断面図及び実測求積図 (2) 道路に工作物、物件又は施設(以下「占用物件」という。)を設ける場合(工事を伴うものを含む。)は、当該占用物件の構造図(平面図、断面図、側面図等)、設計書及び仕様書。ただし、軽易なものについては、その一部を省略することができる。 (3) 利害関係人があるときは、その同意書 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
	鹿児島市	浄化槽指導要綱	第12条 浄化槽からの放流水は、次に掲げる条件を満たす場所に放流するものとする。 (1) 放流先(側溝、水路又は河川等)に接続できること。 (2) 放流先に所有者又は管理者がある場合は、事前に十分協議し、承諾を得ていること。 (3) 環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	沖縄県	名護市	名護市法定外公共物管理条例

注釈) 自治体における条例・規則・運用に基づく規制を掲載しており、各法(水質汚濁法等)による規制については掲載していない。

23. 放流水域に対する規制について

(2) ④その他水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
北海道	札幌市	地下浸透	札幌市浄化槽指導致要綱	3 設置基準 (2) 放流先及び設置場所等 (イ) 放流先がない場合は、浄化槽を設置しないこと。ただし、地下浸透放流方式であって、構造等が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。
	幌延町	個別排水処理施設	幌延町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例 幌延町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例施行規則	条例第7条 使用者は、個別排水処理施設の機能を正常に維持するために、規則で定める事項を遵守しなければならない。 2 町長は、前項の事項を遵守されていない場合、個別排水処理施設への排水等の流入を停止又は制限することができる。 規則第6条 条例第7条第1項に規定する規則で定める遵守事項は、厚生労働省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条に掲げる事項とする。
岩手県	岩手県	地下浸透	「浄化槽放流水の地下浸透に関する指導致要領」（県が届出等を受理する場合）	5 事前協議 保健所長は、浄化槽放流水を地下浸透しようとする者に対して、あらかじめ浄化槽放流水地下浸透事前協議書を提出するよう指導するとともに、地下浸透に係る安全性について事前に確認するものとする。
宮城県	白石市	その他の水域	白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条 第一項（2）放流先について ア 放流先は、環境衛生上及び利水支障のない場所であること。
	登米市	敷地内処理	登米市浄化槽放流水の敷地内処理に係る装置の設置等に関する指導基準を定める要綱	第2条 放流水を公共用水域（これに流入する水路等を含む。）に放流することが著しく困難な場合は、浄化槽を設置しようとする敷地内において蒸発拡散方式による処理装置（以下「蒸発拡散装置」という。）により、適切に処理するものとする。
		全て	登米市浄化槽整備推進事業実施要項	第2条 市が登米市浄化槽設置計画区域内において高度処理型浄化槽を設置するのは、次に掲げる区域とする。 （1）排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（リン）含有量についての排水基準に係る湖沼（昭和60年環境省告示27号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域であり、かつ、長沼集水域及び長沼川流域生活排水対策重点区域に指定された区域 （2）全号に挙げるもののほか、市長が必要と認める区域
	村田町	湖沼	村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第4条 （3）カ 湖沼等に放流する場合は、小水域でないこと。
川崎町	湖沼等	川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第6条 放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 (3) 湖沼等に放流する場合 ア 小水域でないこと。	
山形県	山形市	地下浸透	山形市生活排水処理対策指導致要綱	浄化槽からの排水は地下浸透を行わないこと
福島県	福島県	その他	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	第22条、第24条
		その他	福島県浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	第3、第5
茨城県	八千代町	その他	八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項第5条(7)	(7) 浄化槽の放流水に関する許可書又は同意書
栃木県	栃木市	地下浸透	栃木市浄化槽指導致要綱	第3条 浄化槽を設置等する場合は、次の基準を満たすものとしなければならない。 (4) 放流先 ア 放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 イ 付近に適当な放流先がない場合（放流できない場合も含む。）は、浄化槽を設置しないこととし、くみ取り便所等とすること。ただし、原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りでない。
		地下浸透	浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準（内規）	第1 趣旨 この内規は、栃木市浄化槽指導致要綱（平成22年3月29日。以下「要綱」という。）第3条第4項のイのただし書の規定により、浄化槽から放流水を敷地内で処理するための装置（以下「処理装置」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。
	佐野市	地下浸透	佐野市浄化槽指導致要綱	第3条第1項（4）放流先 ア 放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 イ 付近に適当な放流先がない場合（放流できない場合も含む。）は浄化槽を設置しないこととし、くみ取り便所等とすること。ただし、原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流水を別表第1に定める浄化槽放流水の敷地内処理装置設置等基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りでない。
	真岡市	地下浸透	真岡市浄化槽指導致要綱	第3 浄化槽の設置等に関する基準 4 放流先 ① 水路等放流においては、管理者が環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当であると認めた水路等であること。 ② 道路側溝放流においては、管理者が雨水排水に支障がないと認めた場所であること。 ③ 付近に適当な放流先がない場合（放流できない場合を含む。）は、その放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理すること。
大田原市	蒸発散	浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	条件付き許可 1設置場所 2構造 3水質基準 4その他	
	蒸発散	大田原市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	第2条 敷地内処理を設置する場所は、次の各号に掲げる基準のいずれかにも適合すること。 (1) 原則として日照、通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがない場所であること。 (2) 地下水位が地盤面下（処理装置の底面）から1.5m以上の場所で、湿潤でない場所であること。 (3) 処理装置と他の施設等の外周間の距離は次のとおりであること。 ア 隣地境界まで1m以上 イ 建築物まで1m以上 ウ 井戸その他の水源まで水平距離30m以上 第3条 処理装置の構造は、次の各号に掲げる基準に適合すること。 (1) 処理装置はトレンチ等により、均等に放流水が散水できる構造であること。 (2) 重力浸透を防止するシート、受皿等を設けること。また、材料は耐久性のあるものとすること。 (3) 処理装置の流入部及び末端部には、原則として水位を点検できる柵等を設ける構造であること。 (4) 処理装置は浄化槽の放流水の水量を適正に処理できる能力を有する構造であること。 (5) 保守点検及び清掃作業が容易に出来る構造であること。 第4条 浄化槽から放流水の水質は、次の基準に適合すること。 区分 単独処理浄化槽 日間平均値60mg/以下 合併処理浄化槽 日間平均値20mg/以下	
上三川町	地下浸透	浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	町基準による設置場所・構造・水質を満たす場合に、必要書類の提出を以て認める。	
芳賀町	地下浸透	芳賀町浄化槽指導致要綱	浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準 放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りではない。	

23. 放流水域に対する規制について

(2) ④その他水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
栃木県	高根沢町	敷地内処理	高根沢町浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準を定める要綱	処理装置を設置しようとする者は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合する場所に当該処理装置を設置しなければならない。 (1) 原則として日照及び通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがない場所であること。 (2) 地下水位が地盤面下(処理装置の底面)から1.5メートル以上の深さの場所で、湿潤でない場所であること。 (3) 処理装置と他の施設等の外周間との距離は、次のとおりとする。 ア 隣地境界までの距離は、1メートル以上とする。 イ 建築物までの距離は、1メートル以上とする。 ウ 井戸その他の水源までの水平距離は、30メートル以上とする
	那珂川町	地下浸透	那珂川町浄化槽指導要綱	第3条第4項第2号 原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合
	足利市	地下浸透	足利市浄化槽指導要綱	(1) 放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 (2) 付近に適当な放流先がない場合(放流できない場合も含む)は浄化槽を設置しないこととし、くみ取り便所等とすること。
		地下浸透	足利市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	3 浄化槽放流水の水質基準 浄化槽からの放流水の水質は、次の基準を満たさなければならない。 単独処理浄化槽 BOD日間平均値 60mg/l以下 合併処理浄化槽 BOD日間平均値 20mg/l以下
	下野市	敷地内処理	下野市浄化槽放流水の敷地内処理装置に関する指導基準	第2 処理装置の設置に関する基準
	茂木町	地下浸透	茂木町浄化槽指導要綱	第3条 浄化槽を設置等する場合は、次の各基準を満足させること。 4 放流先 (1) 放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 (2) 付近に適当な放流先がない場合(放流できない場合も含む)は浄化槽を設置しないこととし、汲み取り便所等とすること。ただし、原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流先を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りではない。
野木町	地下浸透	野木町浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	処理装置の設置場所・構造、放流水の水質基準	
群馬県	群馬県	地下浸透	群馬県浄化槽指導要綱	第2の4放流先の条件 (4) 付近に適当な放流先が無く、かつ、次に掲げる基準に適合するときでなければ、浄化槽の放流水を地下浸透させることはできない。ただし、道路側溝に放流口を接続する際、道路管理者から放流量調整の目的で流出側に設置するますの一部を浸透構造とするよう指導を受けた場合であって、かつ、周辺の生活環境に支障がないと判断される場合はこの限りでない。 ア 原則として処理対象人員が100人以下の浄化槽であること。 イ 地下浸透処理装置の構造は、昭和55年建設省告示第1292号第5の構造に準ずること。 ウ 地下浸透処理装置は、隣地境界線から、おおむね3メートル以上離れていること。 エ 付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30メートル以上離れていること。 オ 地下水位は、年間の一番高いときで、地表面から1.5メートル以上の深さにあること。
	前橋市	地下浸透	前橋市浄化槽指導要綱	第2条第3項 (4) 浄化槽のほう流水の地下浸透は、付近に適当な放流先が無く、かつ、次に掲げる基準に適合するときでなければならない。 ア 原則として処理対象人員が100人以下の浄化槽であること。 イ 地下浸透処理装置の構造は、建設省告示第5の構造に準ずること。 ウ 地下浸透処理装置は、隣地境界線から、おおむね3メートル以上離れていること。 エ 付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30メートル以上離れていること。 オ 地下水位は、年間の一番高いときで、地表面から1.5メートル以上の深さにあること。
	高崎市	地下浸透	高崎市浄化槽指導要綱	100人槽以下であること。地下浸透処理装置の構造は、昭和55年建設省告示1292号第5の構造に準ずること。地下浸透処理装置は、隣地境界線から3m以上離れていること。また、付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30m以上離れていること。地下水位は年間の一番高いときで、地表面から1.5m以上の深さにあること。
	上野村	①～③以外	上野村生活雑排水等処理に関する条例施行規則	BOD除去率90%以上で放流水BOD10mg/リットル以下及びSS10mg/リットル以下、T-N10mg/リットル以下(日間平均値)の性能を有するものとする。
	甘楽町	宅内浸透	甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	ア 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上
埼玉県	埼玉県	地下浸透	埼玉県浄化槽設置指導要綱・埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準	第4 設置基準等 2 放流先のない浄化槽の設置
埼玉県	川口市	①～③以外	川口市浄化槽設置指導要領	別表1(第3関係) 2 放流先の基準 (2) 放流水が停滞することなく流れる又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は原則として浄化槽を設置しないこと。
	行田市	下水道処理開始区域	行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への放流に関する要綱	第4条 合併処理浄化槽の処理水が放流可能な地域は、次の区域を除いた地域であって、側溝以外に放流先を確保することが困難な地域とする。 (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定による公共下水道事業計画区域のうち、同法第9条の規定に基づき下水の処理開始を告示した区域
		見沼土地改良区管理水路接続区域	行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への放流に関する要綱	第4条 合併処理浄化槽の処理水が放流可能な地域は、次の区域を除いた地域であって、側溝以外に放流先を確保することが困難な地域とする。 (2) 側溝の流末が見沼代用土地改良区の管理水路に接続されている区域
	飯能市	地下浸透方式	飯能市高度処理型合併処理浄化槽放流水地下浸透関係技術基準	第4 地下浸透可能な地域、及び土地 1 盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること。 2 土地の傾斜は16°以下で、斜地崩壊等の災害の生ずる危険がないこと。 3 地下浸透装置の端から水平距離30m以内に飲用井戸等の水源がないこと。 4 地下水位は、年間平均で地表面下約2.5m以深にあること。 5 隣地境界及び建築物までの距離は、散水管からそれぞれ2m以上を確保すること。 6 日照、通風が良好であり、周囲から雨水等が流入するおそれがない場所であること。
	東松山市	蒸発散	東松山市生活排水処理施設設置指導要綱	第5条 2 対象地域において、生活排水を公共用水域に排出することのできない者は、埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準(平成16年4月1日施行)に基づき、処理施設を設置し、処理するものとする。ただし、処理対象人員が100人以下の建築物から排出される生活排水に限り、敷地内に小型浄化槽及び土壌蒸発散処理施設を設置(敷地内に小型浄化槽を設置することができない場合にあつては、し尿についてはくみ取りにより、生活雑排水については土壌蒸発散処理施設を設置)することにより、処理できるものとする。
	坂戸市	配水管	坂戸市環境保全条例	第23条 市民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、公共用水域に生活排水を排出するときは、浄化装置を設置し排出するように努めなければならない。
	小川町	なし	小川町合併処理浄化槽設置指導要綱	第10条 周辺に放流できる水路等がない場合は、浄化槽を設置できないものとする。ただし、放流水を埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準(平成16年4月1日施行)に定める処理方法により処理する場合であつて、当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りでない。
	神川町	①～③以外	神川町公共物管理条例	第4条 公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (2) 流水水面又は敷地を使用すること。 (3) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 (4) 流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。
千葉県	勝浦市	蒸発散	千葉県浄化槽取扱指導要綱	第5条第3(2)(1)にかかわらず、適当な放流先を確保することが著しく困難な場合は、別に定める「ガイドライン」を参考に、放流水の処理を適切に行うこと。

23. 放流水域に対する規制について

(2) ④その他水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
東京都	東京都	地下浸透	東京都合併処理浄化槽放流の地下浸透に関する指導要綱	第3・処理対象人員50人以下の合併浄化槽を対象とする。 第4・BOD10mg/L・全窒素10mg/L以下の処理能力を有する浄化槽で、大腸菌対策として都の指定基準に合致するもの 第5・浸透箇所から水平距離で30m以内に飲用井戸がないこと等
	町田市	地下浸透	町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱	第3 設置基準 (3) 放流先 イ 周辺に水路等がなく、放流水を地下浸透させるときは、東京都合併処理浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱の定めるところによること。
神奈川県	神奈川県	地下浸透	浄化槽指導要綱	別表(事務取扱要領 2(3)関係)
	川崎市	①～③以外	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	第45条 排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。
	川崎市	①～③以外	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	第42条 条例第45条第1項の規制基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。
	中井町	地下浸透	条例等なし	まち整備課に要相談
石川県	宝達志水町	①～③以外	宝達志水町個別排水処理施設条例第3条2項	放流水の生物化学的酸素要求量の除去率が90%以上を有し、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が1リットル当たり20ミリグラム以下 建築基準法施行細則第12条の3に規定する「特に知事が定めるもの」を定めておらず、全面禁止としている。
福井県	福井県	地下浸透	建築基準法施行細則第12条の3	【建築基準法施行細則第12条の3】 建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する知事が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、建築基準法第2条第35号の特定行政庁である市町長の統轄する区域、下水道法第2条第8号に規定する処理区域および同法第4条第1項の事業計画の認可を受けたを定めた区域で特に知事が定めるものを除く県内全域とする。
	池田町	河川等	池田町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱	第3条
山梨県	山梨県	地下浸透	山梨県浄化槽指導要綱	第5条第2項 付近に適当な放流先がなく、浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、次に掲げる基準に適合する処理装置を設置するものとする。 (1) トレンチ等により放流水を均等に散水できる構造であること。 (2) 浸透速度が速い場所に設置する場合にあっては、重力浸透を防止するシート等を設けること。 (3) 日照、通風が良好で、雨水等の冠水のおそれがない場所に設置すること。 (4) 隣地境界線からおおむね1メートル以上離れた場所に設置すること。 (5) 地下水位が地表面から1.5メートル以上深く、かつ、井戸その他の水源から水平距離で3.0メートル以上離れた場所に設置すること。
	南部町	その他放流先	南部町浄化槽設置整備事業指導要綱	第4条 住民は生活排水の浄化推進にあたり、家庭等から排水される生活排水によって公共用水域の水質汚濁を生ずることのないようにするとともに放流先の清掃及び点検に務めなければならない。
	山中湖村	敷地内	山中湖村浄化槽等汚水終末処理適正指導要綱	第5条 浄化槽等汚水終末処理の放流先は、地下浸透とする。次に掲げる基準に適合する処理装置を設置するものとする。 (1) 終末処理放流先は、環境衛生上支障がなく、常に適正な管理を行われるものとする。 (2) トレンチ等を基本とし、敷地内浸透とする。ただし、井戸その他の水源から地形地質等を十分考慮するものとする。 (3) その他設置に関しては山梨県浄化槽指導要綱によるものとする。
	富士河口湖町	敷地内浸透	富士河口湖町浄化槽設置指導要綱	(設置基準) 1. (4) 浄化槽により浄化された排水は、敷地内に地下浸透させること。
長野県	長野市	保全地域	長野市自然環境保全条例	長野市自然環境保全条例 (一部抜粋) (保全地域における行為の許可等) 第12条 保全地域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 (略) (7) 排水を放流し、又は地下浸透させること。
	岡谷市	地下浸透	岡谷市浄化槽の設置に関する指導規準	第26 (2) 地下浸透 やむを得ず放流水を地下浸透する場合には、浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準(昭和62年4月1日付62環第4号長野県生活環境部長通知)によること。
	須坂市	地下浸透	須坂市公害防止条例	第19条 浄化槽の処理水を地下にしみ込むこととならないよう適切な措置をしなければならない。
	下諏訪町	地下浸透	下諏訪町浄化槽の設置に関する指導基準	第26 放流先の河川等は原則として次によるものとする。 (2) やむを得ず放流水を地下浸透する場合には、浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準(昭和62年4月1日付62環第4号長野県生活環境部長通知)によること。
	豊丘村	地下浸透	水質基準	保守点検記録用紙の検査項目の基準値内の水質での放流 平成23年10月1日告示第58号
	朝日村	地下浸透	し尿浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	し尿浄化槽の放流水は、河川等への放流を原則としているが、近年、地下浸透処理が増加していることから、これによる地下水の汚染及び災害の発生等の防止を図るため、地下浸透処理が可能な土地の条件等必要な事項を定めるものとする。
	池田町	地下浸透	池田町汚水処理指導要綱	第1(2) 当町としては、上水道水源、地下水確保の見地から、地下浸透は認めない。尚放流水路がない場合は強制蒸発装置とすること。
	白馬村	地下浸透	白馬村合併処理浄化槽設置要綱	第3条 放流水については、河川放流を原則とするが、河川放流のできない場所にある場合は、放流量又は浄化槽面積に見合う面積を確保した有孔放流管により地下浸透処理を行うものとする。
	飯綱町	地下浸透	飯綱町自然環境保全条例施行規則	第3条 別表第2 自然環境の保全基準 2(4) エ 集合住宅等及びスキー場、ゴルフ場等におけるし尿及び雑排水の処理は、原則として浄化槽法(昭和58年法律第43号)に規定する浄化槽(以下「浄化槽」という。)によること。処理水は原則として放流によるものとし、やむを得ず放流水を地下浸透する場合には、浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準(昭和62年長野県生活環境部長通知)によること。処理水は後処理を行い、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)を10mg/以下とすること。 2(4) オ 前記エに規定する以外の個々の施設においては、し尿はくみ取りとし、他の雑排水は町長が認める処理槽により処理のうえ、他に影響を及ぼさない方法により処理すること。
	安曇野市	地下浸透	浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	・ 地下浸透処理が可能な土地 ・ 適正な地下浸透速度 ・ 地下浸透装置及び検水井の構造 ・ 十分な地下浸透面積の確保 ・ 地下浸透装置の維持管理 ・ 所定の処理水質の満足 ・ 事前協議
	木島平村	全て	木島平村環境保全条例施行規則	第2条 条例第4条第3項に規定する排水処理浄化槽は放流口でBOD除去率がおおむね50%以上及びSS除去率がおおむね80%以上の処理能力を備えた3層以上の沈殿濾過槽で村長が定めたものとする。
	上田市	地下浸透	浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	・ 適正な地下浸透速度 ・ 地下浸透装置の構造 ・ 十分な地下浸透面積の確保 ・ 地下浸透装置の維持管理 ・ 所定の処理水質の満足 ・ 事前協議
	諏訪市	地下浸透	浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	・ 地下浸透処理可能な土地 ・ 地下浸透に要する面積 ・ 地下浸透処理に係る水質の基準 ・ 地下浸透装置及び検水位の構造 ・ 地下浸透装置の維持管理 ・ 地下浸透装置設置予定者の事前協議
東御市	地下浸透	東御市浄化槽の設置に関する指導基準	第2条第6項第2号 地下浸透 やむを得ず放流水を地下浸透する場合には、浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準によること。	

23. 放流水域に対する規制について

(2) ④その他水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
岐阜県	可児市	全水共通	可児市開発協議要綱	第44条第3項 事業者は、浄化槽放流水の放流先関係者と事前に協議を行い、当該管理者及び水利権者等の了解を得るものとする
静岡県	下田市	水源保護地域	水道水源保護条例	第9条 市長は、水源保護地域における対象事業場の設置に関する事業計画の基準（以下「計画基準」という。）を規程で定める。
		地下浸透	函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱	第5条 事業者は、土地利用事業に関する計画を策定しようとするときは、別表に定める基準に適合するようにしなければならない。ただし、別表の基準に定めのない事項は「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号）」の基準を準用する。
	函南町	地下浸透	函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱	別表（第5条関係） 5（4） 施行区域内の生活排水（し尿、雑排水）及び工場等の事業系排水は、浸透処理を行わないこと。ただし、合併処理浄化槽で処理した生活系排水で、別記1の浸透処理排水の基準に適合し、周囲に河川及び水路がなく、排水施設を接続することが困難で近隣の状況によりやむを得ないと認められ、かつ、有効な浸透処理施設を設置する場合は、この限りでない。
愛知県	名古屋市	私設の水路等	名古屋市浄化槽指導要綱	第3条 浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽からの放流水を私設の水路その他これに類する場所に放流しようとする場合にあっては、当該水路等の所有者又は管理者の同意を得るものとする。
	春日井市	一部地域	なし	明文化された根拠は無いが、春日井市内一部地域（明知町、坂下町、玉野町、町屋町、大泉寺町、上条町）において、浄化槽を設置する際に各区長等と事前協議を行うこととしている。
	碧南市	衣浦港	碧南市公害防止指導基準	指導基準適用対象工場等のうち、臨海部の工業専用地域に工場等を新築、増築、改築等をする場合に指導基準に基づき公害防止計画書を作成し、碧南市と公害防止に関する協定を締結するものとする。
	設楽町	①～③以外	設楽町環境保全取扱要綱	第5条（2） 建築物、工作物のし尿、雑排水及び家庭雑排水 収容人員に見合う能力を有する国が認定した浄化槽を設置し、放流水質はBOD20PPM以下にし、浄化槽法に定められた設置の届出等をするとともに、所定の管理をしなければならない。ただし、別荘等一時的に町内に滞在するための建築物は、この限りでない。
三重県	三重県	地下浸透	三重県浄化槽指導要綱	原則、地下浸透を禁止。
	四日市市	都市下水道路以外	四日市市浄化槽指導要綱	第5条第7号 放流先が都市下水道路以外の排水施設で、その管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。
	明和町	祓川	明和町開発指導要綱	第23条第6項 祓川に排出される排水の汚水処理の水質は、BOD 1.0mg/l以下とすること。
	度会町	地下浸透	浄化槽設置並びに排水放流に係る協議報告書	浄化槽関係法令等による規制はないが、町独自で必要であると判断し浄化槽設置の際に提出を求めている。
滋賀県	県内19市町	地下浸透	市町浄化槽取扱要綱	第4条 浄化槽の放流水は、原則として地下浸透しないこと。
		蒸発散	市町浄化槽取扱要綱	第4条第4号 浄化槽の放流水を蒸発方式で処理する場合における蒸発面積は、汚水量50リットル当たり2㎡以上とすること。
		その他	市町浄化槽取扱要綱	第4条 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
京都府	地下浸透	・京都府浄化槽の設置等に関する要綱 他（各市町村も同様の運用）	・同要綱第8条第1号：浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。	
	井手町	町内の木津川流域内で公共下水道計画区域外	井手町内河川の水質保全条例	第5条 前条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、事業の開始前に事業の内容について、町の承認を受けなければならない。第6条 第4条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、別表に定める団体を対象とする説明会を開催し、当該団体の同意を得なければならない。
大阪府	大阪府	公共用水域に接続される放流先	大阪府生活環境の保全等に関する条例	第59条（排出水の排出制限） ※日間平均30㎡/日以上の排水を、公共用水域へ放流する届出事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
	枚方市	地下浸透	枚方市公害防止条例	第5条 工場又は事業場を設置している者は、有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当する水（規則で定める法律又は大阪府の条例に規定する水を除く。以下「有害物質を含む水」という。）を地下に浸透させてはならない。
兵庫県	兵庫県	蒸発散方式	兵庫県浄化槽指導要綱	浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならないこととし、放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式は、原則として、これを認めない。ただし、次に定める場合等は、この限りでない。 ア 蒸発散方式 土質、降雨量及び表面積の関係から、放流水を蒸発散する以外適当な方法がない場合であって、公共用水域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるとき。ただし、この場合においては、第2章第1節の29（1）に定める構造とするものとする。
		地下浸透方式	兵庫県浄化槽指導要綱	浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならないこととし、放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式は、原則として、これを認めない。ただし、次に定める場合等は、この限りでない。 イ 地下浸透方式 土質等の関係から、放流水を地下浸透する以外適当な方法がない場合であって、公共用水域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるとき。ただし、この場合においては、第2章第1節の29（2）に定める構造とするものとする。
	神戸市	地下浸透	神戸市浄化槽指導要綱	浄化槽からの放流水を、原則として地下に浸透させてはならない。
	姫路市	蒸発散方式	姫路市浄化槽指導要綱	第5条第2項 放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式による処理は、原則として、行っていない。
		地下浸透方式	姫路市浄化槽指導要綱	第5条第2項 放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式による処理は、原則として、行っていない。
奈良県	奈良県	地下浸透	奈良県浄化槽取扱いの手引き	浄化槽（昭和55年建設省告示第1292号第5号の構造以外）の処理水を地下浸透により放流する場合は、建築基準法に違反するものではないが、衛生上の観点から、保健所等衛生部局と協議を行い、承認を得ること。なお、当然のことながら、地下浸透施設が排出される処理水に対し、十分な能力を有している必要がある。
和歌山県	和歌山県	地下浸透	和歌山県浄化槽取扱要綱	第26条 浄化槽の構造基準 8 特殊な構造の取扱い （1）地下浸透方式による浄化槽 建築基準法施行令第32条第2項の規定は、特定行政庁が汚水を地下浸透方式によって処理しても衛生上支障がないと規則で指定する地域に限って適用できる基準である。和歌山県下においては、規則で指定した地域がないので、地下浸透方式の浄化槽は使用できない。
		蒸発散	和歌山県浄化槽取扱要綱	第26条 浄化槽の構造基準 8 特殊な構造の取扱い （3）浄化槽の放流水を全く敷地外に放流しない場合などの取扱い 浄化槽の放流水を全く敷地外に放流しない循環方式は、特定行政庁との協議を要する。また、浄化槽の放流水を蒸発させる方式、地下浸透させる方式、及び敷地内散布する方式は、禁止する。

23. 放流水域に対する規制について

(2) ④その他水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
島根県	島根県	その他	島根県浄化槽取扱指針	第4章浄化槽設置場所及び放流先 浄化槽を設置しようとする者は浄化槽設置場所について、関係法令に基づく区域の指定状況によく留意するとともに、おおむね次の条件を満足する設置場所及び放流先を選ぶこととし、事前に必要に応じて放流先管理者等との協議を行うこと。 1. 設置場所 (省略) 2. 放流先 (1) 付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 (2) 放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
岡山県	岡山県	地下	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第3条 2 浄化槽の放流水の地下水への放流及び地下水への浸透については、生活環境の保全上及び地下水の保全上の観点から、これを行わないこと。
	岡山市	地下浸透	岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第3条 2 浄化槽の放流水の地下水への放流及び地下水への浸透については、生活環境の保全上及び地下水の保全上の観点から、これを行わないこと。
	倉敷市	地下	倉敷市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	指針第3の1「浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。」
広島県	大竹市	その他全て	大竹市浄化槽取扱指針要綱	第5条第7号 放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
山口県	山口県	地下浸透	山口県浄化槽の設置等に関する指導要綱	第5条 放流水は、原則として地下に浸透させてはならないものとする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
		その他	山口県浄化槽の設置等に関する指導要綱	第4条 浄化槽の放流水 (以下「放流水」という。) は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならないものとする。 2. 水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者に協議し、了解を得るものとする。
徳島県	徳島県	地下浸透	徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領	第6条 浄化槽設置者は、浄化槽の放流水の放流先について、次にかかげる事項に留意するものとする。 (1) 終末放流に適する下水溝、排水路、河川等があること。ただし、適する放流先を確保することが著しく困難で、かつ、浄化槽放流水の地下浸透方式による処理を行うことで、し尿及び生活雑排水の適正な処理が図られ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すると各総合県民局長又は東部保健福祉局長が認める場合であって、ガイドラインに適合するものはこの限りではない。
香川県	香川県	地下浸透	浄化槽の構造に関する要領 (香川県)	地下浸透方式の浄化槽の設置は、できない。
	高松市	地下浸透	高松市浄化槽の設置及び管理に関する要綱	第6条 (1) 下水路、河川その他適当な放流先があること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、環境衛生上支障のない位置であること。
	善通寺市	地下浸透	善通寺市浄化槽の設置及び管理に関する要綱	第5条 (1) 下水路、河川その他適当な放流先があること。 (6) 前号に掲げるもののほか、環境衛生上支障のない位置であること。
高知県	高知県 (28市町村)、 宿毛市	地下浸透	高知県浄化槽指導要綱	(対象地域) 第27条 浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合において、この章に定める処理方法等が環境衛生上支障のない地域であるときは、浄化槽の放流水を地下浸透させることができる。 (地下浸透可能な浄化槽等の条件) 第28条 浄化槽の放流水を地下浸透させることができる浄化槽は、次の要件を満たすものとする。 (1) 浄化槽の規模は、処理対象人員50人以下のものとする。 (2) 浄化槽は、建築基準法第31条第2項の規定により国土交通大臣の認定を受けた浄化槽で、放流水の生物化学的酸素要求量 (BOD) を10mg/L以下、全窒素10mg/L以下にする処理性能を有するものとして指定性能評価機関で性能評価を受けたものであること。 (3) 浄化槽の放流水を土壤に浸透させるために十分な能力を有する土壤浸透装置 (導水管 (浄化槽の放流水を配水槽に導く管をいう。以下同じ)、散水管 (浄化槽の放流水を均等に土壤中に分散、浸透させるための管をいう。以下同じ)、配水槽 (浄化槽の放流水を散水管に均等に配水させる水槽をいう。以下同じ)、トレンチ (散水管を埋め、浄化槽の放流水を均等に浸透させるために掘られた溝をいう。以下同じ) 及び土壤層等からなり、浄化槽の放流水を雨水等を混入させずに、均等に地下浸透させるための装置をいう。以下同じ) 又は浸透設備 (浄化槽の放流水を雨水等を混入させずに、地下浸透させるための土壤に埋設するます等の設備で、有効な吸込能力及び吸込容量を有するものをいう。以下同じ) を付加するものであること。
				安芸市
福岡県	中間市	工業専用地域	中間市浄化槽指導要綱	第6条第1項第1号及び第2号 (水素イオン濃度指数5.8から8.6まで) (BOD10ミリグラム毎リットル以下)
	遠賀町	用悪水路	遠賀町河川水質の浄化及び保全に関する条例	第3条 浄化槽の排水口における水質は遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例 (平成29年条例第7号) 第5条の基準を満たすものとし、排水処理は合併処理方式とする。
佐賀県	神埼市	①～③以外	神埼市開発行為指導要綱 (19条)	放流先の利害関係者の同意を得、市長と協議し、措置の万全を期すること。(下水溝の施設設置)
	白石町	①～③以外	白石町法定外公共物の管理に関する条例	第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。第5項 法定外公共物に汚水を放流すること。
長崎県	長崎市	長崎市、佐世保市を除く長崎県内	長崎県浄化槽事務取扱要領	第3条 放流先 放流先は、次によること。 (1) 原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。 (2) 私設の下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を受けること。 (3) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (4) 都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できること。
		長崎湾、大村湾、 本明川流域	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	第2条 前条の排水基準及びこれを適用する区域並びに適用の日は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。
	大村湾	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則	第2条 3 条例第2条第8号の規則で定めるものは、騒音に係る施設にあっては別表第1、汚水または廃液に係る施設にあっては別表第2に掲げる施設とする。	
	長崎市	地下浸透	長崎市浄化槽指導要綱	第2条第3項 地下浸透による処理水の放流は、原則として認めないものとする。ただし、都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ、衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流を行うことができるものとする。
	長崎市	都市下水路、 河川、私設水路等	長崎市浄化槽指導要綱	第2条第2項 処理水の放流先 (以下「放流先」という。) が都市下水路、河川、私設水路等 (以下「都市下水路等」という。) である場合は、その管理者又は所有者の許可又は承諾を得た上で放流するものとする。

23. 放流水域に対する規制について

(2) ④その他水域に放流する場合の規制の詳細

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
長崎県	佐世保市		佐世保市浄化槽取扱要領	第4 放流先 放流先は、次によること。 (1)原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。 (2)下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を得ること。 (3)環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (4)放流水の地下浸透方式は、原則として認めないものとする。ただし、都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できる。
	杵岐市	地下浸透	杵岐市(浄化槽放流の地下浸透規定について)H14年4月19日14歳対第44号、14建第214号	杵岐市(放流水の浸透地点から水平距離30M以内に、飲用に供する井戸が無いこと等)
熊本県	熊本県	①～③以外の放流先	熊本県浄化槽取扱要項	第15条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	人吉市	①～③以外の放流先	人吉市浄化槽取扱要項第17条	(放流先及び放流方法) 浄化槽の排水を放流するときは、次に掲げる事項に適合するようにしなければならない。 (1) 放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	上天草市	用悪水路	上天草市浄化槽取扱要綱	第17条 浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 (1) 放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 (3) 放流水は、地下浸透させないこと。
	錦町	地下浸透	錦町浄化槽取扱要項	(放流先及び放流方法) 第17条 浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 (1) 放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 2 浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
		地下浸透	錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準	(対象地域) 第3条 浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合であって、この技術基準に定める処理方法などが環境衛生上支障のない地域とする。
大分県	大分県	地下浸透	大分県浄化槽指導要綱	・環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流水が停滞することなく流れる排水設備又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は原則として浄化槽を設置しないこと。
宮崎県	宮崎県	地下浸透	宮崎県浄化槽指導要領	放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
		蒸発散	宮崎県浄化槽指導要領	放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
		その他	宮崎県浄化槽指導要領	環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
鹿児島県	鹿児島県	地下浸透	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	(7) 都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、地下浸透施設を設置するための十分な敷地を有すること。 (4) 浄化槽からの排水であること。 (5) 処理対象人員10人以下であること。 (2) 浸透性土壌であること。 (6) 飲用井戸から水平距離で30m以上離れ、かつ、これを汚染するおそれがないこと。 (8) 隣地から3m以上離れていること。 (7) 地域の実状に即した構造とすること。
		蒸発散	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	(7) 都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、蒸発散施設を設置するための十分な敷地を有すること。 (4) 浄化槽からの排水であること。 (6) 隣地から3m以上離れていること。 (8) 地域の実状に即した構造とすること。
	指宿市	池田湖集水域	指宿市浄化槽設置推進要綱	第3条 2 池田湖集水域及び鯉池集水域におけるし尿及び雑排水は、高度処理型浄化槽による処理に努めなければならない。
		鯉池集水域	指宿市浄化槽設置推進要綱	第3条 2 池田湖集水域及び鯉池集水域におけるし尿及び雑排水は、高度処理型浄化槽による処理に努めなければならない。
沖縄県	沖縄県	通常	沖縄県浄化槽取扱要綱	第5条第4項 浄化槽からの放流水の放流先は、放流水が停滞することなく流れる構造とし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所とする。
		蒸発散	沖縄県浄化槽取扱要綱	第5条第4項 ただし、適当な放流先がない場合で、放流水を別に定める<放流先のない場合の放流水の処理方法>の「蒸発散方式」により処理し、かつ当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りではない。
		地下浸透	沖縄県浄化槽取扱要綱	第5条第4項 浄化槽放流水の地下浸透処理は、地下水の汚染につながり、生活環境の保全及び公衆衛生上支障を生じる恐れがあることから、原則として禁止とする。ただし、地下浸透処理以外の放流方法が全くない場合(道路占用の不許可を理由とする場合を除く)で、放流水を<放流先のない場合の放流水の処理方法>の「地下浸透方式」により処理し、かつ当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りではない。その場合は、第3条に規定する設置等の届出にあたって、保健所長と協議しなければならない。
	那覇市	通常	那覇市浄化槽取扱要綱	第5条第1項第4号 浄化槽からの放流水の放流先は、放流水が停滞することなく流れる構造とし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所とする。
蒸発散		那覇市浄化槽取扱要綱	第5条第1項第4号 適当な放流先がない場合は、市長と協議の上、別紙<放流先のない場合の放流水の処理方法>の蒸発散方式により処理するものとする。	
地下浸透		那覇市浄化槽取扱要綱	第5条第1項第4号 地下浸透処理以外の放流方法が全くない場合は、別紙<放流先のない場合の放流水の処理方法>の地下浸透処理方式によるものとし、この場合も市長と協議するものとする。	

注釈) 自治体における条例・規則・運用に基づく規制を掲載しており、各法(水質汚濁法等)による規制については掲載していない。

24. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体

(令和元年度末現在)

都道府県名	市町村数	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体
北海道	37	札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、留萌市、江別市、士別市、千歳市、深川市、石狩市、乙部町、島牧村、蘭越町、奈井江町、鷹栖町、剣淵町、音威子府村、幌加内町、増毛町、苫前町、初山別村、猿払村、中頓別町、枝幸町、幌延町、置戸町、豊浦町、新冠町、音更町、鹿追町、更別村、豊頃町、本別町、鶴居村、別海町、羅臼町
青森県	3	十和田市、平内町、大鰐町
岩手県	1	岩手県、宮古市
宮城県	7	仙台市、角田市、柴田町、丸森町、大和町、大郷町、加美町
秋田県	2	能代市、東成瀬村
山形県	15	鶴岡市、上山市、長井市、尾花沢市、南陽市、中山町、河北町、朝日町、大江町、最上町、舟形町、大蔵村、高島町、小国町、白鷹町
福島県	20	須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、伊達市、川俣町、南会津町、猪苗代町、金山町、矢吹町、矢祭町、浅川町、三春町、会津若松市、白河市、田村市、大玉村、下郷町、西郷村、小野町
茨城県	2	茨城県、日立市、高萩市
栃木県	18	宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	4	群馬県（前橋市、高崎市を除く）、前橋市、高崎市、下仁田町、東吾妻町
埼玉県	10	川越市、川口市、越谷市、滑川町、嵐山町、ときがわ町、横瀬町、小鹿野町、東秩父村、秩父市
千葉県	3	千葉市、船橋市、柏市
東京都	1	八王子市
神奈川県	2	横浜市、川崎市
新潟県	6	新潟県、新潟市、長岡市、十日町市、阿賀野市、佐渡市、胎内市
富山県	0	富山県
石川県	7	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、能登町
福井県	1	福井市
山梨県	3	甲斐市、甲州市、道志村
長野県	24	松本市、上田市、飯田市、須坂市、大町市、佐久市、南牧村、富士見町、箕輪町、飯島町、高森町、阿智村、豊丘村、南木曾町、大桑村、生坂村、高山村、飯綱町、川上村、小諸市、千曲市、泰阜村、松川町、伊那市
岐阜県	2	飛騨市、海津市
静岡県	1	掛川市
愛知県	1	豊橋市
三重県	8	津市、松阪市、伊賀市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀宝町
滋賀県	1	竜王町
京都府	13	京都市、福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、向日市、京丹後市、南丹市、木津川市、久御山町、笠置町、京丹波町、与謝野町
大阪府	1	高槻市
兵庫県	7	相生市、加古川市、宝塚市、丹波市、朝来市、多可町、佐用町
奈良県	4	奈良県、奈良市、生駒市、曾爾村、御杖村
和歌山県	9	和歌山市、橋本市、有田市、田辺市、紀の川市、高野町、印南町、白浜町、串本町
鳥取県	7	鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、三朝町、琴浦町、日野町
島根県	8	島根県、松江市、浜田市、安来市、雲南市、大田市、飯南町、美郷町、海士町
岡山県	4	岡山県、岡山市、倉敷市、真庭市、奈義町
広島県	11	広島市、呉市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、府中町、安芸太田町、北広島町、世羅町
山口県	5	山口県、下関市、山口市、萩市、長門市、周南市
徳島県	1	徳島県、三好市
香川県	2	香川県、高松市、善通寺市
愛媛県	6	上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、鬼北町、愛南町
高知県	32	高知県（28市町村）、高知市、安芸市、宿毛市、津野町
福岡県	7	北九州市、大牟田市、朝倉市、みやま市、小竹町、香春町、大木町
佐賀県	3	唐津市、江北町、みやき町
長崎県	0	長崎県
熊本県	9	人吉市、菊池市、宇土市、美里町、長洲町、南小国町、南阿蘇村、苓北町、玉名市
大分県	8	大分県、大分市、中津市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村
宮崎県	2	宮崎県、宮崎市、綾町
鹿児島県	8	鹿児島県、鹿児島市、日置市、曾於市、長島町、中種子町、龍郷町、三島村、徳之島町
沖縄県	0	沖縄県
合計	326	

注) 取り扱いを定めている都道府県数は18である。

24. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	休止届が提出された件数 (令和元年度)	休止の届出等を提出しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等													休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理	
				(休止時)					(再開時)					その他				
				届出の提出(書類等)	休止の連絡(電話等)	水質検査の受検(指導含む)	保守点検の実施(指導含む)	清掃の実施(指導含む)	その他	届出の提出(書類等)	再開の連絡(電話等)	水質検査の受検(指導含む)	保守点検の実施(指導含む)		清掃の実施(指導含む)	その他		
北海道	札幌市	3	特に定めていない	○													規定なし	規定なし
	函館市	2	特に定めていない	○														維持管理については、特に指導致していない
	旭川市	20	1年以上	○														浄化槽管理者が行う。
	室蘭市	14	1年以上	○														取扱等は定めていない
	釧路市	1	特に定めていない	○														なし
	留萌市	2	1年以上	○														特になし
	江別市	2	特に定めていない	○														法定検査、保守点検、清掃といった維持管理については、休止中は行っていない。再開時には必要があれば清掃を行う。
	士別市	11	特に定めていない	○														巡視点検として、使用の有無や外観の確認を行う。
	千歳市	4	特に定めていない	○														休止中は、法定検査、保守点検、清掃等の維持管理義務を求めない。特に指導致はしていない
	深川市	4	1年以上	○														維持管理基準を実施している。
	石狩市	0	特に定めていない	○	○													休止中は法定検査、保守点検、清掃の実施無し
	乙部町	0	1年以上	○														保守点検を継続して実施
	島牧村	2	特に定めていない	○														浄化槽協会に通知
	蘭越町	3	特に定めていない	○														特になし
	奈井江町	4	特に定めていない	○	○													清掃後槽内水張りの状態で維持管理
	鷹栖町	10	特に定めていない	○														次の使用者が来るまで維持管理は行わない。
	剣淵町	2	特に定めていない	○	○													なし
	音威子府村	0	特に定めていない	○														法定検査、保守点検、清掃といった維持管理について積極的に指導等は行っていない
	幌加内町	0	特に定めていない	○														特段の指導致は実施していない
	増毛町	2	特に定めていない	○														関係機関等と協議し判断を仰いでいる。
	苫前町	1	特に定めていない	○														設置管理者
	初山別荘	0	特に定めていない	○														休止中の検査や点検、清掃は行っていない
	猿払村	0	特に定めていない	○														特になし
	中頓別町	0	特に定めていない	○														汚泥の引抜、プロワの停止等
	枝幸町	0	特に定めていない	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特に対応していない。
	幌延町	0	特に定めていない	○														保守点検事業者による点検及び清掃を実施
	置戸町	0	特に定めていない	○														直近の浄化槽の状況を考慮の上、再開時までの維持管理は休止
	豊浦町	2	特に定めていない	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定点検・保守点検等は受けていない
	新冠町	4	特に定めていない	○														個別排水処理施設管理者による巡回点検の実施
	音更町	4	特に定めていない	○														法定検査・保守点検・清掃
鹿追町	4	特に定めていない	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	再開時に点検の実施	
更別村	0	特に定めていない	○														依頼がない限り維持管理を行っていない。	
豊頃町	1	特に定めていない	○														休止届を受けた時点から保守点検を行わない	
本別町	1	特に定めていない	○														要清掃	
鶴居村	4	特に定めていない	○														浄化槽管理者が維持管理	
別海町	12	特に定めていない	○														自己の管理による	
羅臼町	7	特に定めていない	○														浄化槽清掃を行い水張り以降、保守点検のみ	
青森県	十和田市	35	特に定めていない	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	清掃を実施し、水張りする。
	平内町	1	特に定めていない	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	清掃後、常に満水とし電源を落とした状態で適正に管理するよう指導。
	大鰐町	2	1年以上	○														特に定めていない
岩手県	岩手県	109	特に定めていない	○														
	宮古市	0	特に定めていない	○					○	○								消毒剤の撤去 水質検査等は槽内 による
宮城県	仙台市	8	特に定めていない	○														維持管理は原則として休止とする。
	角田市	1	特に定めていない	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	すべて再開までは実施しない
	柴田町	0	特に定めていない	○														浄化槽内の汚泥を抜き取るなどの適切な処置を行ってもらう
	丸森町	0	特に定めていない	○														今まで休止の実績はない
	大和町	3	特に定めていない	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	維持管理は休止している。
	大郷町	2	特に定めていない	○														清掃を行った後、維持管理も休止
秋田県	加美町	0	特に定めていない	○	○													維持管理も休止とする。
	能代市	8	特に定めていない	○														休止前に浄化槽の清掃をするため、休止状態の時は維持管理なし。
	東成瀬村	0	特に定めていない	○														清掃後に水張りを行う
山形県	鶴岡市	1	特に定めていない	○														規定なし、事務 処理上の運用なし
	上山市	0	特に定めていない	○														特になし
	長井市	2	特に定めていない	○	○													H30から職員による外観検査
	尾花沢市	2	特に定めていない	○														清掃及び水張りを実施
	南陽市	4	特に定めていない	○														休止する際には汚泥引抜や清掃、再使用の際に法定検査と保守点検を行うよう口頭指導。
	中山町	2	特に定めていない	○														管理者自身に管理を任せている。
	河北町	7	特に定めていない	○														特に定めていない。
	朝日町	5	特に定めていない	○														維持管理業者へプロワの停止等を確認
	大江町	9	特に定めていない	○						○								休止前に維持管理を行い、使用再開時に水質検査の実施をお願いしている
最上町	0	特に定めていない	○	○													休止届が提出された時点で口頭で適切な維持管理の実施を指導	
				○													点検・清掃を行っている業者へ連絡し、対処している。	

24. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数 (令和元年度)	休止の届出等を提出させない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出 (書類等)	休止の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他	届出の提出 (書類等)	再開の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他	
山形県	舟形町	0	特に定めていない		○								○			長期休止の事例はなく、老人の冬季施設入所等による短期休止だけなため、特に休止による指導はしていない。
	大蔵村	1	特に定めていない	○				○						○		特に行っていない。
	高島町	0	特に定めていない	○				○						○		休止時に清掃を実施する
	小国町	1	特に定めていない	○				○					○	○	○	法定検査については、検査機関への情報提供、清掃、保守は届出人から契約業者へ連絡。
	白鷹町	8	特に定めていない	○				○								清掃を実施し、保守点検、11条検査は実施していない。保守業者と指定検査機関へ情報提供している。
福島県	須賀川市	1	特に定めていない	○				○								維持管理は不要
	喜多方市	5	特に定めていない	○		○	○	○					○	○	○	槽内清掃後、水を張り、フロアの電源を切った状態にしておき、また、維持管理契約等については、管理者より委託先業者へ連絡をするよう促している。
	二本松市	3	特に定めていない	○				○					○	○	○	清掃を実施し、規定水位まで水張りを行う。消毒薬は薬剤筒から取り除く。フロアの電源は切る。定期的に水張りを行い、水位の低下に伴う土圧による槽の変形、破損を防ぐ。定期的にマンホール蓋等の状況などを確認することなどを指導。
	南相馬市	2	特に定めていない	○			○	○					○	○		契約解除となり実施しない。
	伊達市	0	特に定めていない	○	○			○								昨年、休止届の受付の事例はありませんが、長期休止(店舗等廃業など)する場合は、休止届受付の可能性は想定しています。その場合、休止届(任意様式)の添付書類として、清掃記録簿の写しの添付は必須と考えています。休止中の浄化槽の法定検査等は建物の利用もないことから、指導等も難しいと考えています。
	川俣町	0	特に定めていない	○												法定検査等なし
	大玉村	0	特に定めていない	○												特になし
	南会津町	13	特に定めていない	○	○									○		休止前に清掃の案内を行っている。
	猪苗代町	6	特に定めていない	○												再開の際は、保守点検業者等に浄化槽の機能に問題がないか事前に確認するよう依頼し、不具合があれば修繕等をするよう口頭で指導する(業者一貫を渡す)。
	金山町	1	特に定めていない	○	○			○						○		槽内の汚泥を汲み取り、その後水張りを行うよう指導。再開までは維持管理は停止。
	矢吹町	1	特に定めていない	○												特に定めていない
	矢祭町	0	特に定めていない	○				○	○					○	○	休止の際に保守点検及び清掃を行い、再開時に保守点検、法定検査を行うよう指導する。
	浅川町	0	特に定めていない	○				○						○	○	休止前に清掃を実施し、清掃後は水張りをし適正な管理をするよう説明している。
	三春町	0	特に定めていない					○						○		町管理：清掃のみ実施、法定検査及び保守点検は使用再開まで未実施 町管理以外：所有者に清掃の実施を町から指導
	会津若松市	0	1年以上	○												清掃を行い、水を張る。
	白河市	1	特に定めていない	○												清掃・点検は行わない。
	田村市	7	特に定めていない	○				○						○	○	維持管理等は管理者が行う。
下郷町	3	特に定めていない	○				○						○	○	汲み取り、清掃後に水張り	
西郷村	0	特に定めていない	○												休止前に清掃し、維持管理は特に実施しない	
小野町	1	1年以上	○				○								○	休止の際は、清掃をしてもらい、法定検査、保守点検等は免除
茨城県	187	特に定めていない	○													特になし
日立市	7	特に定めていない	○													特に定めなし
高萩市	7	特に定めていない	○													清掃を実施し水張り
栃木県	宇都宮市	10	特に定めていない	○				○								なし
	栃木市	1	特に定めていない	○				○							○	浄化槽使用開始報告書の提出 休止する際は浄化槽内の清掃を行い、また使用再開後は法定検査、保守点検を励行するよう指導を行っている。
	佐野市	0	特に定めていない	○				○								休止中の維持管理については特に指導等は行っていない。
	鹿沼市	21	特に定めていない	○												休止台帳で管理 清掃実施後、水張り
	日光市	1	特に定めていない	○												維持管理に関する委託契約書の写し 特になし
	小山市	0	特に定めていない	○												要綱に記載なし
	真岡市	0	特に定めていない	○				○								特に定めていない
	大田原市	24	特に定めていない	○												長期休止となった場合は、清掃後に水張りをする。
	那須塩原市	1	特に定めていない	○												特に定めていない 休止期間中は中断し、使用開始後に再開するよう指導
	さくら市	0	特に定めていない	○												特に定めていない
	那須烏山市	0	特に定めていない	○												特に定めていない
上三川町	0	特に定めていない	○											○	保守点検及び清掃業者に相談することを呼びかける。	

2.4. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数 (令和元年度)	休止の届出等を提出させない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出 (書類等)	休止の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他	届出の提出 (書類等)	再開の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他	
栃木県	茂木町	14	1年以上	○				○		○					清掃後、水を張っておくこと以外特に指導等はしていない。	
	市貝町	0	特に定めていない	○						○					なし	
	芳賀町	1	特に定めていない	○						○		○	○		特に無し	
	高根沢町	3	特に定めていない	○					○						要綱に規定なし。	
	那須町	0	特に定めていない	○						○					保守点検業者と相談するよう指導する	
群馬県	群馬県	592	特に定めていない	○						○					事例なし 保守点検、清掃の実施、及び法定検査受検は不要としている。	
	前橋市	6	特に定めていない	○						○					特になし	
	高崎市	139	1年以上	○				○		○					保守点検、清掃、法定検査の免除(ただし、生活環境保全上の問題が発生したときはこの限りではない)	
	下仁田町	2	特に定めていない	○				○		○					清掃後水張り作業実施	
	東吾妻町	11	特に定めていない	○				○		○					休止中は維持管理はしない。使用再開したら維持管理も再開	
埼玉県	川越市	1	特に定めていない	○				○			○	○	○		指導対象浄化槽から除外。	
	川口市	10	特に定めていない	○				○				○	○		維持管理の必要なし	
	越谷市	2	特に定めていない	○	○			○		○		○	○		台帳において空き家処理にし指導対象から外す	
	滑川町	0	特に定めていない	○				○						使用開始届の提出	免除	
	嵐山町	5	特に定めていない	○				○							状況により判断。	
	ときがわ町	3	特に定めていない	○				○							休止中は維持管理無し	
	横瀬町	0	特に定めていない	○				○							使用休止期間内の法定検査(11条検査)・保守点検・清掃は実施無し	
	小鹿野町	6	特に定めていない	○				○					○		特に維持管理は実施していない	
	東秩父村	0	特に定めていない	○				○							休止届受理後清掃を実施。 保守点検、清掃委託業者へ連絡し、使用再開されるまでの間は点検等は行わない。	
	秩父市	9	特に定めていない	○				○		○	○	○	○		保守点検・法定検査・清掃の実施を休止する	
千葉県	千葉市	12	特に定めていない	○				○		○			○		休止時に清掃していれば維持管理不要と扱っている	
	船橋市	3	特に定めていない	○				○							特に定めていないが、休止時に清掃及び水はりを行うよう指導	
	柏市	1	特に定めていない	○				○							特段の指導は実施していない。	
東京都	八王子市	7	特に定めていない	○				○							市設置型において、清掃後清水を満たした状態で保全する。維持管理は行っていない。	
	神奈川県	横浜市	10	特に定めていない	○			○							休止期間を過ぎたものは使用中とみなす 特になし	
新潟県	新潟県	40	1年以上	○				○		○			○		休止に際して清掃を行うこと、ばつ気型の浄化槽についてはモーターの電源を切っておくことなどを指導している。	
	新潟市	0	1年以上	○				○		○					不要	
	長岡市	12	1年以上	○				○		○					休止前に清掃を行うなど、休止中における環境保全上の措置が講じられた浄化槽については、休止状態の維持管理は特段の理由がない限り要しない。	
	十日町市	13	1年以上	○				○				○			市管理。休止時、委託業者による清掃。再開時委託業者による点検。	
	阿賀野市	0	特に定めていない	○				○				○	○		休止とする前に清掃を実施し、臭気などの苦情が生じないよう指導する。 再開する際は保守点検等の契約や法定検査の受検について指導する	
	佐渡市	23	1年以上	○				○				○			休止する前に完全清掃(汚泥全量引抜き)を実施、休止中に異臭・病害虫の発生等の問題が起こった場合は管理者において直ちに処置	
	胎内市	6	特に定めていない	○				○							原則不要	
富山県	富山県	0	特に定めていない	○	○			○				○			休止中は、法定検査、保守点検、清掃は不要としている。	
	石川県	七尾市	0	特に定めていない	○					○					清掃し、再開時まで状態保持	
石川県	輪島市	1	特に定めていない	○				○							届出後に清掃を行い、それ以後は行わない。	
	珠洲市	0	特に定めていない	○						○					取り決め無し(休止届の実績なし)	
	羽咋市	0	特に定めていない	○						○					取り決め無し(休止届の実績なし)	
	志賀町	0	特に定めていない	○						○					取り決め無し(休止届の実績なし)	
	宝達志水町	0	特に定めていない	○						○					休止届受理後、浄化槽の清掃を行い、再開まで点検等維持管理は行っていない。	
	能登町	0	特に定めていない	○						○					再開まで点検等の維持管理は行っていない。	
福井県	福井市	0	特に定めていない	○				○							免除される	
	山梨県	甲斐市	0	特に定めていない	○					○		○	○		関係業者に連絡を取り、直近で一度メンテナンスを行ない、以降は行わない。再開後は、引き続き行なっていく。	
山梨県	甲州市	0	特に定めていない	○			○	○		○			○		維持管理の実施は求めている。	
	道志村	0	特に定めていない	○	○			○		○					汲取りを行い、水を張った状態で管理。	

2.4. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数 (令和元年度)	休止の届出等を提出させない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理	
				(休止時)						(再開時)							
				届出の提出 (書類等)	休止の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他	届出の提出 (書類等)	再開の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他		
長野県	松本市	16	特に定めていない	○								○					市町村設置型のため、休止が出された場合は維持管理も休止します。休止する前に清掃を行うよう指導
	上田市	17	特に定めていない	○								○					保守点検、清掃を一時休止。(要綱上記載はない)
	飯田市	21	特に定めていない	○			○	○				○					特になし
	須坂市	2	特に定めていない	○								○					清掃及び水張り条件に特に維持管理をしなくても指導しない
	大町市	5	1年以上	○	○			○				○	○				浄化槽の使用再開届が提出されるまでは特に管理については市進していない。
	佐久市	14	特に定めていない	○								○					委託業者と協議
	南牧村	2	特に定めていない	○								○					指導は特になし
	富士見町	0	1年以上	○								○					プロアの停止と清掃の指導
	箕輪町	0	特に定めていない	○								○					特になし
	箕輪町	3	特に定めていない	○								○					清掃業者に相談するように伝える
	飯島町	1	特に定めていない	○								○					休止前の保守点検にて適正な状態にし再開まではその状態を維持していく
	高森町	1	特に定めていない	○								○					維持管理はしないが、維持管理業者に年1回確認を行ってもらい、法定検査も受検対象としないようにする
	阿智村	1	特に定めていない	○								○					管理者責任による管理
	豊丘村	1	特に定めていない	○	○							○	○	○	○		法定検査、保守点検の対象から外している。清掃の実施は求めていない。
	南木曾町	0	特に定めていない		○												休止中は設置者が管理する。
	大桑村	2	特に定めていない	○	○												法定検査、保守点検及び清掃が義務付けられている旨を伝えている
	生坂村	2	特に定めていない	○													特になし
	高山村	0	特に定めていない	○													特になし
	飯綱町	0	特に定めていない	○													特に定めていない
	川上村	1	特に定めていない	○													全槽の全量清掃を実施し、水張りをやっていただく
小諸市	8	特に定めていない	○													特になし	
千曲市	2	特に定めていない	○													特に定めていない	
泰阜村	0	特に定めていない	○													特になし	
松川町	0	特に定めていない	○													特になし	
伊那市	6	特に定めていない	○														プロアを停止するときは、汚泥全量引き抜き、水を張り、周辺住民から苦情が来ないようにしてもらい、プロアが稼働しているところは、管理者に見てもらい、法定検査等は実施しない。
岐阜県	飛騨市	0	特に定めていない	○								○					法定検査等は実施しない。
海津市	20	特に定めていない	○					○				○	○	○			休止前に最終清掃を行うよう指導している。
静岡県	掛川市	6	特に定めていない	○	○			○				○					最終清掃を行い、以降は法定検査、保守点検、清掃等は実施していない。
愛知県	豊橋市	3	特に定めていない	○				○				○					特に定めていない
三重県	津市	9	特に定めていない	○								○					届出について、休止の事由等により管理区分が異なるが、特別な場合でなければ市管理としている。
	松阪市	17	特に定めていない	○				○					○				休止中は維持管理を停止、再開の届出により維持管理を再開としている。
	伊賀市	2	特に定めていない	○				○					○	○			市町村型浄化槽の休止時には、浄化槽の清掃を実施したうえで、水を張っておくこととしている。
	大台町	7	特に定めていない	○								○					清掃の後、使用再開で保守点検等は実施していない
	大紀町	11	特に定めていない	○								○					法定検査・保守点検・清掃はしなくてよいものとしている。
	南伊勢町	2	特に定めていない	○													休止前に清掃を行い、法定検査・保守点検・清掃は再開まで行わない
	紀宝町	13	特に定めていない	○													法定検査、保守点検、清掃の維持管理について、休止届が提出された場合、その後は実施しない。
滋賀県	多気町	1	特に定めていない	○								○					休止中は維持管理も休止。
竜王町	0	特に定めていない	○													清掃の実施を要する。	
京都市	3	特に定めていない	○										○				特に定めていない
福知山市	0	特に定めていない	○														最終清掃を行い、槽内の水張を行う。
綾部市	6	特に定めていない	○														行っていない
京都府	宇治市	11	特に定めていない	○								○	○	○			休止前の清掃及び、休止中の水張りをお願いしている。また、休止中の浄化槽の運用については、浄化槽維持管理業者と相談していただいている。届出は廃止届の備考欄を利用して提出していただいている。再開時は、使用開始届を提出していただく。その際、通常の使用開始届提出時と同じく清掃・保守点検・水質検査の説明を行う。
	宮津市	2	特に定めていない	○								○					再開するまでは、維持管理に係る指導はしていない。
	向日市	1	特に定めていない	○	○							○	○				維持管理等の指導の対象外とする。
	京丹後市	10	1年以上	○								○		○	○		維持管理義務を免除
	南丹市	14	特に定めていない	○								○					維持管理は必要としない。(休止には、最終清掃及び水道の閉栓を条件としている)
	木津川市	4	特に定めていない	○								○	○	○	○		維持管理に関する指導の対象外。
	久御山町	0	特に定めていない	○	○							○					休止前に清掃業者等に依頼して槽の洗浄、消毒等の処置を行い、指定検査機関に休止の連絡をもらう。
	笠置町	0	特に定めていない	○													維持管理の指導を行わない。

2.4. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数 (令和元年度)	休止の届出等を提出させない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理		
				(休止時)						(再開時)								
				届出の提出 (書類等)	休止の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他	届出の提出 (書類等)	再開の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他			
京都府	京丹波町	0	特に定めていない	○				○				○					維持管理指導の対象外とする。	
	与謝野町	0	特に定めていない	○				○				○	○	○			維持管理に関する指導は実施しない。	
大阪府	高槻市	1	特に定めていない	○				○								特に無し	維持管理の指導対象としない	
	相生市	0	特に定めていない	○								○					特に指導等ありません	
兵庫県	加古川市	5	特に定めていない	○								○					年1回以上の保守点検及び清掃	
	宝塚市	0	特に定めていない	○	○	○	○	○				○	○	○			休止する際の最終汲み取り、及び水張は、所有者が清掃業者に依頼して個々でもらいます。休止後の維持管理は、特にしていません。	
	朝来市	14	特に定めていない	○	○			○				○	○				休止期間を確認し、長期休止となる場合には、休止前に必ず清掃を実施し、きれいな水を張った状態でブロワーの電源を切るようにし、短期の場合は、施主と相談し、ブロワーの電源を切らないよう指導を行っている。	
	丹波市	0	特に定めていない	○				○				○					①休止時には、必ず清掃を実施する。 ②ブロワーの電源を切る。 ③定期的にマンホール等の確認をする。 ④その他、浄化槽の保全のための必要と思われる措置を行う。	
	多可町	5	1年以上	○	○							○	○	○	○		休止時に水を張る	
	佐用町	52	特に定めていない	○				○				○					微生物の活性剤及び塩素の設置	休止時に汚泥の全量引抜き、水道水を張り、再開までの間は維持管理を停止する。
	奈良県	奈良市	85	1年以上	○				○				○					特になし
生駒市		8	1年以上	○				○				○					維持管理の指導は行っていない。	
曽根村		1	特に定めていない	○				○				○					特になし	
御杖村		0	特に定めていない	○	○		○	○				○					管理者 休止の間は、法定検査、保守点検、清掃を行わなくてもよい。	
奈良市		18	1年以上	○				○				○					休止の届出等が提出され休止状態となった場合は、その間の維持管理を免除	
和歌山県		和歌山市	61	3ヶ月以上	○								○					特に定めていないが、休止時に清掃及び水はりを行う。
	橋本市	8	3ヶ月以上	○				○				○					清掃は休止。法定検査・保守点検は受けるよう説明。	
	有田市	27	特に定めていない	○				○				○					点検業者へ休止の旨伝達するよう指導している。	
	田辺市	37	3ヶ月以上	○				○				○					休止中であっても、ブロワは稼働させておくように指導している。	
	紀の川市	32	特に定めていない	○				○				○	○	○			清掃連合会及び水質保全センターに連絡し、清掃業者が休止の処置を行う	
	高野町	2	特に定めていない	○				○				○					休止中であっても、ブロワは稼働させておくように指導している。	
	印南町	18	特に定めていない	○				○				○					3ヶ月以上に渡り休止する際、廃止時と同様に、最終清掃報告書を清掃業者に記入してもらおう伝え、休止届とともに提出するよう指導している。	
	白浜町	4	3ヶ月以上	○				○				○					特に無し	
鳥取県	串本町	17	3ヶ月以上	○								○					規定なし	
	鳥取市	14	1年以上	○								○					保守点検・法定検査免除 休止時清掃必須	
	鳥取市	16	1年以上	○								○					休止届出中は保守・清掃・法定検査の実施は不要	
	米子市	32	1年以上	○								○					休止時の清掃の実施及び再開時における届出、保守点検、法定点検の実施を指導する通知	
	倉吉市	5	特に定めていない	○				○				○					浄化槽が使用されない限り通常の維持管理を行わない。	
	境港市	8	1年以上	○				○				○	○	○			規定なし	
	三朝町	6	1年以上	○				○				○					11条検査、保守点検、清掃について休止	
	日野町	1	1年以上	○				○				○					個人が対応	
島根県	島根県	168	特に定めていない	○	○			○				○					休止にする場合は、維持管理業者に相談のうえ、清掃後、水張等の措置を行うよう指導している。法定検査については休止の間中は受検対象外となる。	
	松江市	14	特に定めていない	○	○			○				○					法定検査は休止の間は実施しない。休止の際には浄化槽の清掃を実施、清浄な水を入れていく。	
	浜田市	0	1年以上		○			○				○					休止連絡後、槽内の抜き・清掃を行い、水を張り休止している。再開までは点検は実施しない。	
	安来市	0	特に定めていない	○								○					使用者と休止期間を確認し、維持管理方法を決定する。	
	雲南市	40	特に定めていない	○	○			○				○					休止状態となった浄化槽は法定検査、保守点検及び清掃を行わない。	
	大田市	2	特に定めていない	○	○			○				○					維持管理を休止とする	
	飯南町	0	特に定めていない	○	○			○				○					清掃を実施し、満水状態にして管理する。	
	美郷町	0	特に定めていない	○	○			○				○					休止の際には浄化槽の汲取、清掃を行い、清浄な水を入れて置く。	
海士町	0	長期不在若しくは使用時期不明の場合		○			○				○						未実施 年に1回程度、張水の確認	

2.4. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数 (令和元年度)	休止の届出等を提出させない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出 (書類等)	休止の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他	届出の提出 (書類等)	再開の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他	
岡山県	岡山県	389	特に定めていない	○								○				委託している保守点検業者等に連絡をし、清掃、水張り等の措置をするよう指導している。
	岡山市	3	特に定めていない	○								○				委託している保守点検業者等に連絡をし、清掃、水張り等の措置をするよう指導している。
	倉敷市	46	特に定めていない	○				○				○				管理者と保守点検業者等との間の個別契約内容による
	真庭市	0	特に定めていない	○								○				使用者は、自己都合により休止の場合に要する清掃費用を負担する。
	奈義町	0	特に定めていない	○								○				通常と同様の維持管理を行う。2年度より、休止状態時の維持管理は検討する。
広島県	広島市	44	特に定めていない	○								○				維持管理を休止してもよい。
	呉市	26	特に定めていない	○				○				○			届出書に11条検査依頼書を添付	
	尾道市	71	特に定めていない	○	○			○				○				免除
	福山市	304	特に定めていない	○								○				法定検査、保守点検、清掃といった維持管理については免除する。
	府中市	35	特に定めていない	○				○				○				休止・再開の届は、管理者及び保守点検清掃業者を通じて提出させている。提出後、浄化槽台帳で休止浄化槽の把握をしている。法定検査については、市から検査機関へ休止・再開届の写しを送付している。
	庄原市	8	1年以上	○				○				○				翌年度以降の法定検査、維持管理契約は行わない。(市設置型浄化槽の場合であり、個人設置型浄化槽についての取り決めはない。)
	大竹市	0	特に定めていない	○								○				規定なし
	府中町	14	特に定めていない	○								○				休止期間は免除
	安芸太田町	16	特に定めていない	○				○				○				維持管理の必要なし
	北広島町	7	特に定めていない	○				○				○				維持管理業者への連絡 契約の凍結状態(台帳データのみ保存)
山口県	世羅町	24	特に定めていない	○								○				規定なし
	山口県	202	特に定めていない	○				○				○				法定検査受検の免除
	下関市	48	特に定めていない	○				○	電気・水道の停止			○				法定検査受検の免除
	山口市	20	特に定めていない	○				○				○				浄化槽の清掃・水張り
	萩市	37	特に定めていない	○	○			○				○	○			管理者に任せている。
	長門市	16	特に定めていない	○								○	○	○		休止にする場合は、維持管理業者に相談のうえ、浄化槽内に水を張る等の措置を行うように指示している。法定検査については休止の期間中は受検対象外となる。
	周南市	24	1年以上	○				○				○				なし
徳島県	徳島県	3,111	特に定めていない												再会した旨の連絡をもらう	法定検査の案内は毎年送付する。引き続き休止する場合は、電話等でその旨の連絡を受ける。また、指定検査機関が定期的に休止状態を確認する。
	三好市	13	1年以上	○	○	○	○	○				○	○			休止届の連絡後、休止前保守点検と清掃を行った後に休止状態(何時でも再開ができる状態で休止)とするため、休止後は、特に維持管理は行っていない。
香川県	香川県	113	特に定めていない	○	○			○				○				休止する前に清掃し、水張りをするよう指導している。 休止中は、維持管理は不要。
	高松市	47	特に定めていない	○	○			○				○				休止する前に清掃し、水張りをするよう指導している。 休止中は、維持管理は不要。
	善通寺市	5	特に定めていない	○	○			○				○				必要に応じて浄化槽の清掃の実施を指導している。
愛媛県	久万高原町	2	1年以上	○								○				休止中に使用が認められた場合、清掃をしていただく。 最終清掃を行い、休止とする。
	砥部町	481	特に定めていない	○	○		○	○				○	○			口頭により、休止前の清掃の指導及び、再開時の保守点検について指導を行っている。
	伊方町	2	特に定めていない	○	○			○				○				特になし
	愛南町	0	特に定めていない	○				○				○				休止前に清掃し、水を張った状態で休止する。清掃を除き、検査等は通常通り行う。
	鬼北町	1	特に定めていない	○				○				○				特になし
高知県	上島町	0	特に定めていない	○				○				○				保守点検等も休止している
	高知県	91	1年以上	○								○				清掃(金量抜き)後、水張りし、使用できないようにして、休止する。
高知県	高知県	13	6ヶ月以上	○				○				○				使用を再開しようとするときは、あらかじめ浄化槽保守点検業者に連絡のうえ使用再開に係る保守点検を実施するとともに、浄化槽使用再開届を提出するよう指導。

24. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数 (令和元年度)	休止の届出等を提出させない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理	
				(休止時)						(再開時)							
				届出の提出 (書類等)	休止の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他	届出の提出 (書類等)	再開の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他		
高知県	宿毛市	1	特に定めていない	○							○						清掃(全量抜取り)後、水張りし、使用できないようにして休止する。
	津野町	5	1年以上	○	○						○	○					休止期間中は、保守点検、法定検査、清掃は実施しない。
	安芸市	0	特に定めていない	○				○					○				槽内の清掃を行い、消毒後に灌水する。
福岡県	北九州市	4	特に定めていない	○							○						保守点検等は、しなくてもよい
	大牟田市	44	特に定めていない	○				○			○						保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除
	朝倉市	件数未把握	特に定めていない	○							○						特に維持管理はおこなっていない
	みやま市	14	特に定めていない	○	○			○			○	○					汚泥引き抜き、水張りをし再開するまでは維持管理もしていない。
	小竹町	0	特に定めていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			維持管理はしない
	香春町	21	特に定めていない	○													半年に1回の点検
佐賀県	唐津市	2	特に定めていない	○							○						定期的に浄化槽維持管理協会が浄化槽の状況を把握している
	みやき町	2	特に定めていない	○							○						汚泥の抜き取り、水張りを指導。使用再開時は、使用できるか槽の状態を確認するよう指導。
	江北町	0	特に定めていない	○							○						休止届が提出されたことを月締めで把握している。法定検査、保守点検及び清掃については、特に指導等はしていない。
長崎県	長崎県	155	1年以上	○							○						指定検査機関への法定検査依頼
熊本県	人吉市	1	特に定めていない	○				○			○	○	○				浄化槽内部の清掃を行い、清水を満水の状態で静置。ブロワーも停止。維持管理は無し。
	菊池市	2	特に定めていない	○	○			○			○	○					特に行ってない。
	宇土市	0	特に定めていない	○				○			○	○	○				休止前に清掃を実施してもらい、休止中は検査・保守点検・清掃を中断。
	美里町	19	特に定めていない	○				○									再開後、保守点検(2ヶ月/1回)・清掃(年/1回)で管理を行
	長洲町	0	特に定めていない	○							○						休止中の維持管理は行わない。
	南小国町	1	特に定めていない	○							○						特になし
	南阿蘇村	2	特に定めていない	○	○			○			○	○					特になし
	玉名市	0	1年以上	○	○						○	○					浄化槽管理者にお願いしている。
	葦北町	10	特に定めていない	○				○			○						特になし
大分県	大分県	75	特に定めていない	○				○			○						清掃後、浄化槽へ水を張った状態での保管
	大分市	52	特に定めていない	○				○			○						免除で運用しているが、規定はない。
	中津市	12	1年以上	○				○			○	○	○				免除
	佐伯市	0	特に定めていない	○				○			○	○	○				維持管理を委託している業者に年1回の点検実施を依頼(市町村設置浄化槽)。
	豊後高田市	8	1年以上	○				○			○						維持管理不要
	宇佐市	18	特に定めていない	○				○			○						免除で運用しているが、規定はない。
	豊後大野市	18	特に定めていない	○				○			○						免除で運用しているが、規定はない。
	由布市	10	特に定めていない	○				○			○						なし
姫島村	0	特に定めていない	○				○			○						なし	
宮崎県	宮崎県	358	1年以上	○				○			○						休止扱いとなった浄化槽については、維持管理に対する指導対象から除外している。
	宮崎市	14	特に定めていない	○	○			○			○	○	○				全量清掃後、満水状態で維持。(清掃、保守点検なし)
	綾町	3	特に定めていない	○				○			○						休止・再開を維持管理業者に連絡

2.4. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数 (令和元年度)	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出 (書類等)	休止の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他	届出の提出 (書類等)	再開の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他	
鹿児島県	鹿児島県	1,754 (再開届を含む)	1年以上	○				○		○					清掃後、清水にて維持	
	日置市	79	1年以上	○						○					基本的に浄化槽の清掃を実施後に休止届を提出していただく。	
	曾於市	38	特に定めていない	○	○					○	○				実施無	
	長島町	14	特に定めていない	○				○		○					清掃後、清水にて維持	
	中種子町	16	特に定めていない	○						○					浄化槽管理者による管理	
	龍郷町	38	特に定めていない	○	○					○	○				維持管理業者へ連絡後、点検及び清掃を実施して休止。	
	三島村	2	特に定めていない	○						○					保守点検実施	
	徳之島町	0	特に定めていない	○						○					清掃後清水にて維持	
鹿児島市	未集計	特に定めていない	○				○			○				休止期間が長くなる予定であれば清掃を行うよう指導をしている。休止の期間は保守点検、清掃、法定検査は行っていない。		
沖縄県	沖縄県	1	特に定めていない	○						○					定めていない。	

2.5. NPO等との連携の状況

・NPO等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組を行っている事例 (令和元年度末現在)

都道府県名	地方自治体名	NPO等の概要	取組の概要	取組の時期、頻度等	その他
福島県	福島市	公益団法人福島県浄化槽協会 浄化槽の工事・保守点検・清掃業者が会員となっている。 浄化槽の正しい知識を県民に普及し、浄化槽に関する必要な調査研究及び維持管理の検査を行うことにより、公共用水域の汚濁防止と環境保全を図り、「もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。	浄化槽を設置した方に対し、維持管理等に関する説明会を実施する際に講師として協力してもらっている。	毎年10月、2月にそれぞれ2回ずつ開催	
群馬県	太田市	NPO法人太田CSセンター	市町村設置型浄化槽の維持管理全般 合併浄化槽の普及	維持管理については随時実施。 駆換等の普及活動については不定期に行っている。	
千葉県	館林市	浄化槽協会館林支部	意見交換、普及啓発活動	意見交換：適宜 普及啓発：市主催事業（市民のつどい）、10月頃、年1回	
長野県	野田市	NPO法人環境カウンセラー協議会千葉県協議会	水環境体験教室	1年に1回（令和元年度は令和元年8月に実施）	
長野県	飯田市	名称：飯田市浄化槽設置管理組合 構成：浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽管理者 活動目的：浄化槽の適正な設置、維持管理を推進することにより、生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する	浄化槽巡回点検	10月～12月	
静岡県	立科町	立科浄化槽維持管理協議会	浄化槽設置者への啓発活動	年1回 11月頃	
静岡県	富士市	静岡県浄化槽協会富士支部	①浄化槽パトロール ②浄化槽の日のパネル展示 ③新規設置者講習会	①毎年10月 ②毎年10月 ③2ヶ月に1回	
	牧之原市	・牧之原市管工事組合 ・静岡県浄化槽協会 榛原支部 環境保全協議会	小学校を対象とした水の環境教室 産業フェア開催時に浄化槽の解説	水の環境教室(小学校から要望が来次第) 産業フェア(11月)	
和歌山県	白浜町	自治会、企業及び組合等各種団体 白浜町の総合的な環境保全	各種イベントにおいて、啓発チラシの配布	各種イベントを開催した都度配布。	
島根県	益田市	NPO法人アンダテン21	アンダテン等が主催する益田川一斉清掃に併せ、下水道課では浄化槽の普及啓発パネル展を開催しました。	11月23日、年1回	
香川県	三豊市	・名称：三豊環境保全事業協同組合 ・構成：三豊市内の浄化槽清掃業者により平成21年に設立され、清掃業を営む組合員10社ならびに保守点検業者を営む賛助会員16社が加盟している。 ・活動目的等：汚水処理人口普及率の向上を目的とした「水と緑の美しいまちづくり事業」に關して、合併処理浄化槽の設置推進を図るとともに、適正な維持管理について市民へ周知すること等について、三豊市より業務を受託している。	・汚水処理等に関する冊子やチラシの作成および配布 ・組合員(業者)を通じて浄化槽維持管理一括契約の普及活動を実施 ・(公社)香川県浄化槽協会および三豊市と合同で、合併処理浄化槽を新設した市民を対象に「浄化槽教室」を開催	随時	
大分県	中津市	アースデイ中津	パンフレット配布	年1回、11月	
鹿児島県	いちき串木野市	公益財団法人環境保全協会、市内の浄化槽管理者	市のイベント(地かえてまつり)で浄化槽PRパネル、カットモデルの展示や、生活排水クイズを行った。また、浄化槽設置補助金のチラシ配布を実施。	10月26～27日	
沖縄県	沖縄県	公益社団法人沖縄環境整備協会	浄化槽県民相談窓口の設置	年1回「浄化槽の日」に合わせて実施	

26. 浄化槽処理促進区域の指定状況

(令和2年7月末現在)

都道府県名	浄化槽処理促進区域の指定状況			浄化槽処理促進区域を「指定済み」と回答した市町村の浄化槽処理促進区域内整備事業		
	指定済み (市町村数)	未指定・検討中 (市町村数)	未指定・未検討 (市町村数)	浄化槽設置整備 事業 (市町村数)	浄化槽市町村整備 推進事業 (市町村数)	左記の事業両方 (市町村数)
北海道	14	4	161	8	4	2
青森県		6	34			
岩手県		10	23			
宮城県	5	6	24	3	1	1
秋田県		2	23			
山形県		22	13			
福島県	2	11	46	1	1	
茨城県		9	35			
栃木県		25				
群馬県		25	10			
埼玉県		40	23			
千葉県	1	13	40	1		
東京都		5	57			
神奈川県		5	28			
新潟県		13	17			
富山県		3	12			
石川県	4	5	10	1	1	2
福井県		2	15			
山梨県		4	23			
長野県	6	5	66	4		2
岐阜県		3	39			
静岡県		34	1			
愛知県		15	39			
三重県	1	9	19		1	
滋賀県		1	18			
京都府		3	23			
大阪府	2	3	38		2	
兵庫県		1	40			
奈良県		7	32			
和歌山県		1	29			
鳥取県		1	18			
島根県	2	2	15		2	
岡山県		5	22			
広島県		7	17			
山口県		1	18			
徳島県	4	5	15	3	1	
香川県		1	16			
愛媛県		7	13			
高知県		5	29			
福岡県	1	9	50	1		
佐賀県	4	7	9		4	
長崎県		3	18			
熊本県	4	15	26	3	1	
大分県	2	8	7	2		
宮崎県		18	8			
鹿児島県		39	3			
沖縄県			41			
合計	52	425	1,263	27	18	7

27. 浄化槽管理士に対する研修機会の確保

(令和2年7月末現在)

都道府県名	条例の規定状況	研修の実施にあたっての他機関との		研修の内容						研修頻度	
		連携の有無	連携機関名	浄化槽行政動向	浄化槽の構造と機能	浄化槽の保守点検と清掃	安全衛生対策	その他	その他の内容		
									その他の内容		
北海道	検討中										
青森県	規定済み	有	一般社団法人青森県浄化槽検査センター	○	○	○		○	地域の浄化槽に関する施策展開、普及状況、法定検査受検率等	次の更新登録（3年）までに1回	
岩手県	規定済み	有	公益社団法人岩手県浄化槽協会（指定検査機関）	○	○	○	○			保守点検登録の有効期間内に1回以上	
宮城県	規定済み	有	公益社団法人宮城県生活環境事業協会	○	○	○				検討中	
秋田県	規定済み	有	一般社団法人全国浄化槽連合会	○	○	○	○	○	地域の動向	年1~2回程度（必要に応じて）	
山形県	規定済み	無		○	○	○		○	地域における浄化槽情報	毎年	
福島県	規定済み	有	公益社団法人福島県浄化槽協会、中核市（福島市、郡山市及びいわき市）	○	○	○		○	その他浄化槽の保守点検に必要な事項	有効期間（3年）ごとに1回以上	
茨城県	規定済み	有	茨城県水質保全協会	○	○	○	○			少なくとも5年（保守点検登録の有効期間）に1回	
栃木県	規定済み	有	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	○	○				登録の有効期間（5年）に1回以上	
群馬県	規定済み	有	群馬県浄化槽協会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報	年1回以上	
埼玉県	規定済み	有	指定研修機関（一般社団法人埼玉県浄化槽協会、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会）	○	○	○		○	埼玉県における浄化槽の課題と施策	各指定研修機関で年1回以上	
千葉県	規定済み	有	保健所設置市（千葉市、船橋市、柏市）	○	○	○		○	法定検査、県内の浄化槽に関する普及状況、他	年3回程度	
東京都	規定済み	有	東京都環境公社	○	○	○		○	都の動向	年1回	
神奈川県	規定済み	有	今後浄化槽関係団体を指定予定	○	○	○		○	県内の浄化槽に関する情報	登録の有効期間である5年間の間に1回以上	
新潟県	規定済み	有	（一）社新潟県浄化槽整備協会	○	○	○		○	県内における浄化槽に関する情報	年2回程度（予定）	
富山県	規定済み	有	富山県浄化槽協会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報	2年に1回（予定）	
石川県	規定済み	有	石川県浄化槽協会	○	○	○	○			年1回	
福井県	規定済み	有	一般社団法人福井県浄化槽協会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報	登録の有効期間（5年）ごとに1回以上	
山梨県	規定済み	無		○	○	○		○	地域における浄化槽情報	1回/年	
長野県	規定済み	有	公益社団法人長野県浄化槽協会	○	○	○	○			登録更新（5年）に1回	
岐阜県	規定済み	有	公益財団法人岐阜県浄化槽連合会	○	○	○	○		地域における浄化槽情報	8回/年（予定）	
静岡県	規定済み	無		○	○	○		○	浄化槽法定検査受検の取組	4回	
愛知県	規定済み	有	一般社団法人愛知県浄化槽協会、一般社団法人愛知県薬剤師会、一般財団法人中部微生物研究所、愛知県浄化槽保全協会、愛知県衛生事業協同組合、愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会	○	○	○		○	接遇	年6回程度	
三重県	規定済み	有	四日市市	○	○	○	○	○	地域に応じて実施すべき内容	未定	
滋賀県	検討中										
京都府	規定済み	有	京都市、公益社団法人京都保健衛生協会	○	○	○				年1~2回	
大阪府	規定済み	有	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	○	○		○	消費者目線から見た浄化槽の管理	年1回	
兵庫県	規定済み	有	一般社団法人兵庫県水質保全センター	○	○	○	○			2年に1回	
奈良県	規定済み	有	奈良市、全浄連	○	○	○	○			条例に規定はしているが、初回の開催日は未定	
和歌山県	規定済み	有	和歌山県浄化そう協会	○	○	○				年1回	
鳥取県	規定済み	有	鳥取県浄化槽協会	○	○	○				年1回（秋頃）	
島根県	規定済み	有	一般社団法人島根県浄化槽協会	○	○	○		○	地域における浄化槽状況	年1回程度	
岡山県	規定済み	有	一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報	浄化槽保守点検業者の登録の有効期間（3年）内に1回以上	
広島県	規定済み	有	県内全23市町	○	○	○	○	○	浄化槽保守点検・同清掃記録票	年間1回（県内3会場・3日）	
山口県	規定済み	有	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	○	○		○	山口県における浄化槽情報	1回/年	
徳島県	規定済み	有	公益社団法人徳島県環境技術センター					○	検討中	1年に2回程度	
香川県	規定済み	有	日本環境整備教育センター							年に1回	
愛媛県	規定済み	有	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	○	○	○			年2回予定	
高知県	規定済み	有	一般社団法人高知県浄化槽協会	○	○	○	○			年に1回	
福岡県	規定済み	無		○	○	○		○	地域における浄化槽情報	年1回以上	
佐賀県	規定済み	有	一般財団法人佐賀県浄化槽協会	○	○	○	○			年に1回	
長崎県	規定済み	有	一般財団法人長崎県浄化槽協会					○	未定	未定	
熊本県	規定済み	有	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	○	○	○			年1回	
大分県	規定済み	有	大分市、公益財団法人大分県環境管理協会	○	○	○	○	○	地域の実情	概ね1年に1回	
宮崎県	規定済み	有	一般社団法人宮崎県浄化槽協会	○	○	○				年1回	
鹿児島県	規定済み	有	鹿児島県環境保全協会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報に関する内容	毎年1回以上	

27. 浄化槽管理士に対する研修機会の確保

(令和2年7月末現在)

都道府県名	条例の規定 状況	研修の実施にあたっての他機関との		研修の内容							
		連携の有無	連携機関名	浄化槽行政動 向	浄化槽の構造 と機能	浄化槽の保守 点検と清掃	安全衛生対策	その他	その他の内容	研修頻度	
沖縄県	規定済み	有	公益社団法人沖縄県環境整備協会、 日本環境整備教育センター	○	○	○			○	沖縄県における浄化槽情報	毎年1回（本島、宮古島、石垣島）